

# 健康福祉委員会 案件一覧

(令和7年11月28日・12月1日開催分)

## ○付託議案審査 5件

部局	上 案 程 順	件 名	資料番号	説明者(所管課長名等)
福祉部	1	第148号議案 大田区立特別養護老人ホームの指定管理者の指定について	47	松田 介護サービス推進担当課長
		第149号議案 大田区立高齢者在宅サービスセンターの指定管理者の指定について		
		第150号議案 大田区立軽費老人ホームの指定管理者の指定について		
		第151号議案 大田区立障害者福祉施設の指定管理者の指定について	48	久保 障害福祉サービス推進担当課長
議員提出	2	議員提出第4号議案 大田区高齢者補聴器購入費助成条例	/	杉山(二) 委員

## ○所管事務報告 5件

部局	報告順	件名	資料番号	説明者(所管課長名等)
福祉部	1	令和6年度大田区包括外部監査結果(指摘及び意見)に対する措置状況(令和7年度・1年目)	49	山浦 福祉管理課長
	2	令和7年度 民生委員児童委員一斉改選の結果について	50	黄木 福祉支援調整担当課長
	3	第3期おおた介護予防応援事業の優秀チーム選定結果について	51	金子 元気高齢者担当課長
	4	区立特別養護老人ホーム蒲田及び併設施設の大規模改修について	52	金子 元気高齢者担当課長 松田 介護サービス推進担当課長
政策健康部	5	おおた健康プラン(第四次)(素案)に関する区民意見公募手続(パブリックコメント)等の実施について	53	小西 健康医療政策課長

健康福祉委員会
令和7年11月28日・12月1日
福祉部 資料47番
所管 介護保険課

第148・149・150号議案

大田区立特別養護老人ホーム等の指定管理者の指定について

1 対象施設及び所在地

施設の種別	対象施設名	所在地
大田区立特別 養護老人ホー ム	大田区立特別養護老人ホーム蒲田	大田区蒲田二丁目8番8号
	大田区立特別養護老人ホーム糀谷	大田区西糀谷二丁目12番1号
	大田区立特別養護老人ホームたま がわ	大田区下丸子四丁目23番1号
大田区立高齢 者在宅サービ スセンター	大田区立蒲田高齢者在宅サービス センター	大田区蒲田二丁目8番8号
	大田区立糀谷高齢者在宅サービス センター	大田区蒲田二丁目8番8号
	大田区立下丸子高齢者在宅サービ スセンター	大田区下丸子四丁目25番1号
	大田区立矢口高齢者在宅サービス センター	大田区新蒲田二丁目12番18号
	大田区立たまがわ高齢者在宅サービ スセンター	大田区下丸子四丁目23番1号
大田区立軽費 老人ホーム	大田区立おおもり園	大田区大森西一丁目8番6号

2 指定管理者候補者及びその期間

名称：社会福祉法人池上長寿園

所在地：大田区仲池上二丁目24番8号

期間：令和8年4月1日から令和13年3月31日まで(5年間)

3 現在の指定管理者及びその期間

名称：社会福祉法人池上長寿園

期間：令和3年4月1日から令和8年3月31日まで(5年間)

#### 4 選考経過

- (1) 選定要領交付 令和7年7月15日  
(2) 応募書類受付期間 令和7年7月15日から令和7年8月15日まで  
(3) 第一次審査(書面審査) 令和7年9月5日  
(4) 第二次審査(面接審査) 令和7年9月5日  
(5) 総合審査 令和7年9月5日  
(6) 審査結果通知 令和7年11月7日

#### 5 選考基準

区分	審査項目	配点	得点
法人経営全般	基本方針・運営、人事管理、安全管理	120	102
施設運営全般	施設運営、利用者支援、地域貢献、 権利擁護・個人情報保護	160	127
法人財務基盤	経営基盤、経営効率性	80	64
プレゼンテーション	運営方針、支援方針	80	67
ヒアリング	サービス向上、自立的経営	80	66
総合得点		520	426 (81.9%)

#### 6 選定理由

選考基準のうち、以下に記載された点が特に優れており、総合得点が審査基準に定めた評価点(配点の6割)を超えたことから、次期指定管理者候補者として適切であると評価された。

- 施設運営や利用者支援において、法人内研修の実施や課題解決のための検討等、提供サービスの質の向上に努めている。
- 財務審査における経営基盤及び経営効率性について、専門調査員(公認会計士)の総合的な審査結果が良好である。
- 人材育成や定着支援に注力しており、事業の安定的かつ継続的な運営が期待できる。また、スケールメリットを活かした地域連携を行っており、地域包括ケアシステムの深化へ向けて大田区と連携していくことができると見込まれる。

健 康 福 祉 委 員 会
令和7年11月28・12月1日
福祉部資料48番
所管 障害福祉課

## 第151号議案 大田区立障害者福祉施設の指定管理者の指定について

### 1 対象施設及び所在地、指定管理者候補者名、指定期間、選定方法

対象施設名 及び所在地	指定管理者 候補者名	指定管理の期間	選定方法
南六郷くすのき園 ※1 (南六郷三丁目 23番9号)	社会福祉法人東京都 手をつなぐ育成会	令和8年2月1日から 令和12年3月31日まで	特命 再指定
久が原福祉園 (久が原一丁目 2番5号)			
うめのき園 (東糀谷五丁目 17番14-101号)			
うめのき園分場 (大森南一丁目 20番8号)			
新井宿福祉園 (萩中二丁目 10番11号)	社会福祉法人 大田幸陽会	令和8年4月1日から 令和13年3月31日まで	
池上福祉園 (池上六丁目 40番3号)			
しいのき園 (西糀谷二丁目 9番12号)			
つばさホーム前の浦 (大森南二丁目 15番1号)			
南六郷くすのき園 ※2 (短期入所事業に係る部分に 限る。) (南六郷三丁目 23番9号)	社会福祉法人 善光会	令和8年4月1日から 令和12年3月31日まで	公募

#### ※ 南六郷くすのき園の指定管理の期間について

##### ※1 多機能型事業（生活介護・就労継続支援B型）に係る部分

南六郷くすのき園は、南六郷福祉園及びくすのき園が令和8年3月31日をもって指定管理期間が満了し、一体化した多機能型事業所として、令和8年4月1日に新たに開設する。開設準備期間を含め5年間を超えない範囲で指定するため、令和8年2月1日から令和12年3月31までの4年2か月間とする。

##### ※2 短期入所事業に係る部分

令和8年6月1日から新たに開設であるが、開設準備期間を含め指定管理期間の始期は令和8年4月1日とし、合築施設としての円滑な管理を行う必要があるため、終期を令和12年3月31日までとし、指定管理期間を4年間とする。

## 2 特命再指定施設の選定について

(1) 対象施設：南六郷くすのき園、久が原福祉園、うめのき園、うめのき園分場、新井宿福祉園、池上福祉園、しいのき園、つばさホーム前の浦

### (2) 選定経過

大田区立障害者福祉施設条例第3条の3及び第3条の4並びに平成27年8月1日付け「指定管理者の選定方針等について（通知）」に基づき、現指定管理者からの申出があったことを受け、必要な審査を行った。

ア 再指定の申出期限	令和7年6月5日
イ 評価委員会による評価	令和7年8月4日から6日、8日
ウ 指定管理候補者の選定通知	令和7年9月9日

### (3) 選定理由

選考基準のうち、以下に記載された点が特に優れており、総合得点が審査基準に定めた評価点(配点の6割)を超え、次期指定管理者候補者として適切であると評価された。

#### ア 共通の評価内容

- ・施設運営や利用者支援等に関する改善・要望事項に適切に対応し、施設サービスの向上に取り組んでいる。
- ・財務評価において、法人の経営基盤及び経営効率性における評価結果が良好であること。

#### イ 各指定管理者の評価内容

- ・社会福祉法人 東京都手をつなぐ育成会

区内外で事業を展開している法人のスケールメリットを活かした施設運営が可能であり、専門的な知識を有した人材を活かした安定したサービス提供が期待できる。

- ・社会福祉法人 大田幸陽会

区内において、生活介護、就労継続支援B型、短期入所、共同生活援助（グループホーム）、相談支援事業など、多岐に渡る障害福祉サービスを実施し、地域に密着した事業を展開しており、障がい者の地域社会の拠点としての役割を果たしている。

## 3 公募施設の選定について

(1) 対象施設：南六郷くすのき園(短期入所事業に係る部分に限る。)

(2) 応募事業者数：1事業者

### (3) 選定経過

大田区立障害者福祉施設条例第3条の3及び平成27年8月1日付け「指定管理者の選定方針等について（通知）」に基づき、事業者を公募し、必要な審査を行った。

ア 募集要項公表日	令和7年5月15日
-----------	-----------

イ 募集期間	令和7年6月2日から13日まで
ウ 一次審査（書類審査）	令和7年7月3日から7月18日まで
エ 二次審査(プレゼンテーション)	令和7年7月30日
オ 指定管理者候補者の選定通知	令和7年8月25日

#### (4)選定結果

評価区分	評価項目	配点	社会福祉法人 善光会の得点
法人経営全般	基本方針・運営、人事管理、安全管理、 管理実績	140	112
施設運営全般	施設運営、利用者支援、地域生活支 援拠点、個人情報保護・苦情解決	140	105
法人財務基盤	経営基盤、経営効率	70	56
プレゼンテーション	運営方針、支援方針	70	52.5
ヒアリング	サービス向上、自立的経営	70	52.5
総合得点		490	378 (77.1%)

#### (5)選定理由

選考基準のうち、以下に記載された点が特に優れており、総合得点が審査基準に定めた評価点(配点の6割)を超えたことから、次期指定管理者候補者として適切であると評価された。

- ・提案内容が法人の実績を含め、指定を受けるにふさわしいものであり、指定管理者として施設を安全に運営できる良好な財務状況にある。
- ・法人運営の健全性、法人が持ちうる専門性、同種の施設を複数運営することで蓄積されたノウハウ等を積極的に活用し、人材育成及び利用者支援等の一層の向上に取り組む積極的な姿勢と具体的な提案がなされた。

健康福祉委員会
令和 7 年 11 月 28 日・12 月 1 日
福祉部 資料 49 番
所管 福祉管理課

## 令和 6 年度大田区包括外部監査結果（指摘及び意見）

### に対する措置状況（令和 7 年度・1 年目）

#### 1 特定の事件（テーマ）

区立図書館の運営に関する事務の執行について

#### 2 監査実施期間

令和 6 年 7 月 1 日から令和 7 年 3 月 24 日まで

#### 3 指摘及び意見に対する措置状況

指摘 22 件				意見 132 件			
措置済	措置中	検討中	参考扱	措置済	措置中	検討中	参考扱
19 件	1 件	2 件	0 件	32 件	0 件	33 件	67 件

#### （用語定義）

**指 摘**：法令、条例、規則等の形式的な違反を含む、実質的な違反がある場合。もしくは実質的な違反とまではいえないが、社会通念上、適切でないものであり是正すべきもの又はそれに準ずるもの。

**意 見**：必ずしも是正を要するものではないが、事務の執行について参考にすべき事項として包括外部監査人が区に対して提言するもの。

**措置済**：具体的な措置方針・内容が決定し、措置が完了している。

**措置中**：具体的な措置方針・内容が決定したが、措置の完了には至っていない。

**検討中**：具体的な措置方針・内容を検討中、又は措置を行うかどうかを検討中である。

**参考扱**：措置を行わないことを決定、又は措置を行うことが困難である（そぐわない）。

#### 4 監査委員への通知日（根拠 地方自治法第 252 条の 38 第 6 項）

令和 7 年 11 月 25 日（火）

#### 5 措置対応が未了（措置中及び検討中）の指摘及び意見への対応

措置対応が未了（措置中及び検討中）の指摘及び意見については、所管部局において 2 会計年度（令和 7 年度及び令和 8 年度）において引き続き改善の見直しを検討する。

## 別 紙

# 令和 6 年度大田区包括外部監査結果 (指摘及び意見) に対する措置状況 (令和 7 年度・1 年目)

特定の事件 (テーマ)

「区立図書館の運営に関する事務の執行について」

令和 7 年 10 月 31 日

大 田 区



令和6年度大田区包括外部監査結果（指摘及び意見）に対する措置状況  
(令和7年度・1年目)（令和7年10月31日現在）

1 特定の事件（テーマ）

区立図書館の運営に関する事務の執行について

2 監査実施期間

令和6年7月1日から令和7年3月24日まで

3 指摘及び意見

(1) 指摘 22件

法令、条例、規則等の形式的な違反を含む、実質的な違反がある場合、もしくは実質的な違反とまではいえないが、社会通念上、適切でないものであり是正すべきもの、又は、それに準ずるもの。

(2) 意見 132件

是正を必ずしなくてはならないものではないが、事務の執行について参考にすべき事項として監査人が区に対して提言するもの。

4 措置状況

指摘 22件				意見 132件			
措置済	措置中	検討中	参考扱	措置済	措置中	検討中	参考扱
19件	1件	2件	0件	32件	0件	33件	67件

（内訳No.）

(1) 指摘 22件 (3~26ページ)

措置状況	指摘 No.
措置済 19	3、4、5、6、7、8、9、10、11、12、13、15、16、17、18、19、20、21、22
※措置中 1	14
※検討中 2	1、2
参考扱	(該当なし)

(2) 意見 132 件 (27~169 ページ)

措置状況	意見 No.
<u>措置済</u> 32	18、19、25、33、34、39、40、44、60、61、62、63、69、72、73、86、87、89、90、91、92、96、97、98、108、110、112、115、116、117、121、125
※措置中	(該当なし)
※検討中 33	9、10、11、12、14、16、24、27、28、29、30、32、35、42、49、50、52、56、57、64、65、66、67、68、83、84、88、93、120、128、129、130、131
<u>参考扱</u> 67	1、2、3、4、5、6、7、8、13、15、17、20、21、22、23、26、31、36、37、38、41、43、45、46、47、48、51、53、54、55、58、59、70、71、74、75、76、77、78、79、80、81、82、85、94、95、99、100、101、102、103、104、105、106、107、109、111、113、114、118、119、122、123、124、126、127、132

(定 義)

- 措置済 具体的な措置方針・内容が決定し、措置が完了している。
- ※措置中 具体的な措置方針・内容が決定したが、措置の完了には至っていない。
- ※検討中 具体的な措置方針・内容を検討中、又は措置を行うかどうかを検討中である。
- 参考扱 措置を行わないことを決定、又は措置を行うことが困難である（そぐわない）。

令和6年度大田区包括外部監査

**【指摘 22件】(P6~10) (7年度措置状況・1年目)**

指摘 No.	報告書 ページ	概要版 ページ	【概要版】項目	措置 状況	措置状況 回答所管課	本書 ページ
第2節 1	68	13	「大田区立図書館館則」の館外貸出図書資料数	※検討中	大田図書館	5
2	72	15	「大田区立図書館館則」の予約図書資料数	※検討中	大田図書館	6
第4節 3	174	33	各図書館の蔵書更新計画書内における目標数値の誤り	措置済	大田図書館	7
第5節 4	222	41	ネットワーク機器の設置状況の改善	措置済	大田図書館	8
第6節 5	252	44	小破修繕工事にかかる「工事連絡票」の提出	措置済	大田図書館	9
第8節 6	286	50	各図書館の受け持ち地域の重複、記載漏れ	措置済	大田図書館	10
7	286	50	図書館システムの日常運用業務の記載見直し	措置済	大田図書館	11
8	289	51	月次事業報告書の報告ルールの指導	措置済	大田図書館	12
9	290	51	月次事業報告書の「クレーム、要望等」報告	措置済	大田図書館	13
第9節 10	328	60	個人情報帳票類の保管、管理、廃棄の過程の記録 (大田文化の森情報館)	措置済	文化芸術 推進課	14
11	329	61	業務受託者の個人情報保護に関する研修実施状況の確認 (大田文化の森情報館)	措置済	文化芸術 推進課	15
12	330	61	指定管理者、図書館業務受託者が情報システム機器等を持込・回収する場合の事前許可 (大田文化の森情報館)	措置済	文化芸術 推進課	16
13	340	65	指定管理者、図書館業務受託者が情報システム機器等を持込・回収する場合の事前許可 (田園調布せせらぎ館図書サービスコーナー)	措置済	田園調布 特別出張所	17
14	341	66	せせらぎ館の備品の現況調整 (田園調布せせらぎ館図書サービスコーナー)	※措置中	田園調布 特別出張所	18
15	356	70	個人情報帳票類等の管理台帳の作成 (障がい者総合サポートセンター声の図書室)	措置済	障がい者総合 サポートセンター	19

<b>16</b>	357	<b>70</b>	<b>「障がい者総合サポートセンター情報セキュリティ対策基準」における「図書館情報システム」名称 (障がい者総合サポートセンター声の図書室)</b>	<u>措置済</u>	障がい者総合サポートセンター	20
<b>17</b>	357	<b>70</b>	<b>指定管理者、図書館業務受託者が情報システム機器等を持込・回収する場合の事前許可 (障がい者総合サポートセンター声の図書室)</b>	<u>措置済</u>	障がい者総合サポートセンター	21
<b>第 10 節 18</b>	389	<b>75</b>	<b>個人情報帳票類の網羅的な台帳管理</b>	<u>措置済</u>	大田図書館	22
<b>19</b>	389	<b>75</b>	<b>各図書館の業務フローに応じた個人情報帳票類の特定</b>	<u>措置済</u>	大田図書館	23
<b>20</b>	390	<b>75</b>	<b>個人情報帳票類の管理台帳の入力項目</b>	<u>措置済</u>	大田図書館	24
<b>21</b>	390	<b>75</b>	<b>個人情報帳票類の保管期間の考え方の統一と周知</b>	<u>措置済</u>	大田図書館	25
<b>22</b>	390	<b>76</b>	<b>情報端末機器の管理番号シールの誤り</b>	<u>措置済</u>	大田図書館	26

<b>指摘No.1（第2節）</b>	措置状況：※検討中	部課名：教育総務部大田図書館
項目：「大田区立図書館館則」の館外貸出図書資料数		
<b>指摘事項</b>		
「大田区立図書館館則」では、以下のとおり、「館外貸出しを受けることができる図書館資料数は全館を合わせて18点以内」と記載されているが、「大田文化の森条例施行規則」では「館外貸出しを受けることができる情報館資料の数は、情報館及び大田区立図書館の全館を合わせて18点以内」と記載されている。		
区立図書館においても、図書館資料と情報館資料の貸出が可能であり、「大田区立図書館館則」については、実際のルールと一致させ、館外貸出し受けることができる資料数は、「区立図書館の全館及び情報館を合わせて18点以内」であると記載を見直す必要がある。		
<b>措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）</b>		
指摘内容を踏まえ、大田区立図書館館則の改正を検討します。		
(令和7年度・1年目)		

<b>指摘No.2（第2節）</b>	措置状況：※検討中	部課名：教育総務部大田図書館
項目：「大田区立図書館館則」の予約図書資料数		
<b>指摘事項</b>		
「大田区立図書館館則」では、以下のとおり、「予約をすることができる図書館資料の数は、全館を合わせて18点以内」と記載されているが、「大田文化の森条例施行規則」では「予約をすることができる情報館資料の数は、情報館及び大田区立図書館の全館を合わせて18点以内」と記載されている。		
区立図書館においても、図書館資料と情報館資料の予約が可能であり、「大田区立図書館館則」については、実際のルールと一致させ、予約をすることができる資料数は、「区立図書館の全館及び情報館を合わせて18点以内」と記載を見直す必要がある。		
<b>措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）</b>		
指摘内容を踏まえ、大田区立図書館館則の改正を検討します。		
(令和7年度・1年目)		

<b>指摘No.3（第4節）</b>	措置状況：措置済	部課名：教育総務部大田図書館
項目：各図書館の蔵書更新計画書内における目標数値の誤り		
<b>指摘事項</b>		
<p>①大森南図書館の令和6年度の蔵書更新計画書において、「1-2 蔵書数の推移」の令和3年度の蔵書数に、令和2年度の数値が記載され、適切に数値が繰り越されていなかった。資料作成に当たり今後は留意が必要である。</p> <p>②除籍の計画が、前々年度受入冊数の10%以内を目安にして策定されているかについて検証をしたが、一般書と同様、計画段階において、重点目標と整合していない館が見られる。</p>		
<b>措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）</b>		
計画書や各種報告事項について、実態を把握するため正確に作成をするよう各館へ周知しました。		
(令和7年度・1年目)		

<b>指摘No.4（第5節）</b>	措置状況：措置済	部課名：教育総務部大田図書館
項目：ネットワーク機器の設置状況の改善		
<b>指摘事項</b>		
<p>大田図書館内には、ネットワーク機器が設置されている。ネットワーク機器の管理状況を実見したところ、ネットワーク機器の筐体は施錠されておらず、また筐体は床にボルト等で固定されてはいなかった。ネットワーク機器が被害にあった場合、データセンターとの通信は不能になるため、サーバー等と同様に、ネットワーク機器も同程度の保全は必要であろう。よって、地震や人為的破壊等に備えるためにも、ネットワーク機器の筐体の施錠や固定は行うべきである。</p>		
<b>措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）</b>		
<p>指摘内容を踏まえ、大田図書館内にあるネットワーク機器を収納しているラックに施錠を施し、転倒防止ベルトで壁面と固定する対策を施しました。</p>		
(令和7年度・1年目)		

指摘No.5（第6節）	措置状況：措置済	部課名：教育総務部大田図書館
項目：小破修繕工事にかかる「工事連絡票」の提出		
指摘事項		
<p>「令和5年度大田区立図書館指定管理 年間事業報告書」における「（3）設備・施設上の総括ほか B施設・設備等の修理状況」の「ア.施設・設備 修繕履歴」に列挙された内容と、「工事連絡票」を照合した結果、以下の8件について「工事連絡票」を確認することができなかったが、「工事連絡票」の提出が求められる小破修繕工事に該当する明細は1件で、他の7件については、小破修繕工事に該当しない備品修繕・処分費等であった。</p> <p>また、区の財産である図書館施設においてどのような修繕が行われるかを把握することは重要であり、事前に指定管理者に「工事連絡票」の提出を求め、事後であっても、その内容を確認する必要がある。そのため、小破修繕工事にかかる「工事連絡票」が適時に提出されていることを確認する必要がある。</p>		
措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）		
<p>各指定管理者に対して、工事執行の際には事前に工事連絡票を提出し、適切な事務処理を行うよう改めて周知し、再発防止を図りました。</p> <p>また、工事連絡票にて内容を把握しているため、事務の効率化を図るとともに入力漏れを防ぐため、令和7年度分から年間事業報告書の様式を変更し、「B 施設・設備等の修理状況」欄を削除しました。</p>		
(令和7年度・1年目)		

指摘No.6（第8節）	措置状況： <u>措置済</u>	部課名：教育総務部大田図書館
項目：各図書館の受け持ち地域の重複、記載漏れ		
<b>指摘事項</b>		
<p>当該マニュアルには、各図書館の受け持ち地域が記載されている。</p> <p>しかし、久が原図書館の受け持ち地域には「東雪谷三丁目」が重ねて2回記載されていることから、当該マニュアルの修正が必要である。</p> <p>また大田にある次の地域については受け持ち地域に記載がされていない。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-left: 20px;">           大森本町一丁目、平和島五、六丁目、城南島四、五、六丁目、ふるさとの浜辺、            令和島一、二丁目         </div> <p>このうち、平和島六丁目、城南島五丁目、城南島六丁目、ふるさとの浜辺、令和島一丁目、令和島二丁目は人口ゼロではあるが、大森本町一丁目は約4,500人の人口があることから、受け持ち地域は漏れなく記載することが必要である。</p>		
<b>措置内容（具体的な対応策・再発防止策など）</b>		
<p>指摘内容をもとに、大田区立図書館業務マニュアルを修正しました。</p> <p>なお、町丁の中には、当区で示す年齢別・町丁別人口（毎年1月1日更新）において、住民登録がない地域もあります。このため、住民登録がない地域や、当該地域が市街化調整区域である場合などは、「住民登録がない地域は受け持ち地域に記載がない」旨記載しました。</p>		
(令和7年度・1年目)		

指摘No.7（第8節）	措置状況：措置済	部課名：教育総務部大田図書館
項目：図書館システムの日常運用業務の記載見直し		
指摘事項		
当該マニュアルには、図書館システムの日常運用業務のうち、地域館の業務として、予約確保連絡メールの送信、督促メールの送信について、所定の手順での実施を求めているが、予約確保連絡メール、督促メールともに自動送信となっているため、記載を見直す必要がある。		
措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）		
指摘内容を踏まえ、大田区立図書館業務マニュアルの記述を改訂しました。		
(令和7年度・1年目)		

指摘No.8（第8節）	措置状況： <u>措置済</u>	部課名：教育総務部大田図書館
項目：月次事業報告書の報告ルールの指導		
指摘事項		
<p>令和5年度の指定管理者の月次事業報告書を確認したところ、次のような事項が確認された。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大森東図書館の令和5年6月分 令和5年7月11日付け作成であり、期限の7日を超えていた。</li> <li>・池上図書館の令和5年12月分 令和6年1月8日付け作成であり、期限の7日を超えていた。</li> <li>・蒲田図書館の令和6年3月分 令和6年4月とあるが、作成日の記載がなかった。</li> <li>・大森南図書館の令和5年5月分 令和5年5月6日とあり、作成日が誤っていると考えられる。</li> </ul> <p>これらは「大田区立図書館業務マニュアル」による月次事業報告書の報告ルールに沿っていないと考えられる。そのため大田区は指定管理者に全ての月次事業報告書の報告を報告ルールに沿って提出するように指導することが必要であると考える。</p>		
措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）		
<p>各指定管理者に対し、書類の提出期限について、大田区立図書館業務マニュアル等に沿って厳守するよう改めて周知し、再発防止を図りました。</p>		
(令和7年度・1年目)		

指摘No.9（第8節）	措置状況：措置済	部課名：教育総務部大田図書館
項目：月次事業報告書の「クレーム、要望等」報告		
<b>指摘事項</b>		
<p>浜竹図書館の令和5年7月分及び洗足池図書館の令和5年10月分について、月次事業報告書では「クレーム、要望等」について月間総件数が0件として報告されている。しかし館長会の議事録を確認すると浜竹図書館では同月にクレーム報告を挙げており、また洗足池図書館では同月に犯罪事件ありと報告している。どちらも月次事業報告書の「クレーム、要望等」に当てはまる事項かと考えられるため、月次事業報告書に記載するべきであったと考える。</p>		
<b>措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）</b>		
<p>クレーム等については、別途、各館で相互に情報共有を行っています。事務の効率化を図るとともに入力漏れを防ぐため、令和7年度から月次事業報告書の様式を変更し、「クレーム、要望」欄は削除しました。</p>		
(令和7年度・1年目)		

指摘No.10（第9節）	措置状況： <u>措置済</u>	部課名：地域未来創造部文化芸術振興課
項目：個人情報帳票類の保管、管理、廃棄の過程の記録（大田文化の森資料館）		
<b>指摘事項</b>		
<p>個人情報帳票類の管理簿を確認したところ、管理簿には保管場所、保管期間、処理過程（印字等の日時、枚数、処理日、処理者氏名、廃棄日、廃棄方法等）が明記されていなかった。個人情報の漏えい等が生じないようにするために、管理簿により、個人情報帳票類の保管、管理・廃棄の過程を明確に記録する必要がある。このため、必要項目を含めたフォーマットへの変更する必要がある。</p>		
<b>措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）</b>		
<p>新たなフォーマット「個人情報保管記録票」を作成しました。 この記録票には個人情報を取り扱う保管場所、保管期間、処理過程等を明確に記載しています。 作成した「個人情報保管記録票」は以下の方法で厳重に管理します。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 記録票を整理しファイリングします。</li> <li>2 ファイリングした記録票は施錠可能な場所に保管します。</li> </ol> <p>この「個人情報保管記録票」の導入と適切な運用により、個人情報の管理体制をさらに強化し、安全な情報管理を徹底していきます。</p>		
(令和7年度・1年目)		

指摘No.11（第9節）	措置状況： <u>措置済</u>	部課名：地域未来創造部文化芸術振興課
項目：業務受託者の個人情報保護に関する研修実施状況の確認		（大田文化の森資料館）
<b>指摘事項</b>		
<p>指定管理者である大田区文化振興協会へのモニタリングにおいては「個人情報保護、法令順守のため、マニュアルの整備や職員研修を実施しているか」を確認項目としているが、情報館図書コーナー業務の委託者である大田区文化振興協会には、受託者の研修内容の報告がなされていないため、受託者の研修の実施状況については指定管理者モニタリングでは確認がなされないことになる。モニタリングでは指定管理者である大田区文化振興協会のみでなく、大田区文化振興協会が委託している業務についても、同様の確認を実施するべきである。</p>		
<b>措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）</b>		
<p>令和7年度の職員研修計画について、受託者から提出されています。 当該研修計画には「個人情報保護」「カスタマーハラスメント」「救命救急講習」等が含まれています。また、研修実施後、その内容をまとめた報告書も提出予定です。</p>		
(令和7年度・1年目)		

指摘No.12（第9節）	措置状況： <u>措置済</u>	部課名：地域未来創造部文化芸術振興課
項目：指定管理者、図書館業務受託者が情報システム機器等を持込・回収する場合の事前許可（大田文化の森情報館図書コーナー）		
<b>指摘事項</b>		
<p>「図書館情報システム 情報セキュリティ実施基準」では、指定管理者、図書館業務受託者が情報システム機器等を持込・回収する場合は、大田図書館長の事前許可を得て行うことが規定されている。情報館図書コーナーにおいては、大田区文化振興協会からの情報館図書コーナーの業務を委託された業務受託者が情報システム機器等を持ち込む場合に適用されることになるが、現状は、業務受託者の持込機器等についての事前許可の手続きが実施されていない。持込機器等が図書館情報システムネットワーク及び大田区行政情報ネットワークへの接続ができない環境が整備されているものの、セキュリティインシデント発生時の対応も踏まえ、指定管理者、図書館業務受託者の持込機器等の把握・管理が実施されるべきである。また、「図書館情報システム 情報セキュリティ実施基準」上は、大田図書館長の事前許可が求められているが、（意見No.117）に記載したとおり、情報館図書コーナーにおいては、「情報セキュリティ実施基準」上で情報館図書コーナーのセキュリティ対策担当者である大田文化の森情報館長への報告が望まれる。</p>		
<b>措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）</b>		
<p>指摘内容を踏まえて、情報システム機器等の持ち込み及び回収に関する新たな手続を策定しました。この中で、「システム機器持込申請書」及び「システム機器回収通知書」の様式を作成しています。なお、システム機器とはパソコン、パソコンに接続可能な情報機器、ネットワーク通信機器になります。</p> <p>また、これらの機器を適切に管理するため、管理台帳も作成しました。これにより情報システム機器の持ち込み及び回収プロセスを明確化し、管理を徹底していきます。</p>		
(令和7年度・1年目)		

指摘No.13（第9節）	措置状況： <u>措置済</u>	部課名：地域未来創造部田園調布特別出張所
項目：指定管理者、図書館業務受託者が情報システム機器等を持込・回収する場合の事前許可（田園調布せせらぎ館図書サービスコーナー）		
<b>指摘事項</b>		
<p>「図書館情報システム 情報セキュリティ実施基準」では、指定管理者、図書館業務受託者が情報システム機器等を持込・回収する場合は、大田図書館長の事前許可を得て行うことが規定されている。図書サービスコーナーにおいても、図書サービスコーナーの指定管理者が情報システム機器等を持ち込む場合に適用されることになるが、現状は、指定管理者の持込機器等についての事前許可の手続きが実施されていない。持込機器等が図書館システムネットワーク及び大田区行政情報ネットワークへの接続ができない環境が整備されているものの（第5節システム参照）、セキュリティインシデント発生時の対応も踏まえ、指定管理者、図書館業務受託者の持込機器等の把握・管理が実施されるべきである。また、「図書館情報システム 情報セキュリティ実施基準」上は、大田図書館長の事前許可が求められているが、（意見No.117）に記載したとおり、図書サービスコーナーにおいては、「図書館情報システム 情報セキュリティ実施基準」上でせせらぎ館図書サービスコーナーのセキュリティ対策担当者である大田区立田園調布せせらぎ公園・大田区田園調布せせらぎ館統括責任者への報告が望まれる。</p>		
<b>措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）</b>		
<p>大田図書館と協議の上、大田図書館情報セキュリティ実施手順を改訂（令和7年8月6日決定）し、図書館システムネットワーク及び大田区行政情報ネットワークへの接続ができない環境であっても指定管理者、図書館業務受託者の持込機器等の把握・管理の実施を明確化しました。</p> <p>当該実施手順に基づき、大田図書館長への事前許可の実施とともに、図書サービスコーナーにおいては、セキュリティ対策担当者である大田区立田園調布せせらぎ公園・大田区田園調布せせらぎ館統括責任者への報告を徹底しました。</p>		
(令和7年度・1年目)		

指摘No.14（第9節）	措置状況：※措置中	部課名：地域未来創造部田園調布特別出張所
項目：せせらぎ館の備品の現況調整	（田園調布せせらぎ館図書サービスコーナー）	
<b>指摘事項</b>		
<p>田園調布特別出張所では、せせらぎ館の備品の現況調整については、「毎年度1回一定の期日」には実施せず、隔年で備品一覧と現物の確認を実施しているとのことである。備品の金額は、区有財産として毎年度公表されており、報告される備品の実在性については毎年確認されるべきであることから、せせらぎ館の備品についても、毎年度1回一定の期日で現況調査を実施するべきである。</p>		
<b>措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）</b>		
<p>指摘内容及び大田区会計事務規則の規定に沿って、田園調布特別出張所において、毎年度1回、一定の期日に田園調布せせらぎ館の備品現況調査により備品一覧と現物の確認を実施します（実施期日調整中）。</p>		
(令和7年度・1年目)		

指摘No.15（第9節）	措置状況：措置済	部課名：福祉部障がい者総合サポートセンター
項目：個人情報帳票類等の管理台帳の作成（障がい者総合サポートセンター声の図書室）		
<b>指摘事項</b>		
<p>業務上、基本的には個人情報帳票類等を出力することではなく、管理対象となる個人情報帳票類等も少なく、定期的な処分が必要ではないことから、個人情報帳票類等の管理・処分過程を管理する台帳等は作成していない。しかし、個人情報の漏えい等が生じないようにするために、保管される個人情報を網羅的に把握し、個人情報帳票類等の保管場所・数量や、登録を削除した利用登録者に関する個人情報帳票等が一定の時期に適切に廃棄されていることを管理する必要がある。このため、保管される個人情報帳票等については、台帳を作成のうえ管理する必要がある。</p>		
<b>措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）</b>		
<p>委託事業者との連携が十分でなかつたため、当日の事業説明に齟齬が生じてしましましたが、個人情報帳票等の管理台帳について、実際には声の図書室業務委託受託者が表計算ソフトExcelで作成し、パソコンのファイルにパスワードを設定の上、適正に管理しています。</p> <p>今後の監査等において誤解を招かないように、区担当者及び委託業者間で文書、台帳等の保管場所を明確にし、適切に対応していきます。</p>		
(令和7年度・1年目)		

<b>指摘No.16（第9節）</b>	措置状況： <u>措置済</u>	部課名：福祉部障がい者総合サポートセンター
項目：「障がい者総合サポートセンター情報セキュリティ対策基準」における「図書館情報システム」名称		
<b>指摘事項</b>		
<p>「障がい者総合サポートセンター情報セキュリティ対策基準」において、声の図書室で使用されている図書館情報システムが対象システムとされるが、当該基準の対象システムの一覧において「図書管理システム」と記載されているため、「図書館情報システム」と修正する必要がある。</p>		
<b>措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）</b>		
<p>大田区では総務課（内部統制・情報セキュリティ担当）が定める「大田区情報セキュリティ対策基準」に基づき、各所属において実施する具体的な手順を定めることが正式な手続であるため、名称を「障がい者総合サポートセンター情報セキュリティ対策基準」から「障がい者総合サポートセンター情報セキュリティ実施手順」に修正しました。</p> <p>また、大田図書館に正式名称を確認の上、令和7年4月1日付け、対象システム一覧における「図書管理システム」を「図書館システム」に改正しました。</p>		
(令和7年度・1年目)		

指摘No.17（第9節）	措置状況： <u>措置済</u>	部課名：福祉部障がい者総合サポートセンター		
項目：	指定管理者、図書館業務受託者が情報システム機器等を持込・回収する場合の事前許可（障がい者総合サポートセンター声の図書室）			
<b>指摘事項</b>				
<p>「図書館情報システム 情報セキュリティ実施基準」では、指定管理者、図書館業務受託者が情報システム機器等を持込・回収する場合は、大田図書館長の事前許可を得て行うことが規定されている。声の図書室においては、声の図書室の業務を委託された業務受託者が情報システム機器等を持ち込む場合に適用されることになる。声の図書室においては、業務受託者の情報システム機器等の持ち込み、及び当該機器を使用した声の図書室の登録利用者情報等の取扱いについては、区の個人情報審議会により承認済みである。しかし、業務受託者の持込機器等により、声の図書室の登録利用者情報等が取り扱われていることから、セキュリティインシデント発生時の対応も踏まえ、指定管理者、図書館業務受託者の持込機器等の把握・管理が実施されるべきである。また、「図書館情報システム 情報セキュリティ実施基準」上は、大田図書館長の事前許可が求められているが、（意見No.117）の記載内容に準じて、声の図書室においては、「図書館情報システム 情報セキュリティ実施基準」上で声の図書室のセキュリティ対策担当者である障がい者総合サポートセンターチーフへの報告が望まれる。</p>				
<b>措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）</b>				
<p>指摘内容を踏まえ、大田図書館が定める「図書館情報システム 情報セキュリティ実施基準」について、情報システム機器等を持込・回収する場合の大田図書館長の事前許可については、各セキュリティ管理者へ報告するという内容に改正しました。今後は、基準に基づき、適切に処理を実施します。</p> <p>また、声の図書室の登録利用者情報等を取扱う業務受託者の情報機器については、機器の端末番号と使用者を常に把握するため、機器追加・更新時には必ず報告を受ける体制に変更しました。</p>				
(令和7年度・1年目)				

指摘No.18(第10節)	措置状況： <u>措置済</u>	部課名：教育総務部大田図書館
項目：個人情報帳票類の網羅的な台帳管理		
<b>指摘事項</b>		
<p>個人情報の漏えい等が生じないようにするために、保管される個人情報帳票類を網羅的に特定し、管理する必要がある。一部の個人情報帳票類については、管理簿への記入は行わず、個人情報帳票類の作成された時期毎にファイリングし、所定の場所等で保管して、廃棄するまでを管理している図書館があった。しかし、保管すべき個人情報帳票類が特定され、保管されてから廃棄されるまでの過程を記録することで個人情報の漏えい等が生じないように管理できるため、保管される個人情報帳票類を網羅的に管理簿で管理する必要がある。</p>		
<b>措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）</b>		
<p>区では「個人情報が記載されている帳票等の取扱いについて」（平成19年3月28日18大図発第10599号大田図書館長決定）において、帳票類の取扱い等について明記しています。同通知では「個人情報保管調査書」として、27の個人情報関連帳票を列挙しており、今後は同調査書に記載のある帳票類を「大田区立図書館において管理対象とする個人情報帳票類」として取り扱います。</p> <p>なお、本指摘内容を踏まえ、各館へは個人情報の管理徹底について改めて周知を行いました。</p>		
(令和7年度・1年目)		

指摘No.19(第10節)	措置状況： <u>措置済</u>	部課名：教育総務部大田図書館
項目：各図書館の業務フローに応じた個人情報帳票類の特定		
<b>指摘事項</b>		
<p>個人情報の漏えい等が生じないようにするために、保管される個人情報帳票類を網羅的に特定し、管理する必要がある。各図書館の業務フロー等の相違により、作成される個人情報帳票類に差が生じている。このため、各図書館で管理対象とすべき個人情報帳票類を特定する必要があることから「個人情報が記載されている帳票等の取扱いについて」等において、管理対象とすべき個人情報帳票類を特定する必要があることについて追記する必要がある。</p>		
<b>措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）</b>		
<p>各館において、現状運用している個人情報の管理帳票の確認をした際、独自の書式を使用している館があることを把握しました。本指摘内容を周知の上、各館における対応状況を確認済みです。引き続き、モニタリングの機会などを通じ、運用状況を確認していきます。</p> <p>なお、周知内容は次のとおりです。</p> <p>「大田区立図書館において管理対象とする個人情報帳票類」に定める帳票について、その保管期間に則り適切に保管・処分をお願いします。また、各図書館において収集・作成する個人情報は必要最小限とし、やむを得ず収集する場合には、「その他の個人情報関連文書」として取扱い、管理徹底をお願いします。</p>		
(令和7年度・1年目)		

指摘No.20(第10節)	措置状況： <u>措置済</u>	部課名：教育総務部大田図書館
項目：個人情報帳票類の管理台帳の入力項目		
<b>指摘事項</b>		
<p>各館で任意の管理簿を使用して管理がされているが、個人情報の漏えい等が生じないようにするためには、管理簿により、個人情報帳票類の保管から廃棄の過程までを記録する必要がある。必要項目を含めた統一のフォーマットを採用するか、各図書館で任意の管理簿を使用する場合はモニタリング時に管理簿の作成状況等についても確認項目とする必要がある。</p>		
<b>措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）</b>		
<p>指摘内容を踏まえ、各館へ周知を行いました。今後、モニタリングの機会などを通じ、運用状況を確認の上、保管から廃棄までの記録の徹底を図ります。</p> <p>なお、周知内容は次のとおりです。</p> <p>「大田区立図書館において管理対象とする個人情報帳票類」において保管期間を定めています。包括外部監査から指摘のあった「保管期間の考え方」については以下のとおりです。次の具体例を参考に適切な時期に処分を行ってください。</p> <p>(例1 保管期間3か月の帳票) 7月に作成（入手）した個人情報帳票→10月末までの保管し、11月に廃棄</p> <p>(例2 保管期間3年の帳票) 令和3年度に作成（入手）した個人情報帳票→令和7年度に廃棄</p>		
(令和7年度・1年目)		

指摘No.21(第10節)	措置状況： <u>措置済</u>	部課名：教育総務部大田図書館
項目：個人情報帳票類の保管期間の考え方の統一と周知		
<b>指摘事項</b>		
<p>「個人情報が記載されている帳票等の取扱いについて」の別紙「個人情報保管調査書」に、帳票ごとの「保管期間」が記載されているが、各図書館で統一的な取扱いとなるように、「保管期間」の考え方について周知する必要がある。</p>		
<b>措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）</b>		
<p>指摘内容を踏まえ、個人情報帳票の保管期間について、改めて各館へ周知しました。今後、モニタリングの機会などを通じ、運用状況を確認していきます。</p> <p>なお、周知内容は次のとおりです。</p> <p>「大田区立図書館において管理対象とする個人情報帳票類」において保管期間を定めています。包括外部監査から指摘のあった「保管期間の考え方」については以下のとおりです。次の具体例を参考に適切な時期に処分を行ってください。</p> <p>(例1 保管期間3か月の帳票) 7月に作成（入手）した個人情報帳票→10月末までの保管し、11月に廃棄</p> <p>(例2 保管期間3年の帳票) 令和3年度に作成（入手）した個人情報帳票→令和7年度に廃棄</p>		
(令和7年度・1年目)		

指摘No.22(第10節)	措置状況：措置済	部課名：教育総務部大田図書館
項目：情報端末機器の管理番号シールの誤り		
指摘事項項		
利用者が使用するPC 2台について、いずれも同じ管理番号のシールが貼ってあったため、管理台帳等に基づいた正しい管理番号へ貼り替える必要がある。		
措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）		
指摘内容を踏まえ、該当館のPCについて、速やかに正しい管理番号シールを貼付しました。		
(令和7年度・1年目)		

令和6年度大田区包括外部監査

**【意見 132件】(P25~160) (7年度措置状況・1年目)**

意見 No.	報告書 ページ	概要版 ページ	【概要版】項目	措置 状況	措置状況 回答所管課	本書 ページ
第1節 1	24	9	区立図書館の基本的運営方針を策定・公表	参考扱	大田図書館	36
2	24	9	区立図書館の各取組における指標、数値目標の設定	参考扱	大田図書館	37
3	25	10	区立図書館における図書館協議会の設置	参考扱	大田図書館	38
4	35	10	新おおた重点プログラムにおける区立図書館の取組実績の報告項目	参考扱	大田図書館	39
5	41	10	「大田区子ども読書活動推進計画」の各取組と指標の関連性	参考扱	大田図書館	40
6	44	11	「大田区子ども読書活動推進計画」の目標値設定の精緻化	参考扱	大田図書館	41
7	44	11	「大田区子ども読書活動推進計画」の指標設定	参考扱	大田図書館	42
8	45	11	「大田区子ども読書活動推進計画」の目標値の設定前提	参考扱	大田図書館	43
第2節 9	69	14	「特別貸出」時の業務フロー	※検討中	大田図書館	44
10	71	15	「特別貸出」以外の責任者判断が必要とされる業務の業務フロー	※検討中	大田図書館	45
11	71	15	来館せずに可能な利用手続き	※検討中	大田図書館	46
12	77	16	年代別利用登録者数等のデータ蓄積	※検討中	大田図書館	47
13	85	16	レファレンス業務の効率化	参考扱	大田図書館	48
14	85	17	有料データベース数	※検討中	大田図書館	49
15	86	17	公衆無線 Wi-Fi による有料データベースの利用	参考扱	大田図書館	50

<a href="#">16</a>	90	18	特設コーナーのレファレンスの利用促進	※検討中	大田図書館	51
<a href="#">17</a>	96	18	学校図書館支援事業の各校現状分析における確認項目	参考扱	大田図書館	52
<a href="#">18</a>	96	18	学校図書館支援事業の各校現状分析における貸出冊数の確認	措置済	大田図書館	53
<a href="#">19</a>	97	19	学校支援事業の月次報告資料の重複項目の見直し	措置済	大田図書館	54
<a href="#">20</a>	99	19	区立図書館ホームページの外国語翻訳対応	参考扱	大田図書館	55
<a href="#">21</a>	99	19	日本語以外を母国語とする利用者向けサービスの促進	参考扱	大田図書館	56
<a href="#">22</a>	105	19	多目的室/集会室の利用状況の管理、及び多目的室への一本化	参考扱	大田図書館	57
<a href="#">23</a>	109	20	区立図書館と声の図書室の音訳ボランティアの一元管理	参考扱	大田図書館	58
<a href="#">24</a>	114	21	ビジネス支援サービスの促進	※検討中	大田図書館	59
<a href="#">第3節 25</a>	120	22	障がい者サービスの利用登録者の範囲	措置済	大田図書館	60
<a href="#">26</a>	142	23	障害のある職員の雇用	参考扱	大田図書館	61
<a href="#">27</a>	144	23	障害者サービスに関する職員研修・広報パンフレットの作成等の指定管理者における予算設定	※検討中	大田図書館	62
<a href="#">28</a>	144	23	指定管理者の障害者関係の研修会への参加の促進	※検討中	大田図書館	63
<a href="#">29</a>	145	24	心身障害者用ゆうメールの発受施設の届出、及び聴覚障害者用ゆうメールの発受施設の指定	※検討中	大田図書館	64
<a href="#">30</a>	145	24	区立図書館のサピエ登録	※検討中	大田図書館	65

<b>31</b>	149	<b>24</b>	<b>拡大読書器全館設置、視覚障害者向けソフトウェア等の導入</b>	<u>参考扱</u>	大田図書館	66
<b>32</b>	150	<b>24</b>	<b>デイジー図書等の設置</b>	※検討中	大田図書館	67
<b>33</b>	151	<b>25</b>	<b>デイジー図書等の製作</b>	<u>措置済</u>	大田図書館	68
<b>34</b>	152	<b>25</b>	<b>全区立図書館での読書支援機器の提供</b>	<u>措置済</u>	大田図書館	69
<b>35</b>	153	<b>25</b>	<b>多様な種類の利用案内の提供</b>	※検討中	大田図書館	70
<b>36</b>	153	<b>25</b>	<b>全区立図書館での障害者サービス用資料の目録の提供</b>	<u>参考扱</u>	大田図書館	71
<b>37</b>	154	<b>25</b>	<b>合理的配慮の提供義務</b>	<u>参考扱</u>	大田図書館	72
<b>38</b>	155	<b>26</b>	<b>講演会・セミナーにおける障害者への配慮</b>	<u>参考扱</u>	大田図書館	73
<b>39</b>	156	<b>26</b>	<b>「障がい者総合サポートセンター声の図書室」との連携</b>	<u>措置済</u>	大田図書館	74
<b>40</b>	156	<b>26</b>	<b>障がい者サービスにかかる学校図書館との連携</b>	<u>措置済</u>	大田図書館	75
<b>41</b>	157	<b>27</b>	<b>障がい者用駐車スペースの設置 (久が原・下丸子図書館)</b>	<u>参考扱</u>	大田図書館	76
<b>42</b>	157	<b>27</b>	<b>障がい者用駐車マークの塗装 (羽田図書館)</b>	※検討中	大田図書館	77
<b>43</b>	157	<b>27</b>	<b>障がい者用駐車スペースの設置 (入新井図書館)</b>	<u>参考扱</u>	大田図書館	78
<b>44</b>	158	<b>27</b>	<b>障がい者用駐車スペースの共用 (蒲田駅前図書館)</b>	<u>措置済</u>	大田図書館	79
<b>45</b>	158	<b>27</b>	<b>エレベーターの設置 (大田図書館)</b>	<u>参考扱</u>	大田図書館	80

<b>46</b>	158	<b>28</b>	<b>エレベーターの設置</b> (大森南図書館)	<u>参考扱</u>	大田図書館	81
<b>47</b>	158	<b>28</b>	<b>入口付近のスロープの傾斜</b> (大田図書館)	<u>参考扱</u>	大田図書館	82
<b>48</b>	158	<b>28</b>	<b>入口付近のスロープと道路の設置角度</b> (大森南図書館)	<u>参考扱</u>	大田図書館	83
<b>49</b>	159	<b>28</b>	<b>バリアフリートイレの設置</b> (大田・馬込・入新井・羽田図書館)	※検討中	大田図書館	84
<b>50</b>	159	<b>28</b>	<b>シャワートイレの設置</b> (大森東・大森西図書館)	※検討中	大田図書館	85
<b>51</b>	159	<b>28</b>	<b>盲導鈴(チャイム)の設置</b> (大田・大森南・大森東・大森西・入新井・池上・洗足池・浜竹・六郷・下丸子・多摩川・蒲田駅前図書館)	<u>参考扱</u>	大田図書館	86
<b>52</b>	159	<b>29</b>	<b>インター専用の設置場所</b> (大田・大森西・洗足池・羽田・下丸子・多摩川図書館)	※検討中	大田図書館	87
<b>53</b>	159	<b>29</b>	<b>図書館外の点字誘導ブロックの設置</b> (入新井・馬込・六郷・多摩川・蒲田図書館)	<u>参考扱</u>	大田図書館	88
<b>54</b>	160	<b>29</b>	<b>図書館内の点字誘導ブロックの設置</b> (大森南・入新井・馬込・蒲田図書館)	<u>参考扱</u>	大田図書館	89
<b>55</b>	160	<b>29</b>	<b>図書館内の点字誘導ブロックの設置</b> (大森南・洗足池・浜竹・六郷・蒲田駅前図書館)	<u>参考扱</u>	大田図書館	90
<b>56</b>	160	<b>30</b>	<b>点字誘導ブロックの配色</b> (大森東・久が原・洗足池・羽田図書館)	※検討中	大田図書館	91
<b>57</b>	160	<b>30</b>	<b>ピクトグラムの活用</b> (大森南・馬込・洗足池・蒲田・蒲田駅前図書館)	※検討中	大田図書館	92
<b>58</b>	161	<b>30</b>	<b>対面朗読室の障害者のための読書室等としての利用</b>	<u>参考扱</u>	大田図書館	93
<b>59</b>	161	<b>31</b>	<b>図書館内のレイアウト</b> (馬込図書館)	<u>参考扱</u>	大田図書館	94
<b>60</b>	161	<b>31</b>	<b>書架の案内表示</b> (六郷図書館)	<u>措置済</u>	大田図書館	95

<b>第4節 61</b>	166	<b>32</b>	<b>資料費の予算設定の精緻化</b>	<u>措置済</u>	大田図書館	96
<b>62</b>	167	<b>32</b>	<b>音訳者等謝礼金-対面朗読の予算設定の精緻化</b>	<u>措置済</u>	大田図書館	97
<b>63</b>	169	<b>33</b>	<b>「集中選書」の内容の見直し</b>	<u>措置済</u>	大田図書館	98
<b>64</b>	170	<b>33</b>	<b>「集中選書」における開架新鮮率の目標の見直し</b>	<u>※検討中</u>	大田図書館	99
<b>65</b>	173	<b>33</b>	<b>「集中選書」における除籍数の目標の見直し</b>	<u>※検討中</u>	大田図書館	100
<b>66</b>	175	<b>34</b>	<b>「大田区立図書館選書基準」の開示</b>	<u>※検討中</u>	大田図書館	101
<b>67</b>	176	<b>34</b>	<b>選書ツールの見直し</b>	<u>※検討中</u>	大田図書館	102
<b>68</b>	178	<b>34</b>	<b>「大田区立図書館児童資料選書基準」、「児童担当者心得帖 選書実務編」の開示</b>	<u>※検討中</u>	大田図書館	103
<b>69</b>	184	<b>34</b>	<b>図書選択論</b>	<u>措置済</u>	大田図書館	104 105
<b>70</b>	196	<b>36</b>	<b>除籍数の計画と実績管理</b>	<u>参考扱</u>	大田図書館	106
<b>第5節 71</b>	206	<b>37</b>	<b>長期的なシステム投資計画の立案・開示</b>	<u>参考扱</u>	大田図書館	107
<b>72</b>	208	<b>38</b>	<b>図書館情報システムの管理体制</b>	<u>措置済</u>	大田図書館	108
<b>73</b>	215	<b>39</b>	<b>情報端末等処分時の処理方法及び手続</b>	<u>措置済</u>	大田図書館	109
<b>74</b>	217	<b>39</b>	<b>自動ウイルススキャン設定の必要性</b>	<u>参考扱</u>	大田図書館	110
<b>75</b>	217	<b>40</b>	<b>外部接続デバイスのログ取得</b>	<u>参考扱</u>	大田図書館	111

<a href="#">76</a>	218	<b>40</b>	外部デバイスの一元的管理・制御	<u>参考扱</u>	大田図書館	112
<a href="#">77</a>	219	<b>40</b>	生体認証によるシステムログイン	<u>参考扱</u>	大田図書館	113
<a href="#">78</a>	220	<b>40</b>	ユーザー申請電子決裁利用による効率化	<u>参考扱</u>	大田図書館	114
<a href="#">79</a>	225	<b>41</b>	ログの適切な管理・有効利用	<u>参考扱</u>	大田図書館	115
<a href="#">80</a>	226	<b>41</b>	端末に対する不正プログラム検知システムの構築	<u>参考扱</u>	大田図書館	116
<a href="#">81</a>	230	<b>42</b>	電子書籍貸出サービスの利用者の利便性の向上	<u>参考扱</u>	大田図書館	117
<a href="#">82</a>	232	<b>42</b>	生成AI利用におけるセキュリティ対策	<u>参考扱</u>	大田図書館	118
<a href="#">第6節 83</a>	244	<b>43</b>	地域別人口に応じた図書館の環境整備の検討	※検討中	大田図書館	119
<a href="#">84</a>	245	<b>43</b>	利便性の高い立地における図書館の新設・移転計画の検討	※検討中	大田図書館	120
<a href="#">85</a>	250	<b>44</b>	区立小中学校等における地域図書館の併設	<u>参考扱</u>	大田図書館	121
<a href="#">86</a>	252	<b>44</b>	「年間事業報告書」における施設・設備等の修理状況の報告範囲	<u>措置済</u>	大田図書館	122
<a href="#">87</a>	253	<b>45</b>	工事契約にかかる複数見積の入手	<u>措置済</u>	大田図書館	123
<a href="#">88</a>	256	<b>45</b>	防犯カメラの導入の検討	※検討中	大田図書館	124
<a href="#">第7節 89</a>	263	<b>46</b>	人員配置表における司書資格保有者の常駐状況の明確化	<u>措置済</u>	大田図書館	125
<a href="#">90</a>	265	<b>46</b>	業務日報、月報、年報フォーム見直し	<u>措置済</u>	大田図書館	126

<b>91</b>	265	<b>46</b>	<b>日報と月報の記載欄の整合性</b>	<u>措置済</u>	大田図書館	127
<b>92</b>	266	<b>46</b>	<b>月報と年報の記載欄の整合性</b>	<u>措置済</u>	大田図書館	128
<b>93</b>	267	<b>46</b>	<b>業務委託の長期継続契約</b>	※検討中	<u>大田図書館</u> <u>経理管財課</u>	129 130
<b>第8節 94</b>	278	<b>50</b>	<b>選考基準における経営能力の配点</b>	<u>参考扱</u>	大田図書館	131
<b>95</b>	285	<b>50</b>	<b>上下水道料の予算設定の精緻化</b>	<u>参考扱</u>	大田図書館	132
<b>96</b>	292	<b>51</b>	<b>年報における記入不備項目の修正</b>	<u>措置済</u>	大田図書館	133
<b>97</b>	292	<b>51</b>	<b>月報、年報フォーム見直し</b>	<u>措置済</u>	大田図書館	134
<b>98</b>	299	<b>52</b>	<b>「施設所管課総合所見」欄における最終的な評価結果の記載</b>	<u>措置済</u>	大田図書館	135
<b>99</b>	300	<b>52</b>	<b>通常時モニタリングの実施項目の精緻化</b>	<u>参考扱</u>	企画課	136
<b>100</b>	301	<b>53</b>	<b>モニタリング評価基準の見直し</b>	<u>参考扱</u>	企画課	137
<b>101</b>	303	<b>54</b>	<b>利用者アンケート実施方法の見直し</b>	<u>参考扱</u>	大田図書館	138
<b>102</b>	305	<b>55</b>	<b>利用状況調査のクロス集計結果の分析結果</b>	<u>参考扱</u>	大田図書館	139
<b>103</b>	306	<b>55</b>	<b>ウェブアンケートの導入</b>	<u>参考扱</u>	大田図書館	140
<b>104</b>	309	<b>55</b>	<b>図書館に来館しない区民へのアンケート項目の追加</b>	<u>参考扱</u>	大田図書館	141
<b>105</b>	311	<b>55</b>	<b>財務審査における指標推移分析</b>	<u>参考扱</u>	企画課	142

<a href="#">106</a>	313	<b>55</b>	<b>財務審査における基準値設定</b>	<u>参考扱</u>	企画課	143
<a href="#">107</a>	313	<b>56</b>	<b>財務審査項目の見直し</b>	<u>参考扱</u>	企画課	144
<a href="#">108</a>	313	<b>56</b>	<b>財務審査の意見の記載方法</b>	<u>措置済</u>	企画課	145
<a href="#">109</a>	316	<b>56</b>	<b>指定期間の長期化</b>	<u>参考扱</u>	企画課	146
<a href="#">110</a>	316	<b>57</b>	<b>指定管理者の選定プロセスの公表</b>	<u>措置済</u>	企画課	147
<a href="#">111</a>	316	<b>57</b>	<b>指定管理者の職員の継続雇用</b>	<u>参考扱</u>	大田図書館	148
<a href="#">112</a>	318	<b>57</b>	<b>人件費の高騰への対策</b>	<u>措置済</u>	大田図書館	149
第9節 <a href="#">113</a>	325	<b>59</b>	<b>情報館図書コーナーにおける障がい者サービスの提供</b> (大田文化の森情報館)	<u>参考扱</u>	文化芸術 推進課	150
<a href="#">114</a>	326	<b>60</b>	<b>情報館図書コーナーにおけるデータベースサービスの提供</b> (大田文化の森情報館)	<u>参考扱</u>	文化芸術 推進課	151
<a href="#">115</a>	328	<b>60</b>	<b>個人情報の管理状況に関するモニタリングの実施</b> (大田文化の森情報館)	<u>措置済</u>	文化芸術 推進課	152
<a href="#">116</a>	329	<b>61</b>	<b>業務受託者の研修実施状況の報告</b> (大田文化の森情報館)	<u>措置済</u>	文化芸術 推進課	153
<a href="#">117</a>	330	<b>61</b>	<b>指定管理者、図書館業務受託者が情報システム機器等を持込・回収する場合の事前許可の申請先</b> (大田文化の森情報館)	<u>措置済</u>	大田図書館	154
<a href="#">118</a>	331	<b>62</b>	<b>大田図書館によるモニタリング実施</b> (大田文化の森情報館)	<u>参考扱</u>	文化芸術 推進課	155
<a href="#">119</a>	332	<b>62</b>	<b>情報館資料の選書確定、及び発注登録の業務フロー</b> (大田文化の森情報館)	<u>参考扱</u>	文化芸術 推進課	156
<a href="#">120</a>	332	<b>62</b>	<b>情報館資料の選書における独自の選書基準の設定</b> (大田文化の森情報館)	※検討中	文化芸術 推進課	157

<a href="#">121</a>	333	<b>64</b>	<b>情報館資料の蔵書更新計画の作成・管理</b> （大田文化の森情報館）	<u>措置済</u>	文化芸術 推進課	158
<a href="#">122</a>	342	<b>66</b>	<b>「せせらぎ文庫」の図書館情報システムによる管理</b> （田園調布せせらぎ館）	<u>参考扱</u>	田園調布 特別出張所	159
<a href="#">123</a>	347	<b>68</b>	<b>声の図書室と区立図書館の視聴覚障がい者向けサービス登録手続きの一本化</b> (障がい者総合サポートセンター)	<u>参考扱</u>	障がい者総合 サポートセンター	160
<a href="#">124</a>	349	<b>69</b>	<b>声の図書室と区立図書館の視聴覚障がい者向けサービスの統合</b> (障がい者総合サポートセンター)	<u>参考扱</u>	障がい者総合 サポートセンター	161
<a href="#">125</a>	354	<b>70</b>	<b>定期発行物の音訳資料の区立図書館の視聴覚障がい者向けサービス利用登録者への発送</b> (障がい者総合サポートセンター)	<u>措置済</u>	障がい者総合 サポートセンター	162
第10節 <a href="#">126</a>	365	<b>72</b>	<b>個人情報取扱い状況に係る記録の区への報告・保管</b>	<u>参考扱</u>	大田図書館	163
<a href="#">127</a>	369	<b>73</b>	<b>施設等の維持管理業務に関する「仕様書集」の更新</b>	<u>参考扱</u>	大田図書館	164
<a href="#">128</a>	377	<b>73</b>	<b>不明資料の点検実施頻度の見直し</b>	※検討中	大田図書館	165
<a href="#">129</a>	378	<b>73</b>	<b>責任者による処理内容の確認結果の証跡</b>	※検討中	大田図書館	166
<a href="#">130</a>	379	<b>74</b>	<b>図書館システムへの利用者登録における内容確認手続き</b>	※検討中	大田図書館	167
<a href="#">131</a>	381	<b>74</b>	<b>他自治体借用資料の返却処理の責任者による確認</b>	※検討中	大田図書館	168
<a href="#">132</a>	385	<b>74</b>	<b>地域資料等の収集、及びデジタル化による保存</b>	<u>参考扱</u>	大田図書館	169

意見No.1（第1節）	措置状況：参考扱	部課名：教育総務部大田図書館
項目：区立図書館の基本的運営方針を策定・公表		
意見事項		
<p>区立図書館では、「大田区基本構想」の下で、「新おおた重点プログラム」「おおた教育ビジョン」「大田区子ども読書活動推進計画」「おおた生涯学習推進プラン」が策定され、区立図書館の事業における取組が行われているが、図書館としての基本的運営方針は策定・公表されていない。区立図書館の基本的運営方針は、大田区の基本構想にのっとって策定されることになるため、同じく基本構想にのっとった各プランにおける目標、取組は整合していると考えられるものの、図書館の基本的運営方針が策定・公表されていない場合、各プランの図書館における取組が、現状の図書館として達成すべき目標のためのるべき取組であるか否か、また、あるべき取組であった場合でもそれが明確にされていないことになる。このため、区立図書館の現状を分析し、達成すべき目標を確認し、区立図書館の基本的運営方針を策定・公表するとともに、各プランの取組が、区立図書館の目標を達成すべく設定された取組であることを体系的に示すことが望まれる。</p>		
措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）		
<p>大田区立図書館の今後のあり方については、平成30年に学識経験者や区民代表等の有識者による懇談会やパブリックコメントの意見、区議会こども文教委員会での議論を経て、教育委員会において決定しています。</p> <p>区立図書館各館の基本的な運営方針は指定管理者が各期にその目標を定めています。また、ご意見にもある「おおた教育ビジョン」「大田区こども読書活動推進計画」を含む、関連する計画において図書館の取組を位置付け、概ね各年度に評価をしている状況です。</p> <p>以上を踏まえ、引き続き現在ある各種計画との整合性を持ち、適切に進捗管理を進め、図書館の事業運営を行っていきます。</p>		
(令和7年度・1年目)		

意見No.2（第1節）	措置状況：参考扱	部課名：教育総務部大田図書館
項目：区立図書館の各取組における指標、数値目標の設定		
意見事項		
<p>区立図書館では、「大田区基本構想」の下で、「新おおた重点プログラム」「おおた教育ビジョン」「大田区子ども読書活動推進計画」「おおた生涯学習推進プラン」が策定され、区立図書館の事業における取組が行われているが、各取組における指標、数値目標が設定されていない。現状分析の結果、何をどの程度達成すべきなのかを明確にし、目標を達成するための取組の決定、実施、評価、評価結果に応じて見直した各取組の実施等のPDCA等に基づく計画の管理を実施することが望まれる。</p>		
措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）		
<p>「おおた教育ビジョン」においては「図書館の貸し出冊数」を定量的な指標として取り上げ、学びの環境整備状況について確認をしています。</p> <p>一方、図書館事業は多岐にわたり、全ての取組を数値化することが困難な事業もあります。例えば、読書活動の推進に関する指標や、地域文化の醸成などが、定量的な評価が難しい事業として考えられます。</p> <p>今後も、数値的な指標も把握しながら、モニタリング等の機会を通じ数値化が難しい状況も確認を行い、必要な情報について評価・公表を実施していきます。</p>		
(令和7年度・1年目)		

意見No.3（第1節）	措置状況： <u>参考扱</u>	部課名：教育総務部大田図書館
項目：区立図書館における図書館協議会の設置		
<b>意見事項</b>		
<p>区立図書館では、図書館協議会が設定されていない。現状、図書館の基本運営方針は策定されておらず、区の各プランの取組における指標、目標設定はされていないことから、第三者における点検及び評価等も実施されていない。今後、図書館の基本的運営方針の策定、図書館の取組の指標及び目標値の設定、目標及び事業計画の達成状況等の点検及び評価については、地域の実情を踏まえ、利用者及び住民の要望を十分に反映した図書館の運営がなされるように、学校教育又は社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、図書館の事業に関して学識経験のある者、図書館の利用者、住民等の関係者・第三者で構成される図書館協議会を設置することも検討することが望まれる。</p>		
<b>措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）</b>		
<p>図書館協議会の設置について、目的や役割について整理を行い、必要性について検討します。</p>		
(令和7年度・1年目)		

意見No.4（第1節）	措置状況： <u>参考扱</u>	部課名：教育総務部大田図書館
項目：新おおた重点プログラムにおける区立図書館の取組実績の報告項目		
意見事項		
<p>実績として、支援対象である「教員及び学校図書館ボランティア等（人）」、「延べ回数」「延べ時間」が報告されているが、学校図書館支援事業は「学校図書館の利用促進と児童の読書活動推進を図るため、学校と地域ボランティアが連携し、「児童・生徒が積極的に利用する魅力ある学校図書館」として整備、円滑に運営されるように支援することを行うこと」を目的として実施されている事業である。実施した内容の報告に加えて、結果としての各校での貸出数等の利用状況を報告項目として加えることが望まれる。</p>		
措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）		
<p>貸出数等の増減については、学校図書館支援事業の取組だけでなく、学校独自での取組も影響するものであり、一律に区立図書館の取組実績の数値として扱うのは課題と考えますが、今後も、小・中学校の読書学習司書と連携を進め、児童生徒への読書活動支援などにつながるよう学校図書館の整備や支援に一層取り組んでいきます。</p>		
(令和7年度・1年目)		

意見No.5（第1節）	措置状況： <u>参考扱</u>	部課名：教育総務部大田図書館
項目：「大田区子ども読書活動推進計画」の各取組と指標の関連性		
<b>意見事項</b>		
<p>図書館に関連する指標として①区立図書館の児童図書蔵書数、②区立図書館の児童図書貸出数（個人貸出）が設定されている。読書活動の推進の結果として、最終的には児童図書貸出数（個人貸出）が増加されるであろうことから設定された指標と思われるが、読書活動推進計画における各取組との関連性がわかりづらいものとなっている。最終的な指標である児童図書貸出数（個人貸出）をいくつかの指標に分解し、各指標を各取組と紐づけたうえで、各取組の目標値を設定する、もしくは計画の進捗管理のためにも各取組の目標値を設定することが望まれる。各取組に指標を設定することで、目標値の設定（P）、取組の実施（D）、達成状況の分析（C）、分析結果に基づく再取組み（A）のP D C Aサイクル等による進捗の管理も可能となる。</p>		
<b>措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）</b>		
<p>計画における指標として①区立図書館の児童図書蔵書数、②区立図書館の児童図書貸出数を取り挙げていますが、「区立図書館における魅力ある児童コーナーづくり」「お話会の開催」などの事業は、来館を促進することなども踏まえ、一定程度の関連性があるものと捉えています。今後も、必要に応じて設定指標の実績値を分析し、各取組との関連性を明確にし、効果検証、改善に繋げていきます。</p>		
(令和7年度・1年目)		

意見No.6（第1節）	措置状況： <u>参考扱</u>	部課名：教育総務部大田図書館
項目：「大田区子ども読書活動推進計画」の目標値設定の精緻化		
意見事項		
<p>第3次計画の終了時点で児童図書蔵書数は449,163冊と、目標460,000冊に対する達成率97.6%と低くはないものの、当初想定した毎年5,000冊程度の増加に対して、第3次計画期間中の毎年平均増減数2,683冊と、達成率53.66%と目標から大きく乖離している。</p> <p>毎年の増加数は、平成27年度等の過去実績を基づいたものと考えられるが、六郷図書館の建替計画は目標設定時点では決定されていることや、書庫の許容スペース等も勘案し、一般書を含めた蔵書の増加可能数等も勘案して目標値を決定すべきと考える。</p> <p>また、令和6年度に策定された第4次計画では、区立図書館の児童書数の目標値については、第3次計画の目標値を据え置いた460,000冊となっている。</p>		
措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）		
<p>次回、第5次計画策定などにおいては、区の状況（見通せる限りでの整備計画など）や図書館情勢を踏まえた適切な蔵書数となるよう、必要に応じて蔵書数の目標値の見直しを図っていきます。</p>		
(令和7年度・1年目)		

意見No.7（第1節）	措置状況： <u>参考扱</u>	部課名：教育総務部大田図書館
項目：「大田区子ども読書活動推進計画」の指標設定		
意見事項		
<p>令和5年度末における児童図書蔵書数が454,215冊に対して、第4次計画の目標は、計画終了時点で460,000冊、計画期間で5,785冊増加(+1.2%)の設定となっており、第3次計画と比べると大幅に目標値が減少している。蔵書数の増加が書庫スペースの観点等から難しいのであれば、更新率や他の目標値の採用等も検討されることが望まれる。また、蔵書数の目標値の水準は下げずに、加えて、1年間100冊迄の貸出ができる学校貸出数の増加を目標値として設定することも一案として考えられる。</p>		
措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）		
<p>蔵書数の目標値については、図書館の機能を充実させることにつながり、文部科学省の図書館調査の図書冊数項目としても重要です。その他の指標の設定については今後の参考とします。</p>		
(令和7年度・1年目)		

意見No.8（第1節）	措置状況：参考扱	部課名：教育総務部大田図書館
-------------	----------	----------------

項目：「大田区子ども読書活動推進計画」の目標値の設定前提

#### 意見事項

第3次計画までの目標値「区立図書館の児童書貸出数（個人貸出）」については、貸出対象者等の条件はなく、保護者等による児童書の貸出も対象となっていたが、第4次計画では、0歳から12歳の児童への貸出数に変更された。子どもの読書活動推進における「幼児期」を対象とした取組については、就学前の児童の利用登録者数は、就学後の児童の利用登録者数と比しても少ないことから、幼児期の児童が自身の共通かしきりカードにより貸出をする割合が低い可能性もあり、取組結果の指標とすることが適切であるとは考えられにくく、他の指標による目標設定することが望まれる。なお、令和6年12月時点での0歳～12歳の年齢別利用登録者数は以下のとおりであり、6歳以下の利用登録者数は5,493人となっており、7歳以上と比べて少なくなっている。

#### 措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）

「0歳から12歳の児童への貸出数」の指標については、子ども自身の図書館利用を直接測る指標にもなるため、必要性があると捉えています。

第4次計画においては本指標を継続することで、経年変化を把握するとともに、次期計画策定においては結果を検証し、指標の有効性について検討を進めています。

（令和7年度・1年目）

意見No.9（第2節）	措置状況：※検討中	部課名：教育総務部大田図書館
項目：「特別貸出」時の業務フロー		
意見事項		
<p>個人貸出しは、「大田区立図書館館則」第7条に従って実施され、利用者から申出があつた場合には、館長（もしくは責任者）の判断により、通常の貸出数（7項）、貸出期間（8項）、館外貸出資料（9項）等の条件とは異なる「特別貸出」を実施することが可能となっている。一方、図書館情報システムにおける「特別貸出処理」は、カウンター業務を行うスタッフに付与される「カウンター業務」権限の処理となっており、責任者による判断や決定がない状況においても、カウンター業務を行うスタッフにより実施可能となっている。</p> <p>本来であれば、業務フローに沿った適切な権限が図書館情報システム上でも設定されることが望ましいが、図書館情報システムでは「カウンター業務」に含まれる処理ごとに権限設定することができないため、特別貸出の処理のみを責任者の権限として設定することはできないとのことである。</p> <p>実際の特別貸出の処理が行われる状況としては、ビッグブック等の児童財産を貸し出すケース、予約した図書資料を受け取りに来館した利用者の共通かだしカードの有効期限が切れていたが、本人確認書類の所持が無く、未更新のまま貸し出しをするケースが大部分である。このようなケースでは、誤った判断を行うリスクは低く、カウンター内に責任者が常時いないことから、カウンターで受付をしたスタッフが処理を実施し、事後的に責任者に報告する業務フローとなっているとのことである。また、一夜貸し等の特殊なケースにおいては、事前に図書館への相談がある場合が多く、責任者が対応することであった。</p> <p>実際の特別貸出が実施される状況や、特別貸出を実施することによるリスクを踏まえ、どのようなコントロールを実施すべきかを見直しをすることが望まれる。具体的には、責任者の判断とすべき業務の見直しや、責任者の権限とする以外の方法でのコントロール（カウンタースタッフによるダブルチェック、経験の長いスタッフによる対応等で二人以上のスタッフが関与する、スタッフの処理後に責任者に報告されていない取引が無いかを図書館情報システム上で確認する等）が望ましい。</p> <p>なお、団体貸出しにおいても同様となっている。</p>		
措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）		
<p>意見内容を踏まえ、特別貸出に関して、事務処理誤りなどが生じないよう業務マニュアルの改訂を検討します。</p>		
（令和7年度・1年目）		

意見No.10（第2節）	措置状況：※検討中	部課名：教育総務部大田図書館
項目：「特別貸出」以外の責任者判断が必要とされる業務の業務フロー		
意見事項		
特別貸出以外にも、「大田区立図書館業務マニュアル」においては、責任者による判断、承認が必要とされているものの、図書館情報システム上は「カウンター処理権限」とされている業務がいくつか確認できたため、同様に見直しを行うことが望まれる。		
措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）		
意見内容を踏まえ、責任者による判断等が必要とされている業務に関して、処理権限上の誤りが生じないよう業務マニュアルの改訂を含め、検討します。		
(令和7年度・1年目)		

意見No.11（第2節）	措置状況：※検討中	部課名：教育総務部大田図書館
項目：来館せずに可能な利用手続き		
意見事項		
<p>インターネット又は館内利用者端末(OPAC)からの予約には、あらかじめ図書館窓口で利用者登録とパスワードの登録が必要となる。また、登録したパスワードを忘れた場合においても図書館窓口での手続きが必要となる。「新おおた重点プログラム」の施策1-2-3では、「外出が制限される状況下でも図書館サービスを提供できる環境を整える」ための取組が実施され、図書館におけるインターネット環境の整備や、電子書籍サービスの導入が進められてきたが、利用手続き等についても、来館せずに可能な手続きを増やし、利便性を高めていくことが望まれる。</p> <p>港区立図書館では電子申請による新規利用登録、利用登録の更新・変更、パスワード新規登録・再登録が可能となっており、来館せずにできる手続きも増えていることがわかる。</p>		
措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）		
<p>令和7年12月に、利用者自身でのパスワード発行（再発行）を可能とするようシステム改修を行う予定です。</p> <p>WEB上の図書館利用手続きについては、本人確認方法等の課題を整理した上で、今後進めています。</p>		
(令和7年度・1年目)		

意見No.12（第2節）	措置状況：※検討中	部課名：教育総務部大田図書館
項目：年代別利用登録者数等のデータ蓄積		
<b>意見事項</b>		
<p>図書館情報システム上、年代別利用登録者数は照会時点での登録者数のみ照会が可能となっている。様々な利用者向けの取組の結果、区の施策検証等に向けた大田区区民意識調査や、図書館アンケートの回答結果を分析するためにも、年代別の登録利用者数についてはデータを蓄積されることが望まれる。また、加えて、年代別の貸出数、予約数、インターネット予約数等のデータも蓄積されることが望まれる。</p>		
<b>措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）</b>		
<p>意見内容の年代別貸出数などについては、図書館情報システムの統計機能を用いて算出することができます。また、令和7年度に汎用帳票という機能を新たに搭載し、任意のデータを抽出できる環境を整え、定期的なデータの蓄積を行っていきます。</p>		
(令和7年度・1年目)		

意見No.13（第2節）	措置状況： <u>参考扱</u>	部課名：教育総務部大田図書館
項目：レファレンス業務の効率化		
<b>意見事項</b>		
<p>レファレンス件数の推移から、IC タグを活用したシステムの整備による業務効率化が、レファレンス件数の増加に寄与していることがわかるが、レファレンス件数の増加していることに対する対応として、レファレンス業務の効率的かつ効果的な対応についても検討することが望まれる。</p> <p>具体的には、前掲の表では 23 区の区立図書館におけるレファレンスの受付方法や、レファレンスツールについてまとめているが、大田区立図書館においても、Web・メールでのレファレンス受付や、パスファインダー、レファレンス協同 DB 等の事例が参照できるレファレンスデータベースの公表等が考えられる。</p> <p>また、レファレンスの受付については、東京都立図書館協議会「都立図書館の DX とその先にあるサービス（提言）」で、図書館における DX による利便性向上のために、レファレンスサービスの DX についても提言がされている。具体的には、ウェブフォーム等を利用したオンラインレファレンスの充実や、AI の活用があげられ、開館日等の利用案内は AI チャットボットで対応し、複雑な質問等は、過去のレファレンス事例を参考に AI の支援を受けながら回答すること等が例示されている。</p> <p>さらに、大田区立図書館は、入新井図書館、池上図書館、蒲田駅前図書館を除いて、午後 7 時に閉館するが、入新井図書館にて午後 7 時以降の業務について質問したところ、仕事帰りに来館する利用者等も増え、利用者の対応が増える傾向にあり、加えて、他の図書館の利用登録者からの利用案内に関する電話問合せがくることもあるとの回答であった。このことから、利用時間の問合せ等の対応のために AI チャットボットの導入の検討の余地はあるのではないかと思われる。</p>		
<b>措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）</b>		
<p>レファレンスのオンライン受付や、AI チャットボットでの対応は、現在採用している区立図書館ホームページでは、搭載できない仕様です。令和 9 年度のシステム更改時に対応できるかを含め、引き続きシステムベンダーと調整します。</p>		
(令和 7 年度・1 年目)		

意見No.14（第2節）	措置状況：※検討中	部課名：教育総務部大田図書館
項目：有料データベース数		
意見事項		
<p>区立図書館では、朝日新聞「朝日クロスサーチ」、第一法規「D1-Law.com」が利用できるが、以下のとおり23区内の他の区立図書館では、他にも様々な有料データベースが利用可能となつており、大田区の有料データベースの種類は少ないことが確認できる。種類が多ければ良いものではないが、地域の特性や、利用者の動向を踏まえ、利用者の調査研究に資するデータベースの採用も検討することが望まれる。ものづくりのまちとして大田区の産業振興に資するような、経済・ビジネス、雑誌・論文のデータベース等を採用し、図書館ビジネス支援サービスの推進を図ることも考えられ、より幅広い層での図書館利用者の獲得につながることも考えられる。</p>		
措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）		
<p>意見内容を踏まえ、令和8年度に、ヨミダスや日経テレコン21等、利用者のニーズに合ったデータベースの増強を検討していきます。</p>		
(令和7年度・1年目)		

意見No.15（第2節）	措置状況： <u>参考扱</u>	部課名：教育総務部大田図書館
項目：公衆無線 Wi-Fi による有料データベースの利用		
<b>意見事項</b>		
<p>有料データベースの利用は、図書館のインターネット利用端末を用いて提供されることが多いが、中央区では、図書館の無線 Wi-Fi へアクセスすることでデータベースの利用が可能となり、図書館利用者にとっては、より気軽にデータベースを利用することが可能な環境となっている。区立図書館でも、平成 27 年度には、全館に公衆無線 LAN アクセスポイントが設置されたことから、公衆無線 Wi-Fi によるデータベースの利用も検討されることが望まれる。</p>		
<b>措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）</b>		
<p>採用するデータベースのログイン形式は、提供元に定められたものになります。引き続き館内設置の図書館利用者用インターネット端末での利用としますが、利用者のニーズを踏まえて検討していきます。</p>		
(令和 7 年度・1 年目)		

意見No.16（第2節）	措置状況：※検討中	部課名：教育総務部大田図書館
項目：特設コーナーのレファレンスの利用促進		
意見事項		
<p>「今後のあり方について」では、「特設コーナー」について「開設当初で周知が進んでいないことや、蒲田駅前図書館で今年度から介護相談の日を設けるなど、新たな試験的な取組が開始されていることから、適正な評価を行うには、もうしばらく時間が必要である」との評価がされている。平成28年は開設当初かつ12か月に満たない期間であるが、貸出数については、平成28年度比では増加しているものの、令和元年度以降は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による減少時期はあるが、増加している傾向は見られない。また、レファレンス数についても、全体のレファレンス数（「第2項 情報サービス」参照）が大幅に増加しているものの、特設コーナーのレファレンス数については貸出数同様に、令和元年度以降の増加傾向は見受けられない。レファレンスについては、専門家の相談によるものであれば、受けられる件数にも限度があり数値だけでは判断できないが、レファレンス内容の事例を公表する等により周知を図り、利用を促進する必要があると考えられる。</p>		
措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）		
<p>意見内容を踏まえ、パスファインダー作成等により、レファレンス内容の事例を公表するなど、レファレンス機能の充実を検討します。</p>		
(令和7年度・1年目)		

意見No.17（第2節）	措置状況：参考扱	部課名：教育総務部大田図書館
項目：学校図書館支援事業の各校現状分析における確認項目		
<b>意見事項</b>		
<p>学校図書館支援事業は「学校図書館の利用促進と児童の読書活動推進をはかるため、学校と地域ボランティアが連携し、「児童・生徒が積極的に利用する魅力ある学校図書館」として整備、円滑に運営されるように支援を行うこと」を目的として実施されるものであり、「大田区子ども読書活動推進計画」における取組としても位置付けられている。このため、「大田区子ども読書活動推進計画」の小・中学校における指標についても、学校図書館と直接的に関連する指標以外も現状分析として確認されることが望ましい。具体的には、「大田区子ども読書活動推進計画」では、小・中学校における「月間読書冊数」、「一か月間に一冊も読書をしなかった児童・生徒数（不読率）」、「「学校図書館図書標準」100%以上達成した学校数」が指標とされており、各学校における「月間読書冊数」、「一か月間に一冊も読書をしなかった児童・生徒数（不読率）」も追加することが望まれる。</p>		
<b>措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）</b>		
<p>各学校における「月間読書冊数」や「不読率」について、図書館が把握することは、学校図書館支援を行っていく上で参考となり得る指標と思われます。</p> <p>必要に応じて、各校で把握している指標について共有を図っていきます。</p>		
(令和7年度・1年目)		

意見No.18（第2節）	措置状況：措置済	部課名：教育総務部大田図書館
項目：学校図書館支援事業の各校現状分析における貸出冊数の確認		
意見事項		
【学校図書館利用状況】では、各学校の前年度の貸出冊数の記入欄が設けられているが、記載されていない「学校図書館支援事業実施計画報告書」も見受けられた。学校図書館支援事業の目的が「学校図書館の利用促進」であることからも、貸出冊数については、現状分析として把握すべき必須項目とすることが望まれる。		
措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）		
意見内容を踏まえ、学校図書館支援事業実施計画報告書における記載内容を見直し、令和7年度分から全学校分が記載されるよう改訂しました。		
(令和7年度・1年目)		

意見No.19（第2節）	措置状況：措置済	部課名：教育総務部大田図書館
項目：学校支援事業の月次報告資料の重複項目の見直し		
意見事項		
各図書館では毎月、学校別の支援回数・時間数等を「各学校図書館支援状況」へかつ、図書館情報システムの催し物統計「学校図書館支援」で区に報告し、「月報」においても学校支援事業の実施時間数等が報告されている。実施回数・時間数、支援内容等は重複して入力が必要となっているため、業務効率の改善の観点からも、重複項目については報告の必要性を検討し、報告フォームを見直すことが望まれる。		
措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）		
意見内容を踏まえ、月報の報告内容を見直し、令和7年度から当該項目を削除しました。		
(令和7年度・1年目)		

意見No.20（第2節）	措置状況： <u>参考扱</u>	部課名：教育総務部大田図書館
項目：区立図書館ホームページの外国語翻訳対応		
<b>意見事項</b>		
<p>区立図書館ホームページでは、大田区ホームページにリンクされている「利用案内」「図書館案内」については、131言語、「利用者メニュー」は英語、中国語、韓国語での翻訳が可能となっている。しかし、区立図書館ホームページの「重要なお知らせ」や、「図書館からのお知らせ」が表示されるトップページの外国語対応がされていない。ブラウザの翻訳機能等のサービスにより翻訳することも可能であるが、図書館の最新の情報が表示されるページでもあることからトップページについても外国語の対応がなされることが望まれる。</p>		
<b>措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）</b>		
<p>現在採用している区立図書館ホームページでは、多言語対応できない仕様となっています。今後、需要などを踏まえ検討していきます。</p>		
(令和7年度・1年目)		

意見No.21（第2節）	措置状況： <u>参考扱</u>	部課名：教育総務部大田図書館
項目：日本語以外を母国語とする利用者向けサービスの促進		
意見事項		
<p>区立図書館では、様々な外国人向けサービスに取り組まれているが、小学校での英語授業の開始等もあり、英語に関する取組が多くなっている。一方で、大田区の外国人区民は英語以外を母国語とする国・地域の出身者が大半を占めている。既に大森南図書館の「やさしい日本語多読」シリーズ本の収集や、英語以外の言語でのお話し会の開催、日本語教室ボランティア等への活動場所の提供等の英語に限定されない外国人向けサービスは実施されているが、区立図書館の取組として、日本語以外を母国語とする区民、利用者への多様な学習機会の提供に関する取組についても促進していくことが望まれる。</p>		
措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）		
<p>大森南図書館や久が原図書館などの図書館で、外国語によるイベントを実施しています。また、羽田図書館では大田区の姉妹都市であるアメリカ・セーラム市のコーナーを設けるなど、外国語に触れ・学ぶ機会を作っており、引き続き指定管理者とも連携して取り組んでいきます。</p>		
(令和7年度・1年目)		

意見No.22（第2節）	措置状況： <u>参考扱</u>	部課名：教育総務部大田図書館
項目：多目的室/集会室の利用状況の管理、及び多目的室への一本化		
<b>意見事項</b>		
<p>多目的室/集会室の利用状況は、令和3年度は新型コロナウイルス感染症の影響により全館とも低くなっているが、令和4年、5年度は、図書館によって差が大きいことが確認できる。図書館の立地、座席数、隣接する施設の有無等の影響もあると考えられるが、利用率の向上のために、貸出時以外の利用状況等も含め、利用率等を管理することが望まれる。</p> <p>また、集会室の利用状況については、多目的室と比較すると相対的に低い傾向にあり、利用方法等が限定されていることが一因ではないかと考えられる。「今後のあり方について」でも、多目的室と集会室の「両者を区分する理由は乏しいと考えられ、多目的室に一本化して利用率の向上を図っていくべきである」と述べられており、利用方法の限定される集会室ではなく、多目的室に一本化することを引き続き検討されることが望まれる。</p>		
<b>措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）</b>		
<p>図書館の多目的室は、他の区民利用施設と異なり、貸出を目的としたものではなく、図書館業務以外で使用しない場合に、一定の条件を満たした団体が使用できるものです。また、図書館ごとに施設運用上の条件が異なり、多目的室の利用方法も様々で、団体への貸出のほか、閲覧席としての開放などを行っているため、利用率を管理するのではなく、各館において施設が有効活用されるよう、工夫していきます。</p> <p>また、集会室については、今後の改築等に合わせて整備を進め、多目的室の一本化を進めていきます。</p>		
(令和7年度・1年目)		

意見No.23（第2節）	措置状況： <u>参考扱</u>	部課名：教育総務部大田図書館
項目：区立図書館と声の図書室の音訳ボランティアの一元管理		
意見事項		
<p>音訳ボランティア登録人数については、平成29年度以降は60人前後で推移しているが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響はあるものの、対面朗読の実施回数、録音図書・雑誌の製作数は、平成29年時点と比較すると、大きく減少している。音訳ボランティア養成講座、音訳ボランティアによる対面朗読、録音図書・雑誌の製作については、声の図書室でも実施しており、事業が重複している。ボランティア養成講座や録音図書の製作については、声の図書室で参加しているサピエ図書館の基準等を満たす必要があること等から、両者の事業を統合するには時間を要することも想定されるが、録音図書・雑誌、登録ボランティアの一元管理等による業務面の効率化や、利用者としても利用窓口が統一化されることによる利便性等の効果が考えられる。費用対効果を勘案の上、両者の業務の統合について検討することが望まれる。</p>		
措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）		
<p>区立図書館と障がい者総合サポートセンター内に設置された声の図書室のそれぞれの施設における、音訳ボランティアの構成メンバーの違いが大きいため、現状、統合することは困難と考えます。ただし、人的資源の有効な活用を図るため、まずは区立図書館間で協力できる仕組みを検討していきます。</p>		
(令和7年度・1年目)		

意見No.24（第2節）	措置状況：※検討中	部課名：教育総務部大田図書館
項目：ビジネス支援サービスの促進		
意見事項		
<p>すでに、入新井図書館においてビジネスに関する特設コーナーが設置され、関連資料の収集や専門スタッフによる図書資料に関する相談受付が実施される等、ビジネス支援の取組が実施されているが、町工場をはじめとする中小企業等の支援を推進していくことは、区立図書館における地域課題を解決するという役割を実現しつつも、大田区の地域活性化にも貢献できるのであり、今後も、ビジネス支援の取組を強化していくことが望まれる。</p> <p>具体的には、ニューヨーク公共図書館と同程度のデータベースサービスの提供は難しいかもしれないが、「第3項区立図書館の図書館サービス 2 情報提供サービス」（意見No.13、No.14）でも記載したように、商用データベースをはじめとするデータベースの充実や、レファレンス事例の公表や、外部サイトの参照先をパスファインダーの作成等のレファレンス機能の充実、さらには、生成AIを使用した情報収集や、データベースの活用方法に関する講座の開催等の利用者教育を実施することが望まれる。</p> <p>また、既に区で実施されている様々な産業支援に関する取組との連携や、地元企業の交流の場の提供することでビジネス支援を強化していくことなども望まれる。</p>		
措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）		
<p>意見内容を踏まえ、パスファインダー作成等により、レファレンス内容の事例を公表するなど、レファレンス機能の充実を検討します。</p> <p>また、データベースについては、調べもの学習などで活用されるよう拡充を検討します。</p>		
(令和7年度・1年目)		

意見No.25（第3節）	措置状況： <u>措置済</u>	部課名：教育総務部大田図書館
項目：障がい者サービスの利用登録者の範囲		
意見事項		
<p>障がい者サービスの利用登録者を身体障害者手帳・愛の手帳を受けている者や要支援・要介護認定を受けている者等としているが、図書館を利用するのに障がいがある者という観点からすれば、区の障がい者サービスとして利用登録ができる障がい者の範囲は狭いと考えられる。</p> <p>障害者差別解消法で対象となる障がい者は、同法第二条第一号では「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。」とされている。したがって、障害者差別解消法が対象とする障がい者は、身体障害者手帳等を持っている者に限られない。</p> <p>また障がい者サービスの利用登録者数は令和5年度現在520人であり、これは大田区の障がい者数が令和5年度現在32,170人であることを鑑みれば、その登録率は1.6%程度であり、一般的の利用登録割合が人口の20%程度あることを考えても、かなり低い割合であると考えられる。</p> <p>そのため区は障がい者サービスとして利用登録できる者の範囲を更に広げることが必要であると考える。範囲を広げることにより利用登録者数も増え、障がい者サービスを利用する件数も増えるものと考えられる。</p>		
措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）		
<p>読書バリアフリー法の施行により、図書館の障がい者サービスは手帳の有無に関わらず、活字による読書に支障のあるすべての利用者が対象となりました。</p> <p>これに対応するため、大田区では手帳等を持たない利用者が障がい者サービスの利用を希望した際、（公財）日本図書館協会作成のチェックリストにその状態と照らし合わせ、利用可否を館長が判断するようにしています。</p> <p>具体的に対象となり得るケースは、身体障害に該当する障がいがあるが手帳所持を希望しない者、ディスレクシア、眼瞼痙攣などが想定されます。</p> <p>引き続き、上記運用について、障がい者サービス担当者会議等において周知をしていきます。</p>		
(令和7年度・1年目)		

意見No.26（第3節）	措置状況： <u>参考扱</u>	部課名：教育総務部大田図書館
項目：障害のある職員の雇用		
意見事項		
<p>障がい者サービスを担当する障がいのある職員は、現状では1館もない。</p> <p>障がいのある職員を雇用することで、「図書館における障害を理由とする差別の解消の推進に関するガイドライン」では次のような効果があるとしており、区でも障がいのある職員の雇用を積極的に検討するべきであると考える。</p>		
<p>(4) 障害のある職員の活用</p> <p>障害のある職員が図書館にいることでサービスの質が向上する。それは、利用者に沿ったきめ細かなサービス・配慮が行えるからである。さらに障害のある職員は障害者サービスの継承・発展につながる。</p> <p>また、障害者と共に仕事をすることで、周囲の図書館職員の障害への理解が深まり、実際の支援方法の習熟にもつながる。</p> <p>健常者の認識で障害者を判断することなく、採用実績のある図書館での障害のある職員の実際の勤務状況等を参考に、積極的に職員雇用を検討する。</p>		
措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）		
<p>障がいのある職員を含め、職員の雇用については、各指定管理者が、自らの責任において、雇用契約を締結し、現場での業務の必要性に応じて配置されるものと考えます。</p>		
(令和7年度・1年目)		

意見No.27（第3節）	措置状況：※検討中	部課名：教育総務部大田図書館
項目：障害者サービスに関する職員研修・広報パンフレットの作成等の指定管理者における予算設定		
意見事項		
<p>障がい者サービスに関する職員研修や障がい者サービスに関する広報パンフレットの作成等については、その予算は指定管理者としても計上が可能なものである。</p> <p>現状では予算を計上している指定管理者は少ないが、障がい者サービスを行ううえで必要な研修等については、積極的に予算をつけていくべきであると考える。</p>		
措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）		
<p>意見内容を踏まえ、今後、現状等を把握の上、令和9年度予算に日本図書館協会主催の障がい者サービス研修の参加費を計上することを検討します。また、令和3年度と令和6年度の養成講座の開催により活動できる音訳者の数が増えることを踏まえ、広報を増やすことを検討します。</p>		
(令和7年度・1年目)		

意見No.28（第3節）	措置状況：※検討中	部課名：教育総務部大田図書館
項目：指定管理者の障害者関係の研修会への参加の促進		
意見事項		
<p>職員が障がい者関係の研修会に何らかの形で参加している図書館（Aの回答がある図書館）は16館中11館であり、5館については障がい者関係の研修会に職員が参加していない。</p> <p>指定管理者独自の研修のほか、大田区から都立図書館等で実施する研修への参加促進は実施されているとのことであるが、障がい者サービスを行う上でも、こうした研修会には参加が必要であると考えられるため、研修受講時間数の条件等を設定する等により、引き続き積極的に障がい者関係の研修会に参加するよう大田区は指定管理者に働きかけることが必要であると考える。</p>		
措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）		
<p>意見内容を踏まえ、令和9年度予算に（公財）日本図書館協会主催の障がい者サービス研修の参加費を計上することを検討し、指定管理者に参加を促していきます。</p>		
（令和7年度・1年目）		

意見No.29（第3節）	措置状況：※検討中	部課名：教育総務部大田図書館
項目：心身障害者用ゆうメールの発受施設の届出、及び聴覚障害者用ゆうメールの発受施設の指定		
意見事項		
<p>特定録音物等郵便物発受施設の指定は16館中7館が受けているものの、心身障害者用ゆうメールの発受施設の届出と聴覚障害者用ゆうメールの発受施設の指定を受けている図書館はない状況である。</p> <p>心身障害者用ゆうメールは郵便局への届け出だけで済むものであり、ゆうメールの料金も通常よりも安くなる。また、聴覚障害者用ゆうメールは郵便局の指定を受ける必要があるものの、郵便局所定の書面に定款、寄附行為その他聴覚に障がいのある方の福祉を増進することを目的とする施設であることを証明することができる書類を添付して、提出するだけであり、これも料金が安くなるものである。そのため心身障害者用ゆうメールの発受施設の届出と聴覚障害者用ゆうメールの発受施設の指定を受けることを検討するべきであると考える。</p>		
措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）		
<p>心身障害者用ゆうメールの届け出を検討については、現状では各図書館の職員が、貸出と回収を同時にしているため、オペレーションを含めた調整が必要となります。</p> <p>聴覚障害者用ゆうパックについては、導入に当たり、聴覚障害者向けのDVD購入予算も必要となるため、映画のDVD購入の継続可否も含めて検討していきます。</p>		
(令和7年度・1年目)		

意見No.30（第3節）	措置状況：※検討中	部課名：教育総務部大田図書館
項目：区立図書館のサピエ登録		
意見事項		
<p>サピエに登録している施設は23区の図書館で確認すると、大田区以外は中央図書館が多い。大田区でも中央図書館である大田図書館においてサピエを登録し、大田図書館においても視覚障害者等の障がい者サービスの充実を図ることを検討するべきであると考える。</p>		
措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）		
<p>現状では、障がい者総合サポートセンター内の声の図書室において登録があることを踏まえ、区立図書館では登録をしていない状況でした。</p> <p>意見内容を踏まえ、今後、当区におけるニーズや近隣自治体の登録状況の把握、サピエ登録料金も踏まえた効果含め、検討を進めています。</p>		
(令和7年度・1年目)		

意見No.31（第3節）	措置状況： <u>参考扱</u>	部課名：教育総務部大田図書館
項目：拡大読書器全館設置、視覚障害者向けソフトウェア等の導入		
<b>意見事項</b>		
<p>拡大読書器は視覚障害者の読書の助けになるものであるが、16館中8館しか備えられていない。全館に備えるようにするべきであると考える。</p> <p>また、視覚障害者が利用するソフトウェア等についてはそのほとんどが備えられていないものが多い。少なくとも中心館である大田図書館において、備えるようにするべきであると考える。</p>		
<b>措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）</b>		
<p>読書支援機器については、人により使いやすさが異なるため、各館での利用者ニーズを研究し、効率的・効果的な機器の設置の検討を進めています。</p>		
(令和7年度・1年目)		

意見No.32（第3節）	措置状況：※検討中	部課名：教育総務部大田図書館
項目：デイジー図書等の設置		
意見事項		
<p>大活字本、点字付き絵本、触る絵本は全ての図書館に備えられているものの、マルチメディアディアデイジーは0館、テキストディジーとプレーンテキストは1館であった。デイジー図書のような電子書籍は今後、需要が増えてくるものと思われることから、備える図書館を増やしていくことが必要であると考える。</p>		
措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）		
<p>マルチメディアディアデイジーについてはニーズの把握に努めます。また、テキストディジー・プレーンテキストについては、区立図書館のサピエ登録と並行して検討を進めていきます。</p>		
(令和7年度・1年目)		

意見No.33（第3節）	措置状況： <u>措置済</u>	部課名：教育総務部大田図書館
項目：デイジー図書等の製作		
<b>意見事項</b>		
<p>録音資料（音声デイジー等）の製作は5館が、拡大写本、触る絵本、布の絵本の製作には各1館が対応している。これ以外の資料の製作にはどの図書館も現状では、対応していない。</p> <p>デイジー図書等の製作は情報機器の発達によりソフトウェアを使用することにより、従来よりも時間と手間をかけずとも、製作することが可能となってきている。そのためどの資料も大田区内で1館は製作できるようにすることが障がい者サービスの拡充につながるものと考える。</p>		
<b>措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）</b>		
<p>利用者からの作成要請に基づき、音訳者登録館5館で録音雑誌の作製と録音図書作製に対応できる体制を構築しています。</p> <p>また、現状対応ができていないサービスについては、そのニーズの把握に努め、必要に応じて検討を行います。なお、利用者からサービスの問合せがあった場合には、声の図書室や公立図書館との連携（相互貸借）などを含めて調整を進め、利用者が必要なサービスを受けられるよう努めています。</p>		
(令和7年度・1年目)		

意見No.34（第3節）	措置状況： <u>措置済</u>	部課名：教育総務部大田図書館
項目：全区立図書館での読書支援機器の提供		
意見事項		
<p>読書支援機器の提供は16館中8館であり、残り8館では行っていないという回答である。</p> <p>しかし各図書館においては何らかの読書支援機器はあるはずであり、全ての図書館で読書支援機器の提供サービスをすることが必要であると考える。</p>		
措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）		
<p>拡大鏡・老眼鏡、筆談器などの読書支援機器は全館に配備しています。引き続き、需要などを研究しながら、機器の配備を進めていきます。</p>		
(令和7年度・1年目)		

意見No.35（第3節）	措置状況：※検討中	部課名：教育総務部大田図書館
項目：多様な種類の利用案内の提供		
意見事項		
一般的な利用案内、障害者サービス利用案内は、ルビ無しの印刷物が16館中15館を占めている。		
ルビ有り印刷物や拡大文字版、LL版はほとんどの図書館で作成されていないが、今後、様々なカテゴリーの方（例えば、日本語が不自由な外国の方など）が図書館を利用する考えられることから、多様な種類の利用案内を用意しておくことが必要になると考える。		
措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）		
意見内容を踏まえ、図書館ガイド（一般的な利用案内）、障がい者サービス利用案内について、「やさしい日本語」版の作成を検討します。		
（令和7年度・1年目）		

意見No.36（第3節）	措置状況： <u>参考扱</u>	部課名：教育総務部大田図書館
項目：全区立図書館での障害者サービス用資料の目録の提供		
<b>意見事項</b>		
<p>障がい者サービス用資料の目録で印刷版がある図書館が4館、音声版がある図書館が3館であった。何らかの障がい者サービス用資料の目録がある図書館は印刷版、音声版どちらも備えている図書館があることから16館中5館であった。</p> <p>障がい者サービス用資料の目録は貸出できる障がい者サービス用資料を全て網羅するものであることから、全ての図書館で備えておくことが必要であると考える。</p>		
<b>措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）</b>		
<p>現在提供している目録は新規に作製した録音図書及び新着図書の目録であり、録音図書を作成している全ての館（3館）が提供しているため運用上問題はないと考えます。</p> <p>また、全ての資料の目録は図書館ホームページや図書館システムで検索でき、必要があれば紙に出力することもできますが、膨大な数になり現実的ではないため現行の運用を継続していきます。</p>		
(令和7年度・1年目)		

意見No.37（第3節）	措置状況： <u>参考扱</u>	部課名：教育総務部大田図書館
項目：合理的配慮の提供義務		
意見事項		
<p>講演会・セミナーにおける障がい者への配慮への回答であるが、「障害を理由に断らない」で3館が「C」（できれば取り組みたい）という回答であった。「ボランティアなどの同伴者がいなくても障害者が個人で参加できる」への回答でも6館が「C」という回答であり、「申し込みや問い合わせについて、コミュニケーションに困難のある障害者が単独でもできるように配慮している」への回答は4館が「B」（取り組みたい）、5館が「C」、1館が「一」（該当しない）という回答であった。</p> <p>これらの質問の回答には「A」（取り組んでいる）でなければ、合理的配慮の提供義務に違反するものと考えられる。そのため大田区は各図書館に講演会・セミナーにおける障がい者への配慮について、各指定管理者等によりよく対応するように指導していくことが必要であると考える。</p>		
措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）		
<p>各館においては必要な障害者への配慮を行っている一方、施設の老朽化から対応が難しいケースもあり、意見事項に記載のあるような回答内容に至ったものと思われます。今後も、可能な限りの障がい者対応を実施していきます。</p>		
(令和7年度・1年目)		

意見No.38（第3節）	措置状況： <u>参考扱</u>	部課名：教育総務部大田図書館
項目：講演会・セミナーにおける障害者への配慮		
意見事項		
<p>講演会・セミナーにおける障がい者への配慮への質問における 12-7（4）以下の質問については「希望により手話通訳をつけている」という図書館が 1 館あるのみで、他の質問に対しては対応している図書館がない状況である。</p> <p>全ての図書館で対応できることが理想であるが、少なくとも現状以上に障がい者への配慮が可能な図書館を増やしていくことが必要であると考える。</p>		
措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）		
区で行っている手話通訳派遣などの情報を共有し障がい者対応を実施します。		
(令和 7 年度・1 年目)		

意見No.39（第3節）	措置状況：措置済	部課名：教育総務部大田図書館
項目：「障がい者総合サポートセンター声の図書室」との連携		
意見事項		
<p>視覚障害者情報提供施設（点字図書館）と連携しているという回答は16館中8館であり、残り8館は点字図書館と連携していないという回答であった。</p> <p>大田区内の点字図書館は「障がい者総合サポートセンター声の図書室」があり、こうした施設と障がい者サービスについて連携していくことにより、障がい者サービス用資料の相互貸借の実施が可能となることから、より連携する図書館数を増やしていくことが必要であると考える。</p>		
措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）		
<p>声の図書室とは、録音図書の借用や墨字本の提供において、全図書館が連携しています。</p> <p>特に墨字本は声の図書室の選定用と音訳の原稿用に、声の図書室から希望が出たものを全館から集めて長期間貸出をしています。引き続き必要な連携を取っていきます。</p>		
(令和7年度・1年目)		

意見No.40（第3節）	措置状況：措置済	部課名：教育総務部大田図書館
項目：障がい者サービスにかかる学校図書館との連携		
意見事項		
<p>小学校・中学校・高等学校の学校図書館との連携には16館中8館で連携しているが、8館は現状では連携していない。</p> <p>大田区内の各図書館は学校図書館支援事業を行っており、大田区内では知的障がいのある生徒・児童を対象とした特別支援学級が設置されている小学校は16校、中学校は10校ある。知的障がいのある生徒・児童は学校図書館を基本的には利用しているが、学校図書館では図書室が狭小である、LLブックなどの蔵書が充分でないなどの課題を抱えていることが多い。</p> <p>そのため各図書館は学校図書館支援事業のみならず、障がい者サービスについても積極的に連携していくことが必要であると考える。</p>		
措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）		
<p>一部の館では、近隣の特別支援学校等と連携して出張おはなし会や来館おはなし会を実施するなど、学校図書館支援事業とは別に、障がいを持ったこどもへのサービスを提供しています。また、令和6年度、区立図書館のバリアフリー図書を貸し出しして、学校図書館にりんごの棚の特別展示を実施した学校もあります。引き続き連携を進めていきます。</p>		
(令和7年度・1年目)		

意見No.41（第3節）	措置状況：参考扱	部課名：教育総務部大田図書館
項目：障がい者用駐車スペースの設置		
意見事項		
駐輪場スペース等がかなりあることから、障がい者用駐車スペースが確保できることが考えられる。そのため、障がい者用駐車スペースを設置することを検討することが必要であると考える。（久が原・下丸子）		
措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）		
下丸子図書館においては、消防法で定められている必要スペースが確保できなくなることから設置ができません。 なお、久が原図書館においては、障がい者用駐車スペースが設置されています。		
（令和7年度・1年目）		

意見No.42（第3節）	措置状況：※検討中	部課名：教育総務部大田図書館
項目：障がい者用駐車マークの塗装		
意見事項		
障がい者用駐車スペースは2台あるが、障がい者用駐車マークが消えかけており見えにくくなっていた。塗装を塗り直し、障がい者用駐車マークを見えやすくすることが必要であると考える。（羽田）		
措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）		
意見内容を踏まえ、改修工事を検討します。		
(令和7年度・1年目)		

意見No.43（第3節）	措置状況： <u>参考扱</u>	部課名：教育総務部大田図書館
項目：障がい者用駐車スペースの設置		
意見事項		
<p>入新井図書館は Luz 大森の施設 4 階にあることから、障がい者用駐車スペースは設置されていない。しかし Luz 大森には 96 台の駐車スペースがあり、Luz 大森の施設自体は丸紅株式会社が開発した商業施設であるが、区の土地を賃借しており、区と連携して開発した商業施設である。そのため駐車スペース 1 台分を障がい者用駐車スペースとすることもできるのではないかと考えられるため、その設置を検討するべきであると考える。（入新井）</p>		
措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）		
<p>障がい者用駐車スペースについては、区として設置をするためには新たに費用負担が生じます。</p> <p>需要などを踏まえ、対応可能な方法等について研究します。</p>		
(令和 7 年度・1 年目)		

意見No.44（第3節）	措置状況：措置済	部課名：教育総務部大田図書館
項目：障がい者用駐車スペースの共用		
意見事項		
<p>アンケートの回答では障がい者用駐車スペースは「該当しない」とあったが、同一建物内の「大田区立消費者生活センター」分については、障がい者用駐車スペースが1台あった。同じ区の施設内のものであり、頻繁に利用してはいないことから、蒲田駅前図書館と共にすることを検討するべきであると考える。（蒲田駅前）</p>		
措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）		
<p>蒲田駅前図書館専用の障がい者用駐車場を保有していないため、「該当しない」としましたが、現状では、消費者生活センターの駐車場で空きがある場合には、蒲田駅前図書館も障がい者用駐車場として運用しています。</p> <p>引き続き、利用者の利便性向上に努めます。</p>		
(令和7年度・1年目)		

意見No.45（第3節）	措置状況： <u>参考扱</u>	部課名：教育総務部大田図書館
項目：エレベーターの設置		
意見事項		
<p>大田図書館は2階建て以上の建物であるにもかかわらず、エレベーターが設置されていない。昭和45年6月開館と50年以上前の建物であり、また鉄筋コンクリート造の建物であることから、追加工事によるエレベーターの設置は難しいと考えられるが、一方で大田図書館は区の中心館であり、利用者も多い図書館であることから、例えば昇降エレベーターを設置する等して、何らかの形でエレベーターを設置することが必要であると考える。（大田）</p>		
措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）		
<p>大田図書館におけるエレベーター設置工事やその代替となる設備の設置工事について、いずれも躯体が古いことや、設置スペースの確保が困難であることなどから、追加工事の予定はありません。</p>		
(令和7年度・1年目)		

意見No.46（第3節）	措置状況： <u>参考扱</u>	部課名：教育総務部大田図書館
項目：エレベーターの設置		
意見事項		
2階建ての建物であるが、エレベーターは設置されていない。対面朗読室などは2階にあり、車いす利用者も2階を利用する可能性があることから、エレベーターを設置することを検討するべきであると考える。（大森南）		
措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）		
大森南図書館におけるエレベーター設置工事は、躯体が古いことや、設置スペースの確保が困難であることから、追加工事の予定はありません。		
（令和7年度・1年目）		

意見No.47（第3節）	措置状況： <u>参考扱</u>	部課名：教育総務部大田図書館
項目：入口付近のスロープの傾斜		
意見事項		
<p>入口付近にはスロープが設けられているが、傾斜が急であり、かつ幅が狭いことから車いす利用者が1名の場合には、かなり困難な状況になると考えられる。</p> <p>当初の設計時点において、スロープは緩やかな傾斜とし、車いす利用者に対して更なる配慮が必要であったと考える。（大田）</p>		
措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）		
<p>今後、大田図書館の改築・移転等を行う際には、スロープなどを含め、利用者の使いやすさを配慮した設計を行います。</p>		
(令和7年度・1年目)		

意見No.48（第3節）	措置状況： <u>参考扱</u>	部課名：教育総務部大田図書館
項目：入口付近のスロープと道路の設置角度		
意見事項		
<p>入口にスロープがあるものの、スロープが終わると歩道のない交通量が多い道路になり、車いす利用者、ベビーカーには危険があるように思われた。スロープの向きを道路と直角に設置するのではなく、少し角度を設けて緩やかな角度で道路と接するようにするなどの配慮することを検討するべきであると考える。（大森南）</p>		
措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）		
<p>現状、大森南図書館において、可能な限り緩やかなスロープとしています。 近接してバス停があることから、これ以上の位置変更は困難かつ図書館利用者の利便性及び安全性が低下する恐れがあるため、現時点での改修予定はありません。</p>		
（令和7年度・1年目）		

意見No.49（第3節）	措置状況：※検討中	部課名：教育総務部大田図書館
項目：バリアフリートイレの設置		
意見事項		
<p>バリアフリートイレについては16館中12館に設置されているが、4館には設置されていない。中心館である大田図書館にバリアフリートイレが設置されていないことから、早急にバリアフリートイレの設置を検討するべきであると考える。（大田）</p> <p>また、残る3館についてもバリアフリートイレの設置は検討するべきであると考える。（馬込・入新井・羽田）</p>		
措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）		
<p>大田図書館及び馬込図書館においては、今後の改築・移転等の際に設置します。</p> <p>なお、入新井図書館は複合施設のテナントであり、入居ビルの共用部分に車椅子対応トイレが設置されています。</p> <p>また、羽田図書館については、令和8年度に改修工事を検討します。</p>		
(令和7年度・1年目)		

意見No.50（第3節）	措置状況：※検討中	部課名：教育総務部大田図書館
項目：シャワートイレの設置		
意見事項		
バリアフリートイレはあるものの、他のトイレにはシャワートイレが設置されていない。シャワートイレを設置するなどトイレをリニューアルすることを検討するべきであると考える。 (大森東・大森西)		
措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）		
大森東図書館及び大森西図書館において、令和8年度に改修工事を検討します。		
(令和7年度・1年目)		

意見No.51（第3節）	措置状況： <u>参考扱</u>	部課名：教育総務部大田図書館
項目：盲導鈴（チャイム）の設置		
意見事項		
<p>入口に盲導鈴（チャイム）が設置されている図書館は16館中4館であった。</p> <p>入口の盲導鈴は、視覚障害者に入口を知らせる誘導サインであることから、設置が可能な入口であれば、全ての入口に設置することを検討するべきであると考える。（大田・大森南・大森東・大森西・入新井・池上・洗足池・浜竹・六郷・下丸子・多摩川・蒲田駅前）</p>		
措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）		
<p>音に敏感な利用者もいることや、点字ブロックの設置、補助者による案内なども可能なことから、現時点での設置予定はありません。</p>		
(令和7年度・1年目)		

意見No.52（第3節）	措置状況：※検討中	部課名：教育総務部大田図書館
項目：インターホンの設置場所		
意見事項		
<p>インターホンについては設置されているものの、設置位置がわかりにくい、又は、車いす利用者に押しにくい位置にある図書館があった。インターホンはなるべくわかりやすい位置かつ誰でも押しやすい位置に設置することが必要であると考える。（大田・大森西・洗足池・羽田・下丸子・多摩川）</p>		
措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）		
<p>意見内容を踏まえ、大森西図書館・洗足池図書館・羽田図書館・多摩川図書館については、改修工事を検討します。</p> <p>なお、大田図書館・下丸子図書館においては、入口の場所や敷地の形状等から現状の場所が最適であると考えます。</p>		
(令和7年度・1年目)		

意見No.53（第3節）	措置状況： <u>参考扱</u>	部課名：教育総務部大田図書館
項目：図書館外の点字誘導ブロックの設置		
意見事項		
<p>道路から入口までの点字誘導ブロックがあるという回答は16館中11館であった。</p> <p>道路と入口の接し方にもよるが、点字誘導ブロックは図書館外においても必要であり、本来であればアクセシビリティの観点からは、多くの図書館利用者の通行する道路上にも、点字誘導ブロックを設置し、図書館へのアクセスを容易にすることが求められる。</p> <p>そのため全ての図書館に道路から入口までの点字誘導ブロックを設置し、できれば図書館利用者が多く利用する道路上にも、その設置をすることを検討するべきであると考える。(入新井・馬込・六郷・多摩川・蒲田)</p>		
措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）		
<p>施設外の点字ブロック設置については、入口が道路面に隣接しすぎていること、車椅子やベビーカー利用時に車輪が引っ掛かることなどの影響があり、現時点での設置予定はありません。</p>		
(令和7年度・1年目)		

意見No.54（第3節）	措置状況： <u>参考扱</u>	部課名：教育総務部大田図書館
項目：図書館内の点字誘導ブロックの設置		
意見事項		
<p>館内に点字誘導ブロックがあるという回答は16館中12館であり、残り4館は館内に点字誘導ブロックは設置していない、という回答であったが、実地調査でも4館について点字誘導ブロックが設置されていないことを確認した。</p> <p>館内の安全を確保するためにも、館内に充分な点字誘導ブロックを設置することが必要であると考える。（大森南・入新井・馬込・蒲田）</p>		
措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）		
<p>施設内の点字ブロック設置については、車椅子やベビーカー利用時に車輪が引っ掛かるなどの影響や、スタッフ、補助者による案内も可能なことなどから、現時点での追加設置予定はありません。</p>		
(令和7年度・1年目)		

意見No.55（第3節）	措置状況： <u>参考扱</u>	部課名：教育総務部大田図書館
項目：図書館内の点字誘導ブロックの設置		
<b>意見事項</b>		
館内の点字誘導ブロックは入口付近のみにあり、館内の通路には特に設けられていない図書館が5館あった。点字誘導ブロックは館内の主要な通路にも設置することが利用者に利便性につながるものと考える。（大森南・洗足池・浜竹・六郷・蒲田駅前）		
<b>措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）</b>		
施設内の点字ブロックの設置について、車椅子やベビーカー利用時に車輪が引っ掛かるなどの影響や、スタッフ、補助者による案内も可能なことなどから、現時点での設置予定はありません。		
(令和7年度・1年目)		

意見No.56（第3節）	措置状況：※検討中	部課名：教育総務部大田図書館
項目：点字誘導ブロックの配色		
意見事項		
<p>点字誘導ブロックは黄色、又は、弱視に見やすい床面と区別がつくような配色になっている、という質問に対して、16館中9館は区別がつくような配色になっているという回答であったが、3館は回答が「C」であり、そうなっていないという回答であった。</p> <p>現場視察でも床面と同じ配色の図書館を確認したが、点字誘導ブロックは床面と区別できるようにする必要があることから、そうなっていない図書館は、点字誘導ブロックの配色を塗り直す等、配色を変更し、見やすくすることが必要であると考える。（大森東・久が原・洗足池・羽田）</p>		
措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）		
<p>意見内容を踏まえ、大森東図書館・洗足池図書館・羽田図書館においては、令和8年度の改修工事を検討します。</p> <p>なお、久が原図書館については、現場を改めて確認しましたが、コントラスト比が一定程度確保されていることから現状のままとします。</p>		
(令和7年度・1年目)		

意見No.57（第3節）	措置状況：※検討中	部課名：教育総務部大田図書館		
項目：ピクトグラムの活用	意見事項			
案内表示にピクトグラム（絵記号）を活用している図書館が11館ある一方で5館はピクトグラムを活用していない。				
ピクトグラムは文字が読めない幼児、母国語が日本語でない方等にとって、わかりやすい表示であることから、ピクトグラムを活用していない図書館は導入を検討するべきであると考える。（大森南・馬込・洗足池・蒲田・蒲田駅前）				
措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）				
意見内容を踏まえ、改修工事を検討します。				
（令和7年度・1年目）				

意見No.58（第3節）	措置状況：参考扱	部課名：教育総務部大田図書館
項目：対面朗読室の障害者のための読書室等としての利用		
意見事項		
<p>障がい者のための読書室が設置されている図書館は全ての図書館で設置されているとの回答であった。この回答の読書室は対面朗読室と考えられるが、特に現状、対面朗読以外での利用ができる旨のアナウンスはなされていない。</p> <p>また図書館のホームページでは対面朗読について、その対象は</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・区内在住で、身体障害者手帳をお持ちの方</li> <li>・区内在住で、要支援・要介護認定を受けている方</li> <li>・愛の手帳をお持ちの方</li> </ul> <p>としており、発達障がい、知的障がい等の方の利用を想定していないと考えられる。</p> <p>障がい者のための読書室は録音図書の閲覧や知的障がい者のクールダウンスペースにもなることから、特にクールダウンスペースは、発達障がい、知的障がい、精神障がい等の人が外部の音や視線を遮断して気持ちを落ち着かせて、パニックを防ぐためのスペースであることから、知的障がい者の利用を促す効果があると考えられる。</p> <p>そのため対面朗読室について、利用されていない時間帯は、こうした障がい者が利用できる旨、アナウンスして開放することを検討するべきであると考える。</p>		
措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）		
<p>各館の状況ですが、読書室としての利用に適さないところが多く、安全管理上、人員を配置させる必要があります。また、読書室は録音室としても使用するため、音訳者の利用時間が制限される恐れもあります。</p> <p>このように課題も多く実施は困難な状況ですが、今後、利用者から同様の要望の有無も含め、検討を継続していきます。</p>		
(令和7年度・1年目)		

意見No.59（第3節）	措置状況： <u>参考扱</u>	部課名：教育総務部大田図書館
項目：図書館内のレイアウト		
意見事項		
<p>馬込図書館の公開書架は1階だけではなく、中地下（1層）の積層書架室と地下2階（2層）の閉架書庫（城昌幸記念文庫）がある。いずれも階段のみであり、また階段幅も狭く一般利用者には問題はなくとも何らかのハンディがある利用者の利用にはかなりハードルが高いものと考える。公開書架はできるだけフラットなスペースにあるべきであると考えられるため、図書館内のレイアウトを見直すことも検討することが必要であると考える。（馬込）</p>		
措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）		
<p>今後、馬込図書館の改築・移転等を行う際には、公開書架のレイアウトを含め、利用のしやすさについて配慮した設計を行います。</p>		
（令和7年度・1年目）		

意見No.60（第3節）	措置状況： <u>措置済</u>	部課名：教育総務部大田図書館
項目：書架の案内表示		
意見事項		
書架の案内表示が番号（EX 475等）のみで、分類表示が無く書籍を探しづらいと考えられる。番号だけではなく、分類表示も記載するべきであると考える。（六郷）		
措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）		
意見内容を踏まえ、六郷図書館の案内について、分類番号及び日本語での標記を併記し、わかりやすい表示としました。		
（令和7年度・1年目）		

意見No.61（第4節）	措置状況：措置済	部課名：教育総務部大田図書館
項目：資料費の予算設定の精緻化		
意見事項		
<p>資料費についてその内容を検証した結果、以下の事項が検出された。</p> <p>閲覧用図書、閲覧用雑誌の予算が過去3年度にわたり変動がない。</p> <p>歳出決算説明資料を通査したが、閲覧用図書、閲覧用雑誌については、過去3年度にわたり、予算に変動がなかった。需用費としての予算の執行率は高く、変動の必要はないとも考えられるが、上記の表にもあるとおり、閲覧用図書の予算執行額には差異はほぼないものの、購入冊数だけでみると、予算においては121,237冊であるのに対し、執行冊数については99,642冊であり、21,595冊の差異があることが分かる。予算の差異は価格面と数量面から構成されると考えられるが、数量面における差異は僅少とは言えず、差異の要因の分析が必要と思われる。それに伴って予算の変動も必要と思われるため、不用額が僅少であることをもって予算を変更しないということは避けるべきであると考える。</p>		
措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）		
<p>意見内容を踏まえ、令和7年度予算においては資料単価の見直しを行い、実際の購入冊数に基づいたものとしています。今後も単価の見直しと数量の見直し両面から予算の策定を行います。</p>		
(令和7年度・1年目)		

意見No.62（第4節）	措置状況： <u>措置済</u>	部課名：教育総務部大田図書館
項目：音訳者等謝礼金-対面朗読の予算設定の精緻化		
意見事項		
<p>音訳者等謝礼金-対面朗読について過去3年間の予算と執行額を比較すると、令和5年度予算においては1回当たり1,000円のものを100回分、2,000円のものを360回確保しているものの、実際には1,000円のものは6回、2,000円のものは154回の実施にとどまっている。予算に占める割合は低いといえるが、実績・実態に沿った予算編成が望まれる。</p>		
措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）		
<p>意見内容を踏まえ、令和7年度予算から対面朗読の1時間未満については100回を50回に、1時間以上2時間未満については300回を200回とし、実態に即した予算額としました。</p>		
(令和7年度・1年目)		

意見No.63（第4節）	措置状況： <u>措置済</u>	部課名：教育総務部大田図書館
項目：「集中選書」の内容の見直し		
<b>意見事項</b>		
「集中選書 R5」のほか、令和4年度版、令和6年度版についても閲覧したが、ここ3年間内容に変更が見られなかった。特に重点目標については各年度において留意すべき事項を明確にし、各図書館へ通達することが望まれる。今後は年度ごとに重点とする目標を決め、その進捗について評価し、新年度の目標を決定する必要があると考える。		
<b>措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）</b>		
令和7年度は重点目標の見直しを行い、新たな目標を設定しています。 今後も各年度において、重点目標を見直していきます。		
(令和7年度・1年目)		

意見No.64（第4節）	措置状況：※検討中	部課名：教育総務部大田図書館
項目：「集中選書」における開架新鮮率の目標の見直し		
意見事項		
<p>各図書館の開架の新鮮率等を見ると、資料受入1年未満資料については概ね6～9%の範囲にあり、重点目標に掲げる水準に近づいているものと思われる。一方、資料受入10年以上の割合が池上図書館は12.7%と低い水準にあるが、平均割合は28%と乖離が生じている。この乖離については表中のコメントを確認すると、必ずしも下げる必要ではないものとも考えられる。</p> <p>前述のとおり、集中選書における重点目標はここ数年変わっていない。各図書館の蔵書更新計画書とそれに対するコメントを踏まえ、更新率についての見直しを検討するなどの対応が望まれる。</p>		
措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）		
<p>魅力ある書架づくりのため、開架の新鮮率10%の目標値は維持しつつ、各館の分担収集分野や蔵書傾向に応じた目標値の設定を検討します。</p>		
(令和7年度・1年目)		

意見No.65（第4節）	措置状況：※検討中	部課名：教育総務部大田図書館
項目：「集中選書」における除籍数の目標の見直し		
意見事項		
<p>除籍の計画が、前々年度受入冊数の10%以内を目安にして策定されているかについて検証をしたが、計画段階において、重点目標と整合していない館が見られる。除籍数を適切に設定することは、蔵書更新率の向上にも寄与するものといえる。よって、重点目標に掲げる数値が適切かどうかを見直すとともに各館足並みがそろうように周知をすることが望まれる。</p>		
措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）		
<p>意見内容を踏まえ、令和8年度策定の中期計画において各館の適正蔵書数の目標値を設定し、保存資料の内容を精査しつつ、各館の適正な資料数の維持に務めます。</p>		
(令和7年度・1年目)		

意見No.66（第4節）	措置状況：※検討中	部課名：教育総務部大田図書館
項目：「大田区立図書館選書基準」の開示		
意見事項		
「大田区立図書館選書基準」について、その内容については非公表となっている。選書基準は、図書の収集に当たり各図書館にとって非常に重要な基準であるといえる。その一方で、どのような基準にて選書がされているかについては、図書館利用者である区民にも重要な基準だと考えられる。区民の要求を具体的に引き出すためにも、当該基準は公開することが望まれる。		
措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）		
意見内容を踏まえ、大田区立図書館選書基準について、大田区例規集システムに搭載し、区民が閲覧できるよう検討します。		
(令和7年度・1年目)		

意見No.67（第4節）	措置状況：※検討中	部課名：教育総務部大田図書館
項目：選書ツールの見直し		
意見事項		
<p>「大田区立図書館選書基準」に記載の選書ツールについては、前述のとおりツールが具体的に示されている一方、出版社の目録、パンフレットについては、2015年3月現在のものであり、当該基準も2018年3月に改訂されて以降は変化がない。選書においては各図書館にて適切に行われているが、適切な時期に選書のためのツールの見直し・最新版へのアップデートが望まれる。</p>		
措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）		
意見内容を踏まえ、選書基準記載の選書ツールについて、最新版への更新を予定しています。		
(令和7年度・1年目)		

意見No.68（第4節）	措置状況：※検討中	部課名：教育総務部大田図書館
項目：「大田区立図書館児童資料選書基準」、「児童担当者心得帖 選書実務編」の開示		
意見事項		
「大田区立図書館児童資料選書基準」、「児童担当者心得帖 選書実務編」について、その内容については非公表となっている。これらについても一般書と同様、区民の要求を具体的に引き出すためにも、当該基準は公開することが望まれる。		
措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）		
「大田区立図書館児童資料選書基準」及び「児童担当者心得帖 選書実務編」について、大田区例規集システムへの搭載により区民が閲覧できるよう検討します。		
(令和7年度・1年目)		

意見No.69（第4節）	措置状況：措置済	部課名：教育総務部大田図書館
項目：図書選択論		
意見事項		
<p>価値論か要求論かという問題はあるものの、価値論は図書館側からの発信であり、要求論は利用者側からの発信であることを考えると、相互に影響を与える、バランスが取れた状態が望ましいと考える。</p> <p>価値論については、図書館側でその図書の価値が「高い」とされるものを選定することになるが、定義そのものを見ると「価値とは何を基準とするのか」という点が主観的になりやすいとも考えられる。そういった点では、前述した選書ツールとして週刊新刊全点案内を使用して選書を進めていることは、多少の主観は介入する余地はあるものの、複数名で選書をしていることなどを踏まえれば、結果として画一的な判断が可能となるツールであると考える。図書選択の網羅性といった観点からも漫画などは除外されているが、現状では最も有効なツールであると考えられる。一方で、図書選択の網羅性というものは各図書館において選書基準が設けられており、収集しない方針の資料が決められている。大田区においても、前述した「大田区立図書館選書基準」においてそれが定められているが、平成30年以降の改訂がないため、もう少し短い期間での改訂があっても良いのではないかと考える。その改訂に当たって、漫画を収集資料の中に入れるべき、ということを論じるつもりはないが、後述する要求論から与えられる影響を加味して検討していくことが望ましいと考える。</p> <p>次に、要求論を考える上で、現状の大田区の図書館の環境が図書選択論においてどのような状況にいるのかを考える。図書館の登録利用率を大田区、人口・面積規模が類似している世田谷区、23区において比較すると、大田区における利用登録率は、23区の平均に比べるとそれを下回っている状況にあることが分かる。この点からすると、区民の満足度という観点はさておき、利用登録率についてはもう少し引き上げる余地があるといえる。そして、この利用登録率21%は、要求論の中の顕在的 requirement を引き出しやすい層にカテゴリーをすることができる。よって、これらは貸出やリクエスト、世論調査を通じてどのような選書をしていくかを引き続き検討することのできる対象といえる。ただし、リクエストは現状でも選書に当たって考慮されているものであり、リクエストに依存をすれば予算がリクエストによって消費されてしまう。もう一つの要求論である顕在的 requirement を軽視することにつながる、引いては価値論にまで影響を及ぼすことになりかねないため、ある程度の線引きは必要であると考える。</p> <p>一方で、現状の大田区においては前述したとおり利用登録率については引き上げる余地があると思われる。要求論の対象者を増やすためにもこの利用登録率を引き上げる必要があると思われる。現状でも様々な取組を各図書館が実施しているが、今後取り組みたい自主事業についても第3章12節に掲載のとおり様々なアイデアがあることが分かる。現状の枠組みでは実現が難しいものもあるが、その枠を広げることが新たな利用者を生み、選書の観点からしても、要求論の比率を高め、それが価値論にも好影響を与えることにもつながるのではないかと考える。</p>		

措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）

区立図書館として、「大田区立図書館選書基準」を踏まえ、週刊新刊全点案内などの選書ツールを活用し、複数担当者による選書会議を通じてバランスに配慮した選書を進めています。あわせて、利用者のニーズ踏まえ、リクエストなどによる選書も実施しています。また、小学校への利用登録の促進など実施しています。

引き続き、利用登録率の向上に向けた取組を継続します。

(令和7年度・1年目)

意見No.70（第4節）	措置状況： <u>参考扱</u>	部課名：教育総務部大田図書館			
項目：除籍数の計画と実績管理					
意見事項					
<p>除籍数の計画数に差異が生じている図書館は以下のとおりである。</p> <p>各館において事情はあると見られるが、大森南においての蔵書数は過去3年間で、940 冊、481 冊、955 冊増加しており、蔵書数は増加している。除籍については、新鮮度の向上や利用者のニーズに応えるための受入に比べると優先順位は低いものと考えられるが、蔵書管理を適切に機能させるためにも、単年度において差異が生じることはやむを得ないとしても、一定期間の増減率については基準を定めるなどの対応が必要と考える。また、除籍数が計画値に満たなかつたこと（不利差異）のみを問題とするのではなく、除籍数が計画値を超えていた場合（有利差異）についてもその内容を分析する必要があるものと考えられる。</p>					
図書館	除籍計画数	除籍実績数	差異	差異率	更新計画書におけるコメント概要
大森南	4,500	3,351	△1,149	△25.5%	大森南の分担収集である分野の収集と保管もあったため、数値だけで単純に増加したとはいえない。
馬込	5,000	4,165	△835	△16.7%	10 年以上前の資料でも利用があるため、なかなか除籍が進まない。
蒲田駅前	5,100	4,381	△719	△14.1%	特に除籍に関するコメントなし。
措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）					
<p>各館において適正な除籍計画を立て、その執行に努めるとともに、計画・実績の差を適切に捉え、将来的に分析につなげていきます。</p>					
(令和7年度・1年目)					

意見No.71（第5節）	措置状況： <u>参考扱</u>	部課名：教育総務部大田図書館
項目：長期的なシステム投資計画の立案・開示		
<b>意見事項</b>		
<p>この個別目標8において、ICTの活用による利用者の利便性の向上、業務の効率化が目標とされている。この大目標の実現のために、これをブレイクダウンし、個別具体的な目標に落とし込んだものは現状なく、図書館情報システムに関する新規投資や導入計画と言った将来計画については、具体的には立案されてはいない。しかし、実際には、大田図書館においては、様々なシステム的課題に対応しており、年度ごとに公表される「大田の図書館」（大田図書館発行）においても図書館システムの発展・展開が示されている。</p> <p>今後においても、関係各部局と連携をより一層図り、長期的な視野で様々な課題に対処できるよう、情報システムに対する投資計画策定が明示され、区民に対して開示していくことを期待したい。</p>		
<b>措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）</b>		
<p>令和7年度に策定された「大田区DX推進計画」において、図書館のDX推進の具体的な取組を掲載しています。この計画を活用しながら、情報システムに対する取組を推進します。</p>		
(令和7年度・1年目)		

意見No.72（第5節）	措置状況： <u>措置済</u>	部課名：教育総務部大田図書館
項目：図書館情報システムの管理体制		
<b>意見事項</b>		
<p>大田図書館長の下におかれた図書館担当係長3名のうち1名の担当係長と主任1名体制により図書館情報システムに関する実務が行われている。システム担当係長、主任の担当事務内容は以下に示す「令和5年度 事務分担」のとおりであり、それぞれ補助者2名、計4名が割り当てる体制となっている。しかしながら、現状、担当係長の補助者2名のうち1名は主任となっており、実質的には、補助者は計3名となっている。</p> <p>平時であれば、外部業務委託によるサポートもあり、特に問題ない体制と考えられるが、図書館情報システムは図書館業務の根幹となっており、いずれかの担当者の病気・事故等の予期せぬ不在や突発的な事象に備えるためにも、担当者・補助者を増やす、もしくは、情報政策課等の支援が得られる体制を整えるなどの緊急時の体制構築を検討することが望ましい。</p>		
<b>措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）</b>		
<p>意見内容を踏まえ、令和7年度から、担当係長1名、図書館情報システム担当を2名体制として、運用しています。</p>		
(令和7年度・1年目)		

意見No.73（第5節）	措置状況：措置済	部課名：教育総務部大田図書館
項目：情報端末等処分時の処理方法及び手続		
意見事項		
<p>大田図書館は、リース期間が終了した情報端末等の処分に当たり、外部委託先（リース会社）を経由してデータ消去専門業者にデータ消去を行わせている。当該データ消去方法として、以下のとおり記載されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①筐体内のハードディスクの有無を確認</li> <li>②ハードディスクがある場合、専用ソフトウェアによる消去（壊回上書き）</li> <li>③本体が故障している場合はハードディスクを摘出し消去専用機器により消去</li> <li>④ハードディスクが不良の場合は破碎処理</li> </ul> <p>上記の方法に従い、合計273件のハードディスクが処理され、破碎処理されたものについては物理的破壊の証拠写真が添付され、すべてが適切に処分された旨が外部委託先より報告されている。概ね、処理方法に問題は無いと考える。</p> <p>しかしながら、実施基準において「(パソコンに限り)システム統括管理者貸与データ消去ソフトを使用してデータ消去を行ってから、パソコンリサイクル等で廃棄する」と定められているが、今回のケースでは行われていなかった。実施基準に従い、廃棄時には、委託業者に引き渡す前に事前に図書館にて、データ消去作業を行った上で、引き渡すことが望まれる。ただし、大量のハードディスクを処分する場合、現状の大田図書館の管理体制においては、現実的に困難な場合があると考えられる。</p> <p>しかし、その場合でも、外部委託先が利用するデータ消去専門業者の公的認証制度の取得や業界団体の加盟の有無などの信用調査や業者が用いる技術的方法等<sup>(注※)</sup>について事前に把握し検討しておくことが望ましい。また、総務課（内部統制・情報セキュリティ担当）及び情報政策課を交え、現実的な対応策の検討及び規程の整備も必要と考える。</p> <p>(注) 例えば、データ消去においてはデータ消去技術を専門とした「データ適正消去実行証明協議会（略称:ADEC）」という団体が消去ソフトの認証等を行なっている。</p>		
措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）		
<p>意見内容を踏まえ、図書館情報システムで使用している機器のリース期間終了時は、実施基準に沿って、適切なデータ消去方法を採用した処分を徹底します。</p>		
(令和7年度・1年目)		

意見No.74（第5節）	措置状況：参考扱	部課名：教育総務部大田図書館
項目：自動ウイルススキャン設定の必要性		
意見事項		
<p>業務端末における外部デバイス接続時のウイルススキャンについては、接続時に自動でスキャンされる設定ではなく手動で行うこととなっており、リスクが高くなっている。接続時自動スキャンの設定にするべきである。使用する外部接続デバイスは情報政策課管理下の許可された外部デバイスに限定されていることや、日時でウイルススキャンが実行されていることから、ある程度のリスクは軽減されているものの、直近のシステム改修などで速やかに接続時自動スキャンの設定をすることが望まれる。</p>		
措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）		
<p>令和9年度実施予定のシステムリプレイス時に、適切なタイミングでのウイルススキャンに対応できるよう検討します。</p>		
(令和7年度・1年目)		

意見No.75（第5節）	措置状況： <u>参考扱</u>	部課名：教育総務部大田図書館
項目：外部接続デバイスのログ取得		
意見事項		
外部接続デバイスの接続ログは、業務端末においては、現状では接続の事実が取得できるのみで、日時などは取得できない設定となっていた。アクセス日時、デバイスの種類、アクセスユーザー等の情報を取得することが望まれる。		
措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）		
令和9年度実施予定のシステムリプレイス時に、外部デバイスの接続ログの取得内容について、対応できるよう検討します。		
(令和7年度・1年目)		

意見No.76（第5節）	措置状況： <u>参考扱</u>	部課名：教育総務部大田図書館
項目：外部デバイスの一元的管理・制御		
意見事項		
<p>許可された外部接続デバイス以外は、情報漏えいやシステム障害のリスクを低減するためにもアカウントの別なくシステム的に禁止し、大田図書館長の許可を得たデバイスのみをシステム的に許可するなど、システム的に制御できるようにすることが望まれる。</p> <p>IT 資産管理ツールの導入による情報資産の一元的管理や外部接続デバイスの制御なども検討していく余地がある。</p>		
措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）		
<p>令和9年度実施予定のシステムリプレイス時に、外部デバイスの接続制限について、対応できるよう検討します。</p>		
(令和7年度・1年目)		

意見No.77（第5節）	措置状況： <u>参考扱</u>	部課名：教育総務部大田図書館
項目：生体認証によるシステムログイン		
意見事項		
<p>監査人が任意のID、パスワードを入力したが、ログインすることはできず問題なかった。また、業務端末については、システム管理者によって画面ロックの設定がなされ、ユーザー各自でロックまでの時間などを変更することはできない。また、Windowsの画面ロック解除においては、パスワード入力を求める設定になっており、セキュリティ設定については適切であると言える。</p> <p>なお、ユーザーログインの方式として、現在はパスワード入力方式が採られているが、安全性の高いパスワード(注)を設定した上で、指紋認証や顔認証等の生体認証方式などを取り入れていくことも検討の余地がある。</p>		
措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）		
<p>令和9年度実施予定のシステムリプレイス時に、ログインの生体認証について、対応できるよう検討します。</p>		
(令和7年度・1年目)		

意見No.78（第5節）	措置状況： <u>参考扱</u>	部課名：教育総務部大田図書館
項目：ユーザー申請電子決裁利用による効率化		
意見事項		
<p>ユーザーの利用申請については、現在紙ベースによる申請によっており、大田図書館システム管理担当により、年度末に一度、すべてのユーザーのID・パスワード及び権限が付与され直すこととなっている。</p> <p>現在、大田区庁内の正式な電子決裁ワークフローは「文書管理システム」であり、図書館情報システムで利用するグループウェア（サイボウズガルーン）は正式のものとして認められていない。このため、紙ベースのユーザー登録申請書に基づく作業が現状行われている。</p> <p>令和6年度末のユーザー登録業務からは、グループウェア（サイボウズガルーン）を利用して、各館からの申請を電子的に行い、最終的な大田図書館長の承認を紙ベースの申請書で行うという案が検討されている。</p> <p>今後、図書館で利用される決裁システムが、文書管理システムに準ずる正式のものとして認められれば、種々の申請業務の効率化が図られる可能性があると考える。</p>		
措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）		
<p>大田区における意思決定については、大田区事案決定手続規程又は大田区教育委員会事務局事案決定手続規程を根拠規定とし、更に大田区立図書館処務規則に基づき、文書管理システムなどにより起案、決定、施行を行う仕様となります。</p> <p>各館から大田図書館担当者への申込みについては、サイボウズのワークフローを活用した電子での送信に変更するなど効率化を図っていますが、意見内容については、大田区という組織全体の意思決定方法からの変更となるため、現状、図書館独自での対応はできません。</p>		
(令和7年度・1年目)		

意見No.79（第5節）	措置状況：参考扱	部課名：教育総務部大田図書館
項目：ログの適切な管理・有効利用		
意見事項		
<p>ログの確認作業は、なんらかの問題が発生したときに事後的に行われることが多いという面は否めないが、ログデータの積極的な活用により、問題発生を事前に防止できるという面もある。現状において、種々のログが取得され保管されているが、取得後の定期的な確認作業は行われていない。</p> <p>取得されたログについて、常時監視が必要なもの、事後確認でも可とするものなど重要性に応じて区別した上で、定期的な確認と報告を行う必要がある。このとき、大量のログを人間の手で分析することは現実的ではなく、自動でログの収集・管理・監視・分析を実現できるログ管理システムの導入が有効である。</p> <p>また、運用保守業者においては、サーバーの死活管理を始めインターネットアクセス状況等の多様なログを取得している。運用保守業者との連携において、適時のログ監視及び分析の範囲の拡大を、業務要件に加えることも検討に値すると考える。</p>		
措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）		
<p>ログ死活監視について、コスト面（対費用効果の観点）を含め、検討します。</p>		
(令和7年度・1年目)		

意見No.80（第5節）	措置状況：参考扱	部課名：教育総務部大田図書館
項目：端末に対する不正プログラム検知システムの構築		
意見事項		
<p>資料や実機の確認により、特に不審なソフトなどは見受けられなかった。</p> <p>悪意あるソフトウェアと言った不正なプログラムはセキュリティソフトで排除される設定となっている。現状、一般ユーザーの権限では、ソフトウェアのインストール等、端末への変更是制限されているが、許可されたアプリケーション以外のものがインストールされる可能性をすべて排除できるわけではない。このため、プログラムの存在を検知し、積極的な監視が行える検知システムの構築も検討の範囲に入れておくことが望まれる。</p>		
措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）		
<p>ユーザー権限の管理で、インストール行為を制限していること及びセキュリティソフトの排除設定があることで不正インストールの可能性は、限りなく低く保たれているため、現状の対応とします。</p>		
(令和7年度・1年目)		

意見No.81（第5節）	措置状況： <u>参考扱</u>	部課名：教育総務部大田図書館
項目：電子書籍貸出サービスの利用者の利便性の向上		
意見事項		
<p>利用者の利便性を向上するために、以下のような改善の検討が望ましい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大田区立図書館ホームページで電子書籍タイトルが検索できるようにする。</li> <li>・電子書籍の予約状況については、現在はサービス内のマイページより確認するしかないが、今後は予約時に連絡メールが配信されるようにする。</li> </ul>		
措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）		
<p>電子書籍貸出サービスを図書館情報システムに連携させるには、利用者登録情報の電子書籍サービスの利用要件である、区内在住・在勤・在学のデータの整理を行う必要があります。</p> <p>令和9年度機器更改時に実施できるよう検討します。</p>		
(令和7年度・1年目)		

意見No.82（第5節）	措置状況： <u>参考扱</u>	部課名：教育総務部大田図書館
項目：生成 AI 利用におけるセキュリティ対策		
意見事項		
<p>組織においては、自組織が提供・利用するプライベートな生成 AI サービスと ChatGPT を始めとしたパブリックな生成 AI サービスの両方において、組織の構成員が安心・安全に生成 AI サービスを利用するためのセキュリティ対策を講じることが求められる。例えば、以下のようなセキュリティ対策が考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>組織が提供・利用するプライベートな生成 AI サービスに対して、誤動作を起こさせるための不正な指示を行うプロンプトインジェクションを始めとしたサイバー攻撃から保護すること。</li> <li>一般公開されている ChatGPT(OpenAI)、Microsoft Copilot(Microsoft)、Gemini(Google)などのパブリックな生成 AI サービスに対して、職員が個人情報を入力しようしたり、ファイルをアップロードしようとした際にブロックを行い、機密情報が漏洩することを防止すること。</li> <li>パブリックな生成 AI サービスの中で、自組織で利用を許可・把握していないシャドーAI サービスへのアクセス制御や、不正な URL や不適切な表現が含まれている生成 AI サービスからのレスポンスをブロックすること。</li> </ul> <p>今後はセキュリティシステムを用いたアクセス制限や利用情報の制御なども視野に入れた検討が必要である。</p>		
措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）		
<p>令和7年6月30日付け5総総発第10719号「生成 AI サービスの利用に関する注意喚起について」が発出されており、図書館においてもそれに準じた取扱いとし、周知徹底します。</p>		
(令和7年度・1年目)		

意見No.83（第6節）	措置状況：※検討中	部課名：教育総務部大田図書館
項目：地域別人口に応じた図書館の環境整備の検討		
<b>意見事項</b>		
<p>各図書館の受け持ち地域別人口を集計した結果、基準値である五万人と大きく乖離した図書館はなく、概ね区が目指す整備が行われていると考えているが、3万人を超える大田、馬込、池上、久が原、下丸子が位置する調布地区等の地域は、上記の配置図からも図書館が少ないよう見られる。</p> <p>近年、既存の小中学校に公立図書館の分室設置や、既存の学校図書館を地域に開放する地域開放型学校図書館の設置の事例も見られ、既存の施設等を利用したサービスポイントを設置することも考えられる。中野区が令和3年度に図書館1館を閉鎖し、3校の図書館で地域開放型学校図書館の設置をしている。既存施設等を利用したサービスポイントの設置等も含め、すべての区民が図書館サービスを利用しやすいような環境の整備を引き続き進めていくことが望まれる。</p>		
<b>措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）</b>		
<p>意見内容を踏まえ、大田区立図書館の今後のあり方の改訂を行い、区民が利用しやすい施設設置についても検討します。</p>		
(令和7年度・1年目)		

意見No.84（第6節）	措置状況：※検討中	部課名：教育総務部大田図書館
項目：利便性の高い立地における図書館の新設・移転計画の検討		
意見事項		
<p>駅から近い池上、洗足池、蒲田駅前、入新井図書館の来館者数が多く、図書貸出数、予約件数、レファレンス件数についても、概ね来館者に比例していることがわかる。今後、サービスポイント等の新規の施設の新設・移転計画については、駅から近い等の利便性についても考慮されることが望まれる。</p> <p>なお、池上図書館は、隣接する店舗利用者も含まれることから、他の図書館と比較して来館者数が多くなっている。</p>		
措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）		
意見内容を踏まえ、大田区立図書館の今後のあり方の改訂を行い、区民が利用しやすい施設設置について検討します。		
(令和7年度・1年目)		

意見No.85（第6節）	措置状況：参考扱	部課名：教育総務部大田図書館
項目：区立小中学校等における地域図書館の併設		
意見事項		
<p>図書館施設の更新に当たっては、改築期間中における図書館の閉館を余儀なくされることから、図書館利用者への配慮が必要となる。望ましくは、現在の図書館とは別の場所に図書館を新築することであるが、近隣において従来と同規模の図書館を開設するための用地を確保することは困難である。そのための解決策として、近隣における区立の小中学校の一部に仮の図書館を設置する、小中学校の建替に当たって地域図書館を併設することが考えられる。少子高齢化社会において、通学する生徒の規模に合わせた学校施設の適正化に当たり、余剰となると想定される空間を地域図書館として利用することにより、改築中の図書館の長期間にわたる閉館を回避することができる。また、大田区図書館の学校図書館支援事業や、学校貸出・総合学習用団体貸出の事業の促進も容易に進めることができると想定される。</p> <p>ただし、地域図書館の併設による新たな課題が想定され、対応することが必要となる。もっとも懸念されることとしては、併設により学校敷地に不特定多数者が出入りすることである。生徒の安全を第一として、このような状況における防犯・安全対策を万全とする必要がある。</p>		
措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）		
<p>区は、令和7年3月に「馬込地区公共施設整備に係る基本構想（案）」を策定しました。中馬込地区では、築年度が昭和45年の馬込図書館、馬込特別出張所、馬込保育園からなる新・複合施設、南馬込地区では、新たに図書の閲覧スペースと図書館等資料貸出窓口を備える小規模なスペース（サテライト図書館）の整備を検討しています。</p> <p>また、調布地区では、東調布中学校の改築に併せて、併設の地域図書館の整備を検討しています。中学校に併設される地域図書館の整備に当たっては、生徒の安全を考慮し、防犯・安全対策を検討します。</p>		
(令和7年度・1年目)		

意見No.86（第6節）	措置状況：措置済	部課名：教育総務部大田図書館
項目：「年間事業報告書」における施設・設備等の修理状況の報告範囲		
意見事項		
<p>「令和5年度大田区立図書館指定管理 年間事業報告書」「(3) 設備・施設上の総括ほかB施設・設備等の修理状況」における「ア. 施設・設備 修繕履歴」への記載された明細については、本来「イ. 備品 修繕履歴」に記載されるべき明細が7件あった。指定管理者との間で締結する管理代行に関する年度協定書における小破修繕費用、備品修理・処分費等が適切に設定されるためにも、適切に実績が把握されることが必要である。そのためにも小破修繕費用、備品修理・処分費等の範囲について、指定管理者においても周知することが望まれる。</p>		
措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）		
<p>意見内容を踏まえ、各指定管理者に対して、小破修繕費用、備品修理・処分費等に該当する事例を明示するとともに、マニュアル及び会計報告書記載例への追記を行い、適切な予算執行がされるよう改善を図りました。</p>		
(令和7年度・1年目)		

意見No.87（第6節）	措置状況： <u>措置済</u>	部課名：教育総務部大田図書館
項目：工事契約にかかる複数見積の入手		
意見事項		
<p>「R5 工事 関係文書」を閲覧した結果、多くの工事では、複数先からの見積りを取得・保管していなかった。工事の性質、緊急性から複数先からの見積を入手することは困難と考えられ、全ての取引について複数先から見積を入手できないとも考えられる。ただし、現状の「大田区立図書館業務マニュアル」では、2社以上から見積を入手することとされており、どのような理由で入手できなかつたのかを明確にするため、その理由を決裁関連書類の備考に明記することが望まれる。</p>		
措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）		
<p>意見内容を踏まえ、複数社見積の入手をしなかつた場合、その事由に関して、起案決定時に明記するなど、適切な事務処理執行を行います。</p> <p>また、業務マニュアルにおいては、30万円以上の工事において、原則2社以上見積入手を行うことを記載しています。</p>		
(令和7年度・1年目)		

意見No.88（第6節）	措置状況：※検討中	部課名：教育総務部大田図書館
項目：防犯カメラの導入の検討		
意見事項		
大田区立図書館の防犯カメラの導入については、個人情報保護の観点や図書館利用者及び職員の安心・安全の確保等を総合的に勘案した上で、今後の検討が期待される。		
措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）		
意見内容を踏まえ、令和8年度に設置工事を検討します。		
(令和7年度・1年目)		

意見No.89（第7節）	措置状況： <u>措置済</u>	部課名：教育総務部大田図書館
項目：人員配置表における司書資格保有者の常駐状況の明確化		
<b>意見事項</b>		
<p>司書率40%以上の確保、開館中は、司書資格を有する者を1名以上常駐させることについては特に問題はなかった。しかしローテーション表を確認したところ、ローテーション表には役職、氏名の記載はあるが、司書資格を有している者が誰なのか不明であるため、委託スタッフ名簿と合わせて確認しなければ開館中は、司書資格を有する者が1名以上常駐していることを確認できなかった。</p> <p>そのためローテーション表にも誰が司書資格を有しているか記載し、人員配置の条件を満たしていることが明確にわかるようにすることを検討するべきであると考える。</p>		
<b>措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）</b>		
<p>意見内容を踏まえ、ローテーション表について、司書資格保有者を明示するよう、令和7年4月分から表示の追記を行いました。</p>		
(令和7年度・1年目)		

意見No.90（第7節）	措置状況： <u>措置済</u>	部課名：教育総務部大田図書館
項目：業務日報、月報、年報フォーム見直し		
意見事項		
<p>業務日報、月報、年報は「第8節 指定管理者」でも述べたとおりワードで作成されており、業務日報は手書き、月報と年報は数字を一つ一つ手打ちしている。こうした作業は人為的な入力ミスを招き、また業務の効率性も損なわれると考えられる。</p> <p>そのため業務日報等を全てエクセルで作成し、日報の数値が月報に、月報の数値は年報にそれぞれ集計されるようにすることで、業務効率性と人為的なミスを防ぐことができるものと考える。</p>		
措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）		
<p>意見内容を踏まえ、令和7年度から月報の書式を変更するとともに、日報の参考書式も作成し、日報から月報への集計、月報から年報への集計がされるものに改善しました。</p>		
(令和7年度・1年目)		

意見No.91（第7節）	措置状況： <u>措置済</u>	部課名：教育総務部大田図書館
項目：日報と月報の記載欄の整合性		
<b>意見事項</b>		
<p>月報にはその報告内容に「A1 図書館資料 貸出申込・更新届（共通かしだしカード）」において、「6 その他（書損）」の欄があるものの、日報には当該欄の記載がない。そのため日報に書き損じがある場合は同じ「A1 図書館資料 貸出申込・更新届（共通かしだしカード）」の「5 利用停止」の欄を「書き損じ」と訂正して記入している。</p> <p>日報と月報で記載欄が整合していないことが原因であり、日報に「6 その他（書損）」欄を設けるべきであると考える。</p>		
<b>措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）</b>		
<p>意見内容を踏まえ、令和7年度から月報の書式を変更するとともに、日報の参考書式も作成し、日報から月報への集計、月報から年報への集計がされるものに改善しました。</p>		
(令和7年度・1年目)		

意見No.92（第7節）	措置状況： <u>措置済</u>	部課名：教育総務部大田図書館
項目：月報と年報の記載欄の整合性		
意見事項		
<p>月報には報告事項として「K 学校図書館支援」の欄があり、当該月にどの学校に何回、月の延べ時間、延べ対象者数等が記載されている。</p> <p>一方で年報にはこの学校図書館支援については報告事項として記載されていない。指定管理者の年報には学校図書館支援は支援した学校名、年間の延べ実施回数、年間の延べ時間、年間の延べ対象者数は報告事項となっている。そのため委託の年報においても学校図書館支援については報告事項として記載するべきであると考える。</p>		
措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）		
<p>意見内容を踏まえ、令和7年度から月報の書式を変更するとともに、日報の参考書式も作成し、日報から月報への集計、月報から年報への集計がされるものに改善しました。</p>		
(令和7年度・1年目)		

意見No.93（第7節）	措置状況：※検討中	部課名：教育総務部大田図書館・総務部経理管財課
項目：業務委託の長期継続契約		

### 意見事項

業務委託については長期継続契約をもって契約を締結し、受託者の立場を安定させることを検討するべきであると考える。

長期継続契約は平成16年5月26日の自治法の一部を改正する法律(平成16年法律第57号)及びこの改正に伴う政令の改正により、リース契約や庁舎等の管理業務委託契約を長期継続契約として契約を締結することが可能となったものである。自治法施行令第167条の17は「地方自治法第二百三十四条の三に規定する政令で定める契約は、翌年度以降にわたり物品を借り入れ又は役務の提供を受ける契約で、その契約の性質上翌年度以降にわたり契約を締結しなければ当該契約に係る事務の取扱いに支障を及ぼすようなもののうち、条例で定めるものとする。」とし、長期継続契約の対象を定めている。

この長期継続契約の対象は、条例で定めることが条件であるが、特にリース契約や庁舎等の管理業務委託契約のみでなく、地方公共団体が自主的に対象を定め、活用することができる。そのため長期継続契約として、大田図書館一部業務委託を条例で定めることを検討するべきであると考える。

実際に青森市では青森市民図書館において、この長期継続契約を締結している。青森市では平成25年4月1日から平成30年3月31日までの5年間を長期継続契約として契約を締結し、それに続く5年間についても、同様の長期継続契約を締結するために、平成29年11月にプロポーザルを行い、同様の5年間の長期継続契約(平成30年4月1日から令和5年3月31日)を締結している。(令和6年4月1日以降も同じようにプロポーザルにより事業者を決定し、令和5年4月1日から令和10年3月31日までの長期継続契約を締結している。)

なお、青森市では「青森市民図書館条例」において長期継続契約に関して触れられていないことから、青森市長期継続契約条例第2条2号に掲げる「庁舎等の管理、清掃及び警備、設備等の保守並びに車両の運行その他の役務の提供を受ける契約であつて、毎年四月一日から当該役務の提供を受ける必要があるもの」を根拠にしているものと考えられる。

大田区でも受託者の業務を安定的に行うためにも、また大田区にとって毎年度の随意契約に頼らず安定して業務を委託するためにも、長期継続契約を導入することを検討するべきであると考える。

### 措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）

近隣区を含めた自治体の事例や、当区における他事業との整合性も鑑みながら、必要に応じて検討をします。

(大田図書館)

特別区の状況を確認したところ、業務委託を長期継続契約として締結していない区が複数あります。業務委託の契約手法について、長期継続契約も含め、調査・研究を行います。

(経理管財課)

(令和7年度・1年目)

意見No.94（第8節）	措置状況： <u>参考扱</u>	部課名：教育総務部大田図書館
項目：選考基準における経営能力の配点		
意見事項		
<p>配点は経営能力が 200.0 点、事業計画及び収支計画が 1,400.0 点、プレゼンテーション及びヒアリングが 400.0 点の計 2,000.0 点であり、事業計画及び収支計画の比重が高い。</p> <p>確かに事業計画及び収支計画は重要項目であるが、指定管理者は現状では 5 年間という期間にわたって事業を安定的に行うことが必要であり、財務状況などを確認する経営能力も重要なことから、経営能力の配点を加算することを検討するべきであると考える。</p>		
措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）		
<p>安定的な事業運営を可能とすることは重要であり、財務状況については、必須要件とし、配点に含んでいません。</p> <p>次期選定の際に、配点基準等の見直しを行い、財務状況に関する加点についても検討を行います。</p>		
(令和 7 年度・1 年目)		

意見No.95（第8節）	措置状況： <u>参考扱</u>	部課名：教育総務部大田図書館
項目：上下水道料の予算設定の精緻化		
意見事項		
<p>光熱水費の各図書館合計の執行率は77.3%と8割以下であり、予算の精度がやや低いものと考えられる。</p> <p>電気料、ガス料については燃料費高騰、為替の影響等があり、正確な予算を見積ることは難しいと考えられるが、予算の精度を上げることが必要であると考える。また上下水道料は電気料、ガス料に比して価格は比較的安定していることから、予算の精度を上げることは可能であると考える。</p>		
措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）		
<p>令和5年度予算編成時は、燃料費高騰中であったため、値上がりをする見込みで予算を計上していました。予算計上の際には、直近の実績から算出しています。しかしながら、その年の気候により水道やガスの使用料も大きく異なってしまうことがあります。引き続き、大きな過不足が生じないよう、実績に基づき、予算計上を行っていきます。</p>		
(令和7年度・1年目)		

意見No.96（第8節）	措置状況：措置済	部課名：教育総務部大田図書館
項目：年報における記入不備項目の修正		
意見事項		
<p>各図書館が提出する年報には必要な記載が抜けているケース（「(1) 年間統計・その他」の「K 学校図書館支援」について記載がない年報が4件）や、年報上に不必要的項目があるまま提出されているケース（「(3) 設備・施設上の総括ほか」の「B 施設・設備等の修理状況イ. 備品 修繕履歴」の記載例が記載されたまま提出された年報が2件）などがあった。</p> <p>年報に不備があつても、特段に差し戻し、修正して提出というプロセスにはなっていない状況であるが、不備があつた場合には、差し戻し、訂正した年報を提出させるべきであると考える。</p>		
措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）		
<p>意見内容を踏まえ、年報の記載内容については、複数名でチェックを行い、不備があつた際には指定管理者へ修正・再提出を求めました。引き続き、不備等がないよう、適切な処理に努めます。</p>		
(令和7年度・1年目)		

意見No.97（第8節）	措置状況： <u>措置済</u>	部課名：教育総務部大田図書館
項目：月報、年報フォーム見直し		
<b>意見事項</b>		
<p>年報の「(1) 年間統計・その他」、「(2) 年間統計・消耗品ほか」の報告数値は毎月の月報で報告したもののが集計値である。</p> <p>月報と年報はワードで作成されており、年報の集計値は月報を集計した年間数値を手で入力して作成している。そのため転記ミスやエクセルではないため自動計算になっていないことから計算ミスも発生するものと考えら、また時間と手数もかなり掛かっている状態である。</p> <p>こうした状況を改善し、業務を効率的に遂行するためには月報と年報をエクセルで作成し、月報で作成した数値は自動的に年報へ集計するように改めていくことが必要であると考える。</p> <p>指定管理者側でも月報、年報の作成はかなりの労力を要しているということがあるので、早急な改善が必要であると考える。</p>		
<b>措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）</b>		
<p>意見内容を踏まえ、令和7年度から月報の書式を変更するとともに、日報の参考書式も作成し、日報から月報への集計、月報から年報への集計がされるものに改善しました。</p>		
(令和7年度・1年目)		

意見No.98（第8節）	措置状況：措置済	部課名：教育総務部大田図書館
項目：「施設所管課総合所見」欄における最終的な評価結果の記載		
意見事項		
<p>モニタリング結果は「指定管理者総合所見」「施設所管課総合所見」「財務状況に関する施設所管課所見」の3つの所見が述べられている。</p> <p>このうち「指定管理者総合所見」は指定管理者自らの所見であることから、結論が適か不適かを自ら述べることはなく、また「財務状況に関する施設所管課所見」は全ての図書館において「入手した資料に基づき、安全性、収益性について審査を行った結果、財務状況について重要な問題（指摘事項）は見当たらないと判断します。」と結論が適か不適か一読して判定できる。</p> <p>「施設所管課総合所見」については、大田区から指定管理者への施設運営の総合的な評価であるが、評価結果が適か不適かその中間かの判定が明確になされておらず、最終的な評価結果が記載されていない。そのため、「施設所管課総合所見」の欄には最終的な評価の結果を記載することが必要であると考えられる。</p>		
措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）		
<p>令和5年度対象のモニタリングから、「施設所管課総合所見」欄にて、評価を記載するよう改善を図りました。</p>		
(令和7年度・1年目)		

意見No.99（第8節）	措置状況： <u>参考扱</u>	部課名：企画経営部企画課
項目：通常時モニタリングの実施項目の精緻化		
意見事項		
<p>今後、指定期間が延長されるケースが出てくることも考えれば、総合的モニタリングに比したモニタリングを毎年度行うことにより、指定管理者の施設運営状況を精緻に確認できるものと考えられる。そのため、毎年行う通常時のモニタリングを更に精緻に行っていくことが必要であると考える。</p> <p>現状のモニタリングの評価は次の3パターンである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・きちんと履行している=○</li> <li>・もう少し努力が必要 =△</li> <li>・履行されていない =×</li> </ul> <p>図書館のモニタリング結果を確認したところ、全ての項目で「○」と評価された施設しか存在していない。</p>		
措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）		
<p>区では、指定管理者によるサービス水準の維持向上と適切な管理を担保するため、年間を通じたモニタリングを実施しています。このモニタリングは、協定書等に定めた水準の充足確認、必要に応じた改善指導、公の施設の設置者としての説明責任を果たすこと目的としています。通常時モニタリングでは、事業報告書の確認や業務履行状況の評価を中心に行い、総合的モニタリングではこれに加え利用者アンケート調査による満足度評価など多角的な検証を実施しています。</p> <p>通常時モニタリングや総合的モニタリングに加えて、月次事業報告書の提出や定例会の設置など、施設の特性に応じた様々な取組によって円滑な業務の実施を図るとともに管理運営状況を把握しています。</p> <p>引き続き区としては、指定管理者と連携して適切な管理運営に努めます。</p>		
(令和7年度・1年目)		

意見No.100（第8節）	措置状況：参考扱	部課名：企画経営部企画課
項目：モニタリング評価基準の見直し		
意見事項		
<p>この評価の仕方では「〇」であったとしても、その履行状況が優れた水準なのか、きちんと履行しているという評価ギリギリの水準なのかがモニタリング結果の閲覧者には判断することができない。</p> <p>この点、板橋区では「指定管理者制度導入施設のモニタリング・評価に関する基本方針」において、「指定管理者評価基準」を次のように定めており、評価がわかりやすくなっている。</p> <p>板橋区の指定管理者の評価はその達成率、要求水準を満たしているか等がわかり、総合評価も大田区では「〇」の水準であるとしても、適正レベルであるのか、特に優れているのかがわかり、モニタリングの評価結果を活かしやすいと考えられる。</p> <p>そのため大田区においても板橋区のような指定管理者の評価基準を設けることを検討すべきであると考える。</p> <p>(※板橋区「指定管理者制度導入施設のモニタリング・評価に関する基本方針」指定管理者評価基準 記載省略)</p>		
措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）		
<p>区の指定管理者モニタリングは、協定書に定められた水準の充足確認、必要に応じた改善指導、公の施設の設置者としての説明責任を果たすことの3点を主眼としており、「〇（きちんと履行している）」の評価については、指定管理者の業務が適切に履行され、「求められる水準を満たしている」という事実を客観的に確認するものです。</p> <p>モニタリングの実施に当たっては、3段階の評価のほかに指定管理者による自己評価欄及び施設所管課所見欄を設け、当該評価を付した理由などを記載することで履行状況の水準を確認できる仕組みとしています。また、別途総合所見欄を設けており、指定管理者のサービス提供に関する創意工夫や改善点及び運営上の今後の課題など、基本的な項目以外も含めて指定管理者の業務履行状況を確認しています。</p> <p>引き続き区としては、指定管理者制度を活用した区民サービスの向上等に向けて、管理運営状況の把握に努めるとともに、適切なモニタリングを実施します。</p>		
(令和7年度・1年目)		

意見No.101（第8節）	措置状況： <u>参考扱</u>	部課名：教育総務部大田図書館
項目：利用者アンケート実施方法の見直し		
意見事項		
<p>調査期間は2月の1ヶ月と限定的であり、また回答者数も各図書館のサンプル数は100名とやや少ないと考えられる。また性別では女性の回答比率が高く、年代は20歳未満と20歳代の回答数が少ない。そのため母集団がやや偏っていることから、集計する回答も比較的偏りやすいと考えられる。</p> <p>統計的手法を取り入れて、サンプル数、アンケートを行う時期、回答方法も紙によるものだけにとらわれない方法で利用者アンケートを行い、アンケート結果が区民の声をより正確に反映するものとなるようにすることを検討するべきであると考える。</p>		
措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）		
<p>総合的モニタリングは指定管理期間（5年）の3年目に実施しています。</p> <p>次回（令和9年度）の総合的モニタリングの際に、アンケートの実施時期及び期間の延長、ウェブ回答などの手法について検討を進めます。</p>		
(令和7年度・1年目)		

意見No.102（第8節）	措置状況： <u>参考扱</u>	部課名：教育総務部大田図書館
項目：利用状況調査のクロス集計結果の分析結果		
<b>意見事項</b>		
利用状況調査の単純集計結果を受けて作成したクロス集計結果であるが、特にその集計結果にコメント等はない。		
集計結果について、何らかの意見を記載することにより、利用状況調査の集計結果を分析できるものと考える。		
<b>措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）</b>		
総合的モニタリングは指定管理期間（5年）の3年目に実施しています。 次回（令和9年度）の総合的モニタリングの際に、利用状況調査に対する分析及びコメントの追記について検討を進めます。		
(令和7年度・1年目)		

意見No.103（第8節）	措置状況： <u>参考扱</u>	部課名：教育総務部大田図書館
項目：ウェブアンケートの導入		
意見事項		
世田谷区、文京区等ではウェブによる回答も行っており、大田区でもウェブでのアンケートの回答を導入することを検討するべきであると考える。		
ウェブでのアンケートは図書館に来館していない区民に対しても行うことができるため、なぜ図書館に来館しないのか等の理由がわかり、来館しない理由を受け、大田区において図書館のどのようなところを改善していけば、来館につながるのかのヒントをもたらすものと考える。		
措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）		
本アンケートは、利用者に対するアンケートです。非来館者へのアンケートは、そのアンケートの実施目的に応じて行うこととし、併せて実施方法についても効率的な方法を検討します。		
(令和7年度・1年目)		

意見No.104（第8節）	措置状況： <u>参考扱</u>	部課名：教育総務部大田図書館
項目：図書館に来館しない区民へのアンケート項目の追加		
<b>意見事項</b>		
図書館を利用してない区民の意見を確認することにより、（意見No.103）で述べたように図書館に来館しない理由を知ることができ、今後の図書館のあり方を検討することができるものと考える。そのため図書館を利用しなかった区民に対するアンケート調査項目を追加することを大田区でも検討するべきであると考える。		
<b>措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）</b>		
非来館者に対するアンケートの実施については、あり方の見直しなどの際に方法や項目も含めて検討します。		
(令和7年度・1年目)		

意見No.105（第8節）	措置状況： <u>参考扱</u>	部課名：企画経営部企画課
項目：財務審査における指標推移分析		
意見事項		
<p>財務審査の結果について、安全性分析、収益性分析も1期のみの指標であり、1期のみの指標で判断するのではなく、毎年度、財務審査を行っているのであれば、前期以前からの比率の増減についても確認し、財務審査の結果に反映させるべきであると考える。</p>		
措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）		
<p>区における財務審査は、指定管理者が安定的に継続して公の施設の管理運営を代行できる状況にあるかどうかを確認し、財務状況悪化による施設運営の停滞と区民サービスの低下というリスクを未然に防止するために実施しています。</p> <p>指定管理者の選定時は直近3期分、選定後は毎年度1期分の審査を切れ目なく実施することで、当該事業者が指定管理者として適正な財務状況であることを確認しています。</p> <p>引き続き区としては、公認会計士の専門的知見を活用しながら、指定管理者の財務状況を把握し、区民サービスの安定的な提供に努めます。</p>		
(令和7年度・1年目)		

意見No.106（第8節）	措置状況：参考扱	部課名：企画経営部企画課
項目：財務審査における基準値設定		
意見事項		
<p>財務審査の分析の比率について、その比率がいくらであれば良好なのか、目安がない。分析上の数値が各社で差が生じている状況では、審査する公認会計士によって同じ比率でも異なる意見が生じる可能性もある。</p> <p>実際、財務分析の審査結果では、上記の分析比率の目安の範囲内に入っていない、または平均的な数値からは逸脱している場合もあった。そのため比率がいくらであれば良好又は危険であるのか目安を示すことが客観性を担保するためにも必要であると考える。</p>		
措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）		
<p>分析比率の適正値が業種や事業規模によって異なるため、公認会計士は当該事業者の財務状況を個別に評価しています。平均的な数値から逸脱していた場合であっても、関連する他の指標なども含め総合的に審査し、当該事業者が安定的に継続して公の施設の管理運営を代行できる状態にあるかどうかを評価しており、財務状況悪化による施設運営の停滞と区民サービスの低下というリスクを未然に防いでいます。</p> <p>引き続き区としては、業種や事業者の特性等を踏まえた、公認会計士の専門的知見に基づく効果的な財務審査を実施し、指定管理施設の安定した管理運営に努めます。</p>		
(令和7年度・1年目)		

意見No.107（第8節）	措置状況： <u>参考扱</u>	部課名：企画経営部企画課
項目：財務審査項目の見直し		
意見事項		
<p>財務審査項目にはキャッシュフローに関する審査項目が設けられていない。キャッシュフロー計算書は財務書類の中でも粉飾されるリスクが低く、またキャッシュフローが良くなければ例え利益が出ていたとしても黒字倒産の可能性もある。財務審査項目においてもキャッシュフロー計算書の動向を審査項目に設けることを検討するべきであると考える。</p> <p>この点、上場企業の場合、キャッシュフロー計算書は作成されているが、中小企業の場合は作成されていることが少ない。そのため財務審査のためにキャッシュフロー計算書を作成させる必要が生じると企業に負担を強いることになるとする意見もあるが、間接法によるキャッシュフロー計算書であれば、提出された計算書類から財務審査担当者が作成することも可能であることから、必ずしも企業に負担を強いるものでないと考える。</p>		
措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）		
<p>指定管理者の財務審査において、審査書類の中に「キャッシュフロー計算書またはこれに類する書類」が含まれており、区では公認会計士による専門的な審査を通じて、資金の流れや収支バランスなどキャッシュフローの状況を確認しています。</p> <p>引き続き区としては、公認会計士の専門的知見に基づき、キャッシュフローを含めた総合的な財務状況の把握に努めます。</p>		
(令和7年度・1年目)		

意見No.108（第8節）	措置状況： <u>措置済</u>	部課名：企画経営部企画課
項目：財務審査の意見の記載方法		
意見事項		
<p>現状の財務審査は、重要な問題点がないかどうかを意見としている。しかし、重要な問題点がないとしても、軽微であったとしても問題点がある場合も考えられる。こうした場合、審査担当者としては、気づいた懸念事項が重要ではなく、軽微ではあるが、何らかの気付き事項として意見を付したい場合も考えられる。</p> <p>財務諸表監査における監査報告書上の限定付き意見報告書と同じように、当該懸念事項を除いて問題点はないというような意見を付せるようにすることが有用であると考えられることから、こうした意見を付せるように財務審査の意見の仕方を変更することも検討するべきであると考える。</p>		
措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）		
<p>財務審査の結果について、公認会計士から報告を受ける様式の中に「その他意見欄」を設けており、重要な問題点以外にも区に対して気付き事項を含めて意見を付すことができる仕組みとしています。</p> <p>引き続き区としては、指定管理者制度の適切な運用に向けて、効果的な財務審査を実施します。</p>		
(令和7年度・1年目)		

意見No.109（第8節）	措置状況： <u>参考扱</u>	部課名：企画経営部企画課
項目：指定期間の長期化		
意見事項		
<p>指定期間の短さが指定管理者制度導入に対するデメリットということであれば、指定期間を現状5年間としているが、これより更に長い期間を指定期間とすることも検討するべきであると考える。</p> <p>この場合には、モニタリング評価を充分に行い、高い評価を得ることが前提となると思われるため、モニタリング評価についても精緻なモニタリングを行っていくことが必要であると考える。</p>		
措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）		
<p>区は、指定管理者の指定期間を原則5年としています。これは、中・長期的な経営計画に基づいた管理運営や実際の運営で得られたノウハウの有効活用を可能とするほか、指定管理者を定期的に見直す機会を確保し、指定管理者の緊張感を保つことでサービスの向上が期待できるためです。</p> <p>ただし、部局で明確な理由に基づいて指定期間を定めている場合はこの限りではなく、各施設の特性や事業内容に合わせた弾力的な運用をすることも可能としています。</p> <p>引き続き区としては、この制度運用と併せて適切なモニタリング評価を実施し、指定管理者による質の高い施設運営の確保に努めます。</p>		
(令和7年度・1年目)		

意見No.110（第8節）	措置状況：措置済	部課名：企画経営部企画課
項目：指定管理者の選定プロセスの公表		
意見事項		
<p>大田区では指定管理者の選定について、特段の条例等が設けられていない。そのため、募集要項は公表されているものの、その後どのようなプロセスを経て指定管理者が選定されるのかわからないところが多い。</p> <p>この点、千代田区では「千代田区公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例」「千代田区公の施設に係る指定管理者の指定手續等に関する条例施行規則」を設け、どのようなプロセスを経て指定管理者が選定されるのか公にしている。</p> <p>こうした他の自治体の条例等を参考にして、指定管理者の選定の透明性を明らかにする必要があると考える。</p>		
措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）		
<p>千代田区において条例等で示している指定管理者の指定手續等について、当区では個々の施設の条例で示しています。</p> <p>また、選定の透明性を確保するため、指定管理者の募集開始から選定に至るまでのプロセスは区ホームページに公開しており、選定委員会の構成や選定理由及び評価点なども併せて公開しています。</p> <p>引き続き区としては、区民や事業者に対して必要な情報を公開し、公正かつ透明性の高い指定管理者制度の運用を行います。</p>		
(令和7年度・1年目)		

意見No.111（第8節）	措置状況： <u>参考扱</u>	部課名：教育総務部大田図書館
項目：指定管理者の職員の継続雇用		
<b>意見事項</b>		
<p>図書館には専門的な経験を有する司書が必要な存在であり、指定管理者が変更となった場合には、専門知識と経験を持った司書の継続的な配置は難しい。しかし、指定管理者が変更となった場合には、従前の指定管理者が当該図書館に配置していた司書を新たに指定管理者となる事業者に対しても雇用を継続できれば、こうした問題もある程度は解消できるものと考えられる。</p> <p>この点、港区では「港区立図書館指定管理者公募要項（みなと図書館・麻布図書館・赤坂図書館）」の「IV決定後の手続 4業務の引継ぎ等」において、「※労働環境確保策の一環としての雇用継続の養成について」として、「新たに指定管理者となる事業者は、当該指定管理者の協定締結前から当該業務に従事していた職員のうち希望する労働者について、新たに指定管理の協定を締結する事業者による継続雇用をお願いします。」という一文を記載している。</p> <p>大田区でもこうした要請は行っているということであるが、公募要項等にこうした文言を記載し、司書を含めた図書館に配置されている労働者の継続雇用を後押しすることが必要であると考える。</p>		
<b>措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）</b>		
<p>次期選定の際に、指定管理者が変更になった際の継続雇用の考え方等について、提案を含め、公募資料への記載について検討します。</p>		
(令和7年度・1年目)		

意見No.112（第8節）	措置状況： <u>措置済</u>	部課名：教育総務部大田図書館
項目：人件費の高騰への対策		
意見事項		
人件費は人手不足と相まって今後ますます時給がアップするなどによって、高騰することが考えられる。そのため大田区でも横浜市の例を参考にして、人件費が高騰した場合の対策を講じておくことが必要であると考える。		
措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）		
指定管理料については、選定時の収支計画を基本としつつ、毎年、東京都最低賃金（地域別最低賃金）の引上げが実施されているように人件費等も高騰していくことから、毎年度状況に合わせて見直しを行っています。引き続き、適切な予算計上、予算執行に努めます。		
(令和7年度・1年目)		

意見No.113（第9節）	措置状況： <u>参考扱</u>	部課名：地域未来創造部文化芸術推進課
項目：情報館図書コーナーにおける障がい者サービスの提供		
<b>意見事項</b>		
<p>大田文化の森条例施行規則12条では規定されていないことから、障がい者サービスを実施していない。情報館の最寄り駅であるJR大森駅の近くの入新井図書館、東急池上線池上駅に駅直結の池上図書館で障がい者サービスは利用可能であるが、情報館図書コーナーは複数の路線バスによるアクセスが可能であり、駐車場台数30台（車いす専用2台）があり、近隣には、点字図書館の声の図書室が設置されている障がい者総合サポートセンターがあること等から、障がい者サービスの利用対象者にとっては、区立図書館と比べ利便性が高い可能性もある。また、区立図書館の障がい者サービス利用者は減少傾向にあり、その一要因としては、年齢別の登録者数は確認できなかったものの、若い世代の新規の登録者数が取り込めていないことが要因として挙げられている。障がい者総合サポートセンターでは、就労支援事業、自立支援、学齢期（6歳～18歳）を対象とした学齢期の発達障がい支援事業を実施しており、幅広い年齢層の利用者がいることから、情報館図書コーナーで障がい者サービスの利用が可能となれば、区立図書館の障がい者サービスが周知され、利用率が向上することも考えられる。また、障がい者総合サポートセンターの利用者にとっても、情報館図書コーナーで障がい者サービスが利用可能となれば利便性が高まる可能性も高いと考えられる。障がい者総合サポートセンターの点字図書館の声の図書室との重複しない事業だけでも、情報館図書コーナーで行うことを検討することが望まれる。</p>		
<b>措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）</b>		
<p>大田文化の森に隣接する障がい者総合サポートセンターが広範な障がい者支援機能を担っていることから、これまで大田文化の森には障がい者サービスの要望が寄せられたことはなく、独自の障がい者サービスの展開は行っていません。</p> <p>大田文化の森としては、障がいのある方が気兼ねなく利用ができる障がい者総合サポートセンターとの連携を強化することで、今後も、障がいの有無に関わらず図書等に触れられる機会を提供できるよう引き続き対応していきます。</p>		
(令和7年度・1年目)		

意見No.114（第9節）	措置状況： <u>参考扱</u>	部課名：地域未来創造部文化芸術推進課
項目：情報館図書コーナーにおけるデータベースサービスの提供		
<b>意見事項</b>		
<p>インターネット上で様々な有料データベースサービスが提供されている。区立図書館と同じデータベース提供する必要はないと考えられるため、情報館の設立目的に沿って、情報館内の情報館資料では補えない情報を、マルチメディアコーナーのパソコン等を利用し、有料データベースを提供することも望まれる。</p>		
<b>措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）</b>		
<p>区立図書館が提供しているデータベースサービスについて、大田区立図書館16館合算のログイン数（2023年12月～2024年11月）は、朝日新聞クロスサーチ（朝日新聞）209回、D1-Law.com（第一法規）247回でした。</p> <p>したがって、年間閲覧数は、区立図書館16館全体で合計456回、年間20日間休館として換算すると1日当たり1.3回でした。</p> <p>大田文化の森には、データベースサービスに関する要望はこれまでなく、現在の検索機能で利用者の要望におおむね応じられているものと認識しています。</p> <p>また、区立図書館全体の利用状況においても、データベースサービスの利用者は、利用者全体から見ればごく少数であると考えます。</p> <p>これらの状況に踏まえ、データベースサービスの導入は将来の検討事項と認識しています。</p>		
(令和7年度・1年目)		

意見No.115（第9節）	措置状況： <u>措置済</u>	部課名：地域未来創造部文化芸術推進課
項目：個人情報の管理状況に関するモニタリングの実施		
<b>意見事項</b>		
<p>個人情報の管理状況については、モニタリングの確認項目とし「個人情報は適正に管理されているか」の確認が実施されている。モニタリング時には、次の点を踏まえて、個人情報帳票類が管理簿により適正に管理されているかを確認することが望ましい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・管理簿には記載すべき項目が網羅的に記載されているか。</li> <li>・管理簿により、個人情報帳票類が網羅的に管理されているか。</li> <li>・管理簿には、記載すべき項目が、網羅的に、かつ正確に記入されているか。</li> <li>・管理簿の記入内容と、保管されている個人情報帳票類が一致しているか。</li> </ul>		
<b>措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）</b>		
<p>意見内容を踏まえ、大田文化の森において、個人保管記録票を新たに作成し、個人情報帳票類の保管日や処理予定日と照合して管理確認を行いました。</p>		
(令和7年度・1年目)		

意見No.116（第9節）	措置状況：措置済	部課名：地域未来創造部文化芸術推進課
項目：業務受託者の研修実施状況の報告		
意見事項		
<p>「令和5年度大田文化の森情報館運営業務委託仕様書」の「第1章総則 第4節総括事項5 研修」では、受託者に個人情報保護に関する研修の実施を求めており、委託者への研修計画の提示と事後の確認を定めているが、研修時間、受講者の名前が「業務日報」により委託者へ報告されるのみとなっている。個人情報保護に関する研修以外も含めて、受託者が「業務を適切かつ能率的に行うため」に必要な研修を計画され、受講されていることを確認することが望まれる。</p>		
措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）		
<p>大田文化の森では、これまで個人情報保護に関する研修を含め、スタッフの研修を行ってきましたが、実施を確認できる書類や記録がありませんでした。令和7年度から、研修計画に沿って研修実施後、受講者が「研修報告書」を提出することとしました。当該報告書には研修内容や業務に活かす方法などを記載することで、業務内容の改善や、職員の資質の向上を目指します。</p>		
(令和7年度・1年目)		

意見No.117（第9節）	措置状況： <u>措置済</u>	部課名：教育総務部大田図書館
項目：指定管理者、図書館業務受託者が情報システム機器等を持込・回収する場合の事前許可の申請先		
意見事項		
<p>「図書館情報システム 情報セキュリティ実施基準」では、指定管理者、図書館業務受託者が情報システム機器等を持込・回収する場合は、大田図書館長の事前許可を得て行うことが規定されている。規定上は、大田図書館管轄ではない図書館機能を有する大田文化の森情報館、田園調布せせらぎ館図書コーナー、障がい者総合サポートセンター声の図書室においても、大田図書館長の許可を得ることになっているが、当該3施設においては、「図書館情報システム 情報セキュリティ実施基準」上で各施設のセキュリティ対策担当者として規定されている各施設の所管課の担当者へ報告・管理されることが、実効性の観点からも適切であると考えられる。「大田図書館長の事前許可」等の表記については、大田図書館と当該3施設の各所管課との協議の上、改正されることが望まれる。</p>		
措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）		
<p>意見内容を踏まえ、情報システム機器等を持込・回収する場合の大田図書館長の事前許可について、「図書館情報システム 情報セキュリティ実施基準」の改正を行いました。</p>		
(令和7年度・1年目)		

意見No.118（第9節）	措置状況： <u>参考扱</u>	部課名：地域未来創造部文化芸術推進課
項目：大田図書館によるモニタリング実施		
<b>意見事項</b>		
<p>田園調布せせらぎ館では、せせらぎ館図書コーナー業務のその特殊性から、せせらぎ館図書コーナー業務については、地域力推進課から大田図書館にモニタリングの実施を依頼し、地域力推進課の責任の下で大田図書館がモニタリングを実施している。情報館図書コーナーにおいても、モニタリングの実効性の観点から大田図書館へのモニタリングの実施を依頼することが望まれる。</p>		
<b>措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）</b>		
<p>区立図書館のサテライト機能を有する田園調布せせらぎ館図書コーナーと異なり、大田文化の森は文化活動支援を目的とし、施設の一部として情報館図書コーナーが設置されています。また、大田文化の森に関する業務全体について、（公財）大田区文化振興協会が指定管理者として運営に当たっています。</p> <p>次回（令和9年度）のモニタリング実施については、モニタリングの項目、内容について、大田図書館と十分に連携、協力のもと、大田文化の森情報館がマニュアルに沿って適切に運営されているかなどの確認、検証のため、所管課である文化芸術推進課が実施します。</p>		
(令和7年度・1年目)		

意見No.119（第9節）	措置状況： <u>参考扱</u>	部課名：地域未来創造部文化芸術推進課
項目：情報館資料の選書確定、及び発注登録の業務フロー		
<b>意見事項</b>		
<p>情報館図書コーナーの蔵書は、文化振興課の予算（大田区文化振興協会の管理代行費）内で購入されるものであるが、図書館情報システム上の選書結果の確定、及び発注登録は大田図書館により実施されており、業務上の権限と図書館情報システム上の権限設定が一致していない。本来であれば、業務上の権限と図書館情報システム上の権限を一致させることが望まれるが、対応が難しいようであれば、大田図書館で、図書館情報システム上の選書結果の確定、及び発注登録時に、大田区文化振興協会による承認があることを確認した上で、処理を行う業務フローを構築することが望ましいと考える。確認の方法として、大田区文化振興協会の権限者をあて先に含めたメールで、大田図書館に図書館情報システム上の処理の依頼を行う等が考えられる。</p>		
<b>措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）</b>		
<p>区の外部団体である（公財）大田区文化振興協会の職員が、直接大田区のシステムにアクセスできないことから、業務上の権限とシステム上の権限を一致させることは困難です。</p> <p>なお、大田図書館では、（公財）大田区文化振興協会が提出した選定図書を含め、区立図書館分と一括して、図書館情報システム上の発注登録を行っています。</p> <p>今後、指定管理者である（公財）大田区文化振興協会が、施設利用者からのリクエストなども踏まえた適切な蔵書選定及び当該選定結果の承認決定を行い、適正な発注プロセスを確保していきます。</p>		
(令和7年度・1年目)		

意見No.120（第9節）	措置状況：※検討中	部課名：地域未来創造部文化芸術推進課
項目：情報館資料の選書における独自の選書基準の設定		
<b>意見事項</b>		
<p>情報館図書コーナーでは、大田区立図書館の選書に関する基準等（「集中選書について」、「大田区立図書館選書基準」、「大田区立図書館児童資料選書基準」等）に基づいて実施されている。</p> <p>図書館の設置目的である「社会教育」（社会教育基本法9条）と、大田文化の森の設置目的の「文化活動」の関係については、以下の「生涯学習研究 e事典「文化行政と生涯学習」根本昭」に記載があるように、「文化活動」は社会教育の範疇であると考えられることから、大田区立図書館の選書基準等に拠った選書を行うことは問題無いと考えられる。</p> <p>しかし、大田文化の森独自の方針が無い場合は、大田区立図書館の地域館として、図書館法に基づく図書館とすることで一元的に管理されることが、大田区としての運営の効率性や、利用者として利便性の向上がはかられ望ましいのではないかと考えられる。この点については、「今後のあり方について」でも、「第4 区立図書館の今後のあり方 3 個別案件」に検討結果の改善案として、以下のとおり、情報館図書コーナーの位置づけについて記載されているが、令和6年度現在においても対応がなされていないように見受けられるため、引き続き検討されることが望まれる。</p> <p>一方、図書館類似施設として、区民の文化活動の支援を目的とするのであれば、情報館独自の選書の方針等を明確にし、利用者にも周知されるべきでは無いかと考えられる。また、選書方針のみではなく、サービスについても、収益事業等の図書館では実現が難しいサービスの提供等により、文化活動の支援をはかっていくことも検討されることが望ましい。</p>		
<b>措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）</b>		
<p>情報館図書コーナーは、大田文化の森の設立目的である「文化活動支援」に基づき、開設以来、区立図書館とは異なった特色ある事業を展開してきました。</p> <p>一方で特色ある事業の実施には、その前提に図書館類似施設として基本サービスの品質確保が求められることから、蔵書選定や発注業務において連携している大田図書館との円滑な調整が不可欠となります。</p> <p>今後は、これまで以上に大田図書館と密に連携を取り、当施設の役割である「文化活動支援」に基づき具体的な選書方針やサービス内容を検討していきます。</p>		
(令和7年度・1年目)		

意見No.121（第9節）	措置状況： <u>措置済</u>	部課名：地域未来創造部文化芸術推進課
項目：情報館資料の蔵書更新計画の作成・管理		
<b>意見事項</b>		
除籍資料の選定には、情報館資料の蔵書構成、更新率等も加味されていることであるが、蔵書更新計画が作成されていないため、情報館としても目標とすべき蔵書構成が不明であり、選書、除籍の結果としての蔵書構成が適切であるかの判断が確認できることになる。蔵書更新計画を作成して、蔵書更新計画にそった選書、除籍を実施し、その結果、計画に基づいた蔵書構成等を実現できているか等を確認することが望まれる。		
<b>措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）</b>		
意見内容を踏まえ、令和7年度から蔵書計画を作成しました。当該計画に基づき、蔵書構成を確立し、選書、除籍を実施します。		
(令和7年度・1年目)		

意見No.122（第9節）	措置状況： <u>参考扱</u>	部課名：地域未来創造部田園調布特別出張所
項目：「せせらぎ文庫」の図書館情報システムによる管理		
意見事項		
<p>「せせらぎ文庫」の資料は、せせらぎ館図書サービスコーナーの担当者によりエクセルファイルで、ジャンル別、雑誌、絵本、図書等の種類別で冊数で管理され、毎月、冊数の点検を実施している。このため、不明資料も冊数のみで把握となっている。「せせらぎ文庫」の資料は、せせらぎ館、せせらぎ公園内での閲覧が可能であることから、区立図書館の資料と同様にICタグ、セキュリティゲートの設置等により、図書館情報システムで管理した場合、館外、公園外への持ち出しを防ぐことが難しいと考えられる。しかし、区立図書館の図書資料や、情報館の情報館資料や、声の図書室の録音図書と同様に、図書館情報システムで管理されることが望ましい。図書館情報システムにより管理することが可能であれば、不明資料が特定され、盗難等の傾向等も把握することができるよう、図書資料の構成等も把握できることから購入時の参考情報としても役立てることができる。また、現時点では、「せせらぎ文庫」は2,600冊程度であり、ICタグ、セキュリティゲート等の導入コストや、今後の資料数の増加の程度等を勘案し、図書館情報システムによる管理を検討されることが望まれる。</p>		
措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）		
<p>「せせらぎ文庫」は館内で自由に読める本、雑誌、絵本を用意しており、一般的な図書館の貸出とは異なるため、図書館情報システムの詳細を確認しながら引き続き検討します。</p> <p>また、「せせらぎ文庫」の本等は屋外テラスや公園内でも自由に読める運用を実施しており、屋外への持ち出しが可能です。運用の見直しを含めてICタグ及びセキュリティゲートの導入や他の方策についても検討します。</p> <p>なお、不明資料について、冊数の把握だけではなく、どの資料がなくなっているか確認するなど、指定管理者と協議し、必要な対策を講じて改善を図ります。</p>		
(令和7年度・1年目)		

意見No.123（第9節）	措置状況： <u>参考扱</u>	部課名：福祉部障がい者総合サポートセンター
項目：声の図書室と区立図書館の視聴覚障がい者向けサービス登録手続きの一本化		
<b>意見事項</b>		
<p>声の図書室と区立図書館の視聴覚障がい者向けサービス利用者は図書館情報システム上、違う利用者コードにより登録され、利用可能なサービスが管理される。このため、声の図書室と区立図書館の視聴覚障がい者向けサービスの両方を利用可能な資格要件を満たし、両方を利用する場合は、利用者は声の図書室と区立図書館のそれぞれで利用者登録が必要となる。令和5年度末時点での利用登録者数は以下のとおりであり、区立図書館の視聴障がい者向けサービスの利用登録者 71 名のうち、54 名が声の図書室の利用登録者となっており、区立図書館の利用登録者の 76%が声の図書室の利用登録者である。また、声の図書室の利用登録者の 72%が区立図書館におけるサービスを利用していないことになる。対面朗読・プライベートサービスについては、区立図書館、声の図書室の両方において来館が必要となっているが、区立図書館の全16館で実施していることから、声の図書室の利用登録者が、近隣の区立図書館等においてサービスが利用可能となることは、利便性が高まり、区立図書館の利用率向上にもつながると考えられる。このことからも、声の図書室と区立図書館のいずれかの登録により、両方のサービスが利用可能となることが望まれる。</p>		
<b>措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）</b>		
<p>区立図書館における視聴覚者向けサービスと声の図書室での登録については意見内容のとおり、現状、各所属において当該事務を行っています。これは、区立図書館と声の図書室での登録要件の違いや、利用者が必要とするサービスが異なること、また根拠とする法令が異なることなどが要因です。</p> <p>こうした背景を踏まえ、いずれかの登録により双方のサービスを利用可能とすることは難しい状況ですが、今後も利用者が必要とするサービスを受けられるよう、区立図書館と声の図書館間で一層の連携を図っていきます。</p>		
(令和7年度・1年目)		

意見No.124（第9節）	措置状況：参考扱	部課名：福祉部障がい者総合サポートセンター
項目：声の図書室と区立図書館の視聴覚障がい者向けサービスの統合		
意見事項		
<p>大田区では、教育委員会が区立図書館、障がい者総合サポートセンターが点字図書館である声の図書室の所管となっているが、豊島区では、区立図書館に点字図書館のひかり文庫が併設され、教育委員会が区立図書館と点字図書館を所管し、図書館における障がい者サービスの窓口が統一化されている。大田区の区立図書館の障害者サービスと点字図書館の声の図書室のサービスを比較すると、重複するサービスが多く、規模的にも、それぞれで実施する意義が乏しいと考えられるものが多く見受けられ、サービスを統合することにより、業務が効率化され、利用者の利便性も向上されると考えられる。このため大田区においても、サービスの統合を検討することが望まれる。</p>		
措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）		
<p>意見内容のとおり、豊島区では中央図書館に点字図書館を併設し、窓口が一本化されていますが、併設という立地的な条件も影響しているものと思われます。</p> <p>当区では窓口を分けて対応していますが、区立図書館で定期的に行う障害者サービス担当者会議などにおいては、声の図書室の職員も参加し、そのサービス内容や取組等について共有し、利用者が過不足なくサービスを受けられるよう努めています。</p> <p>また、それぞれの登録要件の違いや、施設の法制度上の位置付け、財源等が異なります。今後も、現状の体制を基本としつつ、担当者会議などを通じ必要な連携を行い、利用者が必要とするサービスを適切に提供していきます。</p>		
(令和7年度・1年目)		

意見No.125（第9節）	措置状況： <u>措置済</u>	部課名：福祉部障がい者総合サポートセンター
項目：定期発行物の音訳資料の区立図書館の視聴覚障がい者向けサービス利用登録者への発送		
意見事項		
<p>区立図書館の障害サービス利用登録者についても、声の図書室で製作した定期刊行物について、区民サービス等に関する情報へのアクセスの平等性の観点からも、希望者には送付が可能な体制を検討することが望まれる。</p>		
措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）		
<p>声の図書室で所有する録音図書などの目録は、定期的に区立図書館とも共有し、利用者が必要なサービスにアクセスができるよう連携を取っています。</p> <p>また、刊行物は区報に、その音訳版は大田区ホームページに掲載しています。これらの取組を通じて、定期刊行物送付要望など利用者からの相談があった場合、引き続き適切な対応を行います。</p>		
(令和7年度・1年目)		

意見No.126(第10節)	措置状況： <u>参考扱</u>	部課名：教育総務部大田図書館
項目：個人情報取扱い状況に係る記録の区への報告・保管		
<b>意見事項</b>		
<p>No.4の回答を分析したところ、「No」「その他」という回答の図書館では、区がモニタリング時に確認している旨の回答があった。大田図書館に確認したところ、各図書館から廃棄処分する帳票類の記録については報告を求めておらず、モニタリング時に毎年確認している旨の回答があった。</p> <p>「個人情報が記載されている帳票等の取扱いについて」（3大図発第10839号令和3年9月27日改訂）では、帳票類の廃棄について以下のとおり記載されており、区がモニタリング時に管理状況を確認しているが、「大田区が取り扱う個人情報、個人番号及び特定個人情報の管理に関する規程」（平成27年10月5日訓令甲第35号）において、個人情報等の性質に応じて、台帳を整備し、取扱いの状況を記録することが規定されていることから、大田図書館で記録を保持することが望まれる。</p>		
<b>措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）</b>		
<p>廃棄処分する帳票類について、記録保持の必要性及び業務効率化の観点から、モニタリング訪問時の確認を徹底します。</p>		
(令和7年度・1年目)		

意見No.127(第10節)	措置状況： <u>参考扱</u>	部課名：教育総務部大田図書館
項目：施設等の維持管理業務に関する「仕様書集」の更新		
意見事項		
指定管理者制度では、契約期間終了後、指定管理者が交替することが想定され、指定管理者の交替に伴い、施設維持管理を委託する外部業者も変更することが想定される。指定管理者の交替時に引継ぎが効率的に行われるよう、「仕様書集」は必要とされる項目が網羅されるよう、適宜更新されることが望まれる。		
措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）		
次期指定管理者の再選定の際、必要な資料を改めて精査・確認し、必要事項に漏れが生じないよう適切に対応していきます。		
<span style="background-color: #FFFFCC; padding: 2px;">(令和7年度・1年目)</span>		

意見No.128(第10節)	措置状況：※検討中	部課名：教育総務部大田図書館
項目：不明資料の点検実施頻度の見直し		
<b>意見事項</b>		
<p>No. 28 不明資料の点検の実施頻度について確認した結果、月1回が6館、月2～3回が3館、週1回が7館の回答があった。「大田区立図書館業務マニュアル」では週1回の実施が記載されているが、週1回の回答は7館のみであった。</p> <p>週1回以外の回答の館については、各担当者が担当の書架については随時実施し、全書架対象については月2回実施する等の対応となっていることから、月2回の回答となっていることが確認できた。令和2年度の年度内にICタグシステムを導入し、セキュリティゲートを設置したことにより、大幅に不明資料の数が減少していることを踏まえ、必要とされる実施頻度についても見直し、「大田区立図書館業務マニュアル」の改正等の要否も検討することが望まれる。</p>		
<b>措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）</b>		
<p>ICタグシステム導入後の不明資料数大幅減の効果を踏まえ、不明資料点検の実施についてマニュアルを改訂します。</p>		
(令和7年度・1年目)		

意見No.129(第10節)	措置状況：※検討中	部課名：教育総務部大田図書館
項目：責任者による処理内容の確認結果の証跡		
意見事項		
<p>図書館システムにより蔵書管理を適切に実施するためには、図書の貸出サービス等を利用する利用者情報の図書館システムへの登録の網羅性・実在性・正確性が必要となる。No. 33において図書館システムの処理担当者以外の責任者による処理内容の確認の実施状況について確認したところ全 16 館で「Yes」で特に問題はなかった。また、No. 35において図書館情報システムの処理担当者以外の責任者による処理内容の確認の証跡の有無について確認したところ、2 館で「No」との回答であった。うち 1 館については、チェックマーク等の証跡は残していることが確認できたが、確認漏れにより誤った内容が登録されているリスクを防ぐためにも処理担当者以外の責任者により実施されたことが確認できる証跡を残すことが望まれる。</p>		
措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）		
意見内容を踏まえ、責任者による確認を行い、その証跡を残すため、様式を改正します。		
(令和7年度・1年目)		

意見No.130(第10節)	措置状況：検討中	部課名：教育総務部大田図書館
項目：図書館システムへの利用者登録における内容確認手続き		
意見事項		
図書館システムにより蔵書管理を適切に実施するためには、図書の貸出サービス等を利用する利用者情報の図書館情報システムへの登録の網羅性・実在性・正確性が必要となる。このため利用申込書等の責任者による確認に加えて、利用申込書等がないにもかかわらず、図書館システム上処理がなされている取引の有無についても確認がされることが望ましい。		
措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）		
意見内容を踏まえ、申込書等が無いにもかかわらずシステム上処理された取引等が無いことを確認できるルール化を検討します。		
(令和7年度・1年目)		

意見No.131(第10節)	措置状況：※検討中	部課名：教育総務部大田図書館
項目：他自治体借用資料の返却処理の責任者による確認		
意見事項		
他自治体からの借用資料の返却処理については、「大田区立図書館業務マニュアル」において、責任者により実施状況を確認することが定められている。責任者による確認状況を確認したところ、15館で「Yes」、1館で「その他」の回答があった。「その他」の回答については、職務経験の長いスタッフ2名によるダブルチェックを行い、問題が発生した場合は、速やかに責任者に報告し、指示を仰ぐ体制をとっているとの回答があった。処理漏れを防ぐという目的から考えると、職務経験の長い固定の担当者2名により実施されていることは特に問題ないと考えられるものの、他自治体の図書資料であることから、問題が発生したときのみでなく、責任者により定期的に状況を把握することが望まれる。		
措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）		
意見内容を踏まえ、他自治体からの借用資料の返却処理について、責任者又は責任者に準ずる者が確認するようマニュアル改訂します。		
(令和7年度・1年目)		

意見No.132(第10節)	措置状況： <u>参考扱</u>	部課名：教育総務部大田図書館
項目：地域資料等の収集、及びデジタル化による保存		
<b>意見事項</b>		
<p>久が原図書館において、地域の古い写真のアーカイブの拠点館となることが検討されている。また、「今後のあり方について」においても、個人の思索と探究を支える図書館機能の充実のため地域資料の収集・保存についての以下の提言がなされているように、馬込図書館の「馬込文士村資料室」等も含め、デジタル化による保存を進めていくことが望まれる。</p> <p>なお、渋谷区、中央区の区立図書館では、地域の写真や地域の歴史に関する資料がデジタル化され、区立図書館のホームページへ掲載されている。</p>		
<b>措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）</b>		
<p>写真の著作権や個人情報の取扱い等の整理が必要です。他区の先進事例を参考に、これらの課題を整理していきます。</p>		
(令和7年度・1年目)		

大田区総務部総務課  
内部統制・情報セキュリティ担当  
〒144-8621 大田区蒲田五丁目 13 番 14 号  
電話 03 - 5744 - 1160  
F A X 03 - 5744 - 1505

健康福祉委員会
令和7年11月28日・12月1日
福祉部 資料50番
所管 福祉管理課

## 令和7年度 民生委員児童委員一斉改選の結果について

任期満了に伴い、470名の民生委員児童委員（主任児童委員を含む）が新たに厚生労働大臣から委嘱されることになった。

- |        |                            |
|--------|----------------------------|
| 1 委嘱日  | 令和7年12月1日（月）               |
| 2 任期   | 令和7年12月1日～令和10年11月30日（3年間） |
| 3 定数   | 508人                       |
| 4 委嘱者数 | 470人                       |

(内訳)

	定数	委嘱者数			欠員
			再任	新任	
民生委員児童委員	469人	433人	361人	72人	36人
主任児童委員	39人	37人	25人	12人	2人
合計	508人	470人	386人	84人	38人

(地区別)

地区	定数	委嘱者数	地区	定数	委嘱者数
大森東	16人（2人）	14人（2人）	久が原	17人（2人）	17人（2人）
大森西	44人（3人）	33人（2人）	雪谷	33人（2人）	33人（2人）
入新井	28人（2人）	28人（2人）	千束	17人（2人）	17人（2人）
馬込	34人（2人）	30人（2人）	糀谷	30人（2人）	28人（2人）
池上	31人（2人）	28人（2人）	羽田	34人（2人）	29人（2人）
新井宿	16人（2人）	16人（2人）	六郷	45人（3人）	42人（3人）
嶺町	18人（2人）	18人（2人）	矢口	31人（2人）	30人（2人）
田園調布	16人（2人）	16人（2人）	蒲田西	45人（3人）	43人（2人）
鶴の木	19人（2人）	18人（2人）	蒲田東	34人（2人）	30人（2人）

注：（ ）は主任児童委員の内数

## 5 その他

欠員については、各地区から追加候補者の推薦があり次第、大田区民生委員推薦会の審議等を経て、隨時補充する。

健康福祉委員会
令和7年11月28日・12月1日
福祉部 資料 51 番
所管 高齢福祉課

### 第3期おおた介護予防応援事業の優秀チーム選定結果について

おおた介護予防応援事業は、介護予防サービス事業者と利用者の自立に向けた取組を評価・公表することで、事業者及び利用者の取組意欲の向上を図る他、優秀な取組の普及啓発により大田区全体の質の高いケアに繋げることを目的として実施している。

第3期おおた介護予防応援事業においては、令和7年11月13日に評価委員会を開催し、エントリーされた23チームの中から特に優秀な取組みを行ったと認められる5チームを選定したので、以下のとおり報告する。

#### 1 選定チームの取組タイトル及びチーム構成

No.	取組タイトル	事業所名	種類
1	大好きな俳句をいつまでも	地域包括支援センター嶺町	地域包括支援センター
		あすか桜坂	居宅介護支援
		あすか桜坂	訪問介護
		レツツ俱楽部多摩川	通所介護
2	働く意欲が原動力!!腰の手術を克服し家族との青果店復帰を目指す	地域包括支援センター大森	地域包括支援センター
		カラーズ	居宅介護支援
		シンシアリハビリティサービス大森	通所介護
		カラーズ	福祉用具貸与
3	ダンスであげてく心と身体の健康ステップ	地域包括支援センター上池台	地域包括支援センター
		ケアプランむぎ	居宅介護支援
		通所介護すずなり池上	通所介護
4	あれもしたい、これもしたい!~好奇心と意欲に支えられて~	地域包括支援センター西六郷	地域包括支援センター
		こころ	居宅介護支援
		ケアオフィス南六郷	訪問介護
		鍼灸接骨院トウエンティーフォーセブン(24/7)	元気アップリハ
5	好きな時に好きな場所に行き、利用者から誰かのための支援者に	地域包括支援センター糀谷	地域包括支援センター
		ケアプラン花	居宅介護支援
		ポラリスディサービスセンター羽田萩中	通所介護
		トーカイ大田営業所	福祉用具貸与

## 2 選定理由

- (1) 利用者の生活状況についてサービス開始前と後とを比較検証し、自立支援・重度化防止の観点から優良な成果が見られたと認められる。
- (2) 利用者が目標を立てて意欲的に取り組み、事業者等も利用者の状況に合わせた工夫のあるサービス提供を行ったと認められる。

## 3 エントリーチーム数

23 チーム（途中辞退4チーム含む）

## 4 選定経過

エントリーパートナー	令和7年1月6日～3月31日
取組み報告締切	令和7年8月29日
評価委員会	令和7年11月13日

## 5 今後の予定

令和8年2月2日に表彰式を予定する他、優秀チームの決定について区HP等で周知する。また令和8年4月以降に優秀チームの事例集及びインタビュー動画を作成し、研修等での活用や関係各所への配布を行う。

健康福祉委員会
令和7年11月28日・12月1日
福祉部 資料52番
所管 高齢福祉課・介護保険課

## 区立特別養護老人ホーム蒲田及び併設施設の大規模改修について

標記については、実施設計を進めてきたところ、このたび、工事の予定期間が確定したため、下記のとおり報告する。

### 記

#### 1 対象施設

大田区立特別養護老人ホーム蒲田（以下「特養蒲田」という。）及び併設施設（蒲田高齢者在宅サービスセンター、シルバービア蒲田、地域包括支援センター蒲田、蒲田児童館、蒲田グループ保育室）

#### 2 工事予定期間

令和8年10月末 工事開始

令和10年8月末 工事終了

#### 3 今後の進め方等について

（1）工事を進めるに当たり、特養蒲田の入所者には、特養蒲田の指定管理者である社会福祉法人池上長寿園が運営する施設等に移動していただく。

蒲田高齢者在宅サービスセンターについては、他の場所へ移転して運営を継続する方向で検討中である。

（2）地域包括支援センター蒲田について、大規模改修期間中は、北蒲広場（蒲田二丁目10番1号）の一部に仮移転する予定である。

（3）関係各課とは今後も密接に連携し、工事内容や金額については、引き続き実施設計の中で精査する。

健康福祉委員会
令和7年11月28日・12月1日
健康政策部 資料53番
所管 健康医療政策課

おおた健康プラン（第四次）（素案）に関する区民意見公募手続  
(パブリックコメント) 等の実施について

1 区民意見公募手続（パブリックコメント）

（1）実施期間

令和7年12月3日（水）から令和7年12月23日（火）まで

（2）対象

区内に在住・在勤・在学の方、その他本計画に利害関係を有する方

（3）閲覧方法及び場所

区ホームページ、区政情報コーナー、各特別出張所、健康医療政策課、  
生活衛生課、各地域健康課等

（4）閲覧に供する資料（別添のとおり）

おおた健康プラン（第四次）素案

（5）意見の提出方法

電子申請、郵送、ファクシミリ、提出先への持参のいずれかの方法による。  
なお、電話による意見の受付はしない。

（6）意見の提出先

健康医療政策課

2 区民説明会

（1）日時及び開催場所

令和7年12月11日（木）午後6時30分開始

大田区役所本庁舎2階 201会議室

（2）資料

パブリックコメントの閲覧に供する資料と同様

3 区民への周知

（1）区報令和7年12月1日号

（2）区ホームページ、区公式X、区設掲示板等

健康福祉委員会
令和7年11月28日・12月1日
健康政策部 資料53番（別紙）
所管 健康医療政策課

# おおた健康プラン（第四次）

## 【素案】

令和7年11月



はじめに

検討中

# 目次

<b>第1章 プラン策定にあたって .....</b>	<b>1</b>
1 策定の趣旨 .....	3
2 計画の位置づけ .....	4
3 計画期間 .....	6
<b>第2章 計画の基本的な考え方 .....</b>	<b>7</b>
1 理念 .....	9
2 基本目標 .....	9
3 総合指標 .....	9
4 計画全体にかかる視点・考え方 .....	10
<b>第3章 大田区の健康を取り巻く現状 .....</b>	<b>13</b>
1 人口推移、高齢化率の推移と推計 .....	15
2 出生・死亡の状況 .....	16
3 主要死因 .....	17
4 健康寿命*・平均余命 .....	18
5 要介護・要支援認定者の状況 .....	20
6 医療費の状況 .....	21
7 主観的健康感 .....	22
<b>第4章 各基本目標と取組 .....</b>	<b>27</b>
計画の体系 .....	29
計画書 第4章の見方 .....	30
基本目標1 生涯を通じた心身の健康づくりを推進します .....	31
区分1 生活習慣の改善 .....	31
区分2 主な生活習慣病の発症予防と重症化予防 .....	56
区分3 ライフコースアプローチを踏まえた健康づくり .....	68
区分4 親と子の健康づくり【大田区母子保健計画】 .....	81
区分5 こころの健康づくりと自殺対策の推進 .....	86
基本目標2 健康を支えるための環境をつくります .....	99
基本目標3 健康に関する安全と安心を確保します .....	109
<b>第5章 資料編 .....</b>	<b>131</b>
1 地域診断 .....	133
2 推進体制 .....	145
3 策定経過 .....	150
4 アンケート概要 .....	152

5 第三次プラン数値目標評価 .....	153
6 数値目標一覧 .....	160
7 関連事業一覧 .....	170
8 用語集 .....	180
9 ライフステージ別区民の取組例 .....	186



# 第1章

## プラン策定にあたって



# 1 策定の趣旨

大田区は、平成31年3月に、健康増進法\*に基づく「市町村健康増進計画」として「おおた健康プラン（第三次）」（以下「第三次プラン」という。）を策定しました。「区民一人ひとりが生涯を通して、健康で生きがいを持ち、安心して暮らせるまちをつくります」を理念に、健康づくり施策を総合的に推進してきましたが、令和2年に初めて国内で確認された新型コロナウイルス感染症の拡大により、社会経済や区民の生活様式に大きな影響がありました。新型コロナウイルス感染症対策とプランが掲げる健康づくり施策の両立を図るために、第三次プランの計画期間を令和7年度末まで延長し、取組を進めてきました。

国においては、令和6年度から始まった「健康日本21（第三次）」に基づき取組を進めています。人生100年時代を迎え、健康寿命\*の延伸は見られるものの、データの利活用による住民の行動変容を促すための方策検討や、健康無関心層を含めた健康づくり施策の更なる推進、性差や年齢等を考慮した健康づくり施策の検討、生活習慣の変化等を踏まえた健康づくり等の課題が残っています。そのため、「全ての国民が健やかで心豊かに生活できる持続可能な社会の実現」を目指すべきビジョンに掲げ、誰一人取り残さない健康づくりの展開とより実効性をもつ取組の推進を行うとしています。

東京都においても、令和6年度に「東京都健康推進プラン21（第三次）」が策定されました。生涯にわたり健やかで心豊かに暮らすことができる持続可能な社会を目指すとし、こころの健康、多様な主体による健康づくりの推進、女性の健康を重点分野として健康づくりを推進するとしています。

大田区では、こうした国や東京都の動向を踏まえ、第三次プランの取組を評価し、次期計画策定の基礎資料とするため、令和6年度に区民の健康に関する意識や習慣等についてアンケートを実施し、令和7年2月に報告書としてまとめたところです。第三次プランの計画期間において、区民の健康寿命\*は延伸し、各評価指標についても一定の改善が見られますが、適正体重\*を維持している若年女性の減少、肥満男性の増加等の課題が見られます。また、区民の主要死因をみると、がん、心疾患\*、脳血管疾患\*といった生活習慣病が多くなっています。

少子高齢化が進み、人生100年時代を迎えた今、住み慣れた地域で安心していつまでも健康でいきいきと暮らしていくために、健康に関心の薄い人も含めた区民一人ひとりが自らの健康に関心を持って健康づくりに取り組むことが重要です。また、区民の健康づくりを支える上で、行政、地域、関連企業・団体等が互いに連携・協働して健康施策を推進する必要があります。

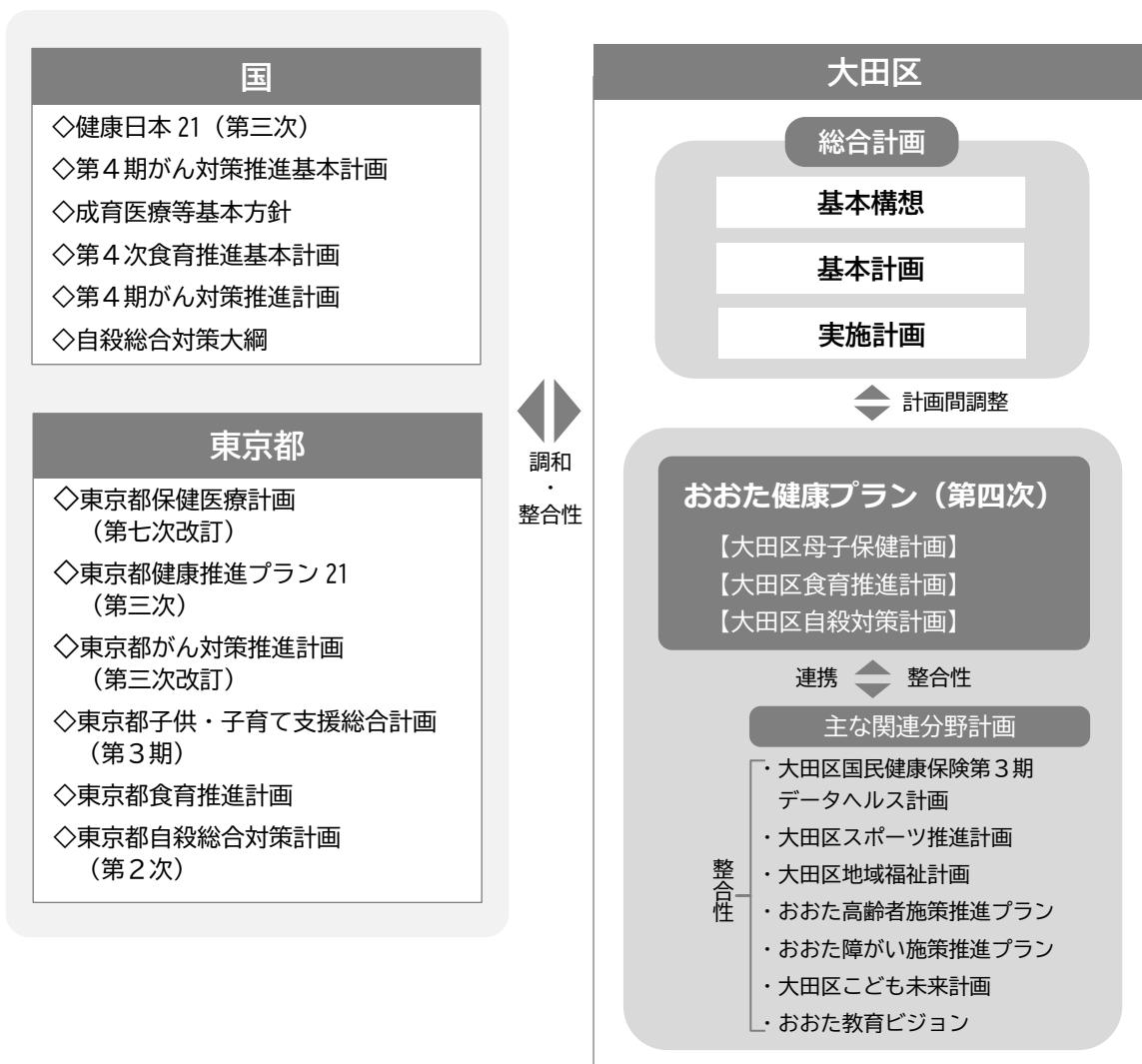
大田区は、これまでの健康に関する取組の評価や社会情勢等の変化を踏まえるとともに、健康寿命\*の更なる延伸と主観的健康感の向上を図るため、今後12年間の健康政策の指針となる「おおた健康プラン（第四次）」を策定します。

## 2 計画の位置づけ

本計画は、「大田区基本構想」の実現を目指した個別計画で、健康寿命\*の延伸と主観的健康感の向上（自分は健康だと感じる区民の割合の向上）に向け、あらゆる世代の健康づくりと健康増進のための行動計画として位置づけます。

また、健康増進法\*（平成 14 年法律第 103 号）に規定する「市町村健康増進計画」として位置づけるとともに、次の 3 つの計画を内包するものとします。

- 成育医療等基本方針（令和 5 年 3 月 22 日閣議決定）を踏まえた「母子保健に関する計画」
  - 食育基本法（平成 17 年法律第 63 号）に規定する「市町村食育推進計画」
  - 自殺対策基本法（平成 18 年法律第 85 号）に規定する「市町村自殺対策計画」
- さらに、国や東京都の健康施策等に係る計画や、大田区の関連する個別計画との整合性を保ちながら計画を定めます。



## ■包含計画の趣旨

### 【大田区母子保健計画】

成育医療等基本方針において、子どもの権利を尊重した成育医療等が提供されるよう、横断的な視点での総合的な取組の推進が求められています。成育医療等基本方針を基に、成育医療等の提供に関する施策の一つである母子保健事業の主たる実施者として事業の実施等を通じて課題を把握するために、本計画を策定します。

### 【大田区食育推進計画】

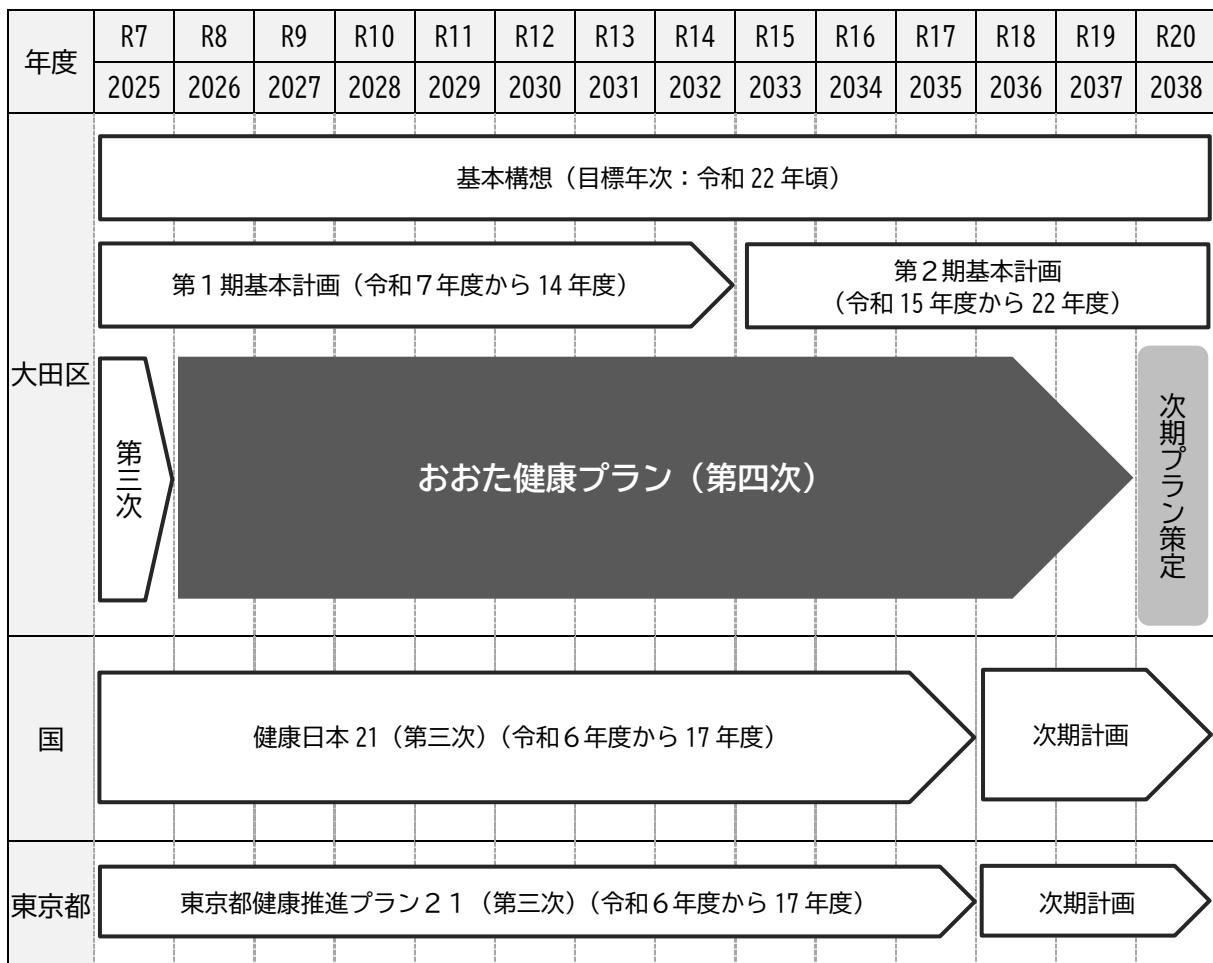
食育基本法において、地域に根差した食育が進むように、国の食育推進基本計画を基にした計画を策定し、取組を推進することが求められています。令和3年3月に策定された国第4次食育推進基本計画においては、「生涯を通じた心身の健康を支える食育の推進」、「持続可能な食を支える食育の推進」、横断的な重点事項として「『新たな日常』やデジタル化に対応した食育の推進」を基本的な方針として掲げられています。第4次食育推進基本計画を基に、地域の特性に合わせた食育を推進するために、本計画を策定します。

### 【大田区自殺対策計画】

自殺対策基本法において、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指し、自殺対策の地域間格差を解消し、誰もが「生きることの包括的な支援」としての自殺対策に関する必要な支援を受けられるよう、自殺対策計画を策定し、取組を推進することが求められています。市町村は住民に最も身近な基礎自治体であり、住民の暮らしに密着した広報・啓発、相談支援等をはじめ、地域の特性に応じた自殺対策をする上で中心的な役割を担います。地域の実情を踏まえ、各主体と緊密に連携・協働しながら自殺対策を推進するために、本計画を策定します。

### 3 計画期間

本計画は、令和8年度から令和19年度までの12か年計画です。  
なお、計画期間中に社会環境の変化や法制度(診療報酬改定等)の変化等が生じた場合には、  
適宜必要な見直しを行うこととします。また、令和13年度頃には中間見直しを実施します。



# **第2章**

## **計画の基本的な考え方**



## 1 理念

多様な主体と大田区がそれぞれの力を活かしながら、健康づくりを支援しあう良好な関係を築き、誰もが健康づくりを実践しやすい、また、健康への安全と安心が確保されている環境をつくることが重要となります。

こうしたことから、本計画の理念を次のとおり定め、計画を推進します。

**誰もが生涯にわたって健康で生きがいを持ち、  
いきいきと暮らせるまちをつくります**

## 2 基本目標

理念の実現に向けた基本目標を定め、様々な観点から健康づくり施策を展開し、健康寿命\*の延伸と主観的健康感の向上を目指します。

**基本目標 1** 生涯を通じた心身の健康づくりを推進します

**基本目標 2** 健康を支えるための環境をつくります

**基本目標 3** 健康に関する安全と安心を確保します

## 3 総合指標

総合指標	現状値		目標値	出典
65 歳健康寿命*	男性 (令和5年)	要支援1以上 81.11 歳 要介護2以上 82.35 歳	延伸※1 (令和17年)	東京都保健医療局
	女性 (令和5年)	要支援1以上 83.29 歳 要介護2以上 85.74 歳		
主観的健康感	64.5% (令和6年度)		増加※2 (令和18年度)	区の施策検証等に向けた大田区区民意識調査

※1 65 歳平均余命\*の延伸分を上回る 65 歳健康寿命\*の延伸

※2 自分自身の健康状態を「とてもよい」「よい」と回答した人の割合の増加

## 4 計画全体にかかる視点・考え方

本計画は、以下の視点を持って推進します。

### (1) 科学的根拠に基づいた健康づくり施策の推進

健康づくりは、区民の健康状態を調査分析し、適切に評価しながら効果的に実施する必要があります。区民の健康を守り、生活の質を向上させるために、健康診査等の様々なデータを活用し、科学的根拠に基づいた健康づくり施策を推進します。

### (2) ライフコースアプローチ\*の視点に基づいた健康づくり施策の推進

社会の多様化や人生 100 年時代の本格的な到来を受け、様々なライフステージに合わせた取組の推進に加え、ライフコースアプローチ\*（一人の人生を胎児期から老年期までつなげて考える健康づくり）を踏まえた健康づくりの取組を進めます。

### (3) デジタル技術等新たな手法を活用した健康づくり施策の推進

あらゆる分野で DX\*（デジタル・トランスフォーメーション）が進む中、区民一人ひとりの健康づくりに I C T\*を有効活用できるよう、デジタル技術等を活かした健康づくりに取り組みます。

#### 主観的健康感の向上に向けて

主観的健康感とは、自分自身の健康状態を主観的に捉えたものであり、主観的健康感が高い状態とは、「自分は健康だ」と感じていることをさします。ウェルビーイングの観点から、心身の健康づくりだけでなく、生きがいや社会とのつながり等、様々な側面から「自分は健康だ」と感じられる視点が求められています。

令和 2 年度より 5 年間、東邦大学と区が共同で実施した「人生 100 年を見据えた健康寿命延伸プロジェクト」では、自分は健康だと感じることは、普段の健康への心掛けや生活と関連があることがわかり、健康だと感じている人が多い区内地区ほど死亡率\*が低い傾向も見られました。

誰もが生涯にわたって健康で生きがいを持ち、いきいきと暮らせるまちを実現するためには、一人ひとりが「自分は健康だ」と感じる主観的健康感を高めていくことが大切です。区では、主観的健康感の向上を目指し、区民の健康づくりへの意欲を向上させ、取組を実践できるよう、様々な働きかけや健康づくり施策を進めていきます。

# 主観的健康感の向上

“自分は健康だ”と思えるようになる!



## 区、区民、多様な主体が進める健康づくりに関する取組

基本目標

1

生涯を通じた心身の  
健康づくりを推進します

基本目標

2

健康を支えるための  
環境をつくります

基本目標

3

健康に関する  
安全と安心を確保します



# **第3章**

## **大田区の健康を取り巻く現状**

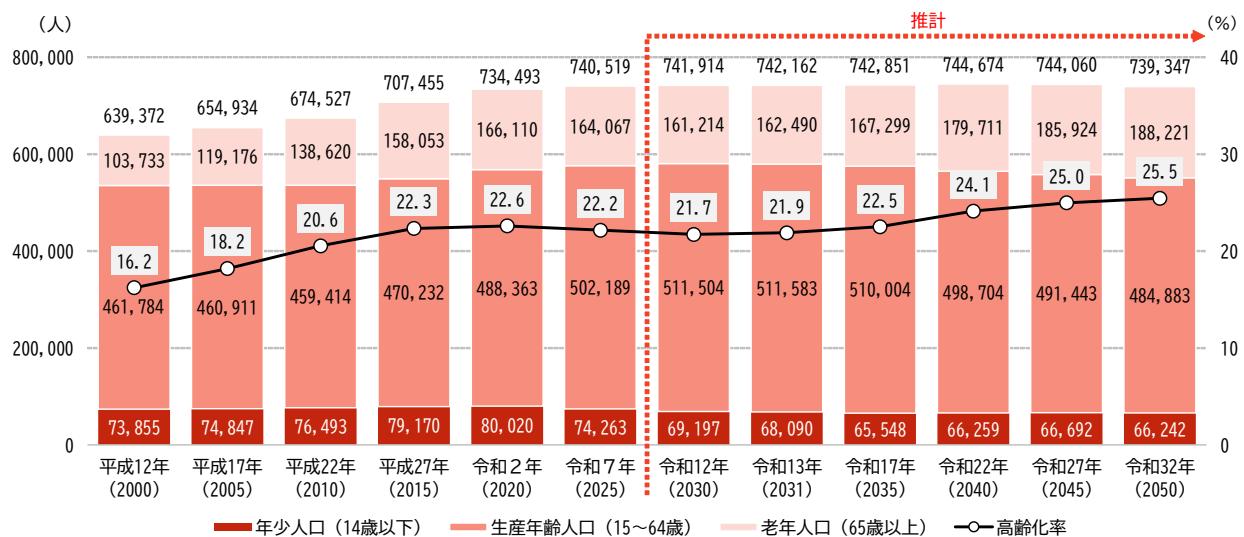


# 1

## 人口推移、高齢化率の推移と推計

大田区の人口は、平成 12 年以降増加傾向にあり、令和 7 年 1 月 1 日時点では 740,519 人となっています。

中間見直しを予定している令和 13 年から令和 22 年にかけて総人口は増加するものの、以降は減少する見込みとなっています。老人人口は増加し高齢化率は令和 27 年に 25.0% に達する見通しとなっています。



※各年1月1日時点の人口で、令和7年以前は実績値、令和12年以降は推計値

※令和12年以降の人口は、コーホート要因法\*により推計

出典：令和7年以前

令和12年以降

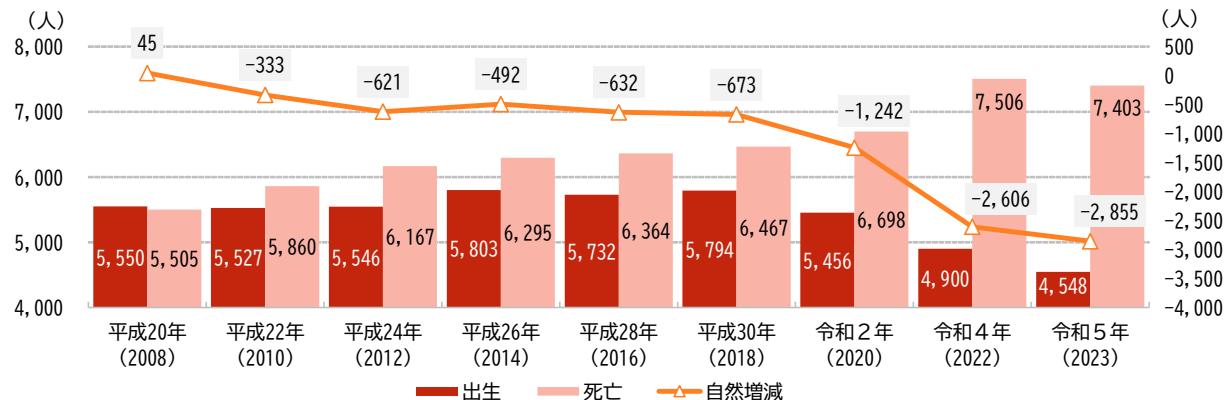
大田区住民基本台帳を基に作成

大田区人口推計（令和7年1月1日時点）を基に作成

## 2 出生・死亡の状況

### (1) 出生数と死亡数

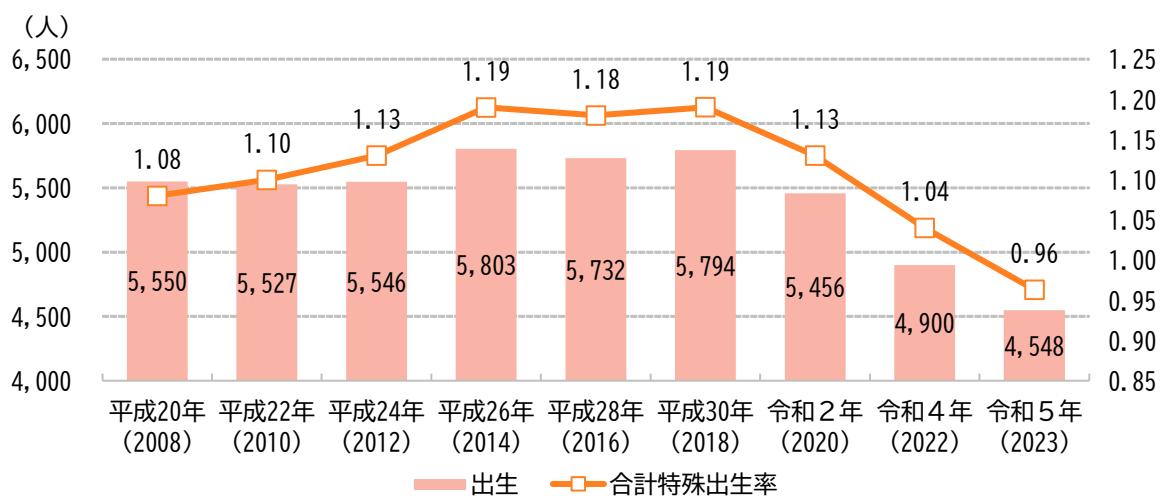
大田区では、平成 22 年以降、死亡数が出生数を上回っており、令和 5 年の出生数と死亡数の差は 2,855 人となっています。死亡数は年々増加し、令和 4 年には 7,000 人を超えていますが、出生数は平成 30 年以降減少傾向にあり、令和 5 年は 4,548 人となっています。



出典：人口動態統計（東京都保健医療局）

### (2) 合計特殊出生率\*

大田区の合計特殊出生率\*は、平成 30 年以降減少傾向にあり、令和 5 年は 0.96 と 1 を下回っています。



出典：人口動態統計（東京都保健医療局）

### 3 主要死因

#### (1) 主要死因別死亡率\*（令和元年から令和5年の平均）

大田区の死因の第1位はがん（悪性新生物）で全死因の約4分の1を占めます。次いで心疾患\*、老衰、脳血管疾患\*が続きます。東京都と比べると、がん、慢性閉塞性肺疾患、肝疾患、不慮の事故の死亡率\*が高くなっています。

地域	計	悪性 新生物	心疾患	脳血管 疾患	肺炎	慢性 閉塞性 肺疾患	肝疾患	腎不全	老衰	不慮の 事故	自殺
全国	1,197.5	310.6	178.2	85.8	64.7	13.7	14.8	23.4	126.7	33.2	16.7
東京都	961.1	255.4	143.9	65.8	48.7	10.7	14.5	16.6	104.9	23.9	15.5
大田区	960.3	258.6	141.5	63.4	44.6	11.6	15.2	15.7	101.8	24.4	15.4

※人口10万対粗死亡率\*

※東京都より死亡率\*が高いものに網掛け

出典：大田区 人口動態統計（東京都保健医療局）と大田区住民基本台帳から算出  
東京都 人口動態統計（東京都保健医療局）  
全国 人口動態統計（厚生労働省）

#### (2) がん（悪性新生物）の部位別死亡率\*（令和元年から令和5年の平均）

大田区のがんの部位別死亡率\*は気管、気管支及び肺が最も高く、次いで大腸となっています。東京都と比べると、大腸、気管、気管支及び肺、子宮が高くなっています。

地域	悪性 新生物						
		胃	大腸	気管、 気管支 及び肺	子宮	乳房	肝臓
全国	310.6	33.7	42.7	61.9	11.0	12.5	19.7
東京都	255.4	25.8	35.2	49.4	7.1	12.3	14.7
大田区	258.6	24.6	36.4	52.3	10.0	12.3	14.6

※人口10万対粗死亡率\*

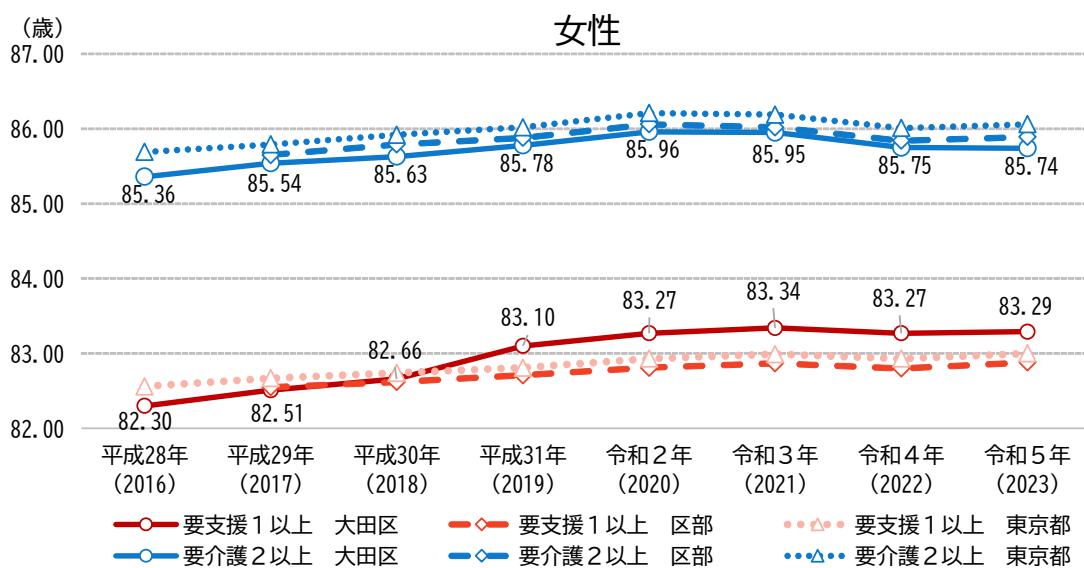
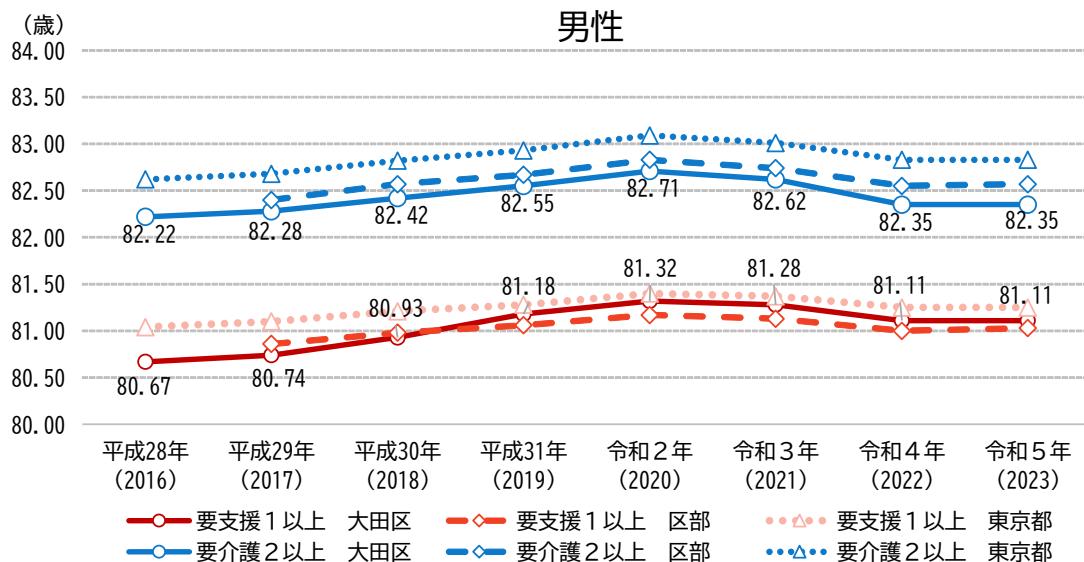
※東京都より死亡率\*が高いものに網掛け

出典：大田区 人口動態統計（東京都保健医療局）と大田区住民基本台帳から算出  
東京都 人口動態統計（東京都保健医療局）  
全国 人口動態統計（厚生労働省）

## 4 健康寿命\*・平均余命

### (1) 65 歳健康寿命\*（東京都保健所長会方式）

大田区の 65 歳健康寿命\*は、要支援 1 以上の認定を受けるまでの状態を健康と考えた場合でも、要介護 2 以上の認定を受けるまでの状態を健康と考えた場合でも、平成 28 年と令和 5 年を比べると延伸傾向が見られます。特に要支援 1 以上の女性で 0.99 歳の延伸が見られます。



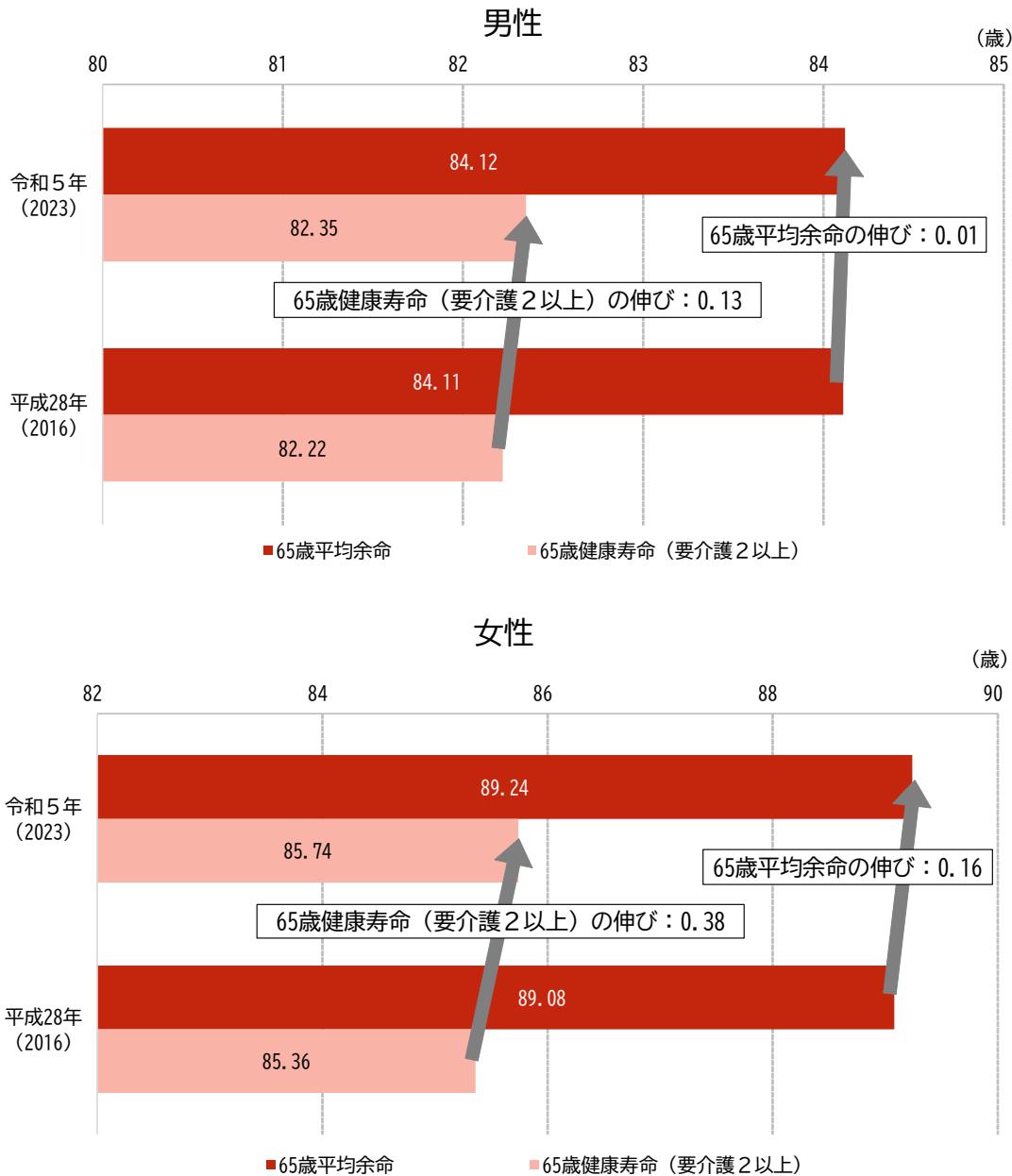
\*平成 28 年の区部のデータはいずれも非公表のため、グラフには未掲載となっています。

出典：都内各区市町村の 65 歳健康寿命（東京都保健医療局）

## (2) 65歳平均余命\*と65歳健康寿命\*の差

平成28年と令和5年を比べると、男性では、65歳平均余命\*が0.01歳、65歳健康寿命\*（要介護2以上）が0.13歳延伸しています。女性では、65歳平均余命\*が0.16歳、65歳健康寿命\*（要介護2以上）が0.38歳延伸しており、男女ともに延伸傾向が見られますか、女性の方が男性よりも長くなっています。

また、男女ともに、65歳健康寿命\*（要介護2以上）の延伸分が、65歳平均余命\*の延伸分を上回っています。



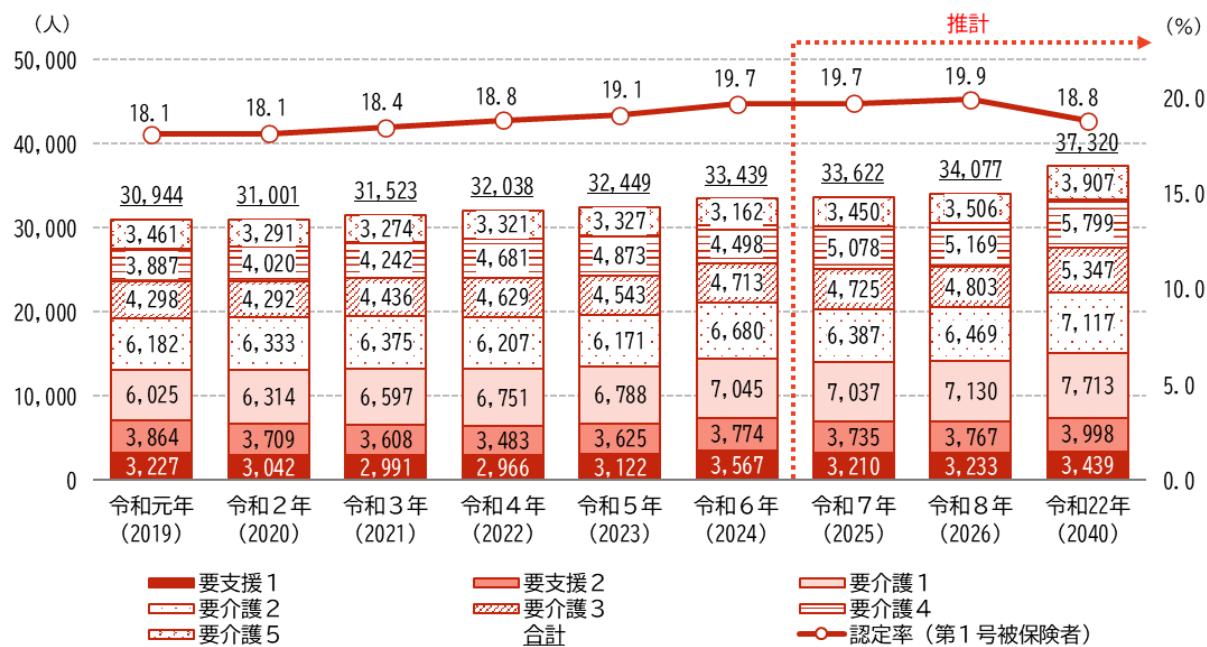
\*65歳平均余命\*と65歳健康寿命\*（要介護2以上）の推移を比較しやすくするため、65歳平均余命\*は、実際の数値に65を加算した数値を用いて作図

出典：都内各区市町村の65歳健康寿命（東京都保健医療局）

## 5 要介護・要支援認定者の状況

大田区内の要介護・要支援認定者数は、令和6年時点で33,439人となっており、増加傾向が見られます。

今後も高齢化の進展が見込まれることから、要介護・要支援認定者数は令和22年には37,000人を超えると推計されます。

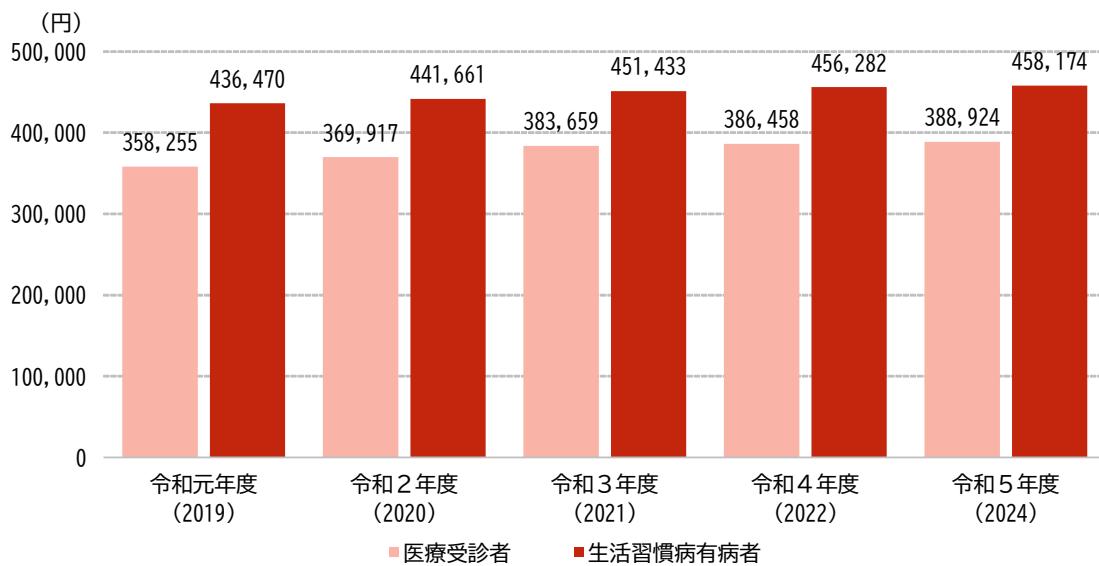


出典：令和6年以前 介護保険事業状況報告（各年 10月1日時点）（厚生労働省）  
令和7年以降 大田区による推計結果を記載

## 6 医療費の状況

### (1) 一人当たりの医療費（国民健康保険被保険者）

大田区の一人当たりの医療費は、令和元年度と令和5年度を比べると、医療受診者、生活習慣病有病者ともに増加傾向が見られます。また、生活習慣病有病者は医療受診者に比べて医療費が高く、令和5年度は69,250円上回っている状況です。



※生活習慣病とは、K D B\*（国保データベース）が定める生活習慣病（糖尿病、高血圧症、脂質異常、高尿酸血症、脂肪肝、動脈硬化、脳出血、脳梗塞、狭心症、心筋梗塞、がん、筋・骨格関連疾患、及び精神疾患）を示しています。

出典：K D B\*（国保データベース）

### (2) 疾病分類別医療費（国民健康保険被保険者）

大田区の令和6年の医療費を疾病分類別にみると、悪性新生物で約64億円、心疾患\*で約31億円、腎不全で約28億円となっています。

疾病分類	医療費（円） ※入院、外来含む
悪性新生物	6,393,798,260
心疾患	3,143,291,480
脳血管疾患	1,121,634,770
肺炎	258,710,880
慢性閉塞性肺疾患	244,277,820
腎不全	2,789,791,400

出典：K D B\*（国保データベース）

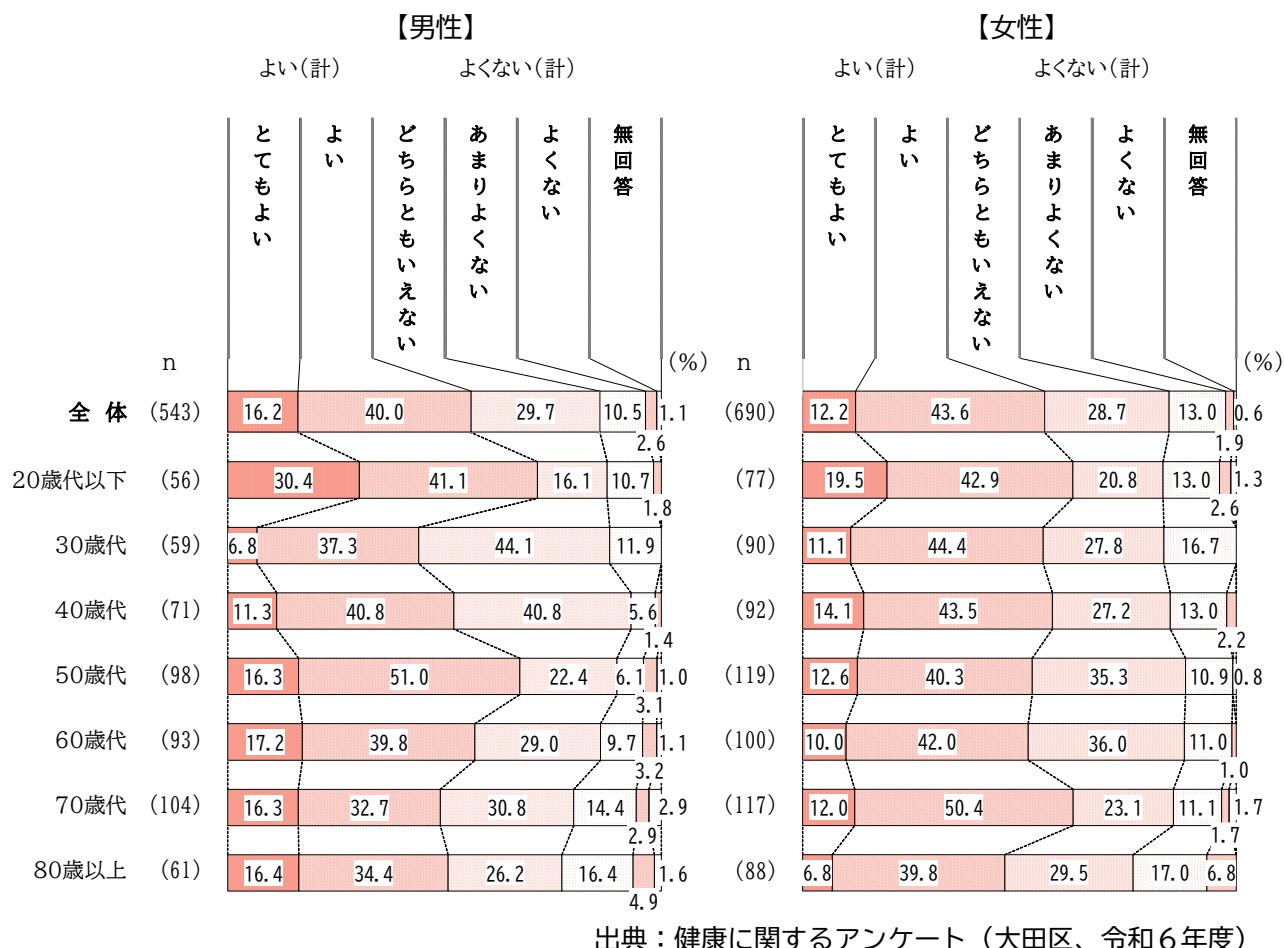
## 7 主観的健康感

※本項で使用している主観的健康感に関する調査結果は、令和6年度に大田区が実施した「健康に関するアンケート」によるもので、総合指標の出典（区の施策検証等に向けた大田区区民意識調査）とは異なります。

### （1）性別との関連性

健康状態が「とてもよい」と「よい」の合計と感じる人の割合は男女ともに50%半ば程度を占めています。

性別・年代別でみると、男性30歳代で「よい（計）」が44.1%と他の年代に比べて低くなっています。



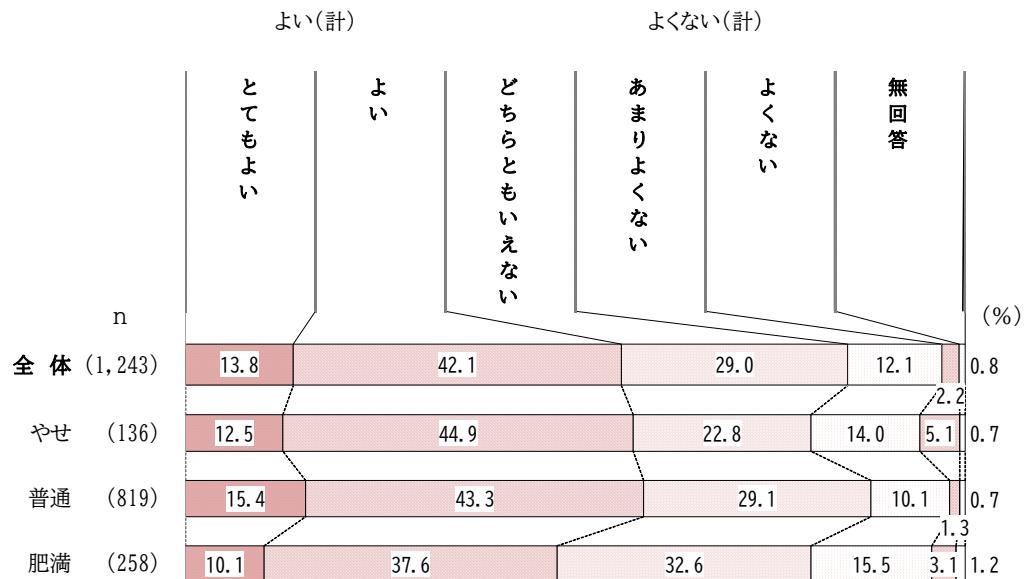
出典：健康に関するアンケート（大田区、令和6年度）

※「よい（計）」：「とてもよい」と「よい」の合計

※「よくない（計）」：「あまりよくない」と「よくない」の合計

## (2) BMI\*との関連性

主観的健康感をBMI\*別でみると、『よい(計)』は普通で58.7%、やせで57.4%、肥満で47.7%となっており、普通とやせと比べて肥満で低くなっています。一方、『よくない(計)』はやせで19.1%、肥満で18.6%と普通の11.4%に比べて高くなっています。



※やせ (BMI\*18.5未満)

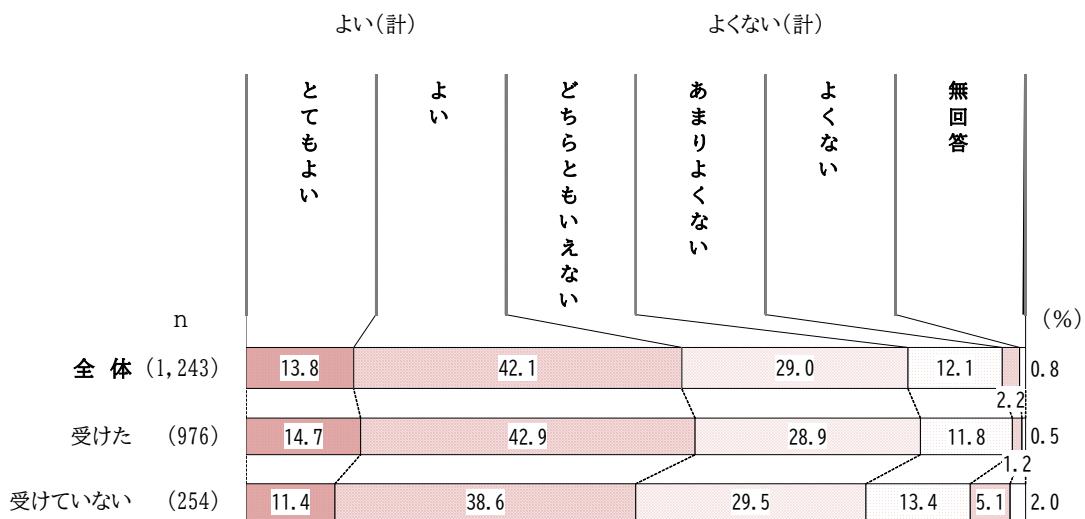
※普通 (BMI\*18.5以上~25.0未満)

※肥満 (BMI\*25.0以上)

出典：健康に関するアンケート（大田区、令和6年度）

## (3) 健康診査の受診状況との関連性

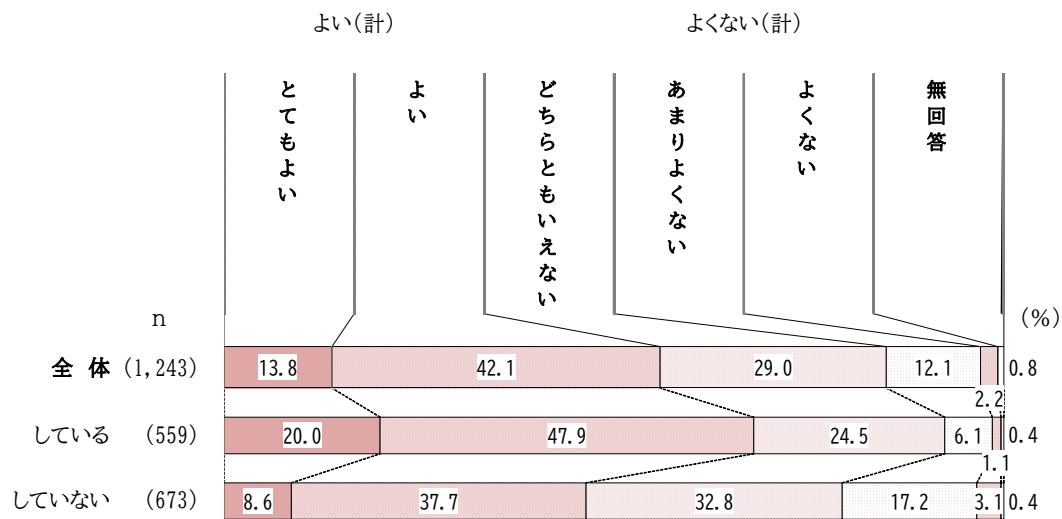
主観的健康感を健康診査の受診状況別でみると、『よい(計)』は、受けた人(57.6%)が受けていない人(50.0%)よりも7.6ポイント高くなっています。



出典：健康に関するアンケート（大田区、令和6年度）

#### (4) 運動の状況との関連性

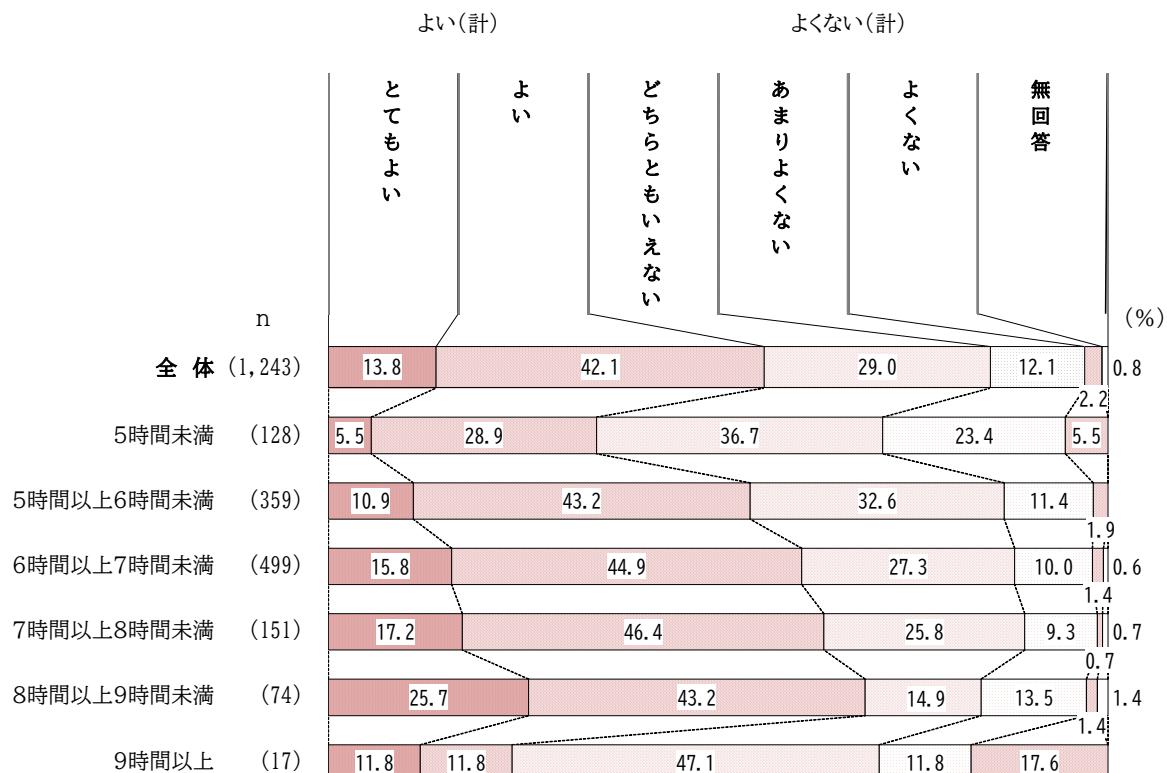
主観的健康感を運動の状況別でみると、«よい（計）»は運動をしている人（67.9%）が運動をしていない人（46.3%）よりも 21.6 ポイント高くなっています。



出典：健康に関するアンケート（大田区、令和6年度）

#### (5) 1日の平均睡眠時間との関連性

主観的健康感を1日の平均睡眠時間別でみると、「よい（計）」は9時間以上を除き、睡眠時間が増えるほど高くなり、8時間以上9時間未満で 68.9%と最も高くなっています。一方、「よくない（計）」は5時間未満で 28.9%と最も高くなっています。



出典：健康に関するアンケート（大田区、令和6年度）

## 医療DXとは

医療DXとは、保健・医療・介護の各段階において発生する情報やデータを、全体最適された基盤（クラウド等）を通して、保健・医療や介護関係者の業務やシステム、データ保存の外部化・共通化・標準化を図り、国民自身の予防を促進し、より良質な医療やケアを受けられるように、社会や生活の形を変えることです。

国においては、医療分野でのデジタル・トランスフォーメーションを通じたサービスの効率化や質の向上により、次の5点の実現を目指しています。

- ①国民の更なる健康増進
- ②切れ目なくより質の高い医療等の効率的な提供
- ③医療機関等の業務効率化
- ④システム人材等の有効活用
- ⑤医療情報の二次利用の環境整備



出典：医療DXについて

(厚生労働省、<https://www.mhlw.go.jp/stf/iryoudx.html> (参照 2025-11-11))

区では、医療DXに関する施策のうち医療費助成、予防接種、母子保健、自治体検診において、マイナンバーカード、マイナポータルの活用による区民の利便性の向上等を目指します。例えば、医療費助成ではマイナンバーカード（マイナ保険証）1枚で受診できることにより、紙の受給者証を持参する手間が軽減されるとともに、紙の受給者証の紛失リスクが低くなります。

このようなメリットを提供できるよう、国の動きを捉え医療DXに取り組みます。

※受給者証とは、医療サービス等を利用するためには自治体から交付される証明書のことを示しています。



# **第4章**

## **各基本目標と取組**



# 計画の体系

## 基本理念

誰もが生涯にわたって健康で生きがいを持ち、  
いきいきと暮らせるまちをつくります

### ① 生涯を通じた心身の健康づくりを推進します



共通課題1※  
共通課題2※

該当ページ

#### 区分1 | 生活習慣の改善

- ① 栄養・食生活【大田区食育推進計画】
- ② 身体活動・運動
- ③ 休養・睡眠
- ④ 飲酒・喫煙
- ⑤ 歯と口腔の健康

P31～

P32～

P38～

P42～

P45～

P50～

#### 区分2 | 主な生活習慣病の発症予防と重症化予防

- ① がん
- ② 糖尿病・循環器病

P56～

P57～

P61～

#### 区分3 | ライフコースアプローチを踏まえた健康づくり

- ① 子どもの健康
- ② 高齢者の健康
- ③ 女性の健康

P68～

P69～

P73～

P77～

#### 区分4 | 親と子の健康づくり【大田区母子保健計画】

#### 区分5 | こころの健康づくりと自殺対策の推進

- ① こころの健康づくり
- ② 自殺対策の推進【大田区自殺対策計画】

P81～

P87～

P88～

P93～

### ② 健康を支えるための環境をつくります



共通課題2※

- ① 社会とのつながり
- ② 自然に健康になれる環境づくり

P101～

P106～

### ③ 健康に関する安全と安心を確保します



- ① 感染症対策の強化
- ② 災害時医療体制の整備
- ③ 安全な生活環境の確保
- ④ 地域医療の充実

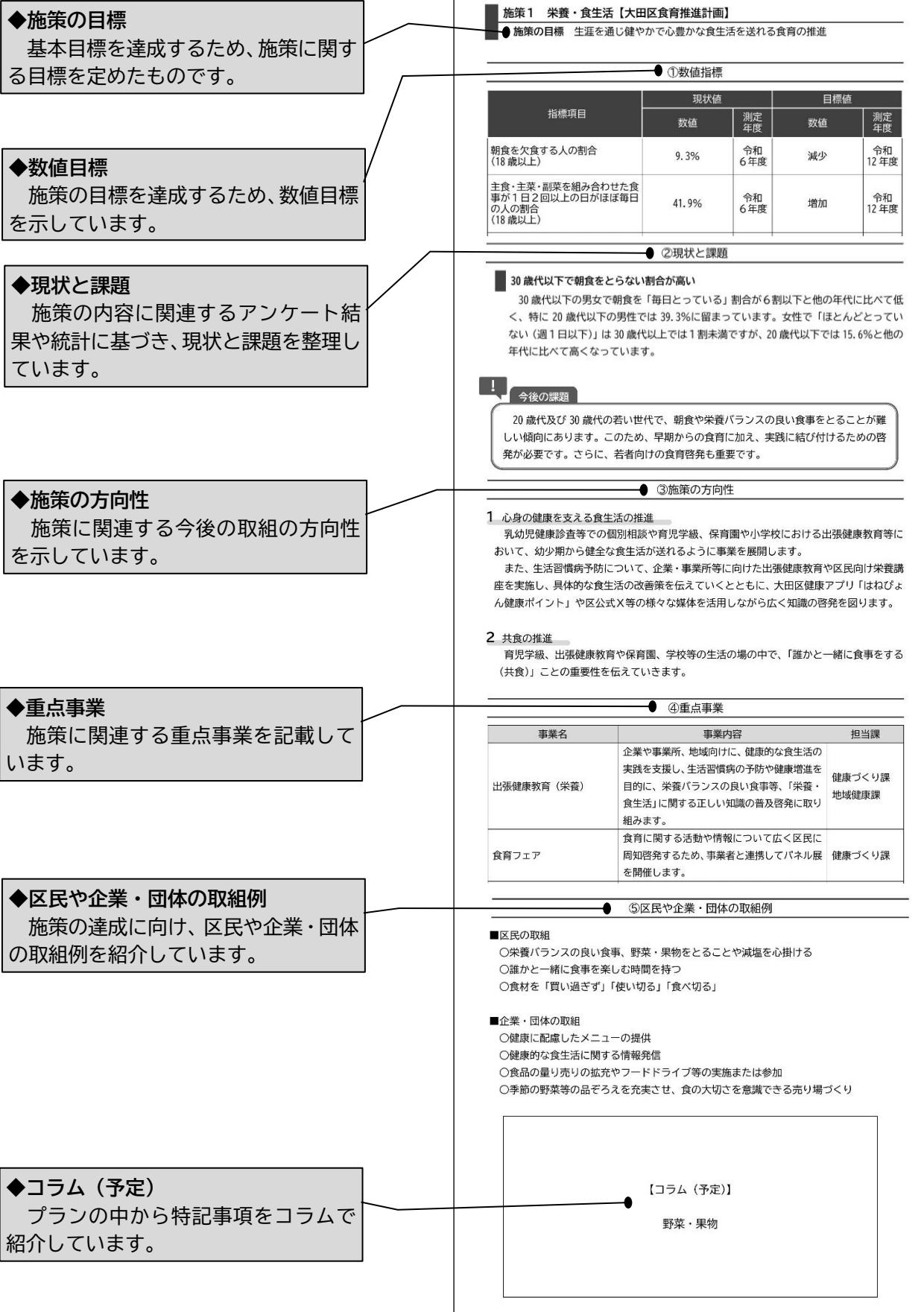
P111～

P117～

P122～

P127～

# 計画書 第4章の見方



基本目標

1

## 生涯を通じた心身の健康づくりを推進します



共通課題1  
共通課題2

### 区分1 生活習慣の改善

糖尿病や高血圧症等の生活習慣病に罹患し、病状が進めば、生活面での制約が生じたり、継続的な加療が必要となることがあります。

生活習慣病に罹患せず、健康な状態を維持するためには、望ましい生活習慣を日々積み重ねることが大切です。適切な生活習慣は心身の健康を支える重要な基盤となります。健康で質の高い生活を生涯にわたって送るためには、バランスの取れた食生活や定期的な身体活動\*・運動の実施、十分な休養・睡眠の確保、適正な飲酒、禁煙、歯と口腔の健康維持等、多方面からの生活習慣の改善に取り組むことが重要です。

区民一人ひとりの生活習慣の改善に向けた取組を支援し、望ましい生活へとつなげていきます。

【写真（予定）】

運動イベント、ウォーキング、マラソン、体操など

## 施策1 栄養・食生活【大田区食育推進計画】

施策の目標 生涯を通じ健やかで心豊かな食生活を送れる食育の推進

### ①数値指標

指標項目	現状値		目標値	
	数値	測定年度	数値	測定年度
朝食を欠食する人の割合 (18歳以上)	9.3%	令和6年度	減少	令和12年度
主食・主菜・副菜を組み合わせた食事が1日2回以上の日がほぼ毎日の人の割合 (18歳以上)	41.9%	令和6年度	増加	令和12年度
適正体重*を維持している人の割合  ・18歳から64歳：BMI*18.5以上25未満 ・65歳以上：BMI*20を超える25未満	18歳から64歳： 66.6%  65歳以上： 52.2%	令和6年度	増加	令和12年度
減塩に気をつける人の割合	40.3%	令和6年度	増加	令和12年度
誰かと一緒に食べることを意識している人の割合	26.5%	令和6年度	増加	令和12年度
食品ロス削減に取り組む人の割合	96.5%	令和6年度	増加	令和12年度

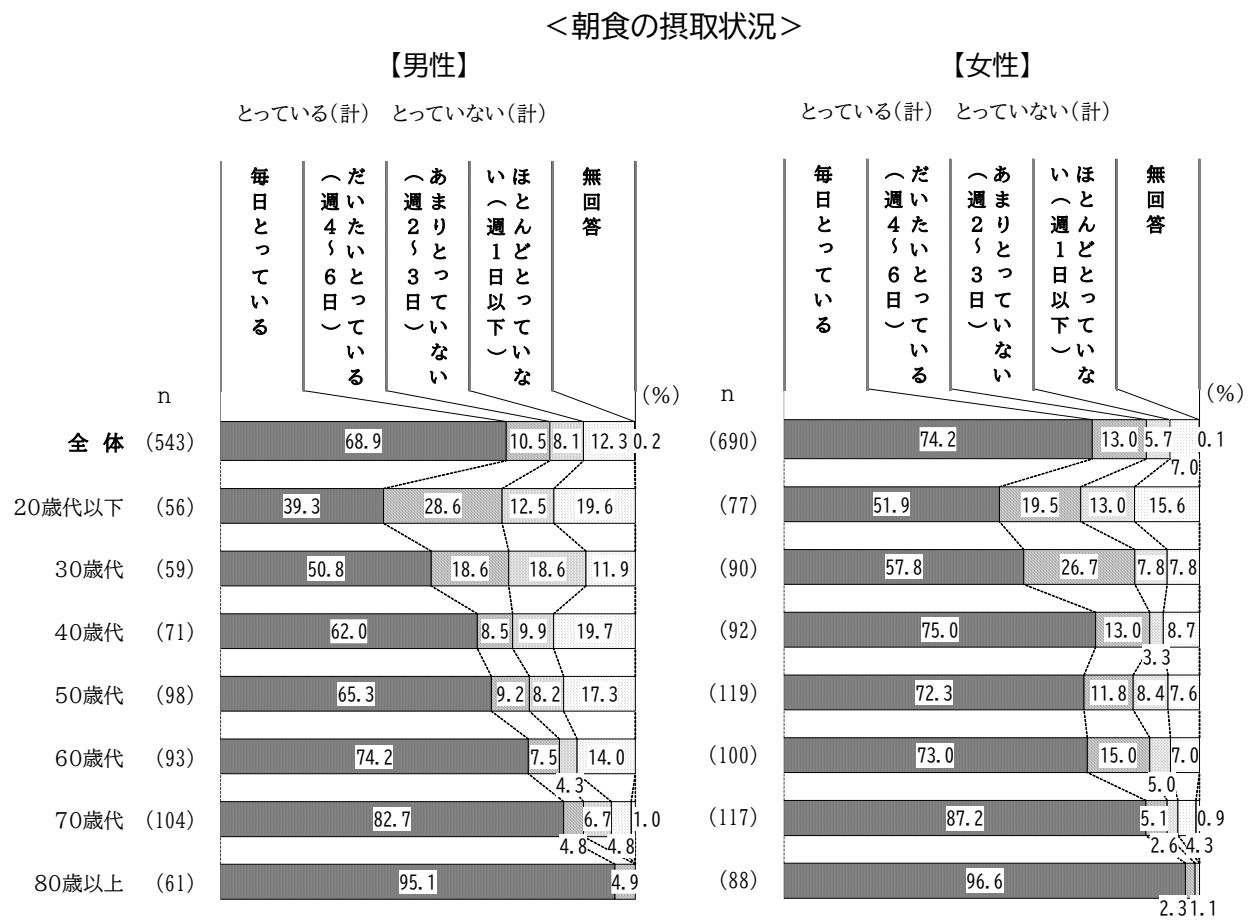
【写真（予定）】

食育フェア

## ②現状と課題

### 30歳代以下で朝食をとらない割合が高い

30歳代以下の男女で朝食を「毎日とっている」割合が6割以下と他の年代に比べて低く、特に20歳代以下の男性では39.3%に留まっています。女性で「ほとんどっていない（週1日以下）」は30歳代以上では1割未満ですが、20歳代以下では15.6%と他の年代に比べて高くなっています。



出典：健康に関するアンケート（大田区、令和6年度）

### 若年層で主食・主菜・副菜をそろえた食事をとっていない人が多い

健康に関するアンケート（大田区、令和6年度）によると、主食・主菜・副菜をそろえた食事の回数が1日に2回以上、「毎日」食べている人の割合は41.9%で、特に20歳代以下の女性と30歳代の男女で2割台と低くなっています。



#### 今後の課題

20歳代以下及び30歳代の若い世代で、朝食や栄養バランスの良い食事をとることが難しい傾向にあります。このため、早期からの食育に加え、実践に結び付けるための啓発が必要です。さらに、若者向けの食育啓発も重要です。

## ■ 男性 30 歳代で肥満が増加、女性では 20 歳代以下でやせが 2 割以上

健康に関するアンケート（大田区、令和 6 年度）によると、男性で「肥満」の割合は依然として 40 歳代から 60 歳代で多くなっていますが、前回調査からすべての年代で増加しており、特に 30 歳代、80 歳以上で 7~9 ポイントと大きく増加しています。女性では 20 歳代以下で「やせ」の割合が 2 割以上を占め、他の年代に比べて高くなっています。また、男女とも、ほとんどの年代で、前回調査から「普通」の割合が減少しています。



### 今後の課題

肥満は生活習慣病のリスク、また、若い女性のやせは骨粗しょう症や低出生体重児のリスクを高めることから、性別・年代に合わせ、適正体重\*の重要性や、適切な量と質の食事についての普及啓発が必要です。

## ■ 減塩に気をつけた食生活を心掛けている人は約 4 割

健康に関するアンケート（大田区、令和 6 年度）によると、日頃の食生活において「減塩に気をつける」人は 40.3% でした。また、令和 5 年度の大田区特定健康診査受診結果では、収縮期血圧が要注意（130~139mmHg）、要医療（140mmHg 以上）の割合が男性 47.4%、女性 40.3% と男女とも 4 割を超えていました。



### 今後の課題

高血圧症になる前から予防的に減塩に取り組むことができるよう働きかけが必要です。

## ■ ほとんどの小学 6 年生は家族の誰かと夕食を食べている一方、18 歳以上の区民において誰かと食卓を囲むことを意識している割合は 3 割以下

健康に関するアンケート（小学生）（大田区、令和 6 年度）によると、夕食を「いつも食べる（週に 5 日以上）」、「食べる方が多い（週に 3~4 日）」と回答した小学 6 年生は、夕食を「家族そろって」若しくは「大人の家族の誰か」と食べている割合が 86.4% と、大人の家族と夕食を食べている割合が高くなっています。

一方、健康に関するアンケート（大田区、令和 6 年度）によると、区民の日頃の食生活において「家族や友人と食卓を囲む機会を作る」ことに気を付けている割合は 26.5% と 3 割に満たない状況です。



### 今後の課題

誰かと一緒に食事をすること（共食）は身体的、精神的、社会的な健康を支える重要な要素であり、幅広い世代に向けて共食の重要性についての啓発が必要です。

ほとんどの小学6年生は食事を残すことをもったいないと感じている一方、日頃から食品をむだにしないことを心掛けている18歳以上の区民は5割以下と低い

健康に関するアンケート（小学生）（大田区、令和6年度）によると、小学6年生で食事を残したときに「もったいない」と「思う（計）」（「とても思う」と「まあまあ思う」の合計）は92.6%と高くなっています。

一方で、健康に関するアンケート（大田区、令和6年度）によると、区民の日頃の食生活で気をつけていることとして「食品をむだにしない」は47.2%と5割以下となっています。



### 今後の課題

こどもの頃から「もったいない」の心を育て、区民に対し環境へ配慮した食生活の必要性と具体策がとれるよう啓発していくことが必要です。

## ③施策の方向性

### 1 心身の健康を支える食生活の推進

乳幼児健康診査等での個別相談や育児学級、保育園や小学校における出張健康教育等において、幼少期から健全な食生活が送れるように食育を通して伝えていきます。

また、生活習慣病予防について、企業・事業所等に向けた出張健康教育や区民向け栄養講座を実施し、具体的な食生活の改善策を伝えていくとともに、大田区健康アプリ「はねびよん健康ポイント」や区公式X等の様々な媒体を活用しながら広く知識の啓発を図ります。

### 2 共食の推進

育児学級、出張健康教育や保育園、学校等の生活の場の中で、「誰かと一緒に食事をする（共食）」ことの重要性を伝えていきます。

### 3 環境へ配慮した食育の推進

わが国は、食料の多くを海外から輸入している一方で、年間何万トンもの食品廃棄物を排出しています。地域等で食品ロスの現状を伝え、「もったいない」と思う気持ちを具体的な行動に変える啓発を行います。

### 4 食糧（食料）生産への理解促進

保育園や児童館、学校等において、食糧（食料）生産の体験やその過程を学ぶ機会を広げ、産地や生産者を意識した啓発を行います。

## 5 食文化の理解と継承

日本に昔から伝わる食産物や伝統料理への関心を深めるため、引き続き、四季折々の行事食や伝統料理を保育園や学校等での給食に取り入れます。また、日本の伝統的な食文化の継承につながるよう、給食だより等を活用し啓発に取り組みます。

## 6 人材の育成

地域において効果的に食育を推進できるよう、地域で活動する管理栄養士、栄養士、生産者、食品流通事業者等で食育が可能な人材育成支援を行います。

### ④重点事業

事業名	事業内容	担当課
出張健康教育（栄養）	生活習慣病の予防や健康増進を目的に、企業や事業所、地域向けに、健康的な食生活の実践を支援します。また、栄養バランスの良い食事等、「栄養・食生活」に関する正しい知識の普及啓発に取り組みます。	健康づくり課 地域健康課
食育フェア	食育に関する活動や情報について広く区民に周知啓発するため、事業者と連携してパネル展を開催します。	健康づくり課
若者向け食育啓発	コンビニエンスストアでの情報提供やスーパー・マーケットでの健康教育等、地域の小売店や商店街と連携して食育を推進します。	健康づくり課
保育園における食育指導	給食を通じて、食事をみんなで食べることを楽しみ、乳幼児にふさわしい食の体験が積み重なるような給食の提供を行います。また、園児に対して野菜栽培や調理活動等の体験を通じ、食への関心と食を大切にする心を育みます。このほか、保護者や地域の子育て家庭に対して給食と食材の展示、離乳食講習会や乳幼児の食事に関する情報提供などの食育の取組を推進します。	保育サービス課
児童館等における食育指導	乳幼児保護者向けに栄養相談、離乳食講座等を行います。また、小学生対象の食育パネルシアター、野菜栽培、茶道教室等を通じて、食への関心を深め、日本の食文化にふれる体験を行います。	子育ち支援課

事業名	事業内容	担当課
区立小中学校における豊かな食育	健康な心身をはぐくみ、健やかに生きるための基礎を培うことや、伝統ある地元の産業・日本の食文化に触れる等の食育の取組を推進します。	学務課
食品ロス削減への行動変容	食品ロス削減に関する啓発を行うとともに、家庭で余っている食品を必要としている施設・団体に寄付するフードドライブ活動等を実施します。 事業者・団体等と連携しながら、食べきり応援団やフードドライブ等、食品ロス削減に関する意識醸成と行動変容を促すための普及啓発を行います。	ごみ減量推進課

## ⑤区民や企業・団体の取組例

### ■区民の取組

- 栄養バランスの良い食事、野菜・果物をとることや減塩を心掛ける
- 誰かと一緒に食事を楽しむ時間を持つ
- 食材を「買い過ぎず」「使い切る」「食べ切る」

### ■企業・団体の取組

- 健康に配慮したメニューの提供
- 健康的な食生活に関する情報発信
- 食品の量り売りの拡充やフードドライブ等の実施または参加
- 季節の野菜等の品ぞろえを充実させ、食の大切さを意識できる売り場づくり

### 【コラム（予定）】

野菜・果物の摂取

## 施策2 身体活動・運動

施策の目標 日常における身体活動量(歩数)の増加

運動習慣\*のある人の増加

### ①数値指標

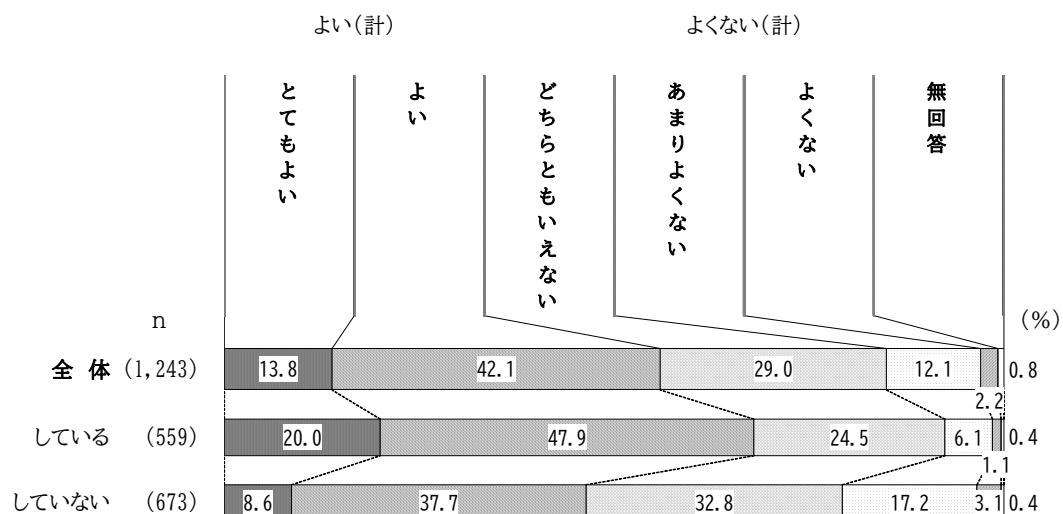
指標項目	現状値		目標値	
	数値	測定年度	数値	測定年度
1日30分以上の軽く汗をかく運動を週2回以上している人の割合	45.0%	令和6年度	50.0%	令和12年度
1日の平均歩数 ・18歳から64歳：8,000歩以上の人の割合 ・65歳以上：6,000歩以上の人の割合	18歳から64歳： 19.4% 65歳以上： 18.2%	令和6年度	32.0%	令和12年度

### ②現状と課題

#### 運動をしている人のほうが健康状態が良い

健康状態が「よい（計）」（「とてもよい」と「よい」の合計）人は運動をしている人で67.9%、運動をしていない人で46.3%と、運動をしている人のほうが高くなっています。

#### <運動状況別にみる健康状態>



出典：健康に関するアンケート（大田区、令和6年度）

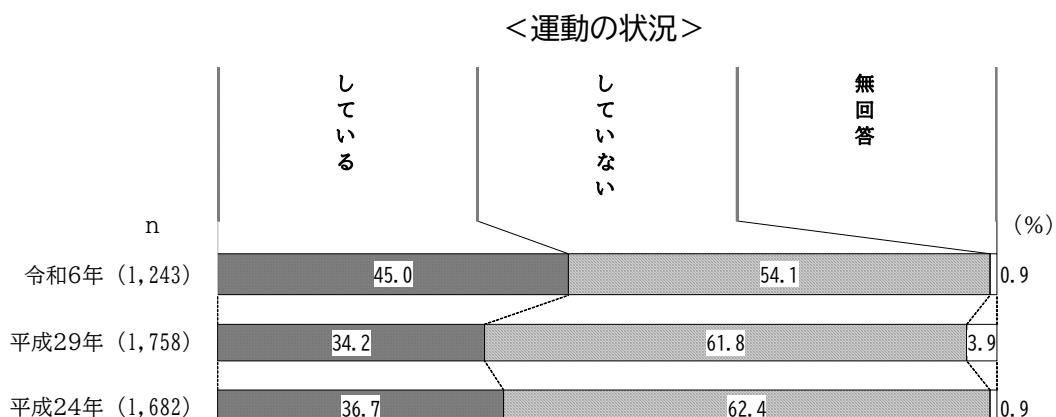


## 今後の課題

運動をしている人のほうが主観的健康感が高い傾向が見られます。運動習慣\*は身体的健康だけでなく、こころの健康にも良い影響を与えることから、運動を習慣化することによる心身の健康への効果を、多様な媒体の活用や教育・学習を通して広く啓発していく必要があります。

### ■ 運動習慣\*のある人が増加傾向にあるものの、性別・年代によって差が見られる

1日30分以上の軽く汗をかく運動を週2回以上している人の割合は45.0%で、前回調査より10.8ポイント高く、運動をしている人は増加傾向にあります。性別でみると、「している」(男性:51.9%、女性:39.9%)は男性のほうが女性よりも割合が高くなっています。特に30歳代以下の女性で「していない」が7割台を占めています。



出典：健康に関するアンケート（大田区、令和6年度）

### ■ 国が示す1日の平均歩数を満たしている人は2割程度

健康に関するアンケート（大田区、令和6年度）によると、日常生活における移動も含めた1日の歩数は「4,000歩未満」が29.5%で最も高くなっています。健康日本21（第三次）では1日の平均歩数を20歳から64歳は「8,000歩以上」、65歳以上は「6,000歩以上」と示しており、健康に関するアンケート調査によると、大田区の現状は20歳から64歳で「8,000歩以上」が19.1%、65歳以上で「6,000歩以上」が18.2%となっています。

### ■ 女性や30歳代から40歳代男性で仕事や家事の隙間時間でできる運動のニーズが高い

健康に関するアンケート（大田区、令和6年度）によると、運動をしようと思う条件として「仕事や家事の間でできる運動を知る」が35.1%と最も多く、特に女性や30歳代から40歳代の男性で割合が高くなっています。



## 今後の課題

運動習慣\*のある人が増加傾向にあるものの、国が示す 1 日の平均歩数に達している割合は低く、体を動かすことを習慣化する働きかけは引き続き必要です。

また、性別・年代によって差が見られ、特に働き盛り世代・子育て世代は、運動する時間の確保が課題と考えられます。ウォーキングやスポーツジムへ通うなどの運動は難しくても、座っている時間を減らし、仕事や家事の合間等ができる運動の周知や、身近で自然と体を動かせる環境づくりを進める必要があります。

## ③施策の方向性

### 1 運動や身体活動\*の有効性等に関する啓発

体を動かすことによる心身の健康の保持増進の有効性、効果的な運動方法や運動する機会についての情報を区報や区ホームページ、イベント等で周知するほか、小学校や企業・事業所等への情報発信に取り組みます。

### 2 日常の中で身体活動量を高める取組の推進

- ・日常生活の中で「歩くこと」を習慣化できるよう、はねびょん健康ポイント事業の活用を推進します。
- ・座っている時間を減らし、体を動かすことが習慣化できるよう、家事や仕事の合間等に取り入れやすい運動方法等を普及啓発します。

### 3 身近なところで気軽に運動・スポーツができる環境整備

身近な環境の中で体を動かす機会を設け、体を動かすことの楽しさ、心地よさを知るきっかけをつくります。

## ④重点事業

事業名	事業内容	担当課
小学校への健康教育	児童を対象に正しい生活習慣について啓発します。また、児童を通じて家族に健康の大切さを伝えることで、家族全体の健康づくりにもつなげます。	健康づくり課
企業・事業所等への健康活動支援	働き盛り世代等に対して、生活習慣病の予防と心身の健康に関する正しい知識を啓発します。	健康づくり課

事業名	事業内容	担当課
はねぴょん健康ポイント事業	健康ポイント事業の対象を 18 歳以上の一般区民に拡大し、区民が視覚的に健康づくりの活動成果を確認でき、また、「健康ポイント」を集め、一定のポイントがたまれば、インセンティブと交換できるようにします。	健康づくり課
ウォーキングイベントの開催	日常生活に直結した、最も身近な運動である「歩くこと」を奨励するため、ウォーキングイベントを開催し、区民のスポーツへの興味・関心を高める機会を提供します。	スポーツ推進課

## ⑤区民や企業・団体の取組例

### ■区民の取組

- 習慣的に運動を実施する
- 日常生活の中で意識的に歩く
- 長時間座ったままにならないように心掛け、仕事や家事の合間に体を動かす

### ■企業・団体の取組

- 従業員の身体活動量を増やす動機づけとなる事業を実践する
- 職場で活動的に過ごせるよう、職場環境を整備する

【コラム（予定）】

身体活動量（歩数）を増やそう

### 施策3 休養・睡眠

施策の目標 より良い睡眠がとれている人の増加

#### ①数値指標

指標項目	現状値		目標値	
	数値	測定年度	数値	測定年度
・18歳から59歳：睡眠時間が6時間から9時間とれている人の割合 ・60歳以上：睡眠時間が6時間から8時間とれている人の割合	18歳から59歳： 58.3% 60歳以上：51.5%	令和6年度	60.0%	令和12年度
睡眠で休養がとれている人の割合	68.6%	令和6年度	80.0%	令和12年度

#### ②現状と課題

##### 男性40歳代、女性60歳代で1日の目安となる睡眠時間を確保できていない

健康に関するアンケート（大田区、令和6年度）によると、1日の平均睡眠時間は「6時間以上7時間未満」が40.1%で最も高く、次いで「5時間以上6時間未満」が28.9%となっています。健康日本21(第三次)では成人の1日の睡眠時間を6時間から9時間、60歳以上は6時間から8時間を目安として示しており、この目安の睡眠時間をとっている割合が最も低かった年代は男性40歳代、女性60歳代となっています。

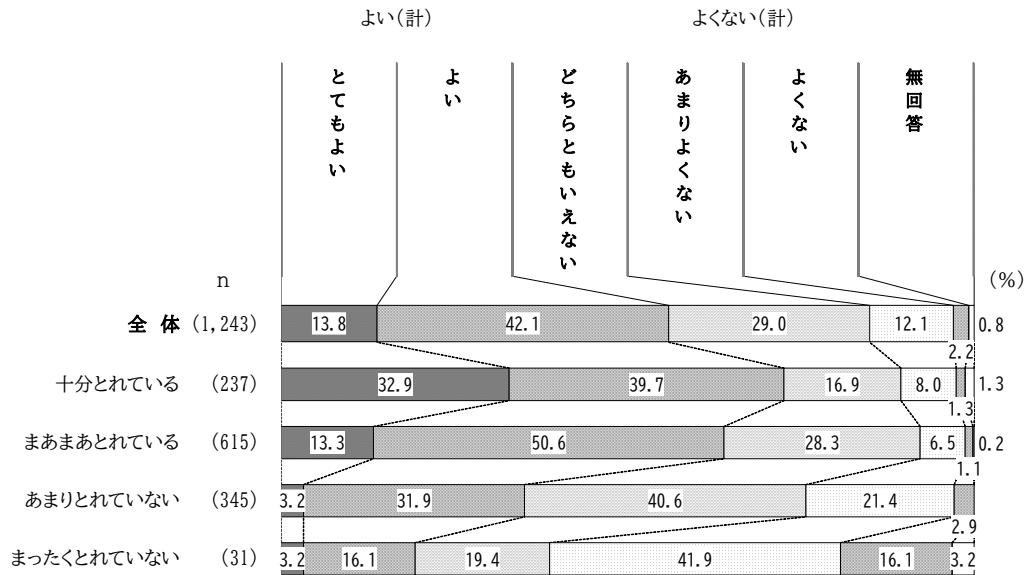
また、睡眠で休養が「とれていない（計）」「あまりとれていない」と「まったくとれていない」の合計）の割合が男性では30歳代、40歳代で4割台と他の年代に比べて高くなっています。

##### 睡眠で休養がとれている人ほど健康状態が良い

睡眠で休養が十分にとれている人の割合は、「十分とれている」、「まあまあとれている」を合わせると68.6%を占めています。

また、睡眠で休養がとれているほど健康状態が「よい（計）」「とてもよい」と「よい」の合計）の割合が高い傾向が見られます。

### <睡眠による休養の状況別にみる健康状態>

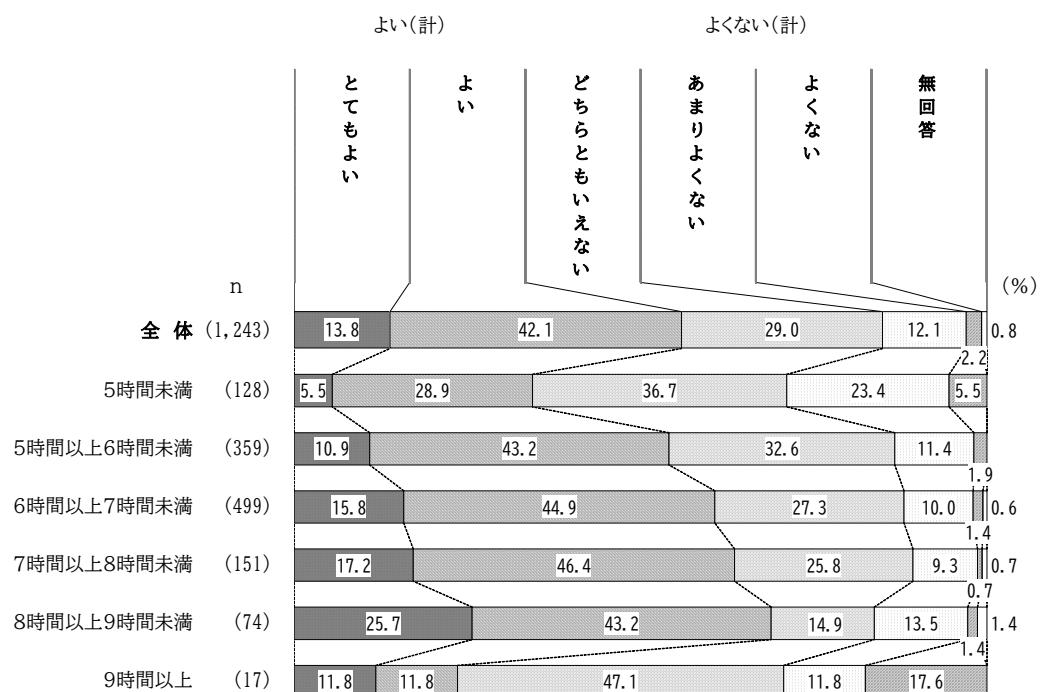


出典：健康に関するアンケート（大田区、令和6年度）

### おおむね睡眠時間が増えるほど健康状態が良い

健康状態が「よい（計）」（「とてもよい」と「よい」の合計）人の割合は、9時間以上を除き睡眠時間が増えるほど高くなっています。

### <睡眠時間別にみる健康状態>



出典：健康に関するアンケート（大田区、令和6年度）



## 今後の課題

働き盛り世代の男性の休養を確保することが課題と考えられます。企業・事業所等と連携し、休養や睡眠の必要性や、心身の健康との関連性について啓発していく必要があります。

## ③施策の方向性

### 1 適切な休養・睡眠に関する普及啓発

睡眠の必要性や睡眠不足による健康への影響を周知するとともに、質の良い睡眠を促す生活環境や習慣について、事業や区ホームページ等で普及啓発に取り組みます。

## ④重点事業

事業名	事業内容	担当課
小学校への健康教育	児童を対象に正しい生活習慣について啓発します。また、児童を通じて家族に健康の大切さを伝えることで、家族全体の健康づくりにもつなげます。	健康づくり課
企業・事業所等への健康活動支援	働き盛り世代等に対して、生活習慣病の予防と心身の健康に関する正しい知識を啓発します。	健康づくり課

## ⑤区民や企業・団体の取組例

### ■区民の取組

- 睡眠の大切さと、質の良い睡眠のとり方を理解する
- 眠れない日が続く場合は、必要に応じて医療機関を受診する
- 趣味の活動等を通じて、余暇時間を充実させる

### ■企業・団体の取組

- スマートワークに取り組む
- 休暇の取得推進や長時間勤務の抑制等により、余暇時間を充実できるように支援する

## 施策4 飲酒・喫煙

施策の目標 生活習慣病リスクを高める量を飲酒する人の減少  
喫煙率の減少  
受動喫煙\*の機会を有する人の減少

### ①数値指標

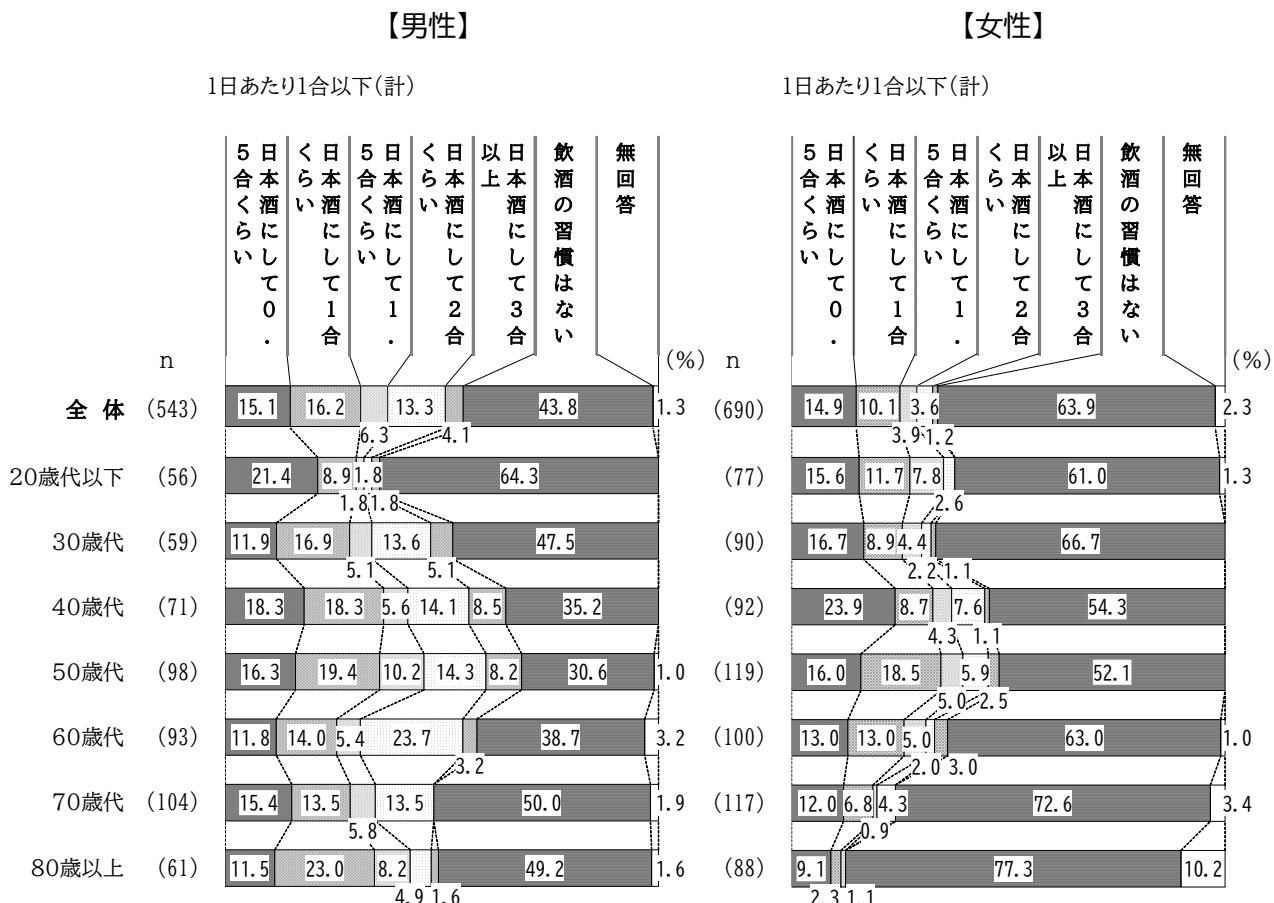
指標項目	現状値		目標値	
	数値	測定年度	数値	測定年度
生活習慣病のリスクを高める量を超えた飲酒をしている人の割合	男性：17.4% 女性：18.8%	令和6年度	10.0%	令和12年度
たばこを吸っている人の割合	9.3%	令和6年度	6.0%	令和12年度
受動喫煙*を経験した人の割合	路上：43.8% 飲食店：27.8%	令和6年度	減少	令和12年度
COPD*（慢性閉塞性肺疾患）の認知度	16.6%	令和6年度	40.0%	令和12年度

### ②現状と課題

#### 男女ともに、中高年で生活習慣病のリスクを高める量の飲酒をしている人が多い

年代別でみると、生活習慣病のリスクを高める量（日本酒にして男性は2合以上、女性は1合以上）の飲酒をしている人は、男性では40歳代から60歳代で2割台、女性では50歳代で3割以上と他の年代に比べて高くなっています。

## <1日当たりの飲酒量>



出典：健康に関するアンケート（大田区、令和6年度）



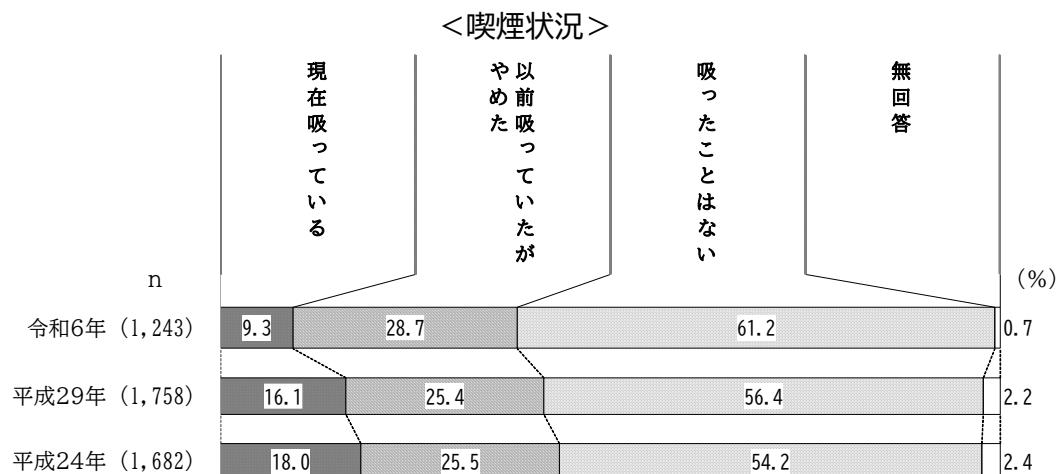
### 今後の課題

生活習慣病のリスクを高める量の飲酒は健康被害の原因となることから、多量飲酒の傾向が見られる中高年を中心に、多様な媒体の活用や機会を捉えて、適正飲酒の理解促進と過度な飲酒による健康被害の周知啓発に取り組むことが必要です。

また、20歳未満の飲酒は健全な発達を阻害するだけでなく、依存症リスクや社会問題を引き起こすきっかけになる恐れがあります。引き続き、小学校・中学校・高校における飲酒の危険性に関する早期教育の充実や、飲酒が及ぼす健康被害等を若者へ周知啓発することが重要です。

## ■ 男性の中高年で喫煙者が多い

喫煙の状況について、「現在吸っている」が 9.3%で前回調査より 6.8 ポイント低くなっています。性別でみると、「現在吸っている」は男性(16.0%)が女性 (4.1%) を 11.9 ポイント上回っており、40 歳代から 60 歳代の男性で 2 割台と他の年代に比べて高くなっています。



出典：健康に関するアンケート（大田区、令和6年度）

## ■ 路上や事業所の敷地内屋外で受動喫煙\*を経験した人が多い

健康に関するアンケート（大田区、令和6年度）によると、受動喫煙\*を経験した場所としては、「路上及び事業所の敷地内屋外」が 43.8%、「飲食店内」が 27.8%と高くなっています。

## ■ 若年層でCOPD\*の認知度が低い

健康に関するアンケート（大田区、令和6年度）によると、COPD\*について男性 30 歳代、女性 20 歳代以下で「知らない」が 7 割台となっています。



### 今後の課題

男性の中高年で喫煙者の割合が高い傾向にあるため、事業者等との連携により COPD\*をはじめとする喫煙による健康被害の周知啓発を強化する必要があります。

また、事業所への受動喫煙\*対策の働きかけの強化や、路上での喫煙防止の啓発や防止策の整備を図ることが重要です。

---

### ③施策の方向性

---

#### 1 飲酒による健康への影響と適正量の周知啓発

飲酒による健康被害と適正量について、区民や事業者等へ周知啓発します。

#### 2 喫煙による健康被害の周知啓発

- ・喫煙による健康被害について、区民や事業者等へ周知啓発します。
- ・健康増進法\*、東京都受動喫煙防止条例及び東京都子どもを受動喫煙から守る条例の趣旨を踏まえ、受動喫煙\*による健康被害について、区民や事業者等へ周知啓発します。

#### 3 C O P D\*に関する周知啓発

C O P D\*の発症予防、早期発見・早期治療の促進に向けて、原因や症状、予防方法等、正しい知識の周知啓発に取り組みます。

---

### ④重点事業

---

事業名	事業内容	担当課
健康への影響と適正量の周知啓発	区報、区ホームページのほか、イベントでの啓発や健康講座の実施等、飲酒量の多い世代を中心に周知啓発を強化し、適正な飲酒量の認知度を向上します。	健康づくり課 地域健康課
企業・事業所等への健康活動支援	働き盛り世代等に対して、生活習慣病の予防と心身の健康に関する正しい知識を啓発します。	健康づくり課
区立小中学校における各種健康教育	心身の健康、けがの防止と病気の予防、がん、歯・口の健康、性に関すること、喫煙・飲酒・薬物乱用防止等についての健康教育を推進します。	学務課 指導課
特定健康診査*・特定保健指導*等	40歳以上の国民健康保険被保険者に区内医療機関で健康診査を実施し、健康診査結果により保健指導を行い、生活習慣病の予防を図ります。	健康づくり課
受動喫煙*防止対策	健康増進法*及び東京都受動喫煙防止条例に基づき、多方面からの禁煙勧奨・受動喫煙防止対策の強化を行います。	健康づくり課
C O P D*に関する周知啓発	区報、区ホームページのほか、40歳以上の区民に送付している「がん検診のご案内」にチラシを同封し注意喚起を促す等、正しい知識の周知啓発に取り組みます。	健康づくり課

---

---

## ⑤区民や企業・団体の取組例

---

### ■区民の取組

- 飲酒が及ぼす健康への影響について正しい知識を持ち、適正な量の飲酒を心掛ける
- COPD\*について正しく理解し、自覚症状がある場合は、早期に医療機関を受診する

### ■企業・団体の取組

- 20歳未満の人へアルコール飲料、たばこの販売・提供を行わない
- 飲酒に関する正しい知識について普及啓発を行う
- COPD\*の原因や症状について普及啓発を行う

【コラム（予定）】

COPDについて

## 施策5 歯と口腔の健康

施策の目標 むし歯のない子どもの増加

生涯にわたり自分の歯で食べられる人の増加

### ①数値指標

指標項目	現状値		目標値	
	数値	測定年度	数値	測定年度
4本以上のむし歯のある人の割合 (3歳児)	1.3%	令和6年度	減少	令和12年度
むし歯のない人の割合 (12歳児)	77.5%	令和6年度	80.0%	令和12年度
進行した歯周病にかかっている人の割合 (40歳から49歳)	43.1%	令和6年度	減少	令和12年度
咀嚼良好者の割合 (50歳から64歳)	78.8%	令和6年度	増加	令和12年度
8020*を達成した人の割合	77.2%	令和6年度	増加	令和12年度

### ②現状と課題

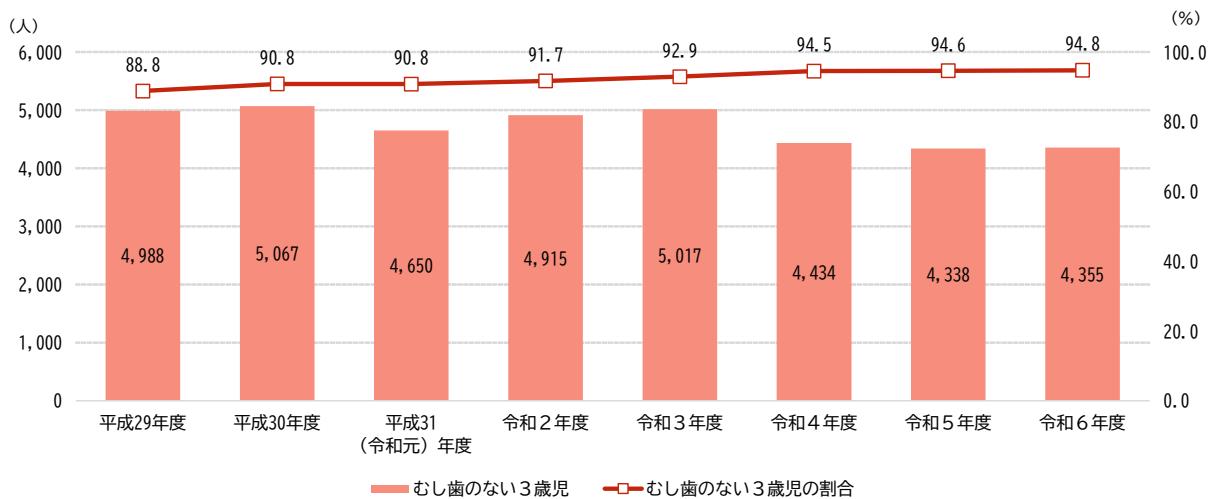
#### 子どものむし歯は減少傾向

令和6年度の大田区の3歳児歯科健康診査における「むし歯のない人」の割合は、平成29年度の88.8%から94.8%に増加しました。一方、4本以上の「むし歯のある人」の割合は1.3%でした。

また、12歳児の永久歯の1人のむし歯の数は0.88本から0.44本と減少しました。

「むし歯のない人」の割合は3歳児及び12歳児ともに増加傾向となっています。

### <むし歯のない3歳児の数／割合の推移>



出典：保健衛生事業資料集（大田区）

### 40歳代以上で噛めない食べ物がある人が見られる

健康に関するアンケート（大田区、令和6年度）によると、「一部噛めない食べ物がある」人の割合は男女とも 40 歳代から増加し始め、60 歳代で 2 割台半ば程度まで増加する傾向が見られます。

保健衛生事業資料集（大田区）によると、40 歳代から 60 歳代で進行した歯周病にかかる割合は減少しましたが、40 歳代のうち約 4 割が進行した歯周病にかかっています。

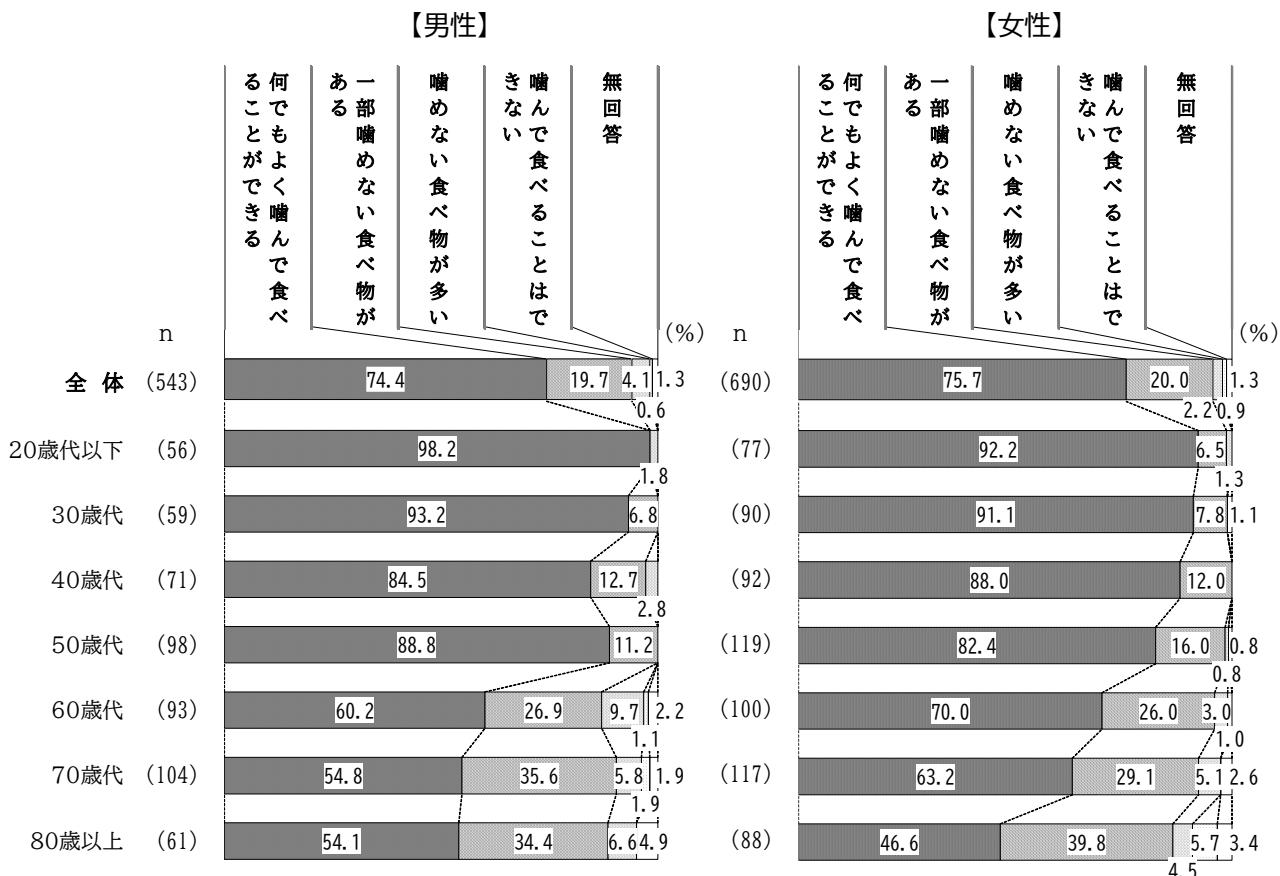
令和6年度大田区成人歯科健康診査の 80 歳の受診者の結果では、20 本以上の歯を有する人の割合は 77.2% でした。

### <80歳の歯科健康診査受診者の結果>

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
受診者数（人）	490	487	478	360
20本以上の人数（人）	374	386	372	278
20本以上の割合（%）	76.3	79.3	77.8	77.2
平均現在歯数（本）	22.5	22.7	22.4	22.4

出典：大田区成人歯科健康診査（大田区）

## <咀嚼の状況>



出典：健康に関するアンケート（大田区、令和6年度）



### 今後の課題

歯と口腔の健康は、健康で質の高い生活を営む上で重要な役割を果たしており、心身の健康にも大きく寄与しています。

歯を失うことで、やわらかい食べ物を好むようになり、食べられる食品が偏ることで、低栄養状態になってしまうこともあるため、引き続き、8020\*の実現を目指し、生涯を通じた歯と口腔の健康を維持するための歯科疾患の予防に対する取組を一層推進する必要があります。

### 【写真（予定）】

歯科事業

## 「オーラルフレイル（口腔機能の衰え）」の認知度は低い

健康に関するアンケート（大田区、令和6年度）によると、「オーラルフレイル」の認知度は 26.2%で、「オーラルフレイル」を知っている人のうち「口腔ケアと誤えん性肺炎の関連性」について知っている人は、82.5%でした。



### 今後の課題

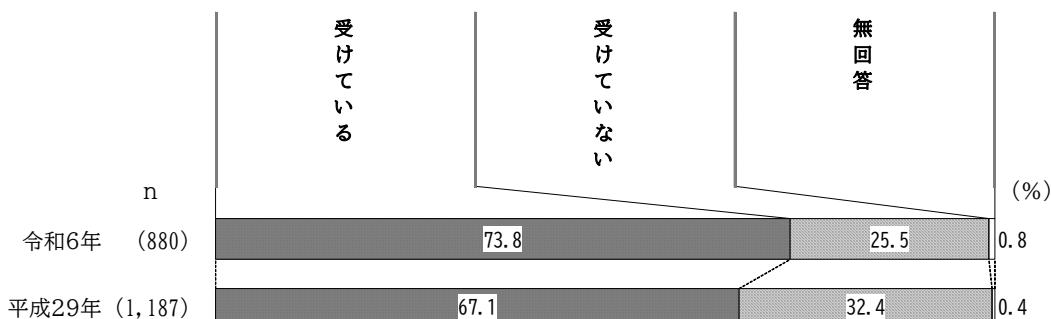
40 歳代から「一部噛めない食べ物がある」人の割合が増加しており、早い時期から、歯の喪失の原因であるむし歯や歯周病の予防について、周知啓発等の取組が重要です。また、「オーラルフレイル」の認知度は、2割半ばで留まっています。オーラルフレイルは、滑舌低下、食べこぼし、わずかなむせ、一部噛めない食べ物がある等の身体の衰え（フレイル\*）と大きく関わっていることから、身体機能を維持し、食べる、話す、笑う等、歯と口の機能を十分に使うことや口腔ケアの重要性について啓発していくことが必要です。

## かかりつけ歯科医での定期検診受診者は増加傾向

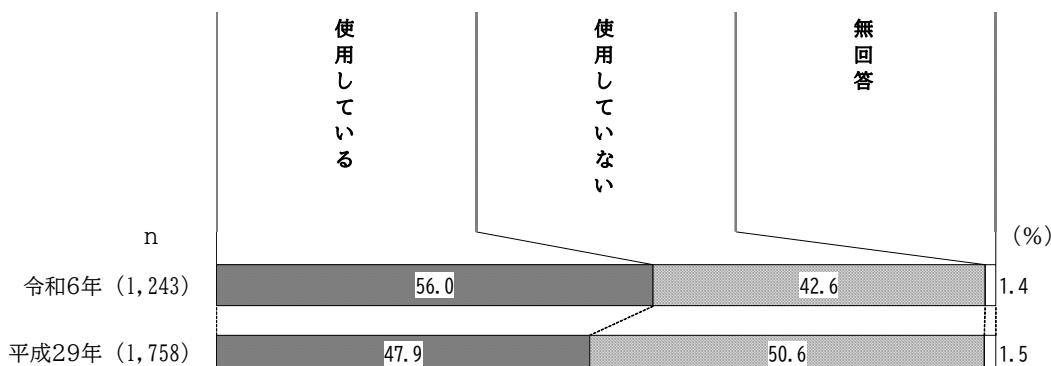
かかりつけ歯科医で定期検診を受けている人は 73.8%で、前回調査より 6.7 ポイント増加しています。

また、デンタルフロスや歯間ブラシを週1回以上使用している人についても、前回調査より 8.1 ポイント増加しています。

<かかりつけ歯科医での定期検診受診状況>



<デンタルフロスや歯間ブラシの使用状況（週1回以上）>



出典：健康に関するアンケート（大田区、令和6年度）



## 今後の課題

かかりつけ歯科医での定期健康診査受診者やデンタルフロスや歯間ブラシの使用率の増加から、歯と口腔の健康に関する意識の向上が見受けられます。歯周病の予防や生涯を通じて歯と口腔の健康を維持するために、引き続き、かかりつけ歯科医による定期健康診査やセルフケアの重要性、並びに歯周病と全身の健康に係る関係について啓発することが重要です。

## ③施策の方向性

### 1 ライフステージに応じた歯と口腔の健康づくり

- ・こどもの頃から健全な口腔状態を保つため、歯科健康教育・相談等を通して、口腔機能の発育や仕上げ磨きの大切さ等を啓発し、口腔機能の育成とむし歯予防の取組を実施します。
- ・健全な口腔機能の発達は、生活環境等と密接に関わっていることから、保健・医療・福祉等の関係機関と協力し、こどもやその保護者に対する必要な支援を実施します。
- ・歯周病は糖尿病や心疾患\*等全身の健康と深い関わりがあることから、口腔ケアに関する知識や歯周病予防の重要性等について、成人歯科健康診査やパネル展等様々な機会を捉え普及啓発します。
- ・オーラルフレイル予防のためには口腔機能の維持・向上が大切であることから、区報や区ホームページ等様々な媒体を活用し、普及啓発します。

### 2 かかりつけ歯科医での予防管理

生涯を通じて口腔状態を良好に保つため、かかりつけ歯科医の機能を正しく理解し定期的に歯科健康診査や予防処置を受けるよう、かかりつけ歯科医を持つことの大切さを啓発します。

## ④重点事業

事業名	事業内容	担当課
歯と口の健康に関する普及啓発	むし歯や歯周病、オーラルフレイル予防について、区ホームページやパネル展等を通して歯科保健情報を提供します。また、ゆっくりよく噛んで食べる習慣や歯肉炎の予防、歯周病と全身の健康に関するリーフレットを配布する等、様々な機会を捉えて啓発します。	健康づくり課 地域健康課

事業名	事業内容	担当課
乳幼児歯科相談	歯の健全な発育や育児不安の解消等を目的に、健康教育、健康診査、指導、予防処置を実施します。1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査等の乳幼児健康診査にて未処置歯のある児の保護者に受診勧奨や必要に応じて相談を実施します。	地域健康課
歯科健康教育・相談	むし歯や歯周病の予防、乳幼児期の口腔機能の健全な発育について、児童館、保育園、区立小中学校等の施設で歯科健康教育を行います。また、必要に応じて相談を行います。	健康づくり課 地域健康課
企業・事業所等への健康活動支援	働き盛り世代等に対して、生活習慣病の予防と心身の健康に関する正しい知識を啓発します。	健康づくり課
成人歯科健康診査	歯科疾患の早期発見、予防のため70歳までは歯周病に関する歯科健康診査を実施します。後期高齢者（75歳以上）には口腔機能評価に関する健康診査を実施します。幅広い年代に歯科健康診査の受診機会を設け、区民の健康の保持・増進の実現を目指します。	健康づくり課
一般介護予防事業	一般高齢者を対象に、口腔機能の低下や誤嚥性肺炎の予防を行い、要介護・要支援状態にならないように介護予防の知識の普及・啓発を行います。	地域福祉課
オーラルフレイルの周知啓発	成人期からの歯の喪失防止、口腔機能の低下を予防するため、様々な機会を通して、歯周病やむし歯、口腔機能低下の予防について知識の周知啓発を行います。	健康づくり課 地域健康課

## ⑤区民や企業・団体の取組例

### ■区民の取組

- 口腔ケアに関する知識等を身に付け、実践する
- 乳幼児に対しては、保護者が仕上げ磨きをする
- かかりつけ歯科医を持ち、定期的に歯科健康診査や予防処置を受ける

### ■企業・団体の取組

- 口腔ケアに関する知識を普及する
- 歯と口腔の健康が、全身の健康と密接に関わっていることを普及する

## 区分2 主な生活習慣病の発症予防と重症化予防

生活習慣病である糖尿病や循環器病※、がん等は誰もが直面する可能性のある身近な病気です。

生活習慣病は、生活習慣を改善することで発症予防や重症化予防ができ、健康寿命\*の延伸や生活の質の向上が期待されます。また、定期的に健（検）診を受診することで、早期発見・早期治療することが可能です。

地域の医療機関と連携し、生活習慣病の予防や重症化の防止、健（検）診の受診促進に取り組みます。

【写真（予定）】

特定健康診査、特定保健指導、企業・事業所等への健康活動支援

※循環器病とは、健康寿命\*の延伸等を図るための脳卒中、心臓病その他の循環器病に係る対策に関する基本法（平成30年法律第105号）では、脳卒中、心臓病その他の循環器病を「循環器病」としています。循環器病には、虚血性脳卒中（脳梗塞）、出血性脳卒中（脳内出血、くも膜下出血など）、一過性脳虚血発作、虚血性心疾患（狭窄症、心筋梗塞など）、心不全、不整脈、弁膜症（大動脈弁狭窄症、僧帽弁逆流症など）、大動脈疾患（大動脈解離、大動脈瘤など）、末梢血管疾患、肺血栓塞栓症、肺高血圧症、心筋症、先天性心・脳血管疾患、遺伝性疾患等多くの疾患が含まれます。

## 施策1 がん

施策の目標 がんで亡くなる人の減少  
がん患者の生活の質の向上

### ①数値指標

指標項目	現状値		目標値	
	数値	測定年度	数値	測定年度
75歳未満のがん死亡率*(年齢調整*)(人口10万対)	男性：74.5 女性：55.3	令和5年度	減少（54.8）	令和11年度
胃がん検診受診率	25.4%	令和6年度	増加	令和12年度
大腸がん検診受診率	24.9%	令和6年度	増加	令和12年度
肺がん検診受診率	17.9%	令和6年度	増加	令和12年度
子宮がん検診受診率	23.2%	令和6年度	増加	令和12年度
乳がん検診受診率	21.2%	令和6年度	増加	令和12年度
要精密検査者の受診率平均値(区5がん)	88.7%	令和5年度	92.0%	令和11年度
がんになっても地域で安心して暮らしていくと思う人の割合	40.2%	令和6年度	55.0%	令和12年度
生活習慣とがんの関連性を知っている人の割合	—	—	90.0%	令和12年度

### ②現状と課題

#### 大田区の主要死因別死亡率\*はがん（悪性新生物）が最も高い（全体の約4分の1）

大田区の主要死因別死亡率\*（令和元年から令和5年の平均）でがん（悪性新生物）は第1位となっており、全死因の約4分の1を占めています。がんの部位別死亡率\*としては気管、気管支及び肺が最も高く、東京都を上回っています。

<がん（悪性新生物）の部位別死亡率\*（令和元年から令和5年の平均）>

地域	悪性 新生物	胃	大腸	気管、 気管支 及び肺	子宮	乳房	肝臓
全国	310.6	33.7	42.7	61.9	11.0	12.5	19.7
東京都	255.4	25.8	35.2	49.4	7.1	12.3	14.7
大田区	258.6	24.6	36.4	52.3	10.0	12.3	14.6

\*人口10万対粗死亡率\*

\*東京都より死亡率\*が高いものに網掛け

出典：大田区 人口動態統計（東京都保健医療局）と大田区住民基本台帳から算出  
 東京都 人口動態統計（東京都保健医療局）  
 全国 人口動態統計（厚生労働省）



今後の課題

がんは依然として死因の第1位であることから、正しい生活習慣の啓発やがんに関する正しい知識の周知を強化し、区民にがん予防に向けた取組を促すことが重要です。

**大田区のがん検診の認知度は8割以上の方、大腸がんや肺がんの検診受診率は減少**

健康に関するアンケート（大田区、令和6年度）によると、大田区が行っているがん検診の認知度は83.7%と、がん検診自体は区民に浸透しています。

とうきょう健康ステーションによる各検診の受診率では、胃がん、子宮頸がん、乳がんは平成29年と比較し大きく向上している一方で、大腸がんや肺がんは令和3年以降減少傾向にあります。

<自治体検診における受診率の推移>

	平成29年	平成30年	平成31年 (令和元年)	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
胃がん検診	8.7	8.1	8.8	13.3	14.9	14.6	14.0
大腸がん検診	13.3	12.7	12.9	17.6	15.7	10.3	10.5
肺がん検診	10.4	10.3	10.4	14.2	12.9	8.6	7.6
子宮頸がん検診	20.7	20.4	20.3	25.0	25.6	29.8	29.1
乳がん検診	17.9	17.3	17.4	19.7	19.5	24.9	25.4

出典：とうきょう健康ステーション（東京都保健医療局）



## 今後の課題

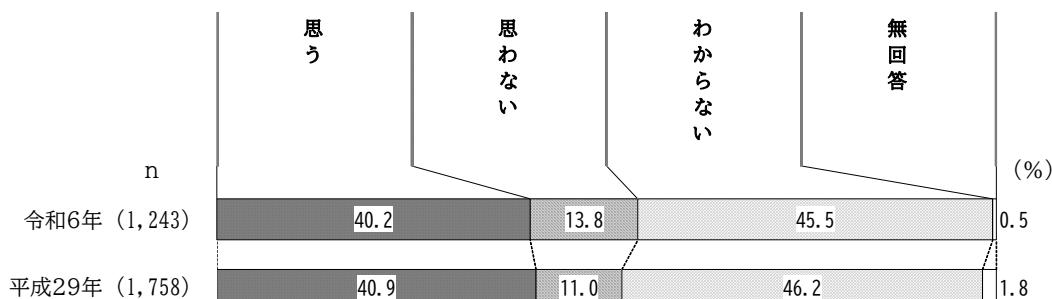
がん検診の認知度は女性で約9割、男性で約8割を占めているものの、若年層での認知度が低い傾向にあります。また、就労者の数が増加していることや、職域で受診できるがん検診が広がりを見せていることから、職域におけるがん検診の受診者数が増加している可能性があります。そのため、事業者や保険者と連携し、がん検診の周知や受診勧奨に取り組むことが重要です。

さらに、より一層、がん検診の受診環境を整備し利便性の向上に取り組むとともに、未受診者に対する効果的な受診勧奨を検討する必要があります。

## がんになっても今まで通り暮らしていけると「思う」人と「わからない」と思う人がいずれも4割台

がんになっても今までどおり地域で暮らして行けると「思う」人は40.2%「わからない」が45.5%、「思わない」13.8%となっています。

<がん発病後の地域での暮らしについて>



出典：健康に関するアンケート（大田区、令和6年度）



## 今後の課題

がんと診断されても地域で生活できるよう相談支援体制や在宅医療体制の充実が必要です。

---

### ③施策の方向性

---

#### 1 がんに関する知識や予防に向けた生活習慣についての普及啓発

がんの基礎知識や要因、予防に向けた生活習慣について普及啓発に取り組みます。

#### 2 早期発見・早期治療に向けたがん検診の推進

- ・区民ががん検診について正しく理解し適切に受診できるよう、周知啓発や勧奨に取り組みます。
- ・科学的根拠に基づくがん検診を推進するとともに、関係団体と連携し、検診の質の向上を目指します。

#### 3 がんになっても地域で安心して暮らせるための健康支援

がん患者が治療をしながら自分らしく生活できるよう、事業者や地域の様々な主体と連携し、暮らしに寄り添う支援をします。

---

### ④重点事業

---

事業名	事業内容	担当課
がん検診の受診勧奨・周知啓発	がんの早期発見・早期治療につなげるため、検診の受診勧奨を行うとともに、その重要性やがんに関する正しい知識の周知啓発に取り組みます。	健康づくり課 地域健康課
企業・事業所等への健康活動支援	働き盛り世代等に対して、生活習慣病の予防と心身の健康に関する正しい知識を啓発します。	健康づくり課
がん患者の相談支援	がん患者が治療しながら自分らしく生活できるよう、地域の様々な主体と連携し、暮らしに寄り添う相談支援を行います。	健康医療政策課 健康づくり課

---

### ⑤区民や企業・団体の取組例

---

#### ■区民の取組

- がんを予防する生活習慣を実践し、定期的にがん検診を受診する
- 精密検査対象となった場合は早期に検査を受診する
- 症状のある場合は、すぐに医療機関を受診する

#### ■企業・団体の取組

- がん検診の普及啓発に協力する
- 従業員が、がん検診を受けやすいように支援する
- がんになっても働き続けられる職場環境を整備する

## 施策2 糖尿病・循環器病

### 施策の目標 生活習慣病の発症予防と重症化予防

#### ①数値指標

指標項目	現状値		目標値	
	数値	測定年度	数値	測定年度
男性の肥満の割合 (30歳代、40歳代、50歳代、60歳代)	30歳代：27.1% 40歳代：35.2% 50歳代：37.8% 60歳代：35.5%	令和6年度	減少	令和12年度
HbA1cの値が6.5以上人の割合	8.2%	令和5年度	減少	令和12年度
高血圧者の割合	23.3%	令和5年度	減少	令和12年度
健康診断（健康診査）の受診率	78.5%	令和6年度	80.0%	令和12年度
大田区国民健康保険特定健康診査受診率	38.8%	令和5年度	40.0%	令和12年度
大田区国民健康保険特定保健指導実施率	9.9%	令和5年度	20.0%	令和12年度

#### ②現状と課題

##### がん（悪性新生物）、心疾患\*、老衰が大田区の主要死因死亡率\*の上位3位

大田区の主要死因別死亡率\*（令和元年から令和5年の平均）の第1位はがん（悪性新生物）で、心疾患\*、老衰、脳血管疾患\*が次いで多くなっています。

<主要死因別死亡率\*（全国、東京都、大田区）>

地域	計	悪性新生物	心疾患	脳血管疾患	肺炎	慢性閉塞性肺疾患	肝疾患	腎不全	老衰	不慮の事故	自殺
全国	1,197.5	310.6	178.2	85.8	64.7	13.7	14.8	23.4	126.7	33.2	16.7
東京都	961.1	255.4	143.9	65.8	48.7	10.7	14.5	16.6	104.9	23.9	15.5
大田区	960.3	258.6	141.5	63.4	44.6	11.6	15.2	15.7	101.8	24.4	15.4

\*人口10万対粗死亡率\*

\*東京都より死亡率\*が高いものに網掛け

出典：大田区 人口動態統計（東京都保健医療局）と大田区住民基本台帳から算出  
東京都 人口動態統計（東京都保健医療局）  
全国 人口動態統計（厚生労働省）

## ■ 国民健康保険者的生活習慣病有病率が特別区で2番目に高い

令和4年度の国民健康保険者の生活習慣病有病率は35.6%で特別区では2番目に高く、特別区平均を4.9ポイント上回っています。また、一人当たりの医療費は年額355,080円で特別区では最も高く、特別区平均をおよそ54,000円上回っています。

<生活習慣病保有率と一人当たり年額医療費（入院+外来）の特別区比較>



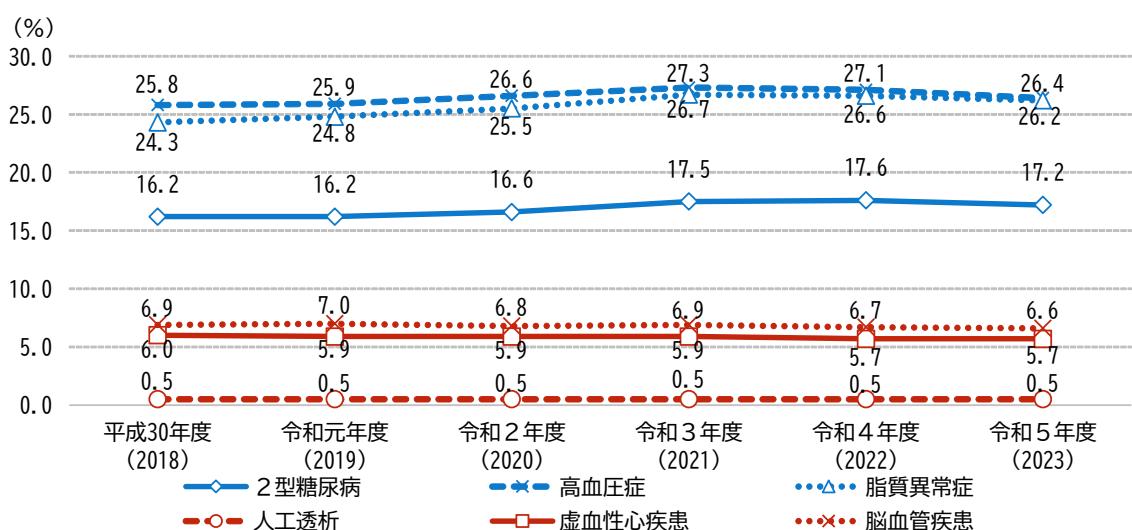
\*生活習慣病とは、KDB\*（国保データベース）が定める生活習慣病（糖尿病、高血圧症、脂質異常症、高尿酸血症、脂肪肝、動脈硬化、脳出血、脳梗塞、狭心症、心筋梗塞、がん、筋・骨格関連疾患、及び精神疾患）を示しています。

出典：大田区国民健康保険第3期データヘルス計画

## ■ 糖尿病、高血圧症、脂質異常症は増加傾向

平成30年度から令和4年度までの経年推移をみると2型糖尿病、高血圧症、脂質異常症はいずれも増加傾向となっています。

<生活習慣病の有病率>

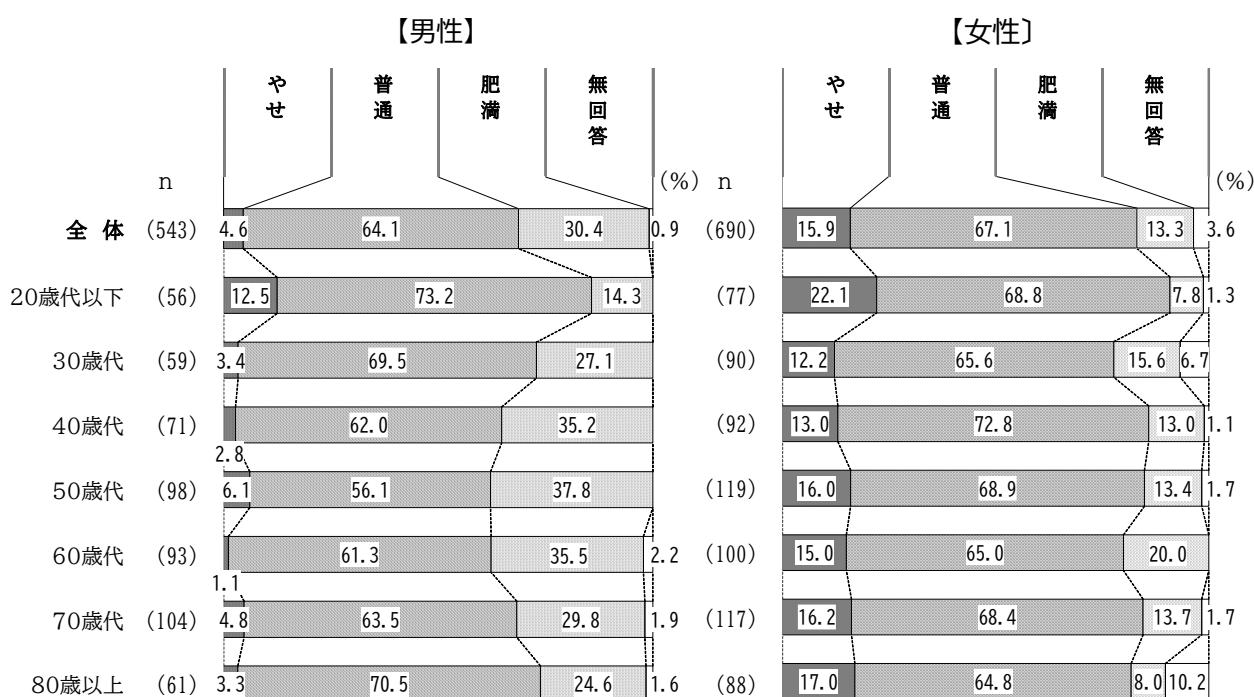


出典：生活習慣病の状況（大田区、sucoyaca\*）

## 男女ともに30歳代で肥満が増加傾向

男性では40歳代から60歳代で「肥満」が多く、30歳代でも前回調査の19.8%から27.1%に増えています。女性では、30歳代で肥満が前回調査の8.5%から15.6%に増えた一方、20歳代でやせが増加しています。

<BM I\*の状況>



出典：健康に関するアンケート（大田区、令和6年度）



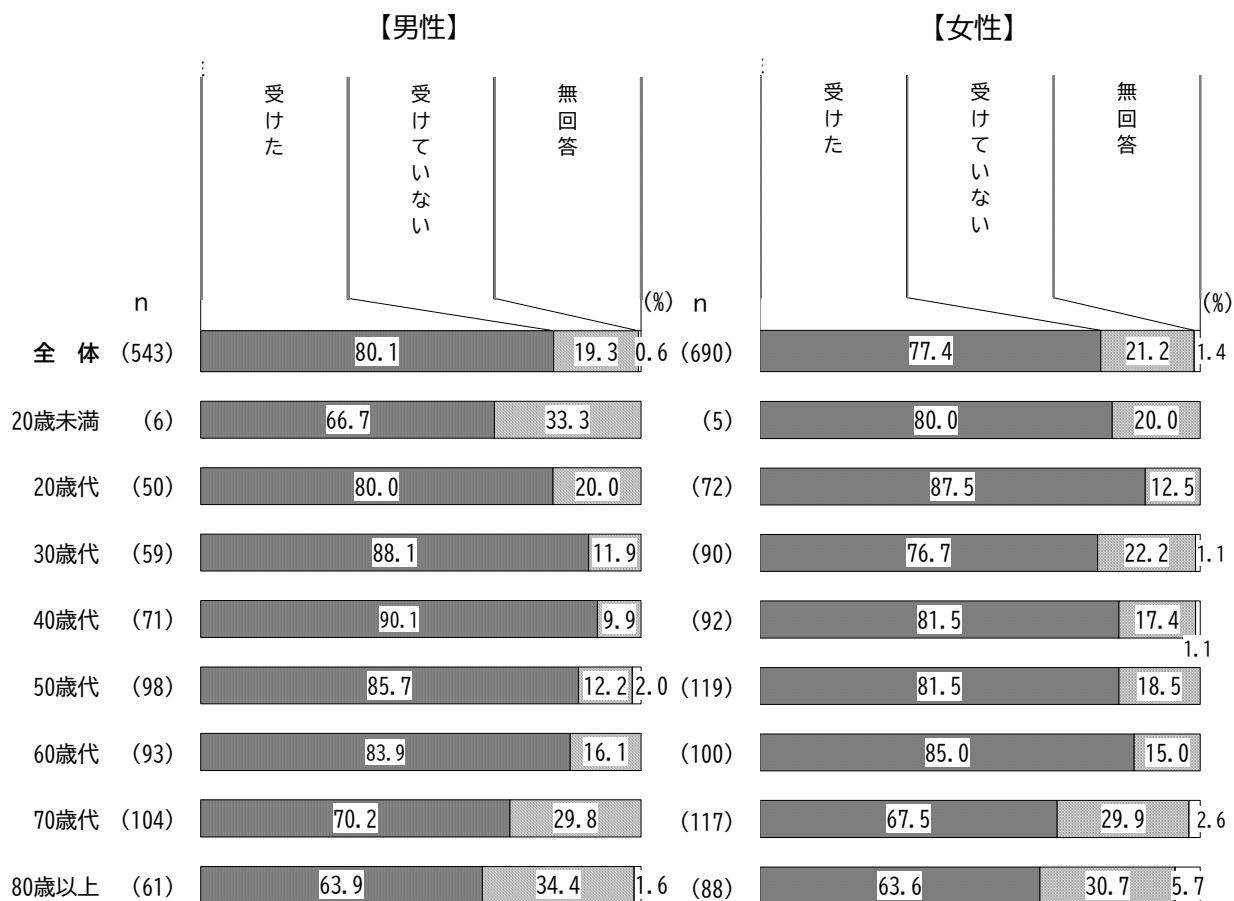
### 今後の課題

生活習慣に起因する心疾患\*や脳血管疾患\*が主要死因の上位を占めており、高血圧症や肥満はこうした疾患の重要なリスク因子となります。男性を中心に肥満傾向の人が増えていることから、生活習慣病に関する正しい知識の周知と、生活習慣病を予防するために食生活の改善や運動習慣\*の定着といった生活習慣の改善支援を充実させる必要があります。

## 男女ともに 20 歳代で健康診査受診率が向上

健康診査受診率は男性で 80.1%、女性で 77.4%と前回調査よりも減少している一方で、20 歳代は男性で前回調査の 63.5%から 80.0%に、女性で前回調査の 68.6%から 87.5%になっています。

<健康診査の受診状況>



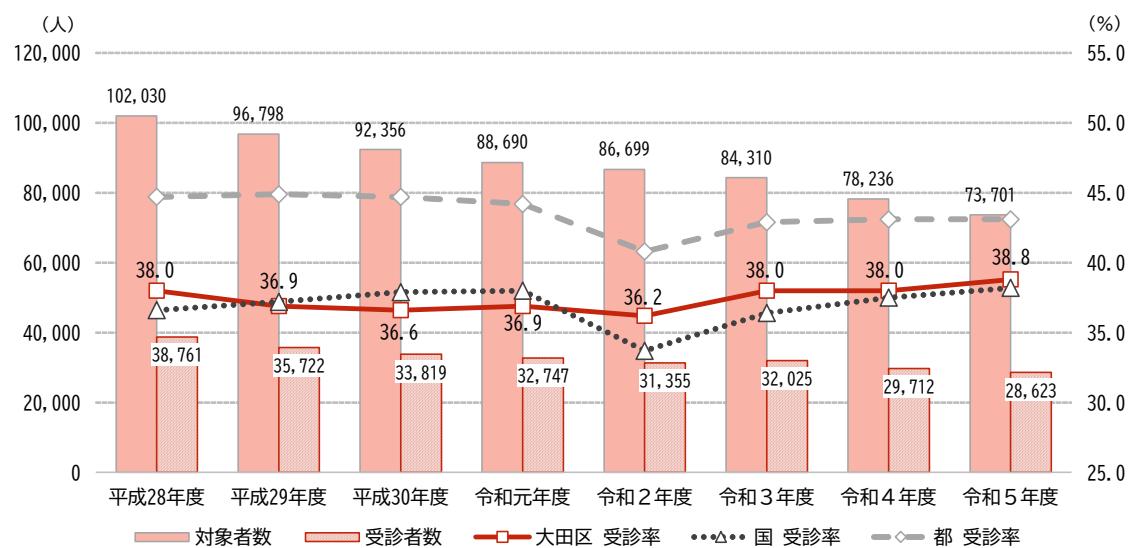
出典：健康に関するアンケート（大田区、令和6年度）

## 国民健康保険特定健康診査受診率は上昇傾向

国民健康保険特定健康診査受診率の推移をみると、平成28年度から平成30年度までは低下傾向にありましたが、以降はコロナ禍の影響を強く受けた令和2年度を除けば上昇傾向となり、令和5年度には38.8%となっています。

また、東京都と比較すると低い水準で推移していますが、全国と比べると令和2年度以降は高い水準で推移しています。

<特定健康診査\*受診率（法定報告値）>



出典：大田区 特定健康診査・特定保健指導の実施状況（保険者別）（厚生労働省）  
東京都、全国 市町村国保特定健康診査・特定保健指導実施状況報告書  
(公益社団法人国民健康保険中央会)



### 今後の課題

若年層を中心に健康診断（健康診査）の受診率は上昇しています。更なる受診率向上に向けては、健康診断の早期受診が将来の疾病予防につながるといった意義の啓発や、利便性の向上など受診しやすい環境づくり等に取り組む必要があります。

---

### ③施策の方向性

---

#### 1 望ましい生活習慣の普及啓発

- ・生活習慣病に関する基礎知識や要因、予防に向けた生活習慣について、企業・事業所等への普及啓発に取り組みます。
- ・特定保健指導\*の対象者が、自らの生活習慣における課題を認識して健康的な生活を維持できるよう、保健指導の実施率向上を目指します。

#### 2 定期的な健康診断受診の定着

- ・健康診断を通じて、自身の健康状態や変化について定期的な把握を促し、健康づくりの意識を高めます。
- ・一人ひとりの健康づくりが健康寿命の延伸や医療費の支出抑制につながることを周知します。
- ・定期的な受診の定着が受診率向上に結び付くため、より多くの医療データに基づき、健康を支える取組を促進します。

#### 3 生活習慣病の重症化予防

- ・KDB\*（国保データベース）や特定健康診査\*等の医療データを活用し、糖尿病や高血圧症等のリスク保有者のうち、疾病管理が充分でない方を医療機関へ繋げて、生活習慣病の重症化を予防します。
- ・大田区国民健康保険の保険者として、医療費適正化のため、人工透析の主な原因疾患である糖尿病性腎症に着目し、り患者への保健指導により改善に向けた生活習慣の定着を図り、人工透析への移行を防止します。

---

### ④重点事業

---

事業名	事業内容	担当課
生活習慣病に関する知識の普及啓発	生活習慣病に関する知識について、区ホームページや区公式X等の広報媒体や、健康教育等の機会を活用し、情報提供を行います。	健康づくり課 地域健康課
小学校への健康教育	児童を対象に正しい生活習慣について啓発します。また、児童を通じて家族に健康の大切さを伝えることで、家族全体の健康づくりにもつなげます。	健康づくり課
企業・事業所等への健康活動支援	働き盛り世代等に対して、生活習慣病の予防と心身の健康に関する正しい知識を啓発します。	健康づくり課

事業名	事業内容	担当課
特定健康診査*の受診率向上に関する取組	<p>健康診査結果データ、レセプトデータ及び個人の属性をAIが分析することで、勧奨対象者の優先順位付け及び個人特性に応じた異なるデザインの勧奨はがきの送り分けを行い、受診行動を促します。また、被保険者の生活習慣病のレセプトが多い医療機関等に対して、医師等の医療従事者から、治療と別観点で健康診査受診を勧めてもらうよう依頼します。</p> <p>特定健康診査*の検査項目を含んだ人間ドックを受診し、検査結果等の申請書類一式を提出した被保険者に助成を行い、本人の負担を軽減することで利用者の増加を目指します。</p>	健康づくり課
特定保健指導初回面談の早期実施	区内一部の健康診査実施医療機関と個別契約により実施するものです。対象者を特定健康診査*の結果から即時判定し、健康診査当日や後日結果返しの際に初回面談を案内、実施しています。健康に対する意欲が高まっているタイミングで参加を促す仕組みのため、実施率の向上につながっています。	健康づくり課
生活習慣病重症化予防における医療機関受診勧奨	糖尿病り患者または糖尿病のリスク保有者を抽出し、医療機関への受診勧奨を行います。	健康づくり課

## ⑤区民や企業・団体の取組例

### ■区民の取組

- 望ましい生活習慣を知り、実践する
- 定期的に健康診断を受診する
- 精密検査や治療が必要な場合は早期に受診し、悪化させないために治療を継続する

### ■企業・団体の取組

- 生活習慣病を予防するための知識を普及する
- 健康診査未受診者や要医療・要精密検査者に健康診査や医療機関への受診を働きかける
- 特定保健指導\*の対象となった人に対し、指導を受けるよう働きかける

### 区分3 ライフコースアプローチを踏まえた健康づくり

健康づくりは一時的な取組ではなく、幼少期から高齢期までの様々な時期における生活環境や経験の積み重ねによって形成されていきます。このため、各ライフステージに応じた健康づくりに加え、この先のライフステージを見据えたライフコースアプローチ\*の視点を取り入れた健康づくりが重要です。

この視点を踏まえ、次世代を担うことの健やかな成長、高齢期における生きがいのある生活、そして女性のライフステージに応じた健康支援に取り組みます。

#### 【写真（予定）】

小学校への健康教育、一般介護予防事業（体操）、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業、骨粗しょう症検診

\*ライフコースアプローチとは、国の健康日本21（第三次）では、胎児期から高齢期に至るまでの人々の生涯を経時的に捉えた健康づくりのことをいいます。

## 施策1 こどもの健康

施策の目標 健康的な生活習慣を身に付けている子どもの増加

### ①数値指標

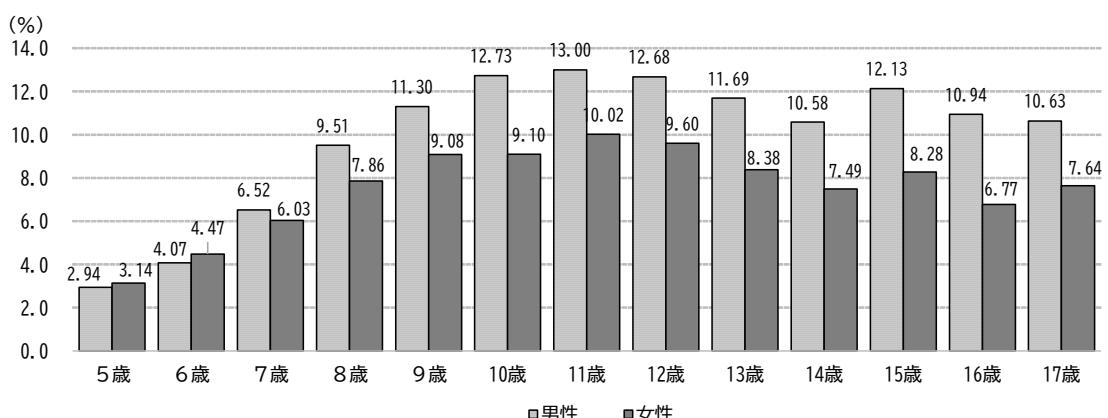
指標項目	現状値		目標値	
	数値	測定年度	数値	測定年度
朝食を欠食する子どもの割合 (小学6年生)	3.7%	令和6年度	減少	令和12年度
肥満傾向児の割合 (小学6年生)	8.9%	令和6年度	減少	令和12年度
1日60分以上、運動やスポーツをしている子どもの割合 (小学6年生)	48.9%	令和6年度	68.0%	令和12年度
1日3食、栄養バランスよく食べるようしている子どもの割合 (小学6年生)	81.7%	令和6年度	増加	令和12年度
食べるときに、ゆっくり噛むようしている子どもの割合 (小学6年生)	62.5%	令和6年度	増加	令和12年度

### ②現状と課題

#### 幼少期から就学期に向けて肥満傾向の児童が増加

全国の肥満傾向児の割合は男女ともに7歳児から急激に増加し、10歳から12歳が最も高く、特に男性は9歳以降で1割を超えており、また、大田区でも11歳の肥満傾向児の割合は男性10.3%、女性7.6%と男性で1割を超えています。

#### <全国の肥満傾向児の状況>



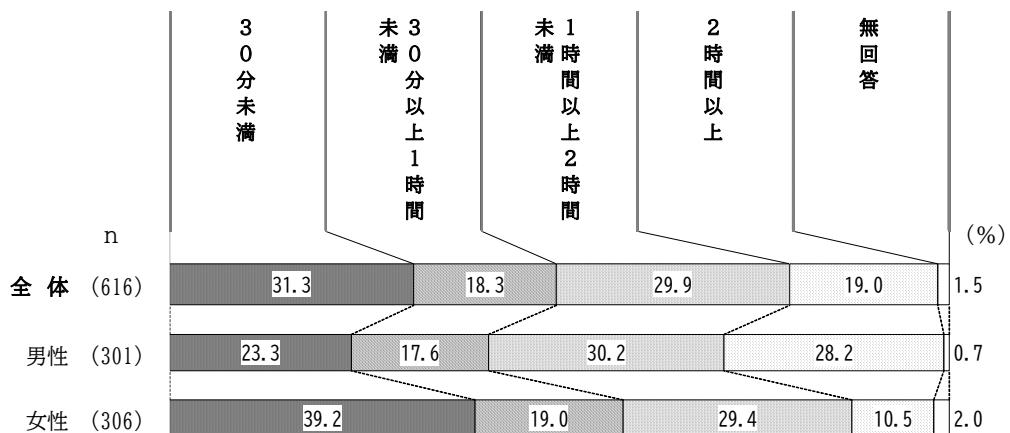
出典：学校保健統計調査（文部科学省、令和6年度）

**男女ともに栄養バランスよく食事をしているこどもは8割以上を占める一方、運動時間では男女でばらつきあり**

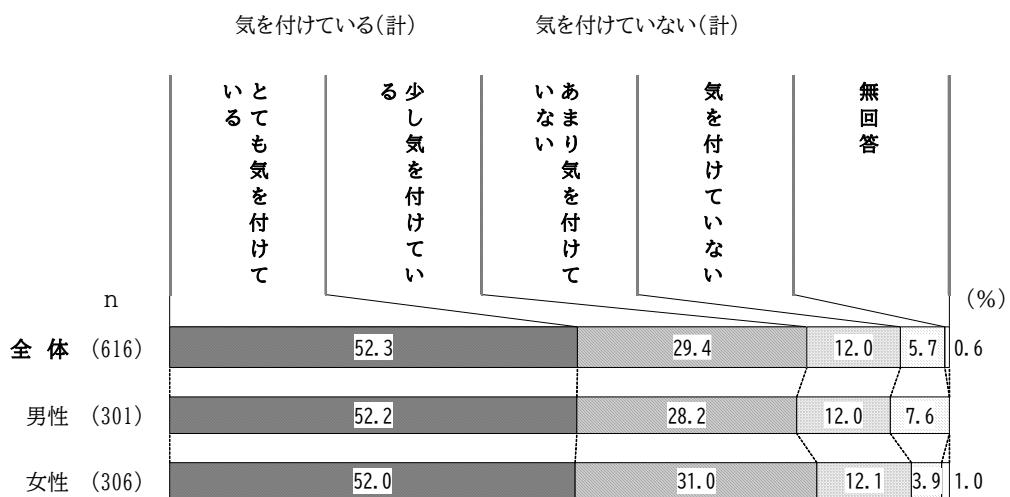
1日の運動時間は、「30分未満」が31.3%で最も高く、次いで「1時間以上2時間未満」が29.9%、「2時間以上」が19.0%、「30分以上1時間未満」が18.3%となっています。「30分未満」は女性の方が男性より15.9ポイント高くなっています。

1日3食、栄養バランスよく食べることを「気を付けている（計）」（「とても気を付けている」と「少し気を付けている」の合計）こどもの割合は81.7%となっています。

<1日の運動時間>



<1日3食、栄養バランスよく食べるようになっている>



出典：健康に関するアンケート（小学6年生）（大田区、令和6年度）



## 今後の課題

子どもの肥満は、将来の肥満や生活習慣病に結びつきやすく、特に年長児（5歳から6歳）の肥満ほど大人の肥満に移行しやすいという報告があります。思春期の時期になると体格が形成され、肥満を引き起こす生活習慣が定着することから、適正な体重に戻すことが難しくなります。

幼少期から就学期における肥満だけでなく、成人期における生活習慣病の発症を防ぐ必要があることから、子どもに食生活や運動などに関する正しい生活習慣を身につけさせ、保護者や学校、地域といった子どもの周囲にいる大人が連携して支援に取り組むことが重要です。

## ③施策の方向性

### 1 健康的な生活習慣に関する普及啓発

早寝早起きや歯磨き、定期的な運動等、健康でいるための望ましい生活習慣について周知し、子ども自身が生活を振り返り、生活習慣改善のきっかけをつくります。

### 2 栄養バランスのとれた食事の普及啓発

子どもの食生活の基礎を形成する家庭に対して、就学前から栄養バランス等の正しい知識を周知啓発し、健康づくりに取り組むきっかけになるように働きかけます。

## ④重点事業

事業名	事業内容	担当課
小学校への健康教育	児童を対象に正しい生活習慣について啓発します。また、児童を通じて家族に健康の大切さを伝えることで、家族全体の健康づくりにもつなげます。	健康づくり課
食育フェア	食育に関する活動について広く区民に周知するため、事業者と連携してパネル展を開催します。	健康づくり課

事業名	事業内容	担当課
楽しい運動習慣の確立	小学校体育の授業において、体育指導補助員を第1・2学年を中心に配置して授業改善を推進することで、児童の運動への苦手意識をなくし、運動習慣*の定着を図ります。また、タブレット端末を活用して、模範的な動きを動画で確認したり、自分の動きを確かめること等により、効果的な学習につなげ、運動やスポーツを楽しむ態度を育てます。	指導課
みんなでよい歯のまちづくり	歯科疾患の予防や口腔機能の維持のため、健康教育、パネル展示、情報誌の作成を通じて、歯科口腔保健の知識の普及啓発を行います。	地域健康課
歯と口の健康に関する普及啓発	むし歯や歯周病、オーラルフレイル予防について、区ホームページやパネル展等を通して歯科保健情報を提供します。また、ゆっくりよく噛んで食べる習慣や歯肉炎の予防、歯周病と全身の健康に関するリーフレットを配布する等、様々な機会を捉えて啓発します。	健康づくり課 地域健康課

## ⑤区民や企業・団体の取組例

### ■区民の取組

- 保護者は、子どもの健康的な生活習慣について理解し、子どもに実践を促す
- 子どもは、健康を維持できる生活習慣を実践する

### ■企業・団体の取組

- スポーツや食育イベントの開催等、家族も一緒にできる活動を行う

【コラム（予定）】

おやつの選び方

## 施策2 高齢者の健康

施策の目標 元気でいきいきと暮らす高齢者の増加

### ①数値指標

指標項目	現状値		目標値	
	数値	測定年度	数値	測定年度
適正体重*(BMI*20を超える未満)の割合(65歳以上)	52.2%	令和6年度	増加	令和12年度
1年間に自主的な活動に参加したことのある人の割合(65歳以上) (趣味、健康・スポーツ、地域行事、教育・文化、生産・就業、安全管理、福祉・保健、生活環境改善に関する活動)	45.5%	令和6年度	55.5%	令和12年度
何でもよく噛んで食べができる人の割合(65歳以上)	57.6%	令和6年度	増加	令和12年度

### ②現状と課題

#### 高齢化率の上昇と要介護・要支援認定者数の増加が見込まれる

大田区の高齢化率は22%前後で推移していますが、令和22年には24.1%まで上昇すると推計されています。また、区内の要介護・要支援認定者数は令和6年10月1日時点で33,622人となっており、増加傾向にあります。今後も高齢者数の増加が続くことから、認定者数も増加することが見込まれます。



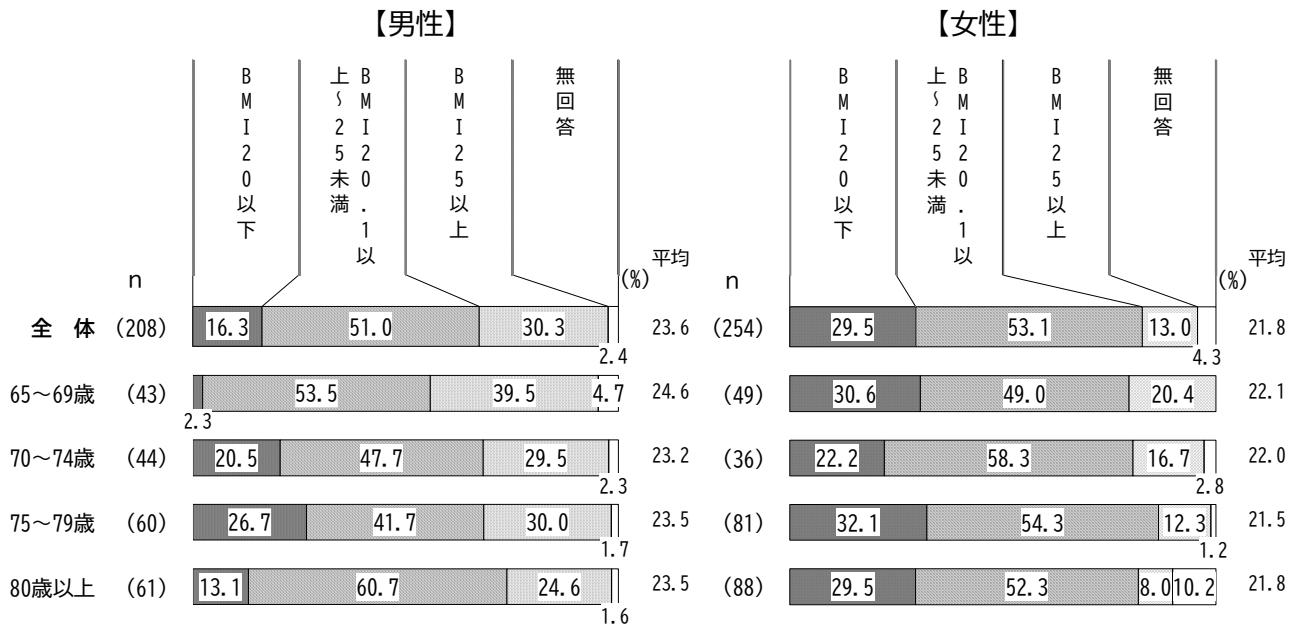
#### 今後の課題

今後は高齢化の進展に伴い、要介護状態となるリスクが高いとされる後期高齢者が増加することが見込まれています。健康な状態での生活がより長く続けられるよう、生活習慣病予防やフレイル\*予防の重要性についての周知啓発を進める必要があります。

## BMI\*25 以上の男性高齢者、BMI\*20 以下の女性高齢者がそれぞれ約3割、

65歳以上の男女ともにBMI\*20.1～25未満が5割以上を占めていますが、男性ではBMI\*25以上が、女性ではBMI\*20以下が約3割を占めています。BMI\*25以上が男性の65～69歳では39.5%、女性の65～69歳で2割程度と他の年代に比べて高くなっています。一方、男性の70歳代でBMI\*20以下が2割台となっています。

### <高齢者のBMI\*の状況>



出典：健康に関するアンケート（大田区、令和6年度）

## 高齢者の1日の平均歩数は「4,000 歩未満」の割合が高く、国の示す平均歩数よりも少ない

健康日本21（第三次）では65歳以上の1日の平均歩数を「6,000歩以上」と示していますが、健康に関するアンケート（大田区、令和6年度）によると、大田区の1日の平均歩数は、男女とも70歳代以上で「4,000歩未満」が4割を超え、特に80歳代の女性で63.6%となっています。



### 今後の課題

高齢期におけるバランスの良い食生活と適度な運動について具体的な働きかけを行い、筋力の低下を防ぐことで日常生活の自立の維持を図ることが必要です。

## ■ 地域・社会参加している高齢者は3割程度

令和4年度大田区高齢者等実態調査（高齢者一般）の結果より、仕事、自治会町会、趣味のグループ活動等何かしらに参加している割合は32.3%となっています。また、地域で行われている活動（自治会・町会、シニアクラブ等）に関する参加状況は仕事や趣味活動、スポーツ関係のクラブ等と比較すると低い傾向が見られます。



### 今後の課題

社会参加や就労が健康増進につながる一方で、高齢者は社会とのつながりが弱くなる傾向があります。高齢になっても社会とつながり続けることが心身の健康維持に大切であることの啓発や、通いの場、社会参加の機会の創出が必要です。

## ■ 男女とも60歳代にかけて「何でもよく噛んで食べることができる」割合が低下

健康に関するアンケート（大田区、令和6年度）によると、何でもよく噛んで食べることができる割合は、男女とも20歳代以下が最も高く、年齢が上がるとともに低くなっています。特に男女とも50歳代から60歳代での減少幅が大きく、男性で28.6ポイント、女性で12.4ポイント下がっています。



### 今後の課題

何でもよく噛んで食べることで必要な栄養素を摂り、筋力低下や体重減少を防いだり、噛むことにより脳を刺激し認知機能の低下を予防するなど、噛む力の維持はフレイル\*予防のために重要です。50歳代から60歳代にかけて何でも噛んで食べることができる人が大きく減っているため、若い年代に向けた啓発にも取り組む必要があります。

## ③施策の方向性

### 1 多様な活動への参加や健康診査の受診を通した健康の保持増進

いつまでも心身ともに健康で過ごせるよう、社会参加や健康診査の受診機会を提供します。

### 2 フレイル\*予防の普及

フレイル\*の原因や予防等の正しい知識について、区報や区ホームページ、イベント等での普及啓発に取り組みます。

---

#### ④重点事業

---

事業名	事業内容	担当課
一般介護予防事業	高齢者が介護予防に取り組むきっかけを作るとともに、活動の継続を促進するため、普及啓発に取り組みます。	高齢福祉課
高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業	後期高齢者の中、フレイル*傾向にある方や生活習慣病等の重症化のおそれがある方をKDB*（国保データベース）システムから抽出し、健康状態の把握や健康講座・相談等を行うことで、早期のフレイル*予防や重症化予防に取り組む。	健康づくり課
特定健康診査*・長寿健康診査・大田区健康診査	生活習慣病の早期発見・早期治療のため、40歳以上の国民健康保険被保険者、後期高齢者医療制度加入者、40歳以上の生活保護受給者等を対象に、健康診査を実施します。	健康づくり課
成人歯科健康診査	歯科疾患の早期発見、若年層からの歯周病予防のため、成人歯科健康診査を20歳から70歳までを対象とし5歳ごと、後期高齢者を対象に平均寿命*の延伸にあわせ口腔機能の評価をえた歯科健康診査を実施します。幅広い年代に歯科健康診査の受診機会を設け、区民の健康の保持・増進の実現を目指します。	健康づくり課

---

#### ⑤区民や企業・団体の取組例

---

##### ■区民の取組

- 青壮年期から、運動機能・認知機能を維持するための健康づくりに取り組む
- 毎年健康診断を受ける

##### ■企業・団体の取組

- 高齢者を含めた様々な世代が参加し交流する健康づくり活動を実施・支援する

### 施策3 女性の健康

施策の目標 ライフステージに応じた健康づくりを実践している女性の増加

#### ①数値指標

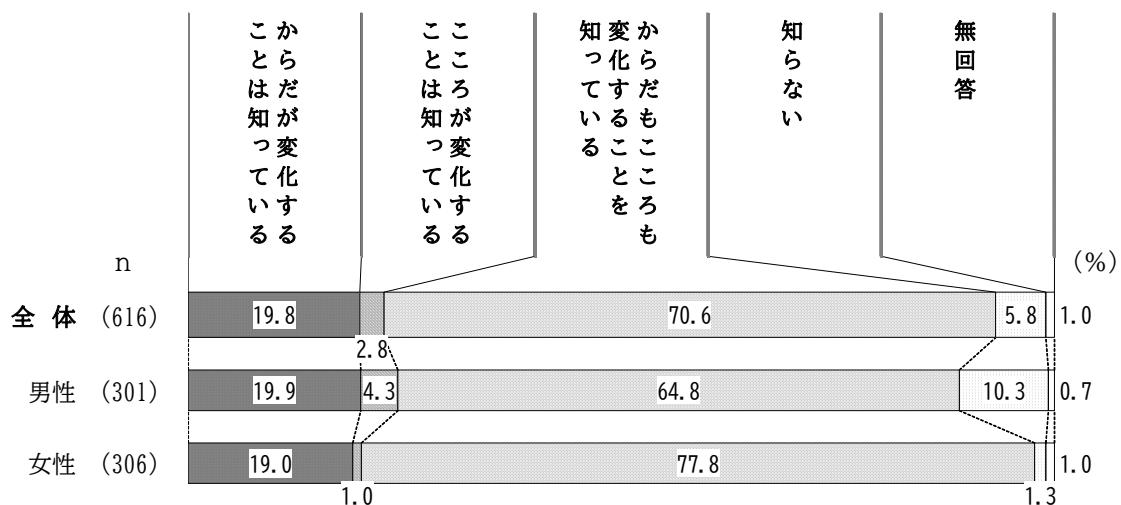
指標項目	現状値		目標値	
	数値	測定年度	数値	測定年度
女性のやせ(BMI*18.5未満)の人の割合(20歳代以下)	22.1%	令和6年度	11.0%	令和12年度
骨粗しょう症検診受診者数	2,806人	令和6年度	増加	令和12年度
生活習慣病リスクを高める量を飲酒している女性の割合	18.8%	令和6年度	減少	令和12年度

#### ②現状と課題

##### 男女で思春期に関する認知度に違いあり

小学6年生で思春期について「からだもこころも変化することを知っている」割合は、女性(77.8%)のほうが男性(64.8%)より13.0ポイント高くなっています。一方、「知らない」割合は男性(10.3%)のほうが女性(1.3%)よりも9.0ポイント高くなっています。

<思春期についての認知状況>



出典：健康に関するアンケート（小学6年生）（大田区、令和6年度）

## ■ 若年女性の「やせ」の割合が高い

健康に関するアンケート（大田区、令和6年度）によると、区民の「やせ」の割合は女性（15.9%）のほうが男性（4.6%）より高くなっています。性・年代別では20歳代以下の女性で22.1%と最も高くなっています。

一方、健康に関するアンケート（小学生）（大田区、令和6年度）によると、小学6年生の女性の「やせ」の割合は6.5%となっています。



### 今後の課題

女性の健康において、ホルモンの影響は非常に大きく、ライフステージごとに体や心に様々な影響を与えることを踏まえ、各ステージにおける女性特有の健康課題の解決を図ることが重要です。

また、若年女性における「やせ」は月経不順や排卵障害、女性ホルモンの分泌低下、骨量減少と関連します。思春期に入る前からこれから変化していく自身の体と適正体重\*について理解し、適切な自己管理ができるよう教育や周知啓発を進める必要があります。

## ■ 若年女性で朝食欠食率が高い

健康に関するアンケート（大田区、令和6年度）によると、20歳代以下の女性で朝食を「毎日とっている」割合は51.9%と他の年代と比較して最も低くなっています。一方、朝食を「ほとんどっていない」割合は最も高く15.6%を占めています。



### 今後の課題

20歳代以下の女性は他の年代と比較すると「やせ」の割合も高いと同時に朝食を食べない割合も高くなっています。朝食を食べる必要性をより伝えていくために学校や企業・事業所等との連携が必要です。

## ■ 中高年の女性で生活習慣病のリスクを高める飲酒をしている女性が多い

健康に関するアンケート（大田区、令和6年度）によると、「飲酒の習慣はない」女性が 63.9%を占めている一方で、生活習慣病のリスクを高める量（女性は日本酒にして1合以上）の飲酒をしている人は、女性の 50 歳代で 31.9%と他の年代に比べて高くなっています。



### 今後の課題

女性は男性に比べて飲酒による臓器障害を起こしやすく、アルコール依存症に至るまでの期間が短いといわれ、男性より適正量も少なくなっています。女性のライフステージを踏まえた飲酒による健康への影響について、周知啓発を行う必要があります。

### ③施策の方向性

#### 1 女性のライフステージに応じた健康づくりに関する普及啓発

ライフステージに応じた女性の体の変化を知り、適切な自己管理ができるよう事業や区報、区ホームページ等で周知し、普及啓発に取り組みます。

#### 2 生涯を通じた女性の健康支援

女性の健康課題について電話等で相談を受け付けます。また、生活習慣を見直すきっかけの一つとして自分の骨量を知るために、骨粗しうる検診の受診勧奨に取り組みます。

### ④重点事業

事業名	事業内容	担当課
若い世代からの健康づくり	ライフデザインや将来の健康を考えて健康管理が出来るよう、若い世代から性や健康に関する正しい知識を区ホームページやパンフレット等を用いて啓発します。	健康づくり課
小学校への健康教育	児童を対象に正しい生活習慣について啓発します。また、児童を通じて家族に健康の大切さを伝えることで、家族全体の健康づくりにもつなげます。	健康づくり課
企業・事業所等への健康活動支援	働き盛り世代等に対して、生活習慣病の予防と心身の健康に関する正しい知識を啓発します。	健康づくり課

事業名	事業内容	担当課
骨粗しう症対策	骨粗しう症検診等により骨粗しう症を早期発見し、自身の骨の状態（骨密度）を知り、栄養、運動に関する相談や指導を行います。	健康づくり課
乳幼児健康診査時等の啓発	乳幼児健康診査等で、妊婦、家族等に、パンフレットを用い喫煙の健康被害や禁煙の指導及び適正飲酒の情報提供を行います。	健康づくり課 地域健康課

## ⑤区民や企業・団体の取組例

### ■区民の取組

- 女性のライフステージに応じた健康問題を理解し、健康づくりを実践する

### ■企業・団体の取組

- 女性の様々な健康問題や悩みを相談しやすい体制を作る
- 女性の健康に関する情報や、相談窓口等の情報を提供する

### 【コラム（予定）】

女性の健康と性ホルモンの関係

## 区分4 親と子の健康づくり【大田区母子保健計画】

妊娠・出産・育児の時期は、親と子の健康の基盤を築く大切な時期です。母子保健の視点から、妊娠期から乳幼児期に至るまで切れ目のない支援を行い、子どもの健やかな成長と保護者の心身の安定を支えていくことが求められます。すべての親子が安心して出産・子育てを行えるよう、地域全体で支える環境づくりを推進します。

【写真（予定）】

母子手帳交付の様子、出産準備教室、乳幼児健康診査

## 施策の目標　すべての子どもが健やかに育つための切れ目ない支援の充実

### ①数値指標

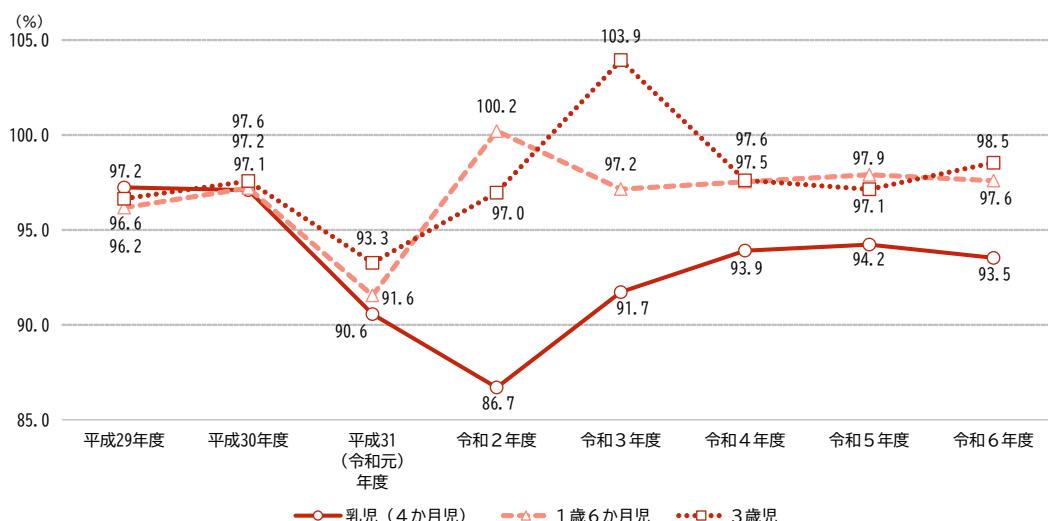
指標項目	現状値		目標値	
	数値	測定年度	数値	測定年度
乳幼児健康診査の受診率	4か月児： 93.5%  1歳6か月児： 97.6%  3歳児： 98.5%	令和6年度	100%	令和9年度
5歳児健康診査の実施	拡充	令和7年度	実施	令和9年度
産後ケアの利用件数	3,325 件	令和6年度	3,500 件	令和9年度
妊娠・出産・子育てについて相談できる人がいる、又は、相談先を知っている区民の割合	—	—	95.0%	令和14年度

### ②現状と課題

#### 乳幼児健康診査受診率は、9割以上の水準で推移している

すべての子どもが健康に過ごすため、乳幼児健康診査を実施しています。健康診査未受診の子どもについては関係機関と協力して状況把握に努めています。

<乳幼児健康診査受診率>



出典：保健衛生事業資料集（大田区）



## 今後の課題

各乳幼児健康診査の受診率をさらに高めることにより、すべての乳幼児の身体発育・精神発達状況を把握し、疾病の早期発見だけではなく、保護者に対する効果的な育児支援を行うことが重要です。

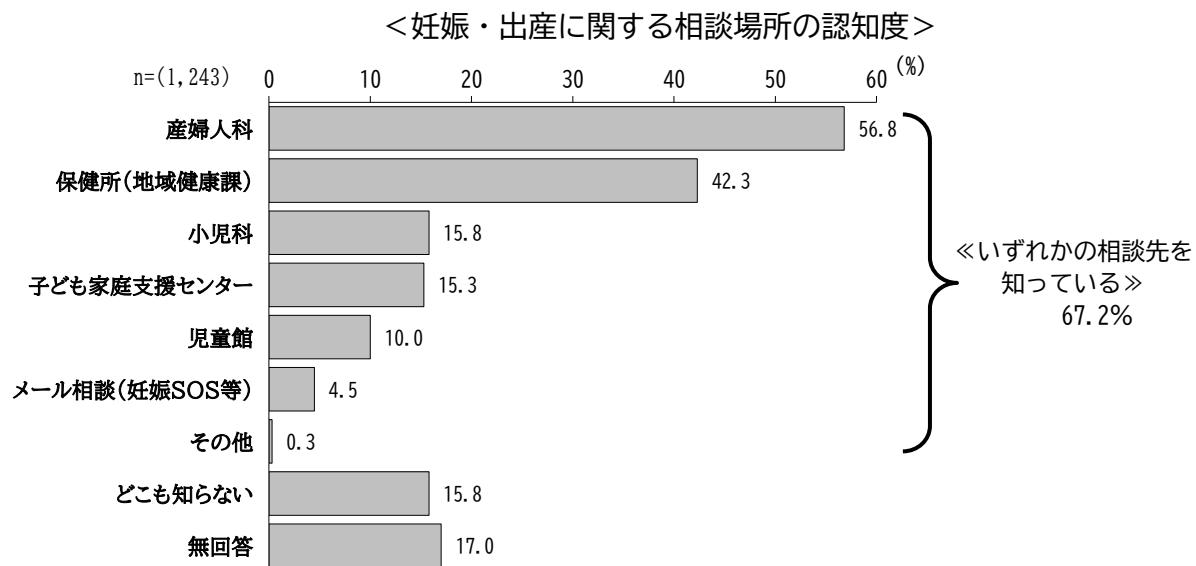
## 産後ケア事業の利用者は増加傾向

産後1年未満の母親に対して心身のケアや育児のサポート等を行うことを目的として、平成28年度から開始した産後ケア事業は利用者が年々増えています。特に宿泊型は、利用条件や施設数の拡充に伴い大幅に増加しています。

## 妊娠・出産に関する相談先の認知度は67.2%。

妊娠・出産に関する相談先の認知度は67.2%であり、その内、相談先として知っている場所は、「産婦人科」が56.8%と最も多く、次いで、「保健所（地域健康課）」が42.3%でした。

また、共働き世帯の増加、地域社会とのつながりの希薄化等の社会的な背景も要因となり、子育ての支援者がいない、心身の不調を抱えながら子育てを行うなどの様々な課題を抱える家庭が見られます。



出典：健康に関するアンケート（大田区、令和6年度）



## 今後の課題

晩婚化や少子化、女性の社会進出などの社会環境の変化に伴い、子育て世代の核家族化の進展及び働きながら子育てをする家庭の増加が見られます。どのような家庭環境でも、妊娠・出産・子育てに関する相談ができるよう、相談先の認知度を高めていく必要があります。

また、妊娠・出産・子育てに関する様々な悩みや不安を抱えている方に対しては、早期から支援につながる仕組みづくりと、地域での見守り体制を構築し、妊娠から子育て期までの切れ目のない支援が必要です。

## ③施策の方向性

### 1 こどもの健やかな成長を支える保健体制づくり

- ・育児不安が強くなりやすい産婦の身体的回復と心理的な安定を促進するため、産後ケアを充実します。
- ・すこやか赤ちゃん訪問や乳幼児健康診査を通じて、こども及び保護者の心身の健康状態を適切に把握するとともに、個々の状況に応じて必要な支援につなげます。

### 2 多様な家庭環境に対応したきめ細やかな支援の提供

- ・妊娠期から出産、育児期を通じて個々の状況に応じたきめ細やかな支援を行うことにより、こどもの健やかな成長を支えていきます。
- ・妊婦面接をきっかけに様々な相談に対応し、出産等に関する不安の解消に取り組みます。

### 3 I C T\*を活用した情報発信と健康教育の充実

妊娠・出産・子育てにわたる様々な情報をわかりやすく発信し、切れ目のない支援を行います。

## ④重点事業

事業名	事業内容	担当課
乳幼児健康診査 (4か月児、1歳6か月児、3歳児、5歳児)	乳幼児に対する健康診査を行い、疾病の早期発見や健康教育、健康相談等、保護者への育児支援を行います。	健康づくり課 地域健康課
妊婦面接	妊娠の届出をされた妊婦全員と保健師または助産師が管轄の地域庁舎で面接し、妊娠早期から支援します。	健康づくり課 地域健康課
すこやか赤ちゃん訪問事業	乳児と産婦の心身の状況や養育環境を確認して相談支援や育児情報を提供するため、保健師	健康づくり課 地域健康課

事業名	事業内容	担当課
	または助産師が生後4か月までの乳児がいるすべての家庭を訪問します。	
産後ケア事業	産後1年未満の母親の身体的、心理的な安定を図るため、訪問・外来型、日帰り型、宿泊型、グループケア型による支援を行います。	健康づくり課 地域健康課
子育てに関する情報発信	年齢に応じた子育て情報の発信等、妊娠期から18歳までの子育て全期間を通じて、切れ目がない支援を行います。ICTツールを活用することで、忙しい子育て世代も必要な情報にいつでも触れることができます。	健康づくり課

---

## ⑤区民や企業・団体の取組例

---

■区民の取組

- 保護者がともに協力し、主体的に育児に取り組む
- 妊娠・出産・育児に関する相談先や支援内容を知り、困ったときには一人で悩まない
- 子育て中の保護者が孤立しないように周囲が見守る

■企業・団体の取組

- 子育て世代が、働きながら安心して育児ができる職場環境を整える

## 区分5 こころの健康づくりと自殺対策の推進

こころの健康はすべての世代にとって重要な課題であり、精神的な不調や悩みは誰にでも起これり得るものです。こころの不調の早期発見・早期対応、悩みを抱える人の孤立の防止、そして相談しやすい環境の整備を進めることは、自殺対策にもつながります。

地域や関係機関と連携し、こころの健康づくりと総合的な自殺対策に一体的に取り組み、誰もが安心して暮らせる社会を目指します。

【コラム（予定）】

ゲートキーパー

## 施策1 こころの健康づくり

施策の目標 こころの健康づくりの推進

誰もが安心して暮らせる地域づくり

### ①数値指標

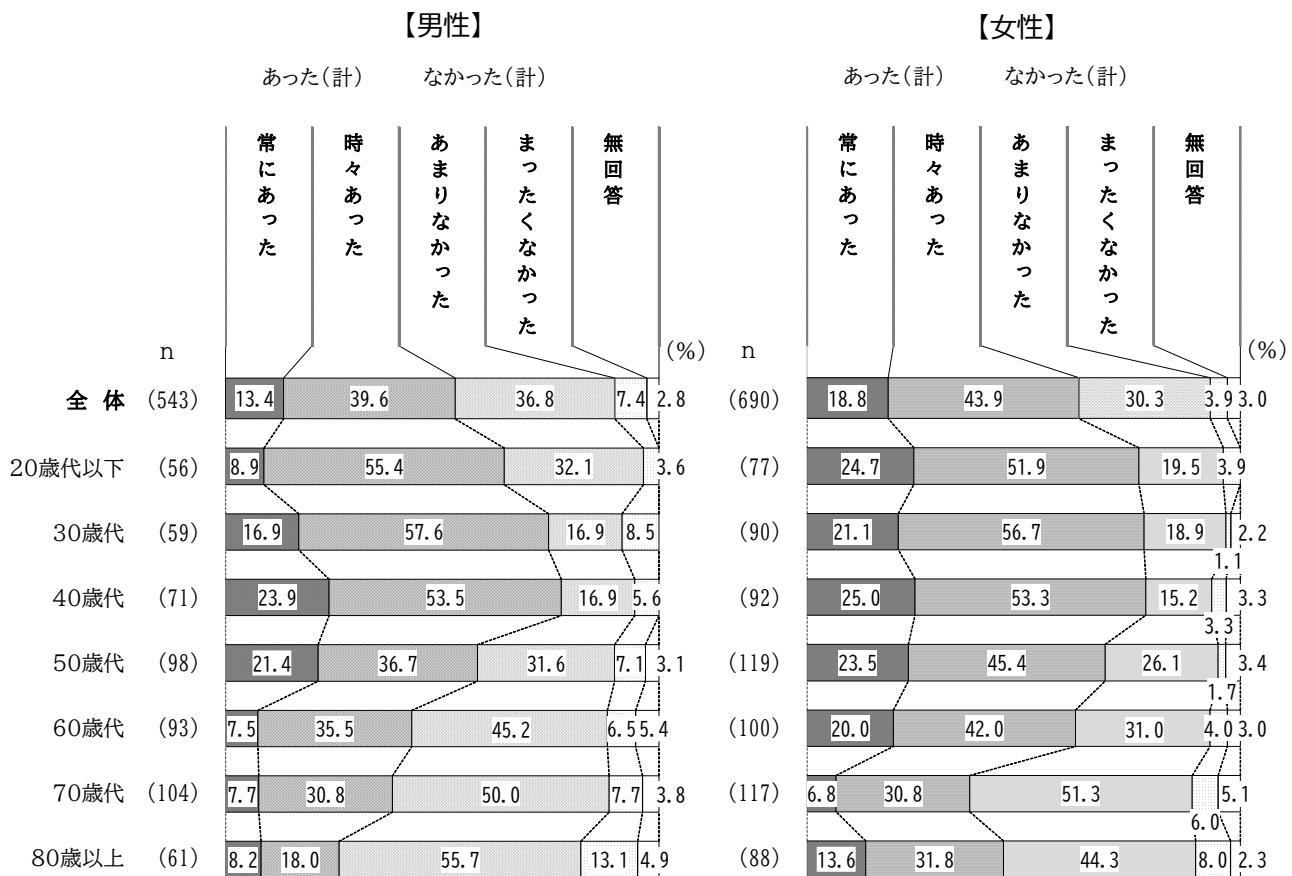
指標項目	現状値		目標値	
	数値	測定年度	数値	測定年度
ストレスを感じている人の中で、何らかの方法でストレスを解消している人の割合	92.4%	令和6年度	増加	令和12年度
こころの健康に関する訪問支援延べ数	2,706 件	令和6年度	増加	令和12年度

### ②現状と課題

働き盛り世代の30歳代から40歳代で男女ともにストレスを感じる傾向が見られる

ストレスを感じることが「あった（計）」（「常にあった」と「時々あった」の合計）は全体では58.6%と前回調査の65.2%より減少している一方、30歳代から40歳代の男女では7割台を占めて高くなっています。

## <ストレスの状況>



出典：健康に関するアンケート（大田区、令和6年度）



### 今後の課題

こころの健康は多くの要因が影響しています。こころの健康の保持増進を図るために、こころの健康づくりに関する正しい知識の普及啓発や、不安やストレスを一人で抱え込まず、誰もが気軽に相談できる支援体制の構築が重要です。

## 自立支援医療等の申請者数は増加傾向

自立支援医療（精神通院）の申請者数や精神障害者保健福祉手帳の所持者数が大きく増加しています。

### <自立支援医療（精神通院）申請の状況>

(単位：人)

	令和元年度	令和2年度*	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
延べ人数	15,860	10,156	18,089	19,589	20,546	21,134
前年度比	104.21%	64.03%	178.11%	108.29%	104.89%	102.86%

\*有効期間の延長措置。

※各年度3月末日現在

出典：保健衛生事業資料集（大田区）

### <精神障害者保健福祉手帳所持者の状況>

(単位：人)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1級	262	267	299	336	361	342
2級	2,507	2,553	2,769	2,984	3,122	3,287
3級	2,615	2,722	3,092	3,569	4,060	4,345
総数	5,384	5,542	6,160	6,889	7,543	7,974
前年度比		102.93%	111.15%	111.83%	109.49%	105.71%

※年度末時点の総保持者数を掲載

※各年度3月末日現在

出典：保健衛生事業資料集（大田区）



#### 今後の課題

未治療、治療中断、高齢化、8050問題\*など複合的な課題を抱える世帯や、精神科病院の長期入院患者への支援など、様々な課題が見られます。地域での早期支援と家族支援を強化するとともに、精神障がい者の地域生活支援を推進することが重要です。

また、長期入院患者の退院を促進し、地域で安心して生活が送れるよう、関係者が連携して在宅生活の支援に取り組むなど、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム\*の構築の推進が求められています。

---

### ③施策の方向性

---

#### 1 こころの健康づくりや精神疾患、依存症への理解促進と相談支援体制の充実

- ・区ホームページ、区報、区公式X、リーフレット配布等の多様な媒体を活用した普及啓発を行い、メンタルヘルスに関する正しい知識の普及に取り組みます。
- ・依存症、うつ、ひきこもり、統合失調症等に関する家族教室を定期的に開催することにより、家族の理解促進と対応力向上を支援します。
- ・アウトリーチ支援事業を実施し、未治療者や医療中断者への訪問支援を行うことで、地域生活及び適切な医療の継続を維持できるよう支援します。
- ・措置入院者退院後支援として、保健・医療・福祉の連携による包括的な支援計画を作成し、必要な支援を継続的に確保できるよう努めます。
- ・電話・面接・訪問による個別相談を実施することにより、一人ひとりの状況に応じたきめ細やかな支援を提供します。

#### 2 医療・保健・福祉の連携推進

誰もが安心して暮らせる地域づくりのために、当事者・家族と地域住民、保健・医療・福祉の関係機関が連携を強化し、共に取組を進めています。

---

### ④重点事業

---

事業名	事業内容	担当課
こころの健康づくりに関する普及啓発	ストレスやこころの不調に早めに気づいて対処できるよう、セルフケアの知識や相談窓口について周知啓発し、精神保健福祉相談、個別相談等で本人及び家族の支援を行います。	健康づくり課
大田区精神障がい者アウトリーチ支援事業	未治療や治療中断等により地域社会での生活に困難を来している精神障がい者が、必要な医療や支援につながるために、多職種による訪問を中心とした支援を実施します。	健康づくり課 地域福祉課
大田区措置入院者等退院後支援事業	退院後支援を行う必要があると認められる措置入院者が、退院後に安心して地域生活を送ることができるように、多職種・多機関が連携し支援を行います。	健康づくり課 地域福祉課
個別支援 (電話・面接・訪問相談)	当事者や家族が適切な医療や福祉サービスを受けながら地域で生活することができるよう、保健師等がこころの健康に関する相談を受け、寄り添った支援を行います。	健康づくり課 地域健康課 地域福祉課

事業名	事業内容	担当課
精神保健福祉地域支援推進会議	精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム構築のため協議の場を設置し、地域課題の解決に向けて検討します。	健康づくり課

## ⑤区民や企業・団体の取組例

### ■区民の取組

- 精神疾患を正しく理解する
- 自分や身近な人の、こころの不調のサインに気づく

### ■企業・団体の取組

- 精神障がい者の雇用に積極的に取り組み、働きやすい環境を作る
- ストレスチェックを実施し、従業員のメンタルヘルス不調を未然に防ぐ

【コラム（予定）】

こころの疲れに気づくサイン

## 施策2 自殺対策の推進【大田区自殺対策計画】

施策の目標 誰も自殺に追い込まれることのない社会(大田区)の実現

### ①数値指標

指標項目	現状値		目標値	
	数値	測定年度	数値	測定年度
自殺死亡率*（人口10万対） 自殺死亡者数	16.7 122人	5年 平均 (令和 2年 から 6年)	11.6 82人	5年 平均 (令和 7年から 11年)
こころの健康や自殺に関する相談先を知っている人の割合	70.3%	令和 6年度	増加	令和 12年度
身近な人から「死にたい」と打ち明けられた場合の正しい対処法を知っている人の割合  ①話をそらさずじっくり聞く ②相談窓口に相談するよう勧める	①77.3% ②43.6%	令和 6年度	増加	令和 12年度
身近な人から「死にたい」と打ち明けられた場合「どうしたらよいかわからない」と回答した人の割合	6.6%	令和 6年度	減少	令和 12年度

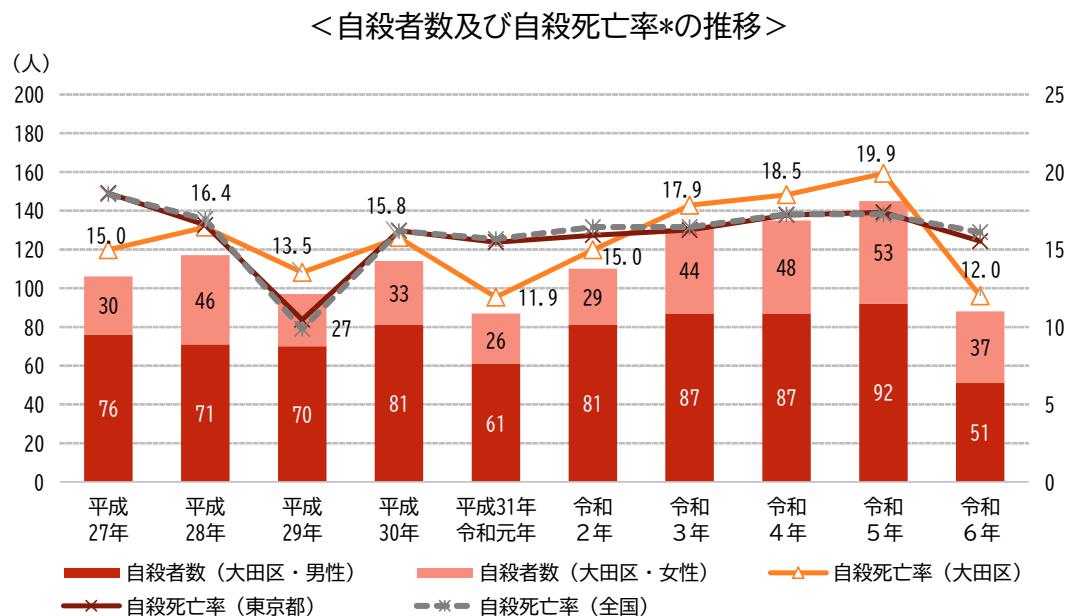
【写真（予定）】

自殺相談ダイヤル

## ②現状と課題

### 令和6年の大田区の自殺率は全国や東京都の全体平均を下回る

大田区の自殺死亡率\*は令和3年から令和5年以降は全国、東京都より高い水準となっていますが、令和6年は大幅に減少し新型コロナウイルス感染症拡大前の水準に戻り、全国や東京都より低い水準となっています。



出典：自殺の統計：地域における自殺の基礎資料（厚生労働省）

### 大田区の自殺者において女性の割合が増加

自殺者の男女比は、全国はおよそ7:3で大きな変化はないのに対して、大田区は女性の割合が年々増加しています。

### <自殺者の男女比の推移>

	自殺者数 (人)		男女比 (%)		【参考】男女比 (全国) (%)	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性
令和2年	81	29	73.6	26.4	66.6	33.4
令和3年	87	44	66.4	33.6	66.2	33.8
令和4年	87	48	64.4	35.6	67.3	32.7
令和5年	92	53	63.4	36.6	68.0	32.0
令和6年	51	37	58.0	42.0	67.8	32.2

出典：自殺の統計：地域における自殺の基礎資料（厚生労働省）

## ■ 若者の自殺死亡率\*が増加

令和6年の自殺死亡率\*は、すべての年代において全国より低い水準となりました。令和2年と比較すると、20歳代と80歳以上で自殺死亡率が高くなっています。また、10～19歳の自殺死亡率は令和2年から令和4年で上昇が見られますが、以降は低下に転じています。

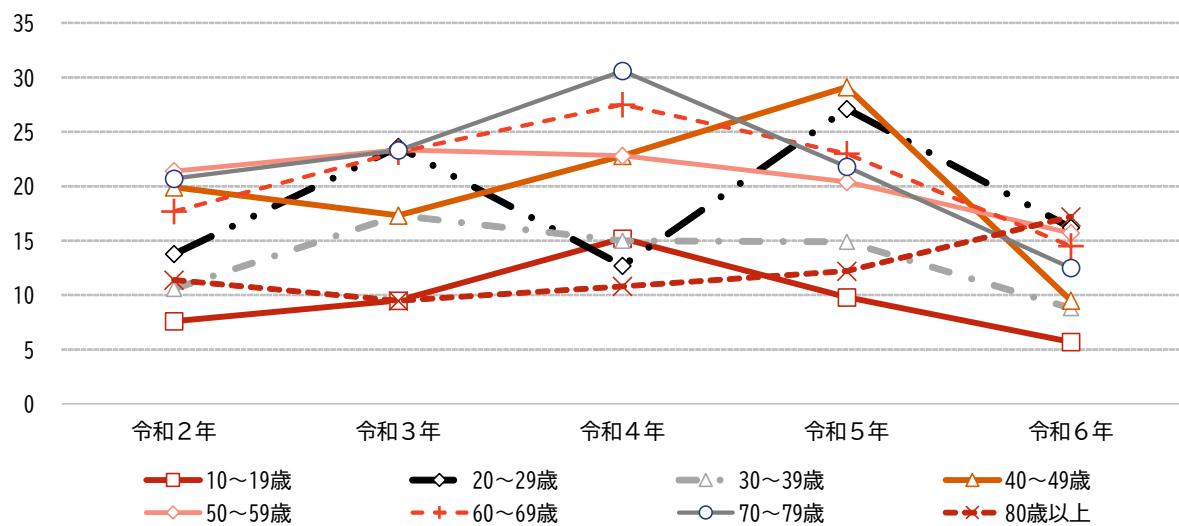
<大田区の年代別自殺死亡者数の推移>

(単位：人)

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	5年合計
20歳未満	4	5	8	7	3	27
20～29歳	14	24	13	29	18	98
30～39歳	11	18	15	15	9	68
40～49歳	23	20	25	31	10	109
50～59歳	22	24	25	23	18	112
60～69歳	13	17	20	17	11	78
70～79歳	16	18	23	16	9	82
80歳以上	6	5	6	7	10	34
不詳	1	0	0	0	0	1
計	110	131	135	145	88	609

出典：自殺の統計：地域における自殺の基礎資料（厚生労働省）

<大田区の年代別自殺死亡率\*の推移>

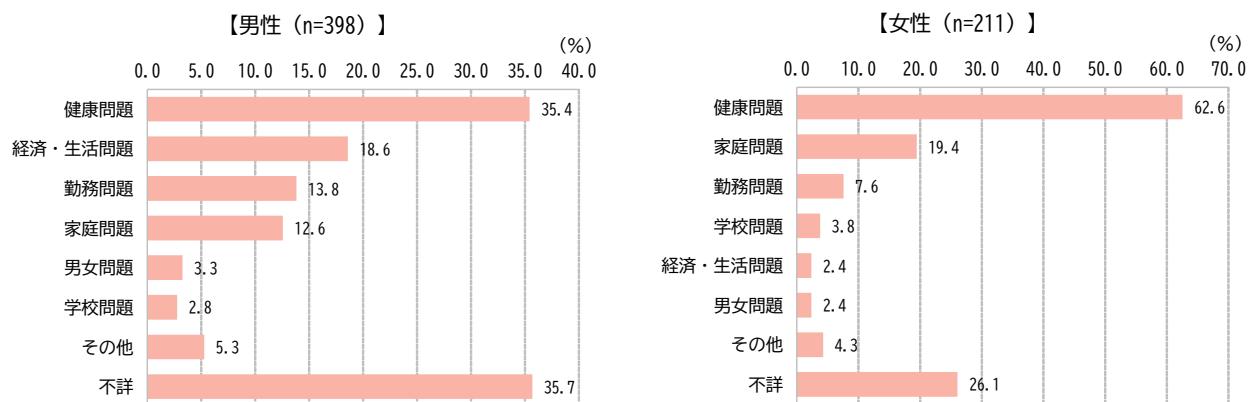


出典：自殺の統計：地域における自殺の基礎資料（厚生労働省）を基に大田区が作成

## 自殺の動機として健康問題が男女ともに最も高い

自殺に至るまでに様々な要因を抱えていることが考えられ、判明している原因・動機としては健康問題（男性：35.4%、女性：62.6%）が男女ともに最も高くなっています。次いで男性では経済・生活問題（18.6%）、女性では家庭問題（19.4%）が高くなっています。

<大田区の男女別主要死因（令和2年から令和6年）>



※原因・動機は自殺者1人につき、3つまで計上可能としているため、5年間の自殺者数の和とは一致しない。

出典：自殺の統計：地域における自殺の基礎資料（厚生労働省）



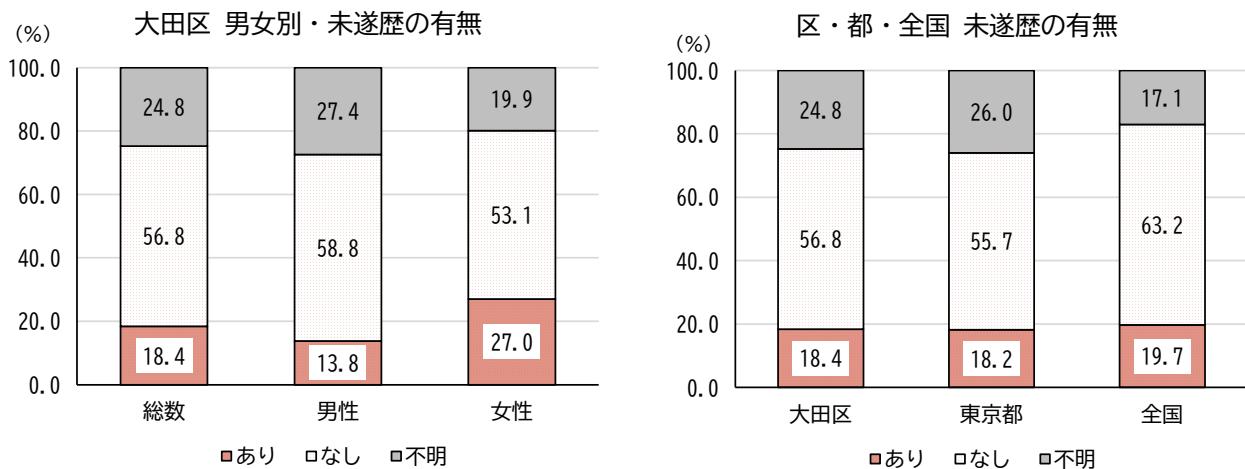
### 今後の課題

若年層は就労や将来への不安以外にもSNS等での孤独感や自己肯定感の低下も一因と考えられることから、学校や地域での相談体制を充実させるなど関係機関と連携した支援の仕組みづくりが必要です。また、中高年の男性は仕事上の困難や家庭内の孤立などの問題を抱えても、周囲に相談しにくい傾向があることから、職場におけるメンタルヘルスの強化を積極的に啓発するなど、相談しやすい環境づくりが必要です。

## ■ 女性の自殺未遂歴が男性を上回る

大田区の自殺未遂歴の割合は全体で 18.4% となっており、東京都、全国とほぼ同じ水準となっています。大田区の自殺未遂歴を性別にみると、女性は 27.0% で、男性の 13.8% に比べて高くなっています。

### <自殺未遂歴の状況>



出典：自殺の統計：地域における自殺の基礎資料（厚生労働省）



### 今後の課題

自殺未遂者の再企図を防止するため、関係部署と連携し未遂者への支援が重要です。

## ■ 「死にたい」と打ち明けられたときの適切な対応がわからない人も見受けられる

健康に関するアンケート（大田区、令和6年度）によると、「死にたい」と打ち明けられた場合、適切な対応を知っている人が多くなっていますが、「『頑張って生きよう』と励ます」は 10.8%、「どうしたらよいかわからない」は 6.6% となっています。



### 今後の課題

こころの健康や自殺の相談窓口の周知啓発をするとともに、身近な悩みに気づき声をかけ、話を聞き、必要な支援につなげるための人材の育成が必要です。

---

### ③施策の方向性

---

#### 1 自殺対策を支える人材の育成

身近な人の自殺の危険を示すサインに気づき、話を聴いて必要な支援につなげる「ゲートキーパー\*」を養成します。

#### 2 悩みを抱える人への支援

- ・保健師による相談を随時実施し、必要に応じて医療・教育・福祉の関係機関と連携した支援を行います。
- ・地域の医療機関と連携し、ハイリスクである自殺未遂者への継続的な支援体制を構築し、再企図防止に取り組みます。
- ・インターネットを活用した相談事業を実施し、相談希求の薄い若年層への働きかけを行います。
- ・自死遺族等に対して、各種相談窓口や遺族が求める関連情報を、区ホームページや広報誌、「おくやみガイド」等に掲載し、適切な情報周知を進めます。

#### 3 区民への啓発と周知

- ・区立小中学校及び区内高校や大学等において、SOSの出し方に関する教育を行い、児童・生徒が困難に直面した際に、助けを求める方法を学ぶ機会を提供します。
- ・企業・事業所等に向け出張健康教育を実施することにより、メンタルヘルスの知識普及とストレス対処法の啓発に取り組みます。
- ・若者向けや未遂者向け等対象者に合わせた啓発物の配布や、区報や区公式Xによる相談窓口の周知を強化します。

#### 4 地域におけるネットワーク強化

大田区自殺総合対策協議会を実施し、地域におけるネットワークを強化します。

---

### ④重点事業

---

事業名	事業内容	担当課
ゲートキーパー*養成講座	対象者の属性に合わせた内容(区民向け・支援者向け・教職員向け)で開催し、自殺のサインに気づき適切な対応ができる人材を育成します。	健康づくり課

事業名	事業内容	担当課
未遂者支援事業	必要な支援につなぐことで再企図を防止するため、「自殺未遂者支援用リーフレット」を作成し、区内の救急搬送先病院にて自殺未遂者へ配布します。また、区内大学病院と連携し、自殺未遂等により入院治療中の方で本人の同意が取れた場合、保健師が直接支援を実施します。	健康づくり課 地域健康課 地域福祉課
生活再建・就労サポートセンター J O B O T A	様々な理由により経済的に困窮し、生活・仕事・住まい等について悩みを抱える方に対し、専門の支援員が一人ひとりに合ったサポートを行う無料の相談窓口です。ご本人と一緒に課題の整理を行い、問題の解決に向け、適切な支援を実施します。	蒲田生活福祉課
区立小中学校における自殺予防教育	自殺を未然に防ぐためには、児童・生徒が自他の「心の危機に気付く力」と「相談する力」を身に付ける必要があります。そこで、児童・生徒は心の危機のサインを理解したり、心の危機に陥った自他へのかかわり方等を身に付けます。また、SOSの出し方に関する教育等により、様々な困難・ストレスへの対処方法を身に付け、困ったときに相談できる力を育てます。	指導課
大田区自殺総合対策協議会	関係機関及び民間団体等と相互に連携を図り、自殺対策を総合的かつ効率的に推進するためには会議を開催します。	健康づくり課

## ⑤区民や企業・団体の取組例

### ■区民の取組

- 困ったときには一人で悩まず、周囲や相談窓口へ相談する
- 悩んでいる人を支えたいと考えている人は、ゲートキーパー\*養成講座を受講する

### ■企業・団体の取組

- 自殺のリスクを抱える人と接する関係機関では、ゲートキーパー\*養成講座を受講する

基本目標

2

## 健康を支えるための環境をつくります



共通課題2

健康は、個人の努力だけでなく、日々の暮らしを取り巻く環境や地域社会のあり方によっても大きく左右されます。また、社会とのつながりを持つことは心身の健康に良い影響を与えるといわれています。人とのつながりや支え合いを醸成し、健康的な生活習慣を自然に実践できる環境の整備を通じて、誰もが無理なく健康でいられる地域社会の実現を目指します。

【写真（予定）】

健康遊具、遊歩道

## 施策1 社会とのつながり

### 施策の目標 社会とのつながりの醸成

#### ①数値指標

指標項目	現状値		目標値	
	数値	測定年度	数値	測定年度
1年間に自主的な活動に参加したことのある人の割合 (趣味、健康・スポーツ、地域行事、教育・文化、生産・就業、安全管理、福祉・保健、生活環境改善に関する活動)	42.2%	令和6年度	55.0%	令和12年度
地域に愛着を感じている人の割合	男性：70.3%※ 女性：70.1%※	令和5年度	増加	令和12年度

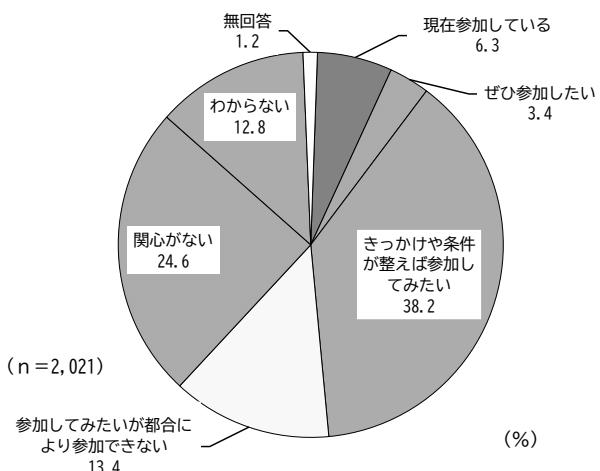
※現状値は参考として「大田区キラリ☆健康調査 2023」の数値を記載

#### ②現状と課題

30歳代から40歳代や60歳代の女性で、きっかけや条件が整えば地域活動に参加したいと考えている人が多く見られる

地域活動に「現在参加している」は6.3%と低い一方で、「きっかけや条件が整えば参加してみたい」が38.2%と約4割を占めています。特に女性の30歳代で49.3%、40歳代で47.0%、60歳代で45.2%と他の年代に比べて高くなっています。

<地域活動への参加意向>



出典：大田区政に関する世論調査（大田区、令和5年度）



#### 今後の課題

きっかけや条件次第では地域活動に参加意欲がある人もいることから、地域とのつながりの重要性について周知を図りつつ、健康づくり活動を通じて地域活動等への参加促進に向けた取組を推進することが必要です。

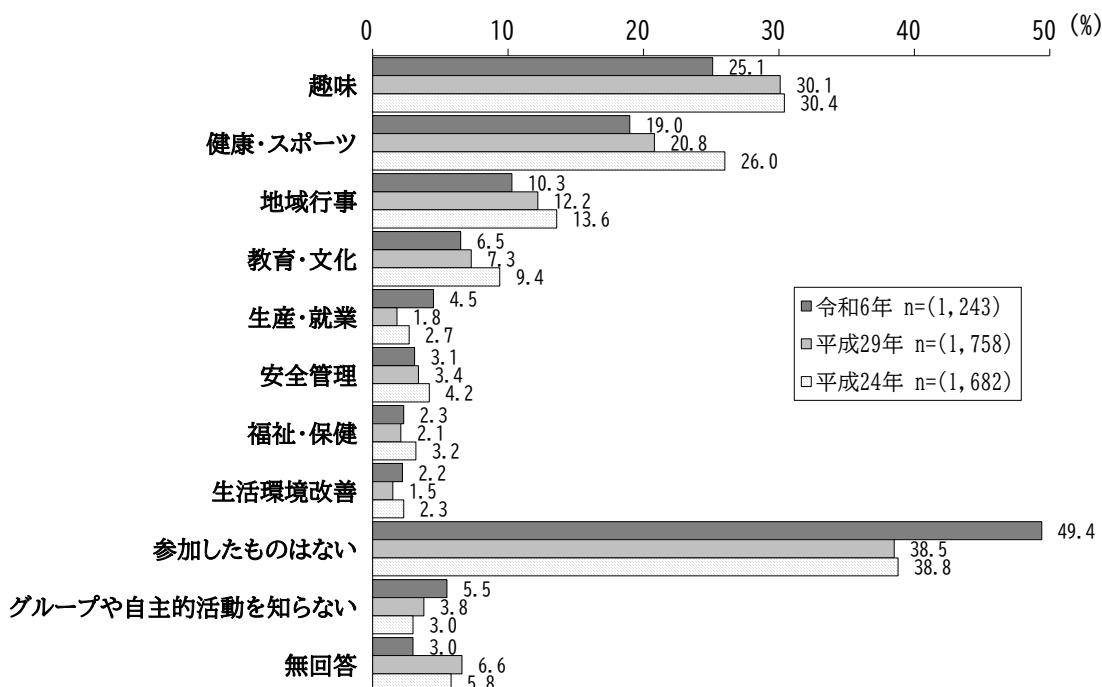
## ■ 地域のつながりを感じていない人が過半数

区の施策検証等に向けた大田区区民意識調査（大田区、令和6年度）によると、地域のつながり（住民同士の助け合い・支え合い等）を「感じる（計）」（「感じる」と「どちらかといえば感じる」の合計）が43.2%を占めている一方で、「感じない（計）」（「感じない」と「どちらかといえば感じない」の合計）が56.1%と過半数を占めています。

## ■ 何らかの自主的な活動に参加したことがない人が約5割

自主的に行われている活動への参加状況は、「趣味」が25.1%で最も高く、次いで「健康・スポーツ」が19.0%、「地域行事」が10.3%となっています。一方、「参加したものはない」が49.4%を占めています。

<自主的に行われている活動への参加状況>

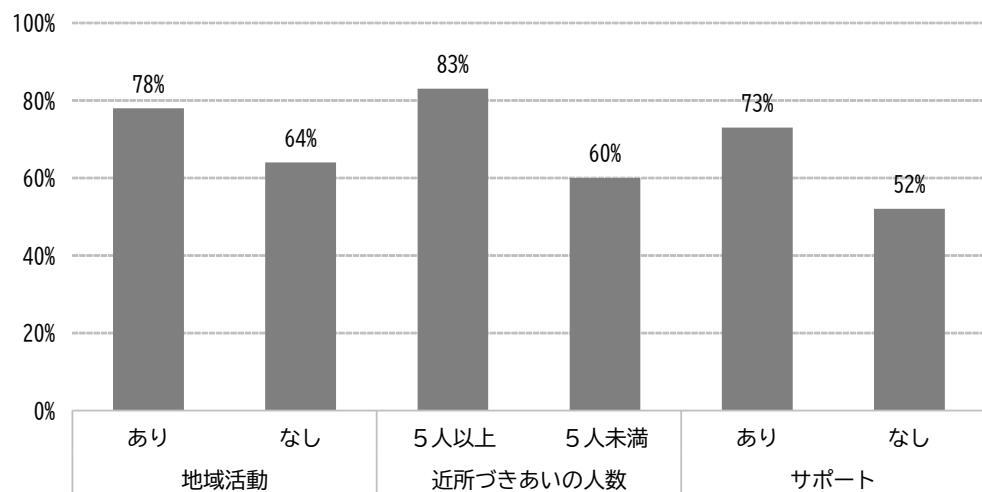


出典：健康に関するアンケート（大田区、令和6年度）

## 地域活動をしていたり、近所づきあいが多い、サポートがある人ほど地域への愛着がある割合が高い

「地域活動」のある人、「近所づきあい」を5人以上としている人、「サポート」(周囲の人との助け合い)のある人で、地域への愛着がある割合が高くなっています。

<地域への愛着について「とてもある」「ある」と回答した割合>



出典：人生100年を見据えた健康寿命延伸プロジェクト事業業務委託報告書（大田区、令和6年度）



### 今後の課題

地域との関わりが少なくなることで地域コミュニティの活動がさらに低下することが懸念されることから、地域社会や他者とのつながりを醸成することが重要です。併せて地域や社会とのつながりは地域への愛着や主観的健康感にも関連があることから、様々なライフスタイルや心身の状況であっても、地域や社会とつながる環境を整備していくことが必要です。

### ③施策の方向性

#### 1 健康づくり活動を通じた地域とのつながりの創出

地域で開催されるスポーツイベント等の参加を通して、地域とのつながりを持てる機会になるように取り組んでいきます。

#### 2 社会との交流の促進

年代や心身の状況にかかわらず、希望する誰もが社会との交流が持てるよう、相談し支え合える場を提供します。

#### ④重点事業

事業名	事業内容	担当課
総合型地域スポーツクラブとの連携・活動支援	区民に様々なスポーツに触れる機会を提供する地域密着型のスポーツクラブである「総合型地域スポーツクラブ」に対し、啓発や活動場所の提供等を通じて支援します。指導力及び運営能力の向上を目的とした指導者養成講習会の実施等、運営の担い手となる人材の育成に向けた支援を行います。	スポーツ推進課
ランニング大会の開催	ファンランや競技性の高い種目等、こどもから大人まで幅広い世代が気軽に参加し、ランニングを始めるきっかけや継続する動機づけとなるよう、ランニング大会を開催します。また、家族や友人等、応援に来た人もスポーツを楽しめるよう、各種スポーツの体験会をサブイベントとして実施します。	スポーツ推進課
区民スポーツまつり	体力測定や卓球教室等の様々なプログラムを開催することで、世代を越えたふれあいと、健康・体力づくりのきっかけとなる機会を提供します。	スポーツ推進課
子育てひろば	児童館、子ども家庭支援センター、一部の保育園及び一部の幼稚園等に設置され、親子でゆったり過ごしながら、子育ての不安や悩みを気軽に相談できる場所です。子育ての情報を提供し、子育て親子同士の交流を促進します。	子育ち支援課 子ども家庭支援センター 保育サービス課 教育総務課
区民活動支援事業	区民活動団体の活動基盤の強化や、地域や団体間におけるコーディネート機能強化、団体同士のつながりづくりを促進するため、組織運営ノウハウや活動を活性化させる手法等を学べる講座や、区民活動コーディネーターの視点を身に付け地域の中で連携や協働のアイデアを活かせる講座を行います。また、伴走支援や交流会等の開催による連携支援も行い、包括的に活動を支えます。	地域力推進課

---

---

## ⑤区民や企業・団体の取組例

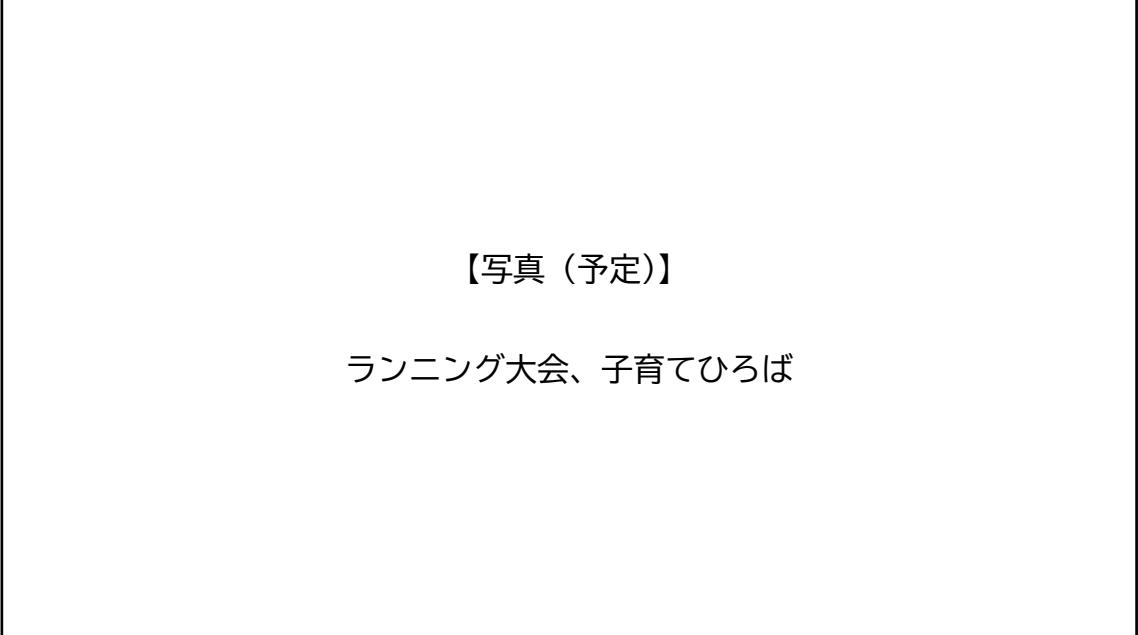
---

### ■区民の取組

- 自治会やボランティア等の社会活動を通じて、健康づくりを実践する
- 自分が希望するコミュニティに参加する

### ■企業・団体の取組

- 働きやすい職場づくりを推進するとともに、余暇時間を活用して社会活動に参加できる  
ように支援する
- 社会活動の実施や協力を通じて、社会とのつながりを醸成する



【写真（予定）】

ランニング大会、子育てひろば

## 施策2 自然に健康になれる環境づくり

施策の目標 自然に健康な行動をとることができる環境の整備  
多様な主体による健康づくりの推進

### ①数値指標

指標項目	現状値		目標値	
	数値	測定年度	数値	測定年度
職場や身近で健康づくりの情報が得られたり、健康づくりができる場所があると思う人の割合	—	—	30.0%	令和12年度
受動喫煙*を経験した人の割合	路上：43.8% 飲食店：27.8%	令和6年度	減少	令和12年度
公衆喫煙所整備及び運用	4か所	令和6年度	10か所	令和9年度

### ②現状と課題

#### 「健康メニュー協力店」や「おおた健康経営事務所」と連携した取組を推進

健康的なメニューや健康に関する情報提供を行う店である「おおた健康メニュー協力店」や、区内において、企業が従業員の健康づくりを経営的な視点で考え、戦略的に実践する事業所として認定されている「おおた健康経営®事業所」と連携し、事業所とともに、健康づくりに関する取組を進めています。



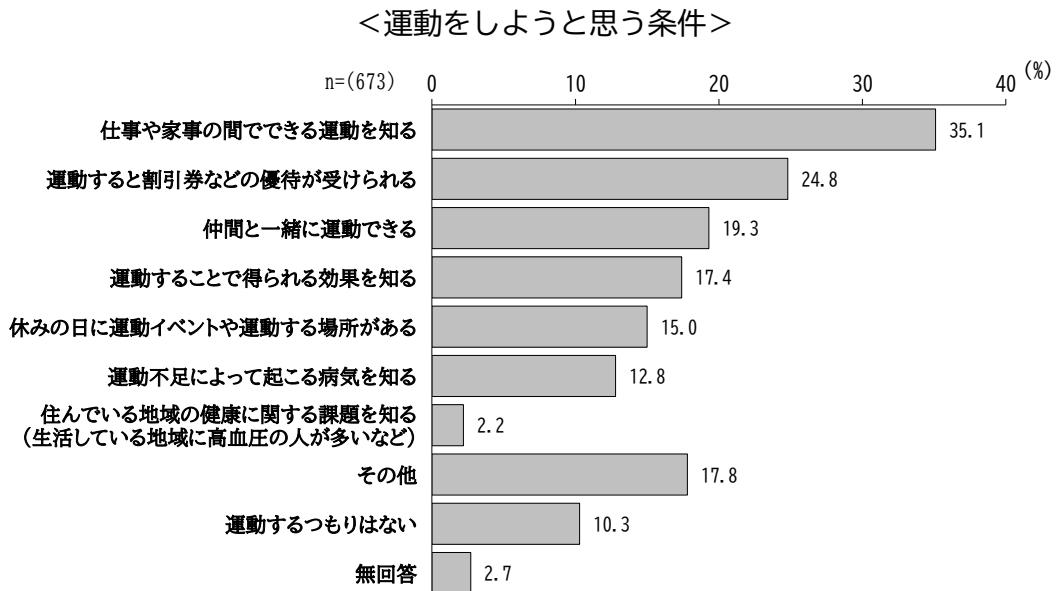
#### 今後の課題

健康づくりを効果的に進めるためには、行政だけでなく区内の事業所や団体等の協力が重要です。今後も様々な主体と連携を図り、健康づくりに関する取組を網羅的に推進していく必要があります。飲食店や区内事業所等と連携を図り、健康メニューや健康経営の取組をより一層強化することが重要です。

※健康経営®は、NPO法人健康経営研究会の登録商標です。

## ■ 仕事や家事の合間でできる運動のニーズが高い

健康に関するアンケート（大田区、令和6年度）によると、「1日30分以上の軽く汗をかく運動を週2回以上していない人」は全体で54.1%を占めています。その人たちに「運動をしようと思う条件」を聞いたところ、「仕事や家事の間でできる運動を知る」が35.1%で最も高く、次いで「運動すると割引券等の優待が受けられる」が24.8%となっています。



出典：健康に関するアンケート（大田区、令和6年度）



### 今後の課題

健康寿命の延伸のためには、自ら健康づくりに取り組む人だけでなく、健康に関心の薄い人を含む幅広い層へのアプローチが重要です。そのために、本人が無理なく自然に健康な行動をとることができるよう環境整備を行うことが求められています。身近で気軽にできる運動の周知や環境づくりを進める必要があります。

## ■ 路上や事務所の敷地内屋外、飲食店内で受動喫煙\*をした人が多い

健康に関するアンケート（大田区、令和6年度）によると、受動喫煙\*を経験した場所としては、「路上及び事業所の敷地内屋外」が43.8%、「飲食店内」が27.8%と高くなっています。



### 今後の課題

受動喫煙\*による健康被害等を啓発することで、正しい理解の定着を図り、行動につなげてもらえるよう取組を進める必要があります。また、受動喫煙\*防止に向けて喫煙場所の整備、分煙対策を進めていくことが重要です。

---

### ③施策の方向性

---

#### 1 健康づくりにつながる環境の整備

健康メニュー協力店の拡充や、はねぴょん健康ポイント事業の実施、散策路の整備等、健康に関心の薄い人でも無理なく自然に健康づくり活動を行えるような環境を整備します。

#### 2 事業者等と連携した健康づくりの推進

従業員の健康づくりを戦略的に行う区内事業所を「おおた健康経営事業所」として認定することで、事業者等が主体となり健康づくりに取り組む環境を醸成するとともに、健康づくりの重要性を周知啓発します。

#### 3 受動喫煙\*対策の推進

健康増進法\*、東京都受動喫煙防止条例及び東京都子どもを受動喫煙から守る条例の趣旨を踏まえ、受動喫煙\*による健康への影響について、区民や事業者等へ周知します。

---

### ④重点事業

---

事業名	事業内容	担当課
健康メニュー協力店の拡充	食を通じた健康づくりを推進するため、区内飲食店に健康メニューを提供する協力を呼びかけます。	健康づくり課 地域健康課
はねぴょん健康ポイント事業	健康ポイント事業の対象を18歳以上の一般区民に拡大し、区民が視覚的に健康づくりへの活動成果を確認でき、また、「健康ポイント」を集め、一定のポイントがたまれば、インセンティブと交換できるようにします。	健康づくり課
散策路の整備	呑川緑道、桜のプロムナード及び海辺の散策路等、「大田区緑の基本計画グリーンプランおおた」における方向性に基づき、散策路整備の設計及び工事を行います。	都市基盤管理課 公園課
いきいき健康公園づくり	公園ストック再編のひとつとして、公園等に健康遊具を配置し、公園間のネットワークを活用したウォーキングコースを設定することで、健康増進を図ります。	公園課
健康経営*事業所認定・表彰事業	従業員の健康づくりを戦略的に行う区内事業所を「おおた健康経営事業所」として認定します。	健康医療政策課

事業名	事業内容	担当課
受動喫煙*防止対策	健康増進法*及び東京都受動喫煙防止条例に基づき、多方面からの禁煙勧奨・受動喫煙防止対策の強化を行います。	健康づくり課
屋外における喫煙対策の推進	民間による公衆喫煙所の設置及び維持管理に係る経費に対し助成を行います。 喫煙する人としない人が共存できる環境を実現するため、巡回指導による条例の周知啓発や喫煙禁止重点対策地区における路上喫煙者等の定点調査を実施します。	環境政策課

---

## ⑤区民や企業・団体の取組例

---

### ■企業・団体の取組

- 従業員や被保険者に健康に関する情報を提供する
- 健康に配慮したメニューを提供する
- 多様な主体と連携し、従業員の生活習慣病の予防や健康づくりの取組を推進する
- 健康増進法\*や東京都受動喫煙防止条例等を遵守した受動喫煙\*対策を実施する

【写真（予定）】

おおた健康経営事業所

基本目標

3

## 健康に関する安全と安心を確保します



地域の人々が安心して健康に暮らすためには、平時・災害時を問わず、保健・医療・生活環境の安全が確保されていることが不可欠です。感染症への備えや迅速な対応、災害時における医療体制の整備、安全な飲食・生活環境の維持、そして地域医療の充実等、多角的な視点から健康を守る基盤づくりを進め、あらゆる状況下でも区民の健康と安全を確保する体制の強化を目指します。

【写真（予定）】

災害及び感染症対策訓練の様子

## 施策1 感染症対策の強化

### 施策の目標 感染症の予防と感染症拡大防止

#### ①数値指標

指標項目	現状値		目標値	
	数値	測定年度	数値	測定年度
感染症予防対策を実践している人の割合	96.0%	令和6年度	増加	令和12年度
性感染症の予防方法の認知度	87.6%	令和5年	増加	令和12年度
結核り患率(10万人対)	8.2	令和5年	6.0	令和11年
予防接種率 (MRワクチン)	第1期 95.7% 第2期 89.0%	令和6年度	第1期 増加 第2期 95.0%	令和12年度

#### ②現状と課題

手洗い・消毒、咳工チケットを実践している人は8割以上、定期的な換気を実施している人は5割以上

健康に関するアンケート（大田区、令和6年度）によると、感染症予防策として手洗い・消毒、咳工チケットを実践している人は8割以上、定期的な換気は5割台半ばとなっており、いずれの項目も女性が男性を上回っています。



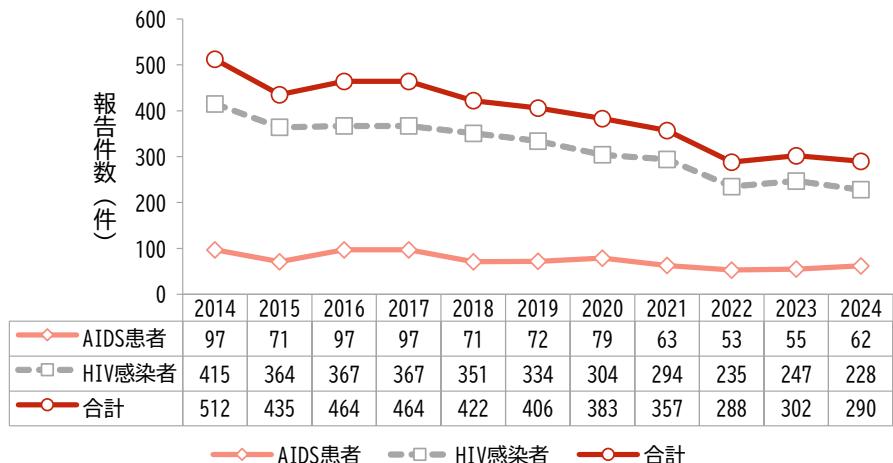
#### 今後の課題

新型コロナウイルス感染症の拡大を経て、多くの方に身に付いた感染症予防対策を実践している人の割合を維持できるよう、日常生活における対策について継続した周知啓発が必要です。

## HIV感染者数は横ばい傾向、AIDS\*患者数及び梅毒患者は増加傾向

2019（平成31・令和元）年から比較すると、東京都内における年間のHIV感染者数及びAIDS\*患者数は共に減少していますが、近年のHIV感染者数は横ばい傾向にあり、AIDS\*患者数は増加傾向です。また、東京都内の梅毒患者の報告数は、増加傾向です。

<都内における年間のHIV感染者数及びAIDS\*患者数>



<都内における男女別梅毒者報告数推移>



出典：エイズニュースレター（東京都福祉保健局、令和7年4月号[No.186] 概要編）

## 保健所におけるHIV/AIDS\*の無料検査の認知度が全国的に減少

健康に関するアンケート（大田区、令和6年度）によると、HIV/AIDS\*について血液検査で発見可能であることやコンドームの有効性、早期発見・早期治療によって普通の生活ができることに関する認知度はいずれも5割以上を占めています。一方、全国の保健所による無料検査の認知度は前回調査より5.9ポイント減少し、40.5%となっています。



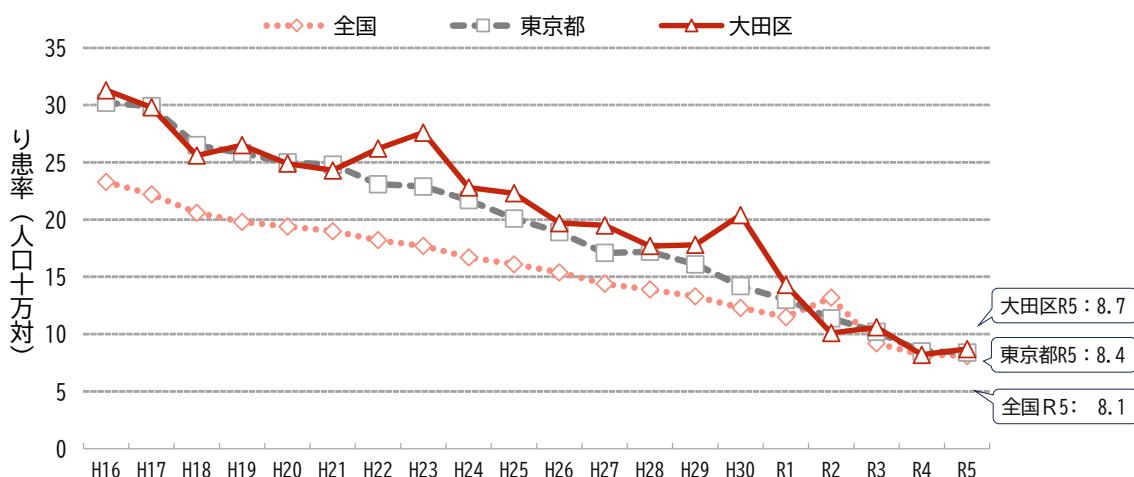
## 今後の課題

保健所におけるHIV/AIDS\*や梅毒等の性感染症検査は、引き続き、区報や区ホームページ等で周知啓発していく必要があるとともに、感染症予防対策に関する周知啓発も重要です。

### 大田区の結核り患率は減少傾向

大田区の結核り患率は、長期的にみると、全国や東京都と同様に減少していますが、近年（令和4年：8.2、令和5年：8.7）は増加傾向です。

<結核り患率の推移>



出典：東京都における結核の概況（東京都感染症情報センター）



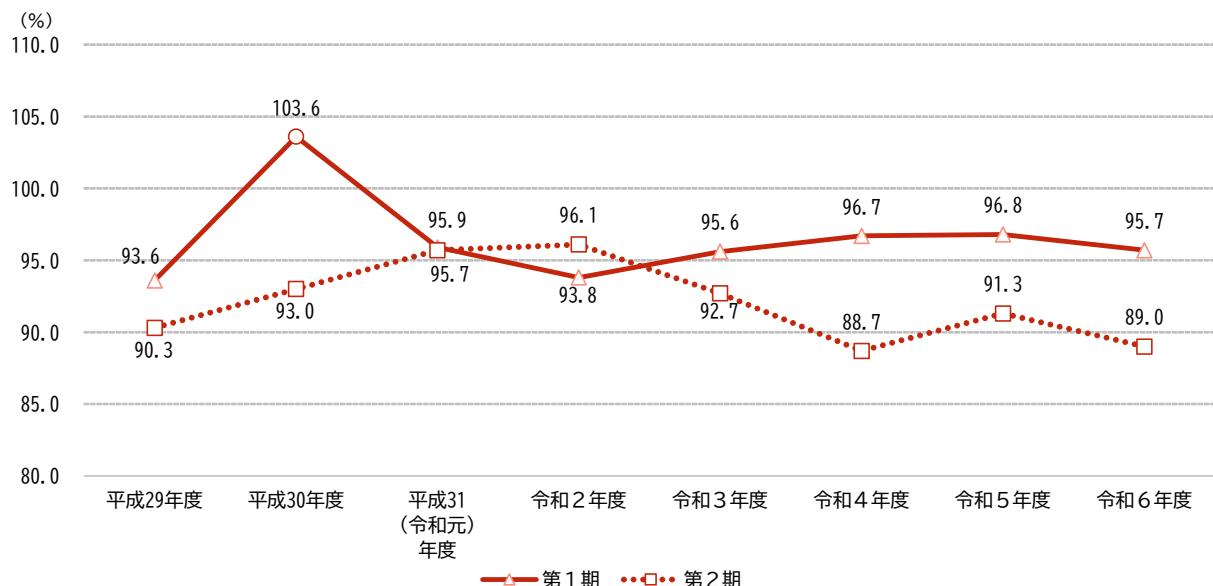
## 今後の課題

令和4年の結核り患率は8.2で、おおた健康プラン(第三次)における結核り患率の目標値（令和4年時点）である14.3を下回っており、目標は達成されました。しかし、近年、日本に在留する外国人が増えている等の背景により、外国人の結核患者の割合が増え、言葉や文化の違い等により、治療の必要性について十分な理解を得にくい等、治療を支援していく上で課題があります。結核の早期発見・早期治療を促進するため、広く結核に関する普及啓発を行うと同時に、外国人患者等に対するきめ細やかな支援体制が必要です。

## MRワクチン第2期の予防接種率は横ばいの状態

令和6年度のMRワクチン予防接種率は、平成29年（第1期93.6%、第2期90.3%）と比較し、第1期は2.1ポイント向上したものの、第2期は横ばいの状態です。

<MR（麻しん・風しん混合）予防接種実施状況>



※対象者数は、基準年齢者の数であるため、実施数が対象者を超える場合もある。

出典：保健衛生事業資料集（大田区）



### 今後の課題

MRワクチンは、免疫の獲得をより強固にするために、2回接種が必要とされています。感染症拡大を防ぐため、発症予防に有効なMRワクチン（第1期、第2期）の接種率を高めることが重要です。

### ③施策の方向性

#### 1 感染症予防方法と有効性に関する啓発

- ・区報、区ホームページ、SNS等の媒体を活用し、感染症に関する正しい知識や予防方法を普及啓発します。また、特に感染リスクの高い保育施設や高齢者施設等については、職員を対象とした講演会を実施し、感染管理を強化します。
- ・HIV及び梅毒等の性感染症の相談・検査及び区立中学生を対象とした性感染症講演会を実施し、正しい知識・予防方法等について普及啓発を行います。

## 2 感染症発症患者の早期発見、確実な治療が行えるための支援

- 届出感染症発生時に発生動向を把握するとともに疫学調査等を実施します。また、国、東京都及び各医療機関から収集した情報を分析し、区内医療機関や区民向けに区ホームページに毎週最新情報を提供します。
- 結核の早期発見とまん延防止のために、健康診査や服薬支援等を実施し、結核に関する知識の普及啓発を行います。

## 3 予防接種事業の充実と接種勧奨

疾病予防の一環として、定期予防接種の個別勧奨、任意予防接種の費用助成及び窓口や電話等による個別相談を実施することで、予防接種事業の充実と接種率の向上を図ります。

### ④重点事業

事業名	事業内容	担当課
感染症予防に向けた普及啓発	区報、区ホームページ、SNS等の媒体を活用し、感染症に関する正しい知識や予防方法を普及啓発します。	感染症対策課
感染症予防講演会	感染リスクの高い保育施設や高齢者施設等において、職員を対象とした講演会を実施します。	感染症対策課
性感染症の検査及び相談体制の充実	毎月、匿名・無料での検査を実施します。 ※検査項目：HIV、梅毒、クラミジア、B型肝炎	感染症対策課
性感染症予防教育の実施	区内の区立中学校を対象に、性感染症予防及び正しい知識の普及のために講演会を実施します。	感染症対策課
結核ハイリスク対象者への健康診断の実施	65歳以上の区民に対して、長寿健康診査（胸部エックス線検査）を実施します。また、区内生活困窮者等に対して、胸部エックス線検査を実施します。	感染症対策課 健康づくり課
直接服薬確認療法（DOTS）	結核患者を確実に治療し、再発及び多剤耐性結核菌の発生を予防するため、服薬支援を実施します。	感染症対策課
疾病予防に向けた予防接種の促進	定期予防接種の個別勧奨、任意予防接種の費用助成及び窓口や電話等による個別相談を実施します。	感染症対策課

---

## ⑤区民や企業・団体の取組例

---

### ■区民の取組

- 推奨される予防接種を受け、自覚症状があればすぐに受診する
- 日頃から手洗い、咳エチケット等感染症予防を行う

### ■企業・団体の取組

- 従業員の定期健康診断の実施を徹底する
- 従業員に対し、手洗い、咳エチケット等の基本的な感染症予防策を励行する

【コラム（予定）】

結核について

## 施策2 災害時医療体制の整備

### 施策の目標 災害時における医療体制の充実

#### ①数値指標

指標項目	現状値		目標値	
	数値	測定年度	数値	測定年度
緊急医療救護所及び軽症者救護所の開設・運営訓練回数	16回	令和6年度	19回	令和9年度
緊急医療救護所について機能・役割を含めて知っている区民の割合	8.1%	令和6年度	20.0%	令和12年度

#### ②現状と課題

##### 緊急医療救護所等での訓練を実施し、災害時への対策を強化

緊急医療救護所等をグループ化し、災害時医療の連携体制を強化しています。また、コロナ禍で一時中断したものの、緊急医療救護所等での訓練を実施し、災害時に問題なく運営できるよう、従事者（医療関係者・区職員等）の確保やスキルアップに努めています。

##### <緊急医療救護所訓練実施回数>

(単位：回)

年度	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
回数	14	17	14	0	0	7	14	16

※緊急医療救護所等：19箇所（令和6年度現在）

出典：事業実績（大田区）

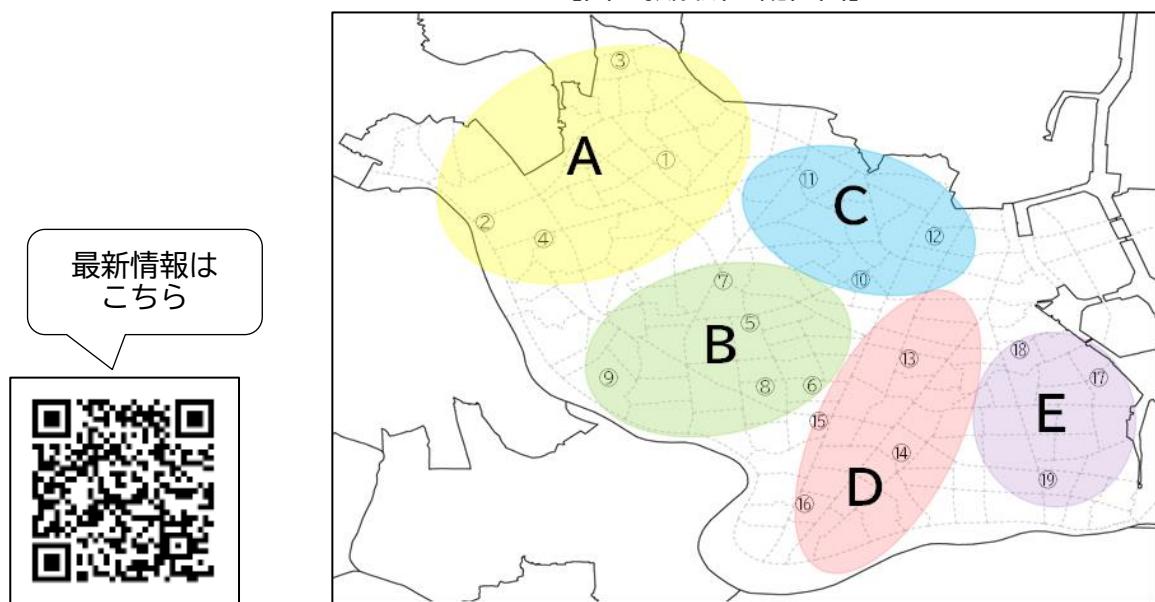


##### 今後の課題

緊急医療救護所の体制を充実させるため、災害時医療職ボランティアや訪問看護ステーション等と連携を深める必要があります。また、災害時に参集する医師会や薬剤師会等の医療従事者が、事前に訓練に参加し災害時に役割を発揮することが重要です。

## ■大田区の救護所（令和7年10月1日現在）

【図：救護所の配置図】

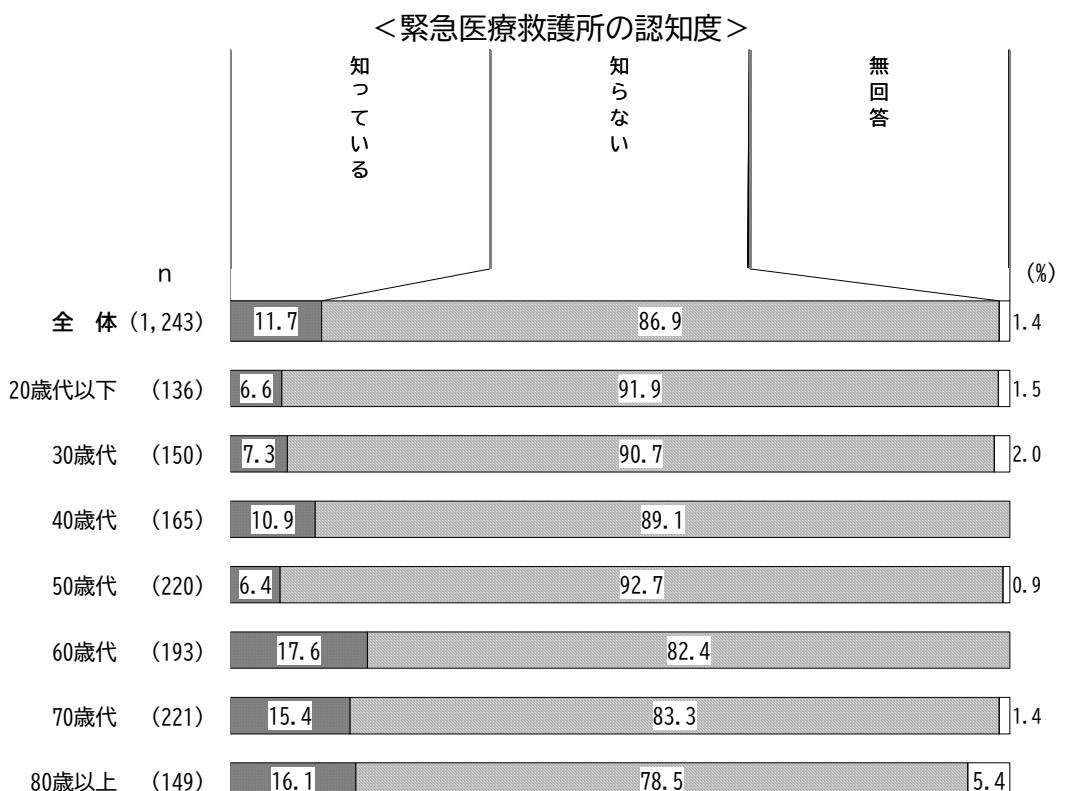


【設置場所 ★：緊急医療救護所設置病院 ◆：軽症者救護所設置施設】

グループ	No	病院（施設）名	種別	所在地
A	①	★荏原病院	災害拠点病院	東雪谷4-5-10
	②	★田園調布中央病院	災害医療支援病院	田園調布1-54-9
	③	★東急病院	災害医療支援病院	北千束3-27-2
	④	◆東調布第一小学校	軽症者救護所	田園調布南28-7
B	⑤	★池上総合病院	災害拠点連携病院	池上6-1-19
	⑥	★東京蒲田病院	災害拠点連携病院	西蒲田7-10-1
	⑦	★大田池上病院	災害医療支援病院	池上2-7-10
	⑧	★本多病院	災害医療支援病院	東矢口1-17-15
	⑨	◆矢口中学校	軽症者救護所	下丸子2-23-1
C	⑩	★大森赤十字病院	災害拠点病院	中央4-30-1
	⑪	◆馬込小学校	軽症者救護所	南馬込1-34-1
	⑫	◆入新井第一小学校 ※改築工事期間中はグリーンベルト	軽症者救護所	大森北4-6-7
D	⑬	★東邦大学医療センター大森病院	災害拠点病院	大森西6-11-1
	⑭	★JCHO東京蒲田医療センター	災害拠点連携病院	南蒲田2-19-2
	⑮	★牧田総合病院	災害拠点連携病院	西蒲田8-20-1
	⑯	◆六郷中学校	軽症者救護所	仲六郷3-11-11
E	⑰	★東京労災病院	災害拠点病院	大森南4-13-21
	⑱	★大田病院	災害拠点連携病院	大森東4-4-14
	⑲	★渡辺病院	災害医療支援病院	羽田1-5-16

## 緊急医療救護所の認知度は全体で1割程度

緊急医療救護所訓練や大田区災害時医療フォーラム、区報やチラシ・ポスター等の從来型の周知啓発に加え、大田区公式チャンネル【YouTube】による動画配信や区公式Xでの情報発信を通じて、災害時医療の機能や役割等、区民への普及啓発を推進してきました。しかし、緊急医療救護所の認知度は1割程度と低く、20歳代以下から50歳代では「知らない」が9割前後を占めています。



出典：健康に関するアンケート（大田区、令和6年度）



### 今後の課題

災害時に区民が適切な医療を受けられるよう、緊急医療救護所の認知度向上に加え、利用方法等の具体的な内容に関する理解促進を図る必要があります。

## 災害時の健康的な生活について周知啓発を推進

避難所での健康支援として、母子等を対象に災害時に健康的な生活を送ることができるように周知啓発を実施しました。



### 今後の課題

災害時に配慮が必要な母子や障がい者などの方々が健康的な生活を送れるよう、災害の備えに関する周知啓発が求められます。また、災害時は二次健康被害を最小化するための体制の構築も必要です。

---

### ③施策の方向性

---

#### 1 緊急医療救護所等の充実

- ・引き続き、訓練等を通じて災害時に円滑に連携できるよう緊急医療救護所等の体制強化を図ります。
- ・緊急医療救護所等の設置から10年が経つことから、資機材の更新や備蓄医薬品の見直しを行い、救護所機能の更新を図ります。
- ・各種図上訓練、従事職員訓練、研修会を定期的に実施し、活動の礎となる人材を育成し、実践力を向上させ体制強化を図ります。

#### 2 災害時の医療体制に関する普及啓発

- ・区民向けの「大田区災害時医療フォーラム」を継続して開催し、災害時医療体制について啓発します。
- ・緊急医療救護所と学校防災訓練を合同で行い、地域の方々へ災害時医療体制の周知をします。
- ・大田区公式チャンネル【YouTube】や区公式Xで情報発信を通じて若年層への周知を強化します。
- ・自助・共助の重要性を強調した啓発活動を展開します。

---

### ④重点事業

---

事業名	事業内容	担当課
緊急医療救護所の体制充実	区内の医療関係機関とともに、緊急医療救護所及び軽症者救護所の開設・運営訓練を実施することで、運営スタッフの連携とスキルアップを図ります。	健康医療政策課
人材育成と訓練の充実	災害時医療に携わる関係者が段階的、分野別に技能向上する研修を行います。各グループで実践的訓練を実施し、有事に備えます。	健康医療政策課
災害時医療体制に関する普及啓発	区民や関係者へ、区報、区ホームページ、ケーブルTV等の活用や区民向け講座を行い、災害時医療全般の効果的な普及啓発を図ります。	健康医療政策課

## ⑤区民や企業・団体の取組例

### ■区民の取組

- 災害時に開設する救護所の場所や機能、役割について理解する
- 災害に備えて、日常的に服用する薬やお薬手帳を準備する

### ■企業・団体の取組

- 災害時の地域の医療体制等について、従業員に周知する
- 医療従事者や関係団体は、災害時に緊急医療救護所等において活動できるよう訓練に参加する

### 【コラム（予定）】

大地震でケガをしたら救護所へ

### 施策3 安全な生活環境の確保

#### 施策の目標 安全な医療と食と生活衛生の確保

##### ①数値指標

指標項目	現状値		目標値	
	数値	測定年度	数値	測定年度
保健所メールの登録数	2,785	令和6年度	増加	令和12年度
狂犬病予防注射接種を行った犬の割合	74.6%	令和6年度	70%以上を維持	令和12年度

##### ②現状と課題

#### セルフメディケーション\*について啓発を推進

セルフメディケーション\*について、区ホームページ活用して、市販薬の活用方法や健康食品との飲み合わせ等のコンテンツを適宜追加し、周知啓発を実施しています。また、健康サポート薬局の紹介を行い、かかりつけ薬局の活用も促しています。



#### 今後の課題

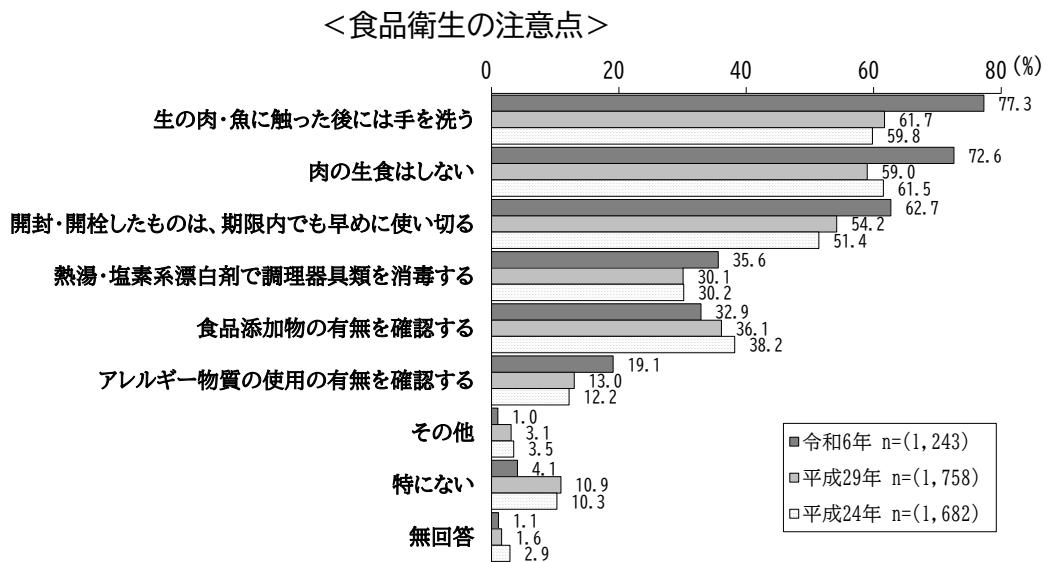
区民自身が正しく医薬品等を取り扱えるように、適切な医療情報を提供する必要があります。

#### 【コラム（予定）】

セルフメディケーションとは

## ■ 食品衛生の注意点を心掛けている区民は増加

食品衛生で注意していることとして「生の肉・魚に触った後には手を洗う」、「肉の生食はしない」が7割台となっており、前回調査を12ポイント以上上回っています。



出典：健康に関するアンケート（大田区、令和6年度）



### 今後の課題

引き続き、区民の食品衛生に関する意識の向上や知識の定着を図る必要があります。

## ■ アニサキス食中毒やカンピロバクター食中毒等が多く発生

魚介類の生食による寄生虫（アニサキス）食中毒のほか、生や加熱不十分な鶏肉の摂取によるカンピロバクター食中毒やノロウイルスによる食中毒も多く発生しています。

## ■ 生活環境に関する衛生について様々な相談に対応中

令和6年度は、ねずみ、衛生害虫（ゴキブリ・蚊等）、住まいの衛生等についての苦情や相談が911件寄せられました。

### <苦情及び相談受付件数>

(単位：件)

年度	総数	営業施設 関係	衛生害虫 等の駆除	ネズミの 駆除	室内環境 の確保	水道水等 の衛生	その他
令和4年度	1,009	17	670	313	3	3	3
令和5年度	986	35	552	387	4	2	6
令和6年度	911	18	506	365	10	2	10

出典：保健衛生事業資料集（大田区）



## 今後の課題

区民自らが衛生的な生活環境を維持することができるよう、ねずみや衛生害虫等の防除対策に関する情報を、必要とする区民へ提供することが重要です。

## 飼い犬への毎年の狂犬病予防注射が必要

狂犬病予防注射について、飼い主が年一回の予防注射をもれなく受けさせができるよう定期集合注射の実施や、未接種の飼い主に対しての督促も行っています。

令和6年度の犬の登録頭数は 25,873 頭、注射済交付枚数は 19,313 枚で接種率は 74.6%でした。

### <狂犬病予防事務実施状況>

(単位：件)

年度	年度末 登録頭数	新規登録、 転入頭数	死亡・登録消除、 転出頭数	注射済票 交付件数
令和4年度	29,176	7,741	3,654	19,393
令和5年度	25,711	4,455	7,920	19,244
令和6年度	25,873	4,990	4,828	19,313

※令和4年度注射済票交付件数の内、226 件は令和5年度分

※令和5年度注射済票交付件数の内、544 件は令和6年度分

※令和6年度注射済票交付件数の内、500 件は令和7年度分

出典：保健衛生事業資料集（大田区）



## 今後の課題

狂犬病は、近年、国内発生はありませんが、日本の周辺に含む世界の多くの国で発生しており、常に侵入の脅威に晒されています。また、犬の狂犬病予防注射接種率は大田区も含めた全国において長期的にみると年々低下しています。犬は人の狂犬病の主な感染源です。万が一、狂犬病が国内に侵入しても犬でのまん延を予防し、人への感染拡大を阻止するために、犬の狂犬病予防注射接種率を 70%以上に維持していくことが必要です。

---

### ③施策の方向性

---

#### 1 医薬品等の安全性の確保

診療所、薬局等の各種施設に対して立入調査、監視指導等を行います。また、区民のセルフメディケーション\*支援のため、区ホームページ等を通して情報発信を行います。

#### 2 食品の安全を推進するための支援

- ・生食肉又は生に近い状態の食肉類を提供する、食中毒発生リスクの高い営業施設等を重点的に監視指導します。さらに、H A C C P\*に沿った衛生管理の導入と定着への取組支援を継続的に実施し、事業者の衛生レベルの向上を図ります。
- ・リーフレット配布や出張講習会、区ホームページ、保健所メール等を通して、食の安全に係る危害情報を提供するとともに、食品衛生知識の周知を行います。

#### 3 生活衛生の確保

- ・理美容所、興行場や公衆浴場等の区民の生活に密着した施設の衛生を担保するため、監視指導及び事業者による自主管理の支援を行います。
- ・感染症媒介蚊の防除対策として、蚊の生息状況調査や蚊の発生源へ環境に配慮した薬剤投入を行うほか、狂犬病予防のため、犬について登録と年一回の狂犬病予防注射接種の徹底を図ります。
- ・ネズミ、ハチや衛生害虫の防除方法のアドバイス等衛生的な生活環境を区民自らが維持できるよう支援します。

---

### ④重点事業

---

事業名	事業内容	担当課
保健所メールの発信	保健所メール登録者に対し、感染症・食中毒の発生状況、公衆衛生情報を提供します。	生活衛生課
狂犬病の予防	東京都獣医師会大田支部の協力を得て、定期集合注射を実施するとともに、飼い主の登録と狂犬病予防注射接種の徹底を図ります。	生活衛生課

---

## ⑤区民や企業・団体の取組例

---

### ■区民の取組

- 医薬品や医療(統合医療\*を含む)について正確な情報を確認する
- 食品衛生についての正しい知識を理解し、食中毒予防を行う
- 住まいの衛生についての正確な知識を得て実践する

### ■企業・団体の取組

- 事業所内における手洗い、アルコール消毒を励行する
- 医薬品や食品の安全な取り扱いについて、消費者へ啓発する

## 施策4 地域医療の充実

### 施策の目標 地域における医療の充実

#### ①数値指標

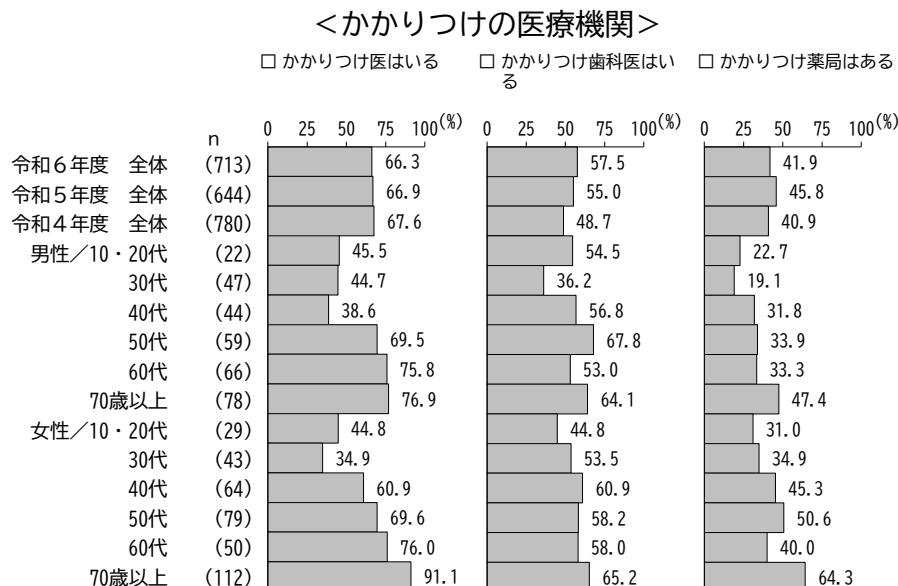
指標項目	現状値		目標値	
	数値	測定年度	数値	測定年度
かかりつけ医がいる区民の割合	66.3%	令和6年度	75.0%	令和12年度
かかりつけ歯科医がいる区民の割合	57.5%	令和6年度	75.0%	令和12年度
かかりつけ薬局がある区民の割合	41.9%	令和6年度	65.0%	令和12年度
在宅医療の制度や仕組みについて知っている人の割合	18.1%	令和6年度	30.0%	令和12年度

#### ②現状と課題

かかりつけ医、かかりつけ歯科医がいる区民は過半数を占める一方、かかりつけ薬局がある区民は4割台と低い

かかりつけ医のいる区民は 66.3%、かかりつけ歯科医のいる区民は 57.5%、かかりつけ薬局のある区民は 41.9%で、令和5年度からかかりつけ歯科医は増加が見られるものの、かかりつけ薬局は減少しています。

また、令和6年度の調査では、男女ともに 30 歳代以下でかかりつけ医がない傾向がうかがえます。



出典：区の施策検証等に向けた大田区区民意識調査（大田区）



### 今後の課題

生涯を通じて心身ともに健康でいるためには、若いうちからかかりつけ医・歯科医・薬局を持つことがより効果的な治療につながることを啓発する必要があります。

### 人生の最期を「自宅」で迎えたいと希望する人が多い一方、在宅医療制度や仕組みの認知度は2割程度

健康に関するアンケート（大田区、令和6年度）によると、在宅医療制度や仕組みの認知度は、「知っている」が18.1%と約2割となっています。令和5年度実施の大田区在宅医療に関するアンケート調査では、最期を迎える場所について、いずれの介護度においても「自宅」を希望する割合が高くなっています。また、訪問診療に対して抱いているイメージは「住み慣れた自宅で自分らしい療養生活ができる」が56.9%と最も多く、次いで「在宅でも満足のいく医療を受け、最期を迎えられる」が40.2%となっています。

### 休日診療や相談事業はそれぞれ認知度にばらつきが見られる

健康に関するアンケート（大田区、令和6年度）によると、休日診療や相談事業である「救急車を呼ぶかどうか迷った時の相談(#7119)」は認知度が57.4%と前回調査から増加している一方、「大田区子ども平日夜間救急室」(27.0%)、「医師会や歯科医師会の療養所」(39.8%)では前回調査から10ポイント以上減少しています。



### 今後の課題

区内の休日診療や相談事業、在宅医療制度や仕組みの認知度が低い状況であることから、制度等の認知度向上に向けて周知を図るほか、区民が制度を利用しやすいように機能の充実や利便性の向上を検討していくことが重要です。

また、住み慣れた自宅で自分らしく生きるため、引き続き、在宅医療の体制整備や区民への理解促進に取り組む必要があります。

### 安全・安心な医療の提供のために病院耐震化や医療機器等の購入支援を実施

平時でも災害時でも区民が安全に、安心して医療が受けられるよう病院耐震化の支援を進めました。また、区民が安心してこどもを産み育てられる環境を整備するため、医療機器等の購入について、区内5医療機関に対して支援を行いました。

## 地域関係機関と課題を共有し、関係づくりを推進

医療・保健・福祉等の地域関係機関と難病に関する課題を共有し、解決に向けてそれぞれの立場から意見交換を行うことで、顔の見える関係づくりを進めました。



### 今後の課題

多職種間の連携研修や区民講座、協議会などを通じて、医療・保健・福祉が連携することにより、高齢者や障がい者、難病患者など誰もが必要なサービスを利用し安心して地域で生活できるようにすることが重要です。

また、難病患者が安心して地域で生活できるよう、引き続き、支援体制のネットワークを整備していくとともに、制度や相談窓口を分かりやすく周知することが求められています。

### ③施策の方向性

#### 1 かかりつけ医等を持つことの重要性の周知啓発

かかりつけ医等を持つことの重要性について、区施設でのチラシ配布やポスター掲示を行います。また、がん検診や成人歯科健康診査の機会を活用して、かかりつけ医等を持つことの重要性を周知啓発します。さらに、SNSやデジタルサイネージ等での周知により、若年層への浸透を推進します。

#### 2 在宅医療に関する区民の理解促進

- ・在宅医療ガイドブックの配布や区民公開講座の開催により、広く普及啓発を行います。
- ・区民や区民の家族が気軽に相談できる「在宅医療相談窓口」の機能充実を推進します。

#### 3 医療・保健・福祉の連携推進

- ・高齢者や障がい者、難病患者、医療的ケアが必要な方等が、より効果的なサービスを利用できるよう医療・保健・福祉の連携を推進します。
- ・多職種研修により、専門職の知識を深めるだけにとどまらず、多職種間のネットワークを強化します。

#### 4 地域医療等の整備と充実

- ・平日準夜間、土曜準夜間、休日の日中及び準夜間の診療体制を安定的に確保することで、一般の医療機関が閉院している状況下においても、切れ目のない医療提供を実現します。
- ・区内医療機関と連携し、看護師等の人材確保に取り組みます。

---

#### ④重点事業

---

事業名	事業内容	担当課
かかりつけ医等の周知啓発	「かかりつけ医、歯科医、薬局」を持つことの大切さを周知啓発します。	健康医療政策課
在宅医療普及啓発	かかりつけ医や在宅医療等を知つてもらうために作成した「在宅医療ガイドブック」を、区内に配布します。また、在宅医療に関する区内向け公開講座を関係機関と一緒に開催します。さらに、区内や区内の家族が気軽に相談できる「在宅医療相談窓口」の機能充実を推進します。	健康医療政策課
医療・保健・福祉の連携	高齢者や障がい者、難病患者、医療的ケアが必要な方等が、より効果的なサービスを利用できるよう医療・保健・福祉の連携を推進します。また、多職種研修により、専門職の知識を深めるだけにとどまらず、多職種間のネットワークを強化します。	健康医療政策課 健康づくり課
難病対策地域協議会	医療・保健・福祉の関係者が課題を協議する場を設置し、難病患者が安心して地域で生活できるよう支援体制を構築します。	健康づくり課
看護職復職支援	離職中の看護師の就業を促すため、就職相談会の実施や、病院内で実習等を行う復職支援事業について、区内医療機関と連携、協力して行います。	健康医療政策課
休日や夜間の救急医療体制の確保	休日の昼間や準夜間、土曜日の準夜間、平日の準夜間等の現行診療体制と、新型インフルエンザ発生等による健康危機時の診療体制を確保します。	健康医療政策課

---

#### ⑤区民や企業・団体の取組例

---

##### ■区民の取組

- 自分や家族のかかりつけ医・歯科医・薬局を持つ
- 人生の最終段階の医療について、どのような選択肢があるかを知り考える機会を持つ
- 難病を正しく理解する

##### ■企業・団体の取組

- 社会情勢に即した医療・福祉サービスを充実する

【コラム（予定）】

熱中症の対策と予防

# **第 5 章**

## **資料編**



# 1 地域診断

地域の状況に関するデータでは、地域的な特性を把握するために、地域健康課の管轄に基づき大田区内を4つの地域に分けました。対象地域の内訳は次のとおりです。

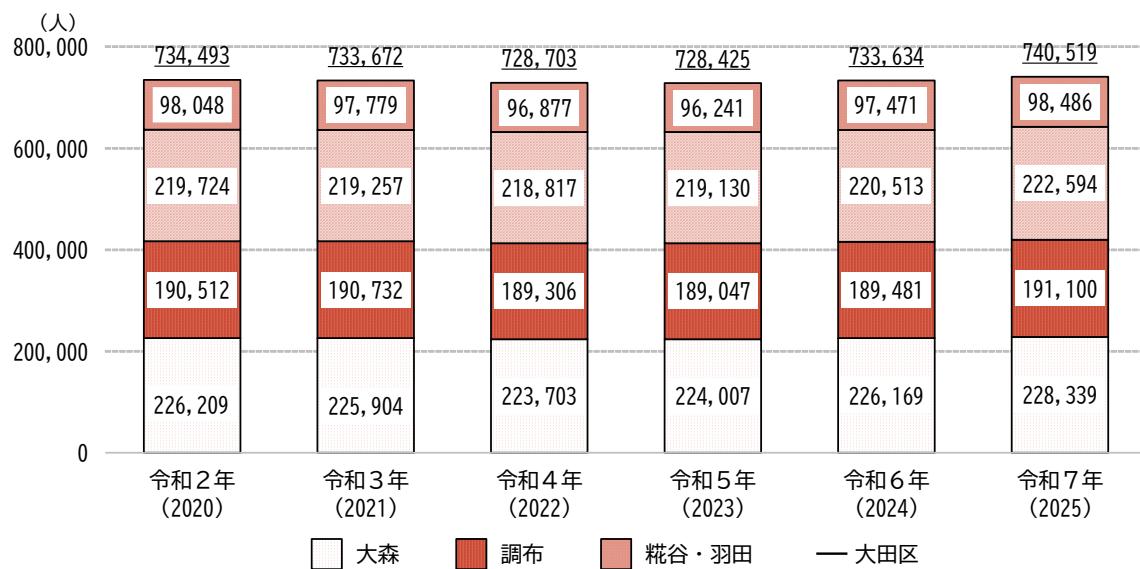
地域	特別出張所
大森地域	大森西、入新井、馬込、池上、新井宿
調布地域	嶺町、田園調布、鶴の木、久が原、雪谷、千束
蒲田地域	六郷、矢口、蒲田西、蒲田東
糀谷・羽田地域	大森東、糀谷、羽田

※地域健康課の管轄との整合性を図るため、大森東特別出張所管内は糀谷・羽田地域としています。

## ■統計データからみる地域の状況

### (1) 地域別人口

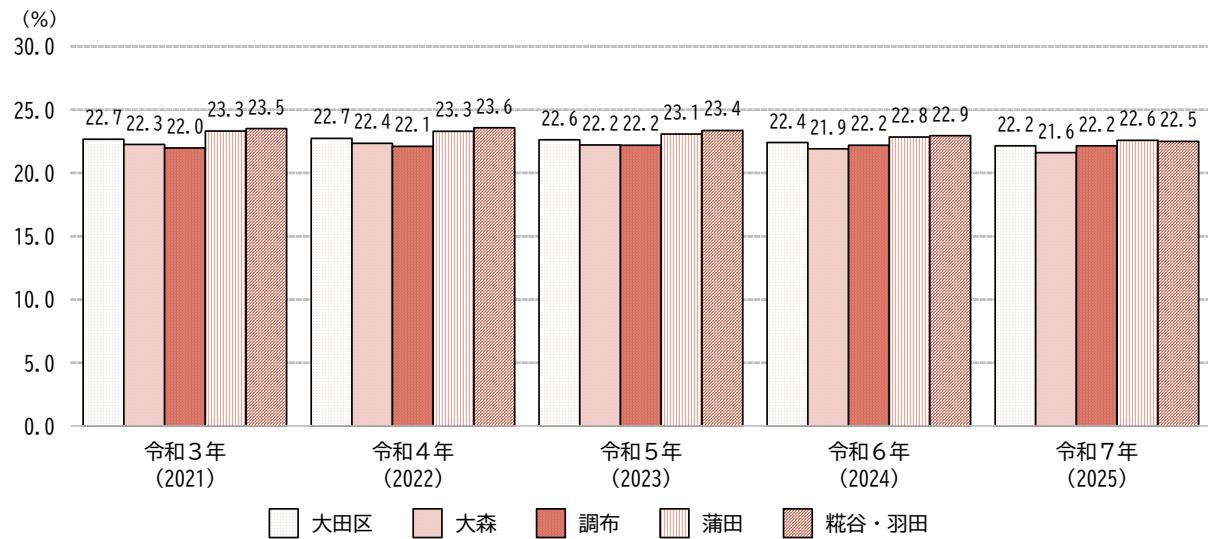
地域別人口では、いずれの年も大森地域が最も多く、次いで蒲田地域となっており、どちらも20万人以上となっています。また、いずれの地域においても人口は増加傾向にあり、令和7年は直近6年間で最も人口が多くなっています。



出典：大田区住民基本台帳（大田区、各年1月1日現在）

## (2) 地域別高齢化率

大田区全体と比べて、いずれの年も蒲田地域と糀谷・羽田地域の高齢化率が高くなっています。また、令和3年と令和7年を比べると、調布地域を除くすべての地域で高齢化率が低くなっています。



出典：令和6年以前 保健衛生事業資料集（大田区、各年1月1日時点）  
令和7年 大田区住民基本台帳（大田区、各年1月1日時点）

## ■健康に関するアンケート調査からみる地域の状況

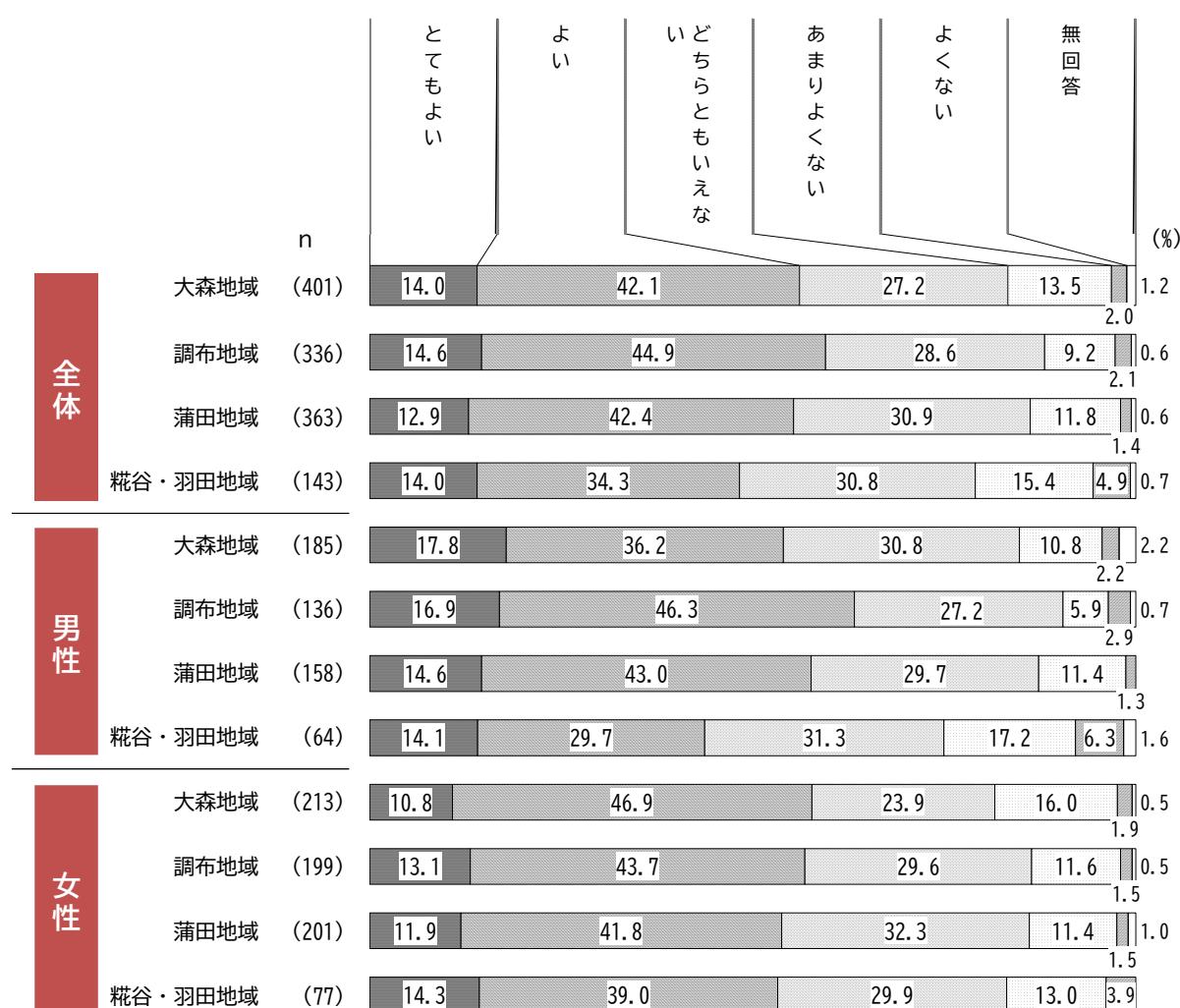
### (1) 主観的健康感

#### 【区民】

健康状態について全体では、«よい（計）»（「とてもよい」と「よい」の合計）は調布地域で59.5%と最も高く、糀谷・羽田地域で48.3%と最も低くなっています。

男性では、«よい（計）»は調布地域で63.2%と最も高く、大森地域、蒲田地域でも5割台を占めている一方で、糀谷・羽田地域では43.8%と他の地域に比べて低くなっています。

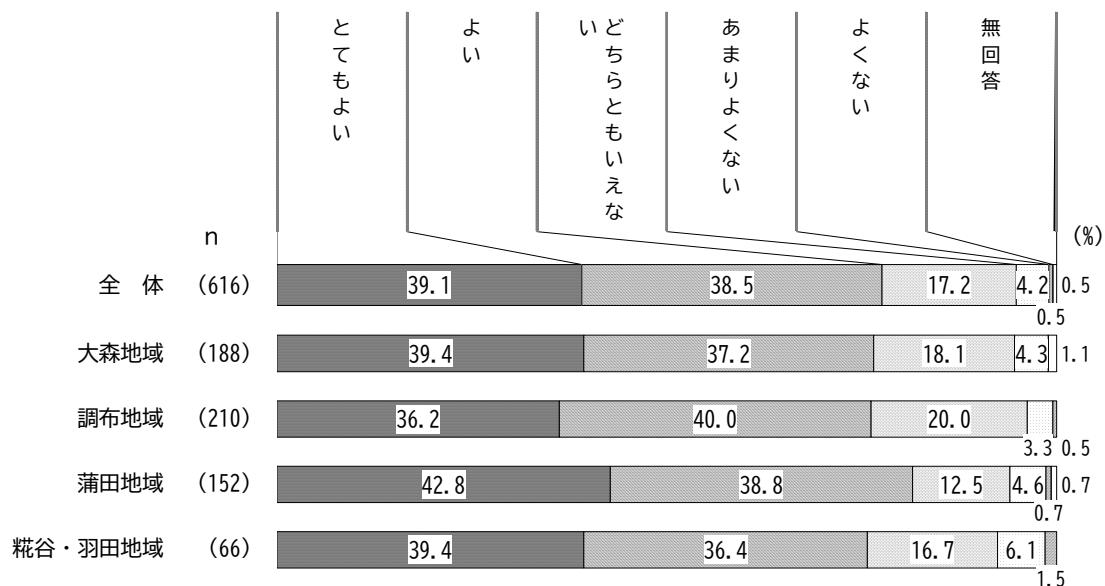
女性では、いずれの地域も«よい（計）»が5割以上を占めていますが、「よくない（計）»（「あまりよくない」と「よくない」の合計）が大森地域(17.9%)と糀谷・羽田地域(16.9%)で他の地域よりも上回っています。



出典：健康に関するアンケート（大田区、令和6年度）

## 【小学6年生】

健康状態について小学6年生全体では、«よい(計)»(「とてもよい」と「よい」の合計)はいずれの地域でも7割台半ば以上を占めており、蒲田地域で81.6%と最も高くなっています。



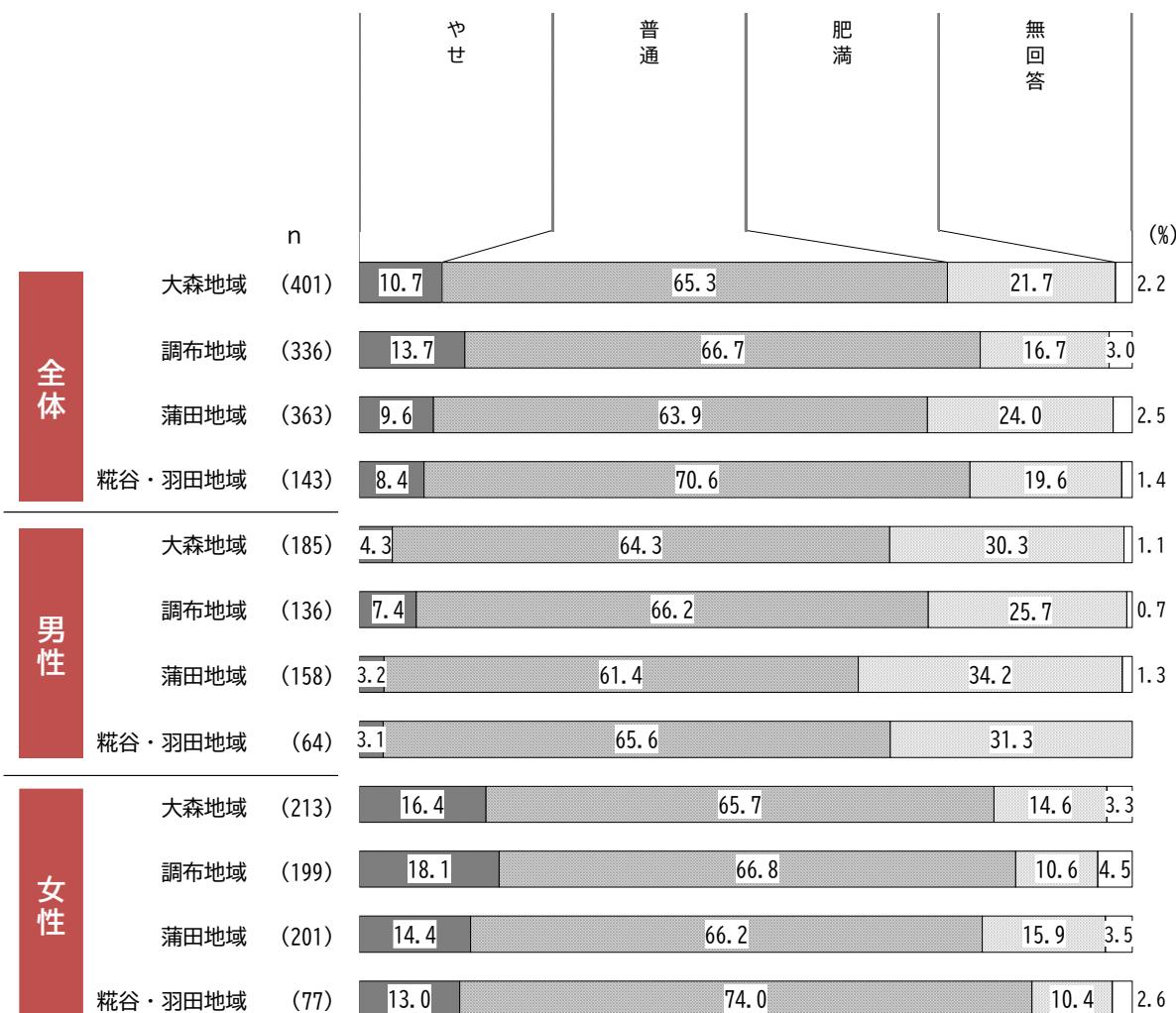
出典：健康に関するアンケート（小学6年生）（大田区、令和6年度）

## (2) やせ・肥満の状況

### 【区民】

「やせ」の状況について全体では、調布地域で 13.7%と他の地域に比べて高くなっています。性別でみると、調布地域で男性が 7.4%、女性が 18.1%と男女ともに他の地域に比べて高くなっています。

「肥満」の状況について全体では、蒲田地域で 24.0%と最も高くなっています。性別でみると、男性では調布地域を除く地域で3割以上を占めており、蒲田地域で 34.2%と最も高くなっています。女性では蒲田地域で 15.9%、大森地域で 14.6%と他の地域に比べて高くなっています。



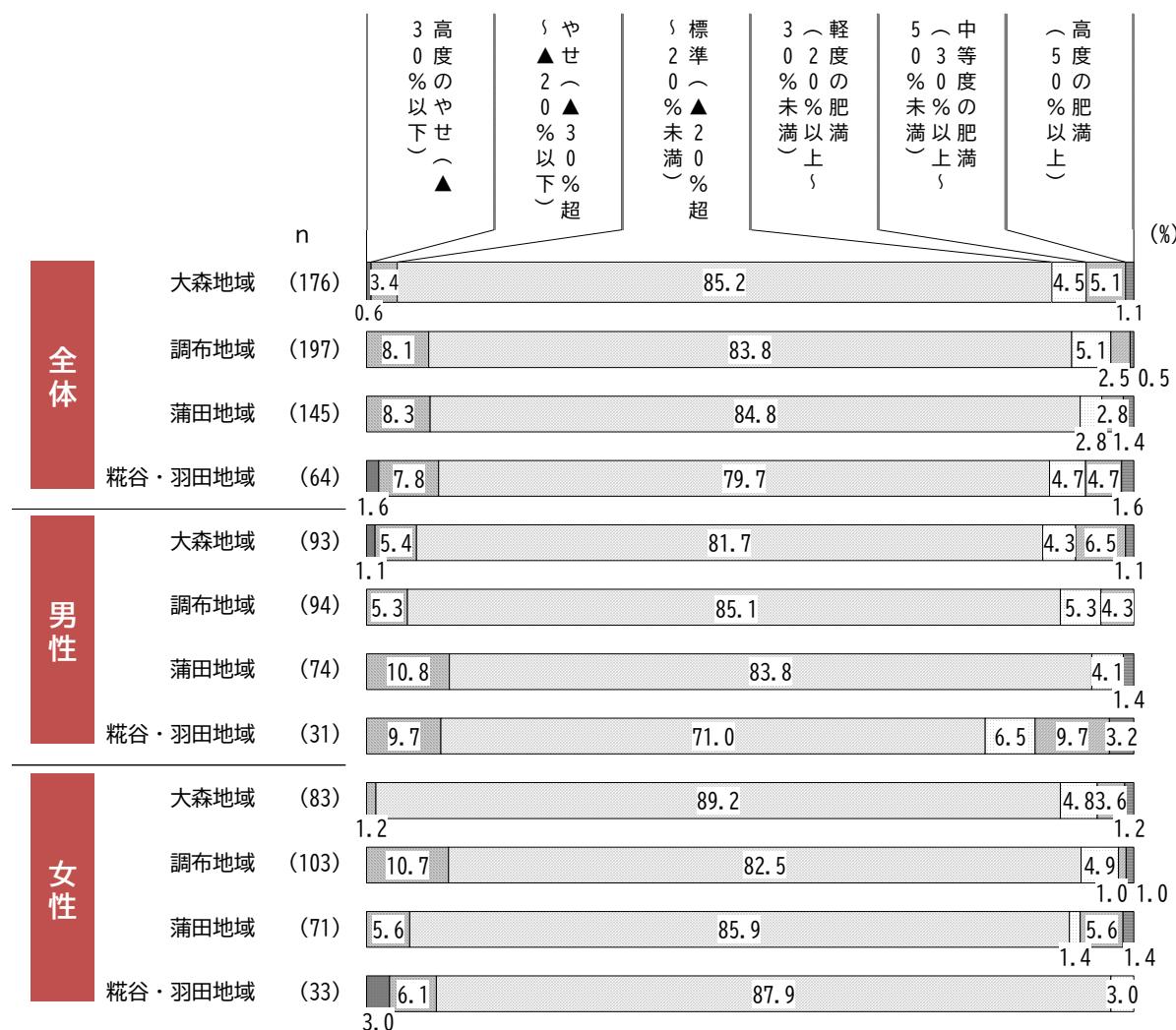
出典：健康に関するアンケート（大田区、令和6年度）

## 【小学6年生】

「標準（▲20%超～20%未満）」について全体では、大森地域（85.2%）、蒲田地域（84.8%）、調布地域（83.8%）が8割台となっています。

«やせ（計）»（「高度のやせ」と「やせ」の合計）について全体では、大森地域で4.0%と他の地域に比べて低くなっています。男性では、蒲田地域（10.8%）、糀谷・羽田地域（9.7%）で1割程度を占めています。女性では、調布地域（10.7%）、糀谷・羽田地域（9.1%）で1割程度を占めており、他の地域に比べて高くなっています。

«肥満（計）»（「軽度の肥満」と「中等度の肥満」、「高度の肥満」の合計）について全体では、糀谷・羽田地域で11.0%と最も高く、蒲田地域で7.0%と最も低くなっています。男性では、糀谷・羽田地域で19.4%と最も高くなっています。女性では、いずれの地域も一桁に留まっていますが、大森地域で9.6%と最も高くなっています。

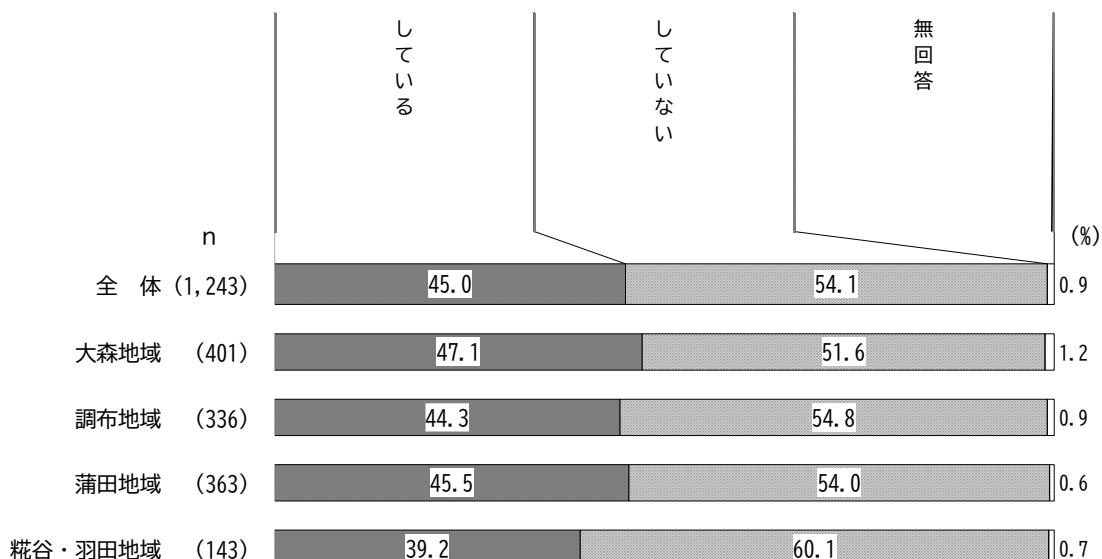


出典：健康に関するアンケート（小学6年生）（大田区、令和6年度）

### (3) 運動の状況

#### 【区民】

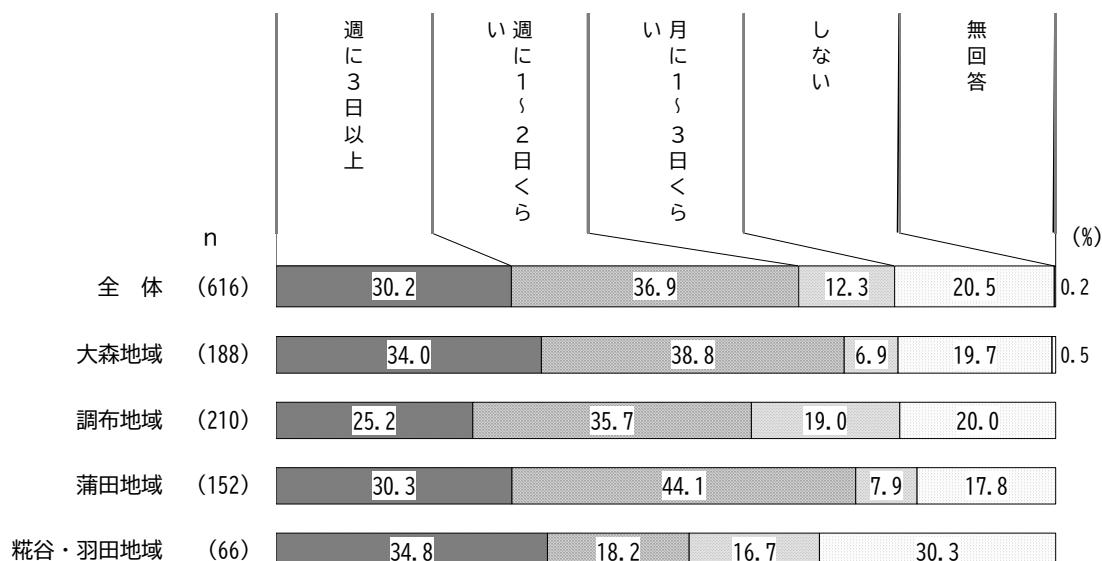
1日30分以上の軽く汗をかく運動を週2回以上「している」人の割合は、大森地域で47.1%と最も高く、糀谷・羽田地域で39.2%と最も低くなっています。



出典：健康に関するアンケート（大田区、令和6年度）

#### 【小学6年生】

学校の体育の授業をのぞいた運動やスポーツの状況について、「週に3日以上」が糀谷・羽田地域で34.8%と最も高く、調布地域で25.2%と最も低くなっています。一方、「しない」は糀谷・羽田地域で30.3%と最も高くなっています。

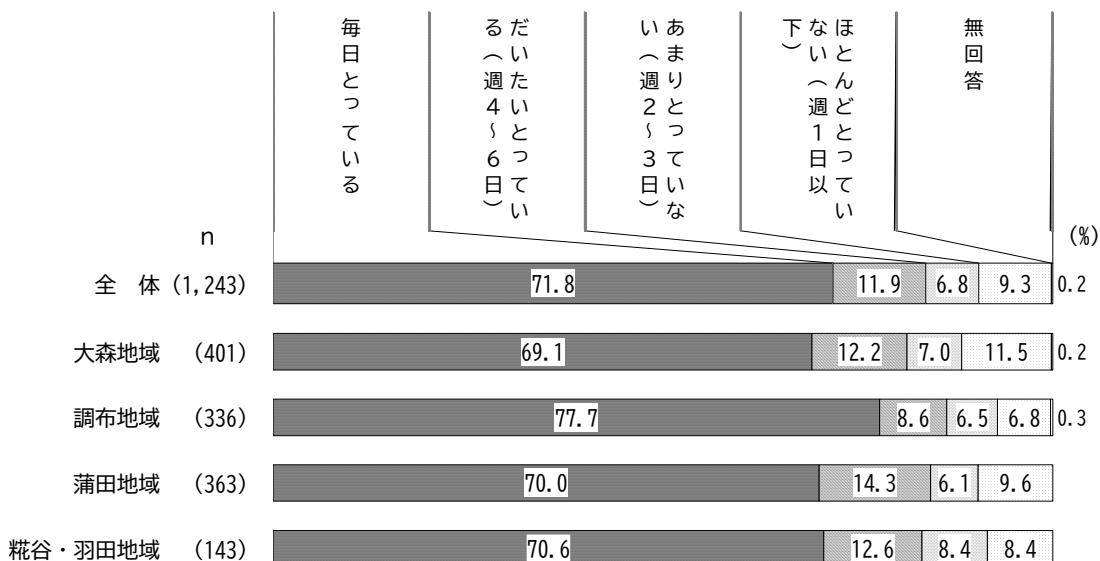


出典：健康に関するアンケート（小学6年生）（大田区、令和6年度）

## (4) 朝食の摂取状況

### 【区民】

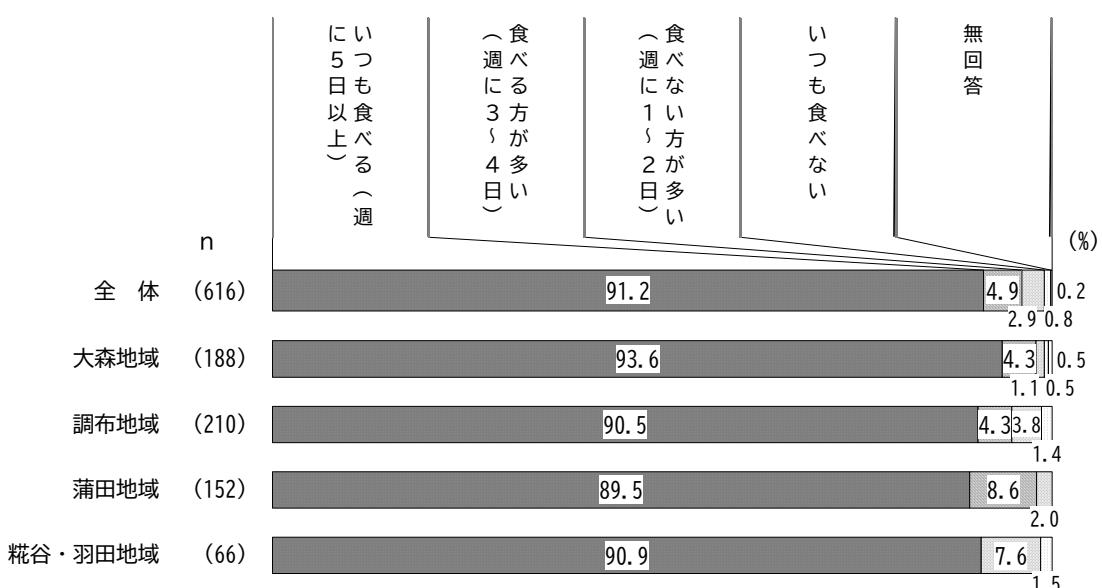
朝食について、「毎日とっている」が調布地域で 77.7% と最も高く、大森地域で 69.1% と最も低くなっています。また、《とっている（計）》（「毎日とっている」と「だいたいとっている（週4～6日）」の合計）はいずれの地域でも 8割を超えています。



出典：健康に関するアンケート（大田区、令和6年度）

### 【小学6年生】

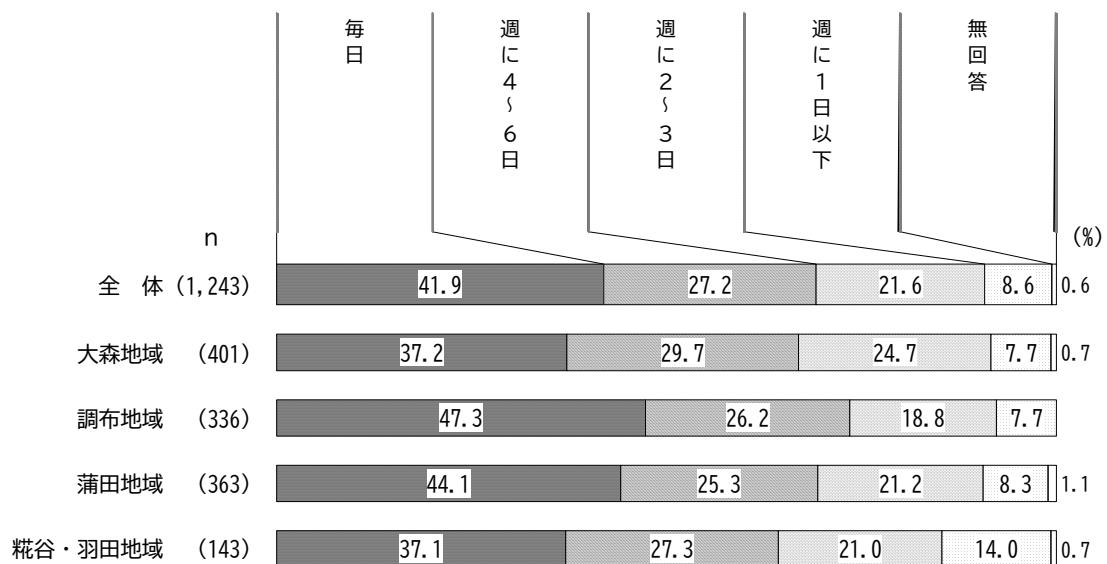
朝食について「いつも食べる（週に5日以上）」が大森地域で 93.6% と最も高くなっています。一方、「食べる方が多い（週に3～4日）」が蒲田地域で 8.6%、「食べない方が多い（週に1～2日）」が糀谷・羽田地域で 7.6% と他の地域に比べて高くなっています。



出典：健康に関するアンケート（小学6年生）（大田区、令和6年度）

## (5) 主食、主菜、副菜をそろえた食事の回数

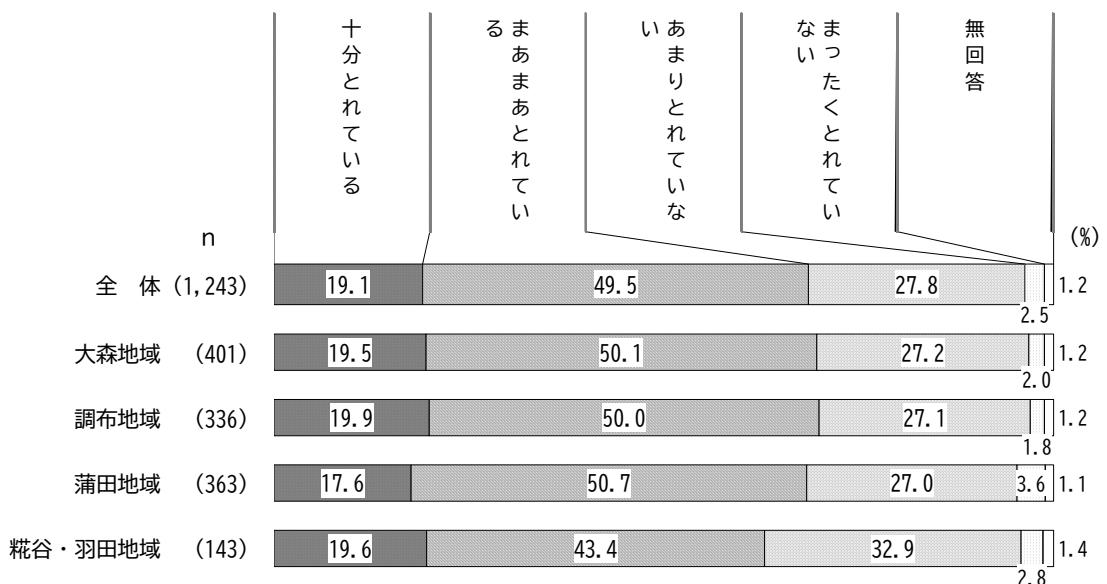
主食、主菜、副菜をそろえた食事の回数について、「毎日」が調布地域で47.3%と最も高く、大森地域で37.2%、糀谷・羽田地域で37.1%と低くなっています。



出典：健康に関するアンケート（大田区、令和6年度）

## (6) 睡眠による休養の状況

睡眠による休養の状況について、大森地域、調布地域、蒲田地域では「十分とれている（計）」（「十分とれている」と「まあまあとれている」の合計）が約7割を占めていますが、糀谷・羽田地域では63.0%と他の地域に比べて低くなっています。

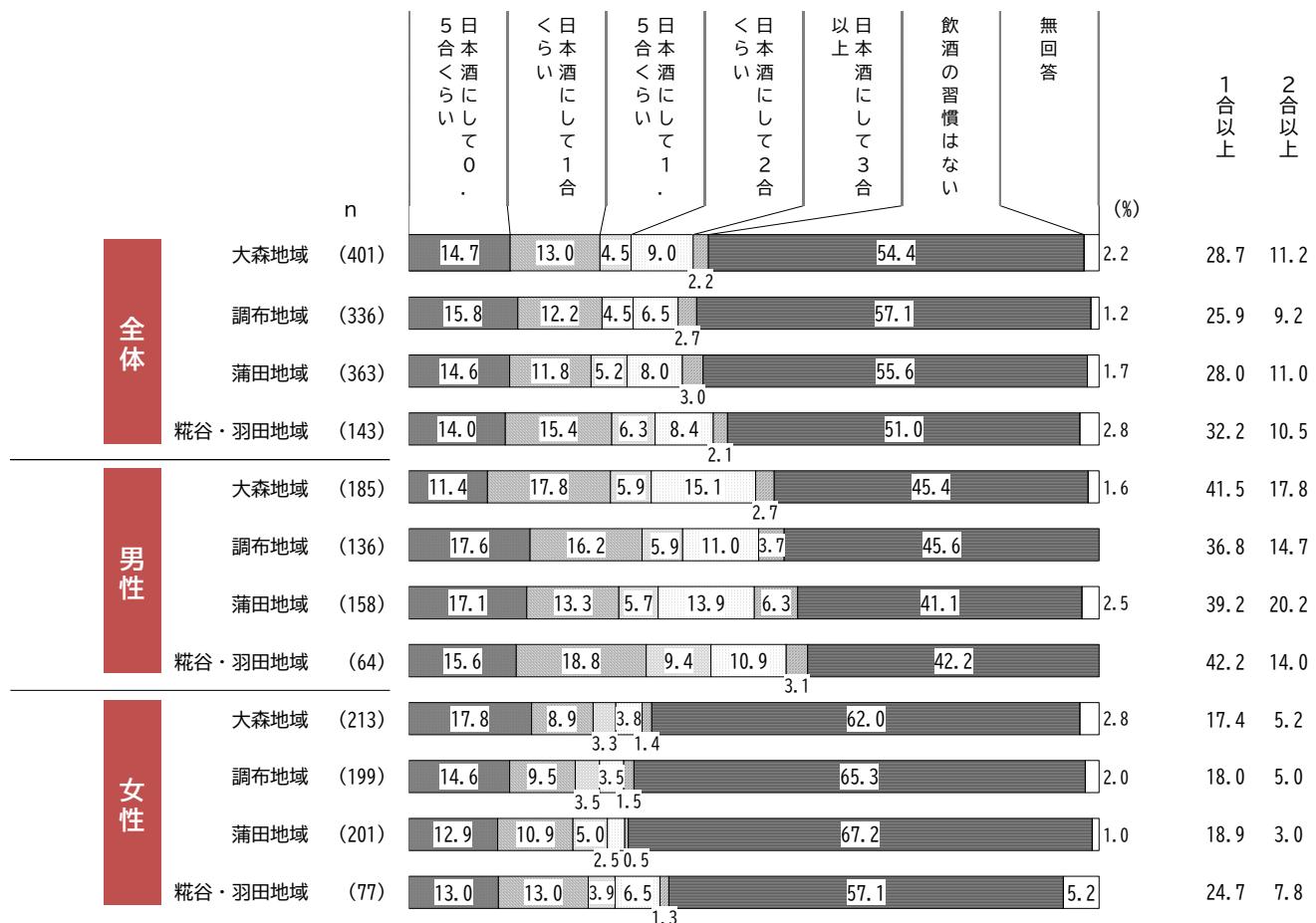


出典：健康に関するアンケート（大田区、令和6年度）

## (7) 生活習慣病のリスクを高める量の飲酒をしている割合

生活習慣病のリスクを高める量の飲酒をしている割合について、男性（日本酒にして2合以上）では、蒲田地域で20.2%と最も高くなっています。

女性（日本酒にして1合以上）では、糀谷・羽田地域で24.7%と他の地域に比べて高くなっています。また、「飲酒の習慣はない」はいずれの地域でも過半数を占めており、糀谷・羽田地域を除く3地域では6割以上となっています。



※<日本酒1号 (180ml) と同じ量>

- ・ビール及び発泡酒：中瓶・缶 (500ml) 1本、缶 (350ml) 1.4本
- ・焼酎：0.5合
- ・ワイン：2杯 (240ml)
- ・ウイスキー：ダブル1杯

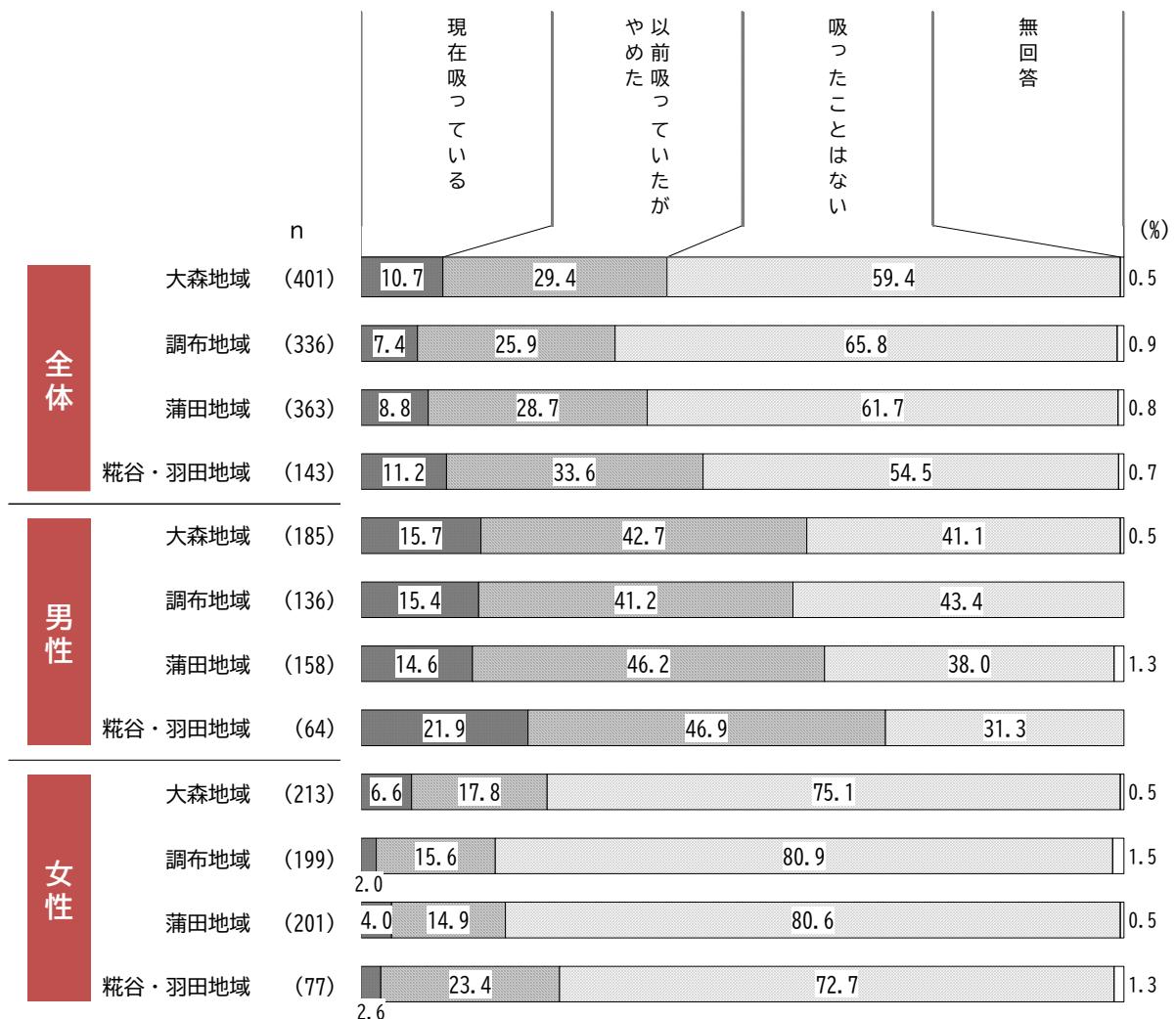
出典：健康に関するアンケート（大田区、令和6年度）

## (8) 嘸煙状況

喌煙状況について全体では、「現在吸っている」が大森地域で 10.7%、糀谷・羽田地域で 11.2%と1割以上を占めています。

男性では、「現在吸っている」が大森地域、調布地域、蒲田地域ではいずれも1割台半ばとなっている一方、糀谷・羽田地域では 21.9%と他の地域に比べて高くなっています。

女性では、いずれの地域も一桁に留まっていますが、大森地域で 6.6%と他の地域に比べて高くなっています。



出典：健康に関するアンケート（大田区、令和6年度）

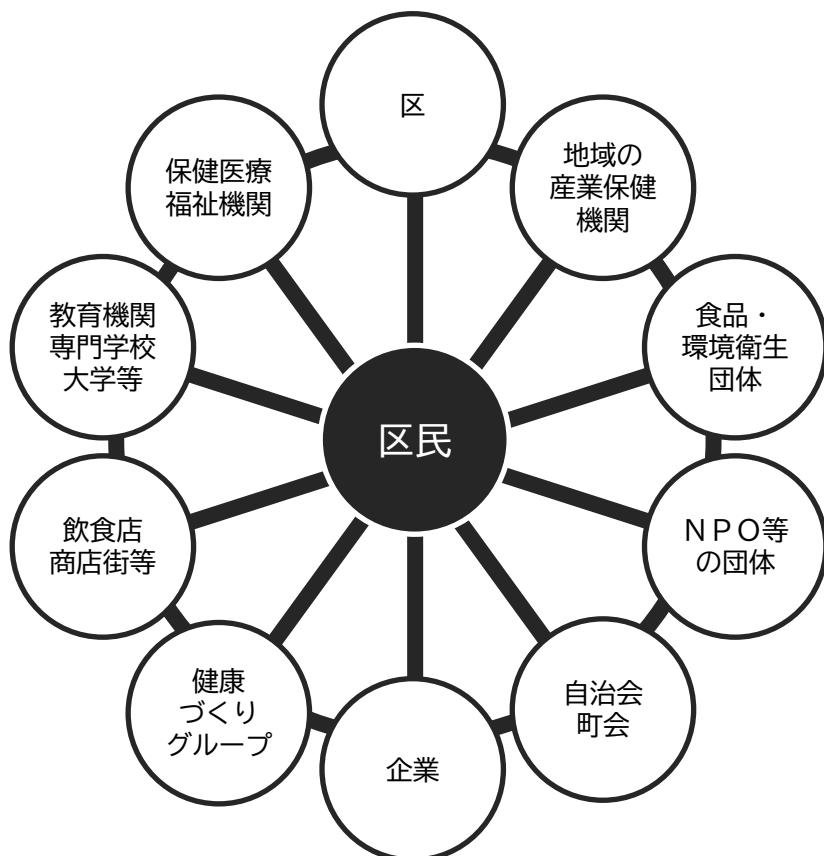
【コラム（予定）】

地域の特徴に応じた健康づくり

## 2 推進体制

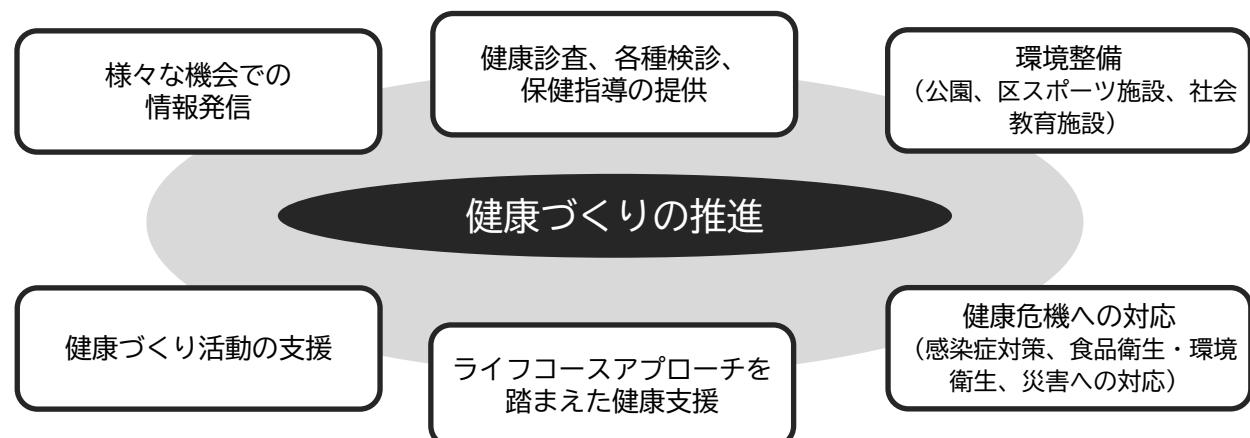
### (1) 区役所外部との連携について

- ①区役所内部だけでなく、区内にある多様な地域の担い手に参加を促すことで、プランを着実に推進し、区民の健康づくりを推進・支援します。そのため、区内の保健医療福祉機関をはじめとして、各種団体と連携します。
- ②区民の健康づくりへの動機付けと意識を高めるため、また、地域力を発揮し区民が主体的に健康づくりに取り組むための受け皿として、自治会・町会や区民による活動団体と積極的に連携します。同時に、区民による活動の組織化を支援します。



### (2) 区内部の連携について

プランを効率的かつ効果的に推進し、区内部の連携を強化して、一丸となってプラン推進に取り組みます。



(3)「おおた健康プラン」推進会議委員名簿

	氏名	選出区分	所属	備考
会長	西脇 祐司	学識経験者	東邦大学	
副会長	瀬川 貴	保健医療	田園調布医師会	
委員	山崎 大治	学識経験者	佐伯栄養専門学校	
	佐藤 充宏	保健医療	蒲田歯科医師会	令和5年7月 まで
	内田 秀彰	保健医療	蒲田歯科医師会	令和5年7月 から
	田中 敏郎	保健医療	大田区薬剤師会	
	五十嵐 千代	保健医療	東京工科大学	
	指田 健二郎	保健衛生	大田区食品衛生協会	
	横田 忠幸	保健衛生	大田区環境衛生協会	
	村 明子	保健衛生	東京自殺防止センター	
	三木 伸良	地域	大田区自治会連合会	令和7年7月 まで
	中島 晋	地域	大田区自治会連合会	令和7年7月 から
	桑田 健秀	運動	NPO法人地域総合スポーツ俱 楽部 ピボットフット	
	塚越 学	区民	大田区母子保健推進協議会	
	中田 正次	区民	大田健康づくりネットワーク登 録団体(蒲田健康ウォーキング)	
	牧野 二三代	区民	公募	
	菅 明男	区民	公募	令和6年7月 まで
	上森 雅世	区民	公募	令和6年7月 から
	馬場 宏二郎	産業	東京商工会議所大田支部	令和6年 10月 まで
	中井 宏好	産業	東京商工会議所大田支部	令和6年 10月 から

#### (4) 「おおた健康プラン」推進会議設置要綱

平成 23 年 7 月 13 日

23 保健発第 10519 号

改正 平成 24 年 1 月 30 日 23 保健発第 11425 号

平成 25 年 4 月 10 日 25 保健発第 10054 号

平成 25 年 6 月 10 日 25 保健発第 10485 号

平成 26 年 4 月 18 日 26 保健発第 10103 号

平成 27 年 4 月 20 日 27 健づ発第 10122 号

平成 29 年 3 月 13 日 28 健づ発第 11347 号

平成 31 年 3 月 18 日 30 健健発第 12244 号

##### (設置)

第1条 大田区における健康施策全般の行動計画である「おおた健康プラン（以下「プラン」という。）」の効果的かつ着実な推進をめざし、おおた健康プラン推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

##### (所掌事項)

第2条 推進会議は、次に掲げる事項について検討する。

- (1) プランの推進状況に関すること。
- (2) 事業の評価に関すること。
- (3) 事業の見直しに関すること。
- (4) 次期プランの検討に関すること。
- (5) その他健康づくり施策に関すること。

##### (委員の構成及び委嘱)

第3条 推進会議は次に掲げる区分のうちから、区長が委嘱する委員 16 人以内で構成する。

- (1) 学識経験
- (2) 保健医療
- (3) 保健衛生
- (4) 地域
- (5) 運動
- (6) 区民
- (7) 産業

2 前項第6号に規定する委員のうち2人は、原則として公募委員とする。

3 委員を辞職しようとするときは、理由を添えて区長に申し出なければならない。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から現行のプランの計画期間の末日までとする。ただし、辞職した委員の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第5条 推進会議に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、推進会議を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名する副会長がその職務を代理する。

(会議)

第6条 推進会議は、会長が招集する。

2 会長は、必要と認める場合は、委員以外の者に出席を求めることができる。

(会議の公開)

第7条 推進会議は、原則として公開とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、会長は、会議の全部又は一部を非公開とすることができる。

(1) 公開することにより、公正かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められる場合

(2) 特定の者に不当な利益又は不利益をもたらすおそれがあると認められる場合

(3) 議案に個人情報が含まれている場合

(報償費)

第8条 委員に対する報償費は、別に定める。

(処務)

第9条 推進会議の処務は、健康医療政策課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、健康政策部長が別に定める。

付 則

この要綱は、決定の日から施行する。

付 則

この要綱は、決定の日から施行する。

付 則（平成 25 年 6 月 10 日 25 保健発第 10485 号）

この要綱は、決定の日から施行する。

付 則（平成 26 年 4 月 18 日 26 保健発第 10103 号）

この要綱は、決定の日から施行する。

付 則（平成 27 年 4 月 20 日 27 健づ発第 10122 号）

この要綱は、決定の日から施行する。

付 則（平成 29 年 3 月 13 日 28 健づ発第 11347 号）

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成 31 年 3 月 18 日 30 健健発第 12244 号）

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

### 3 策定経過

#### 1 おおた健康プラン推進会議及び庁内検討会の開催実績

##### (1) 推進会議

回数	開催日	主な議事内容
第1回	令和7年7月25日（金）	(1) 健康に関するアンケート調査結果 (2) おおた健康プラン(第三次)実績報告 (3) おおた健康プラン(第四次)概要案 (4) おおた健康プラン(第四次)に向けた策 定検討シート
第2回	令和7年11月7日（金）	(1) おおた健康プラン(第四次)概要案につ いて (2) おおた健康プラン(第四次)素案につい て
第3回	令和●年●月●日（●）	(1) ●●●

##### (2) 庁内検討会

回数	開催日	主な議事内容
第1回	令和7年7月25日（金）	(1) 健康に関するアンケート調査結果 (2) おおた健康プラン(第三次)実績報告 (3) おおた健康プラン(第四次)概要案 (4) おおた健康プラン(第四次)に向けた策 定検討シート
第2回	令和7年10月27日（月）	(1) おおた健康プラン(第四次)概要案につ いて (2) おおた健康プラン(第四次)「施策目標」 「数値指標」「重点事業」について
第3回	令和●年●月●日（●）	(1) ●●●

#### 2 区民説明会の開催実績

開催日（予定）	会場
令和7年12月11日（木） 18時30分から	大田区役所

### 3 パブリックコメントの実施結果

募集期間	令和7年12月3日（水）から令和7年12月23日（火）
意見提出件数	パブリックコメント ●件

## 4 アンケート概要

本調査は、区民の健康に関する意識や習慣等を把握し、平成31年3月に策定した「おおた健康プラン（第三次）」の評価及び次期計画策定のための基礎資料とすることを目的として、令和6年度に実施しました。

### ■概要

	健康に関するアンケート	健康に関するアンケート (小学6年生)
調査期間	令和6年9月11日から9月30日	令和6年9月20日から10月18日
調査対象	大田区在住の18歳以上の男女 (大田区住民基本台帳からの層化無作為抽出)	大田区在住の小学6年生 (大田区住民基本台帳からの層化無作為抽出)
調査方法	郵送配布 - 郵送・インターネット併用回収 ※電子申請(東京共同電子申請・届出サービス)を使用	郵送配布 - 郵送回収
標本数	4,000人	1,300人
有効回収数	1,243人	616人
有効回収率	31.1%	47.4%
調査項目	1 あなた自身について 2 健康診査・検診について 3 食生活について 4 健康づくりについて 5 妊娠・出産について 6 こころの健康について 7 自殺対策について 8 アルコール・たばこについて 9 歯の健康について 10 感染症対策について 11 地域医療について 12 生活衛生対策について 13 自由記述	1 あなた自身について 2 日頃の生活について 3 こころの健康について 4 食生活について 5 歯の健康について

調査結果の詳細は区ホームページから確認できます。



[https://www.city.ota.tokyo.jp/kuseijoho/ota\\_plan/kobetsu\\_plan/hoken\\_eisei/sukoyakaota/kenkoanke-to\\_r6.html](https://www.city.ota.tokyo.jp/kuseijoho/ota_plan/kobetsu_plan/hoken_eisei/sukoyakaota/kenkoanke-to_r6.html)

## 5 第三次プラン数値目標評価

第三次プランでは総合指標のほか、3つの基本目標に基づく施策と数値目標を設定し、施策や基本目標の達成に向けて様々な取組を進めてきました。

第三次プランにおける数値目標の達成状況は、以下のとおりです。

※達成状況は、「◎：目標達成」「○：改善（策定時の現状値を上回る）」「△：変化なし（策定時の現状値と同じ）」、「▼：低下（策定時の現状値を下回る、または未達）」となっています。

### 総合指標 65歳健康寿命\*の延伸

推進目標		プラン策定時 (平成28年度)	目標値 (令和6年度)	現状値 (令和5年度)	達成 状況
男性	要支援1以上	80.67歳	延伸 (65歳平均余命*の延伸分を上回る 65歳健康寿命*の延伸)	81.11歳	◎
	要介護2以上	82.22歳		82.35歳	◎
女性	要支援1以上	82.30歳	延伸 (65歳平均余命*の延伸分を上回る 65歳健康寿命*の延伸)	83.29歳	◎
	要介護2以上	85.36歳		85.74歳	◎

### 基本目標1 生涯を通じた健康づくりを推進します

#### ◆施策1 身体活動\*・運動

推進目標	プラン策定時 (平成29年度)	目標値 (令和6年度)	現状値 (令和6年度)	達成 状況
1日30分以上の軽く汗をかく運動を週2回以上している区民	34.2%	44.0%	45.0%	◎
この1年間に自主的な活動に参加したことのある区民	51.1%	55.0%	42.2%	▼
大田区健康ポイント利用者数	-	50,000人 (令和7年度)	46,313人 (令和6年度)	▼

## ◆施策2 喫煙・飲酒

推進目標	プラン策定時 (平成29年度)	目標値 (令和6年度)	現状値 (令和6年度)	達成 状況
たばこを吸っている区民	16.1%	12.0%	9.3%	◎
妊婦の喫煙率	1.7%	0.0%	0.7%	○
受動喫煙*を経験した者の割合	路上：71.7% (平成30年度)	減少	43.8%	◎
	飲食店：65.8% (平成30年度)	減少	27.8%	◎
生活習慣病のリスクを高める量を超えた飲酒している区民	男性：20.6%	減少	男性：17.3%	◎
	女性：17.0%	減少	女性：18.8%	▼

## ◆施策3 がん対策

推進目標	プラン策定時 (平成29年度)	目標値 (令和6年度)	現状値 (令和6年度)	達成 状況
75歳未満のがん死亡率* (年齢調整*) (人口10万対)	男性：100.4 (平成28年度)	減少 (令和5年度)	74.5 (令和5年度)	◎
	女性：67.3 (平成28年度)	減少 (令和5年度)	55.3 (令和5年度)	◎
胃がん検診受診率	32.1%	50.0%	25.4%	▼
大腸がん検診受診率	33.6%	50.0%	24.9%	▼
肺がん検診受診率	27.1%	50.0%	17.9%	▼
子宮がん検診受診率	45.4%	50.0%	23.2%	▼
乳がん検診受診率	40.8%	50.0%	21.2%	▼
要精密検査者の受診率平均値 (区5がん)	89.7% (平成27年度)	92.0% (令和5年度)	88.7% (令和5年度)	▼
がんになっても地域で安心して暮らしていくと思う人の割合	40.9%	増加	40.2%	▼
大田区が行っているがん検診の認知度*	44.1% ※外国人の実績値	増加	83.7% ※区民の実績値	-

\*「大田区が行っているがん検診の認知度」は第三次プラン策定時に実施したアンケート調査では外国人を対象としていましたが、令和6年度に実施した健康に関するアンケートでは外国人を含む区民を対象として実施したため、対象が異なります。

#### ◆施策4 糖尿病・循環器疾患など生活習慣病の予防

推進目標	プラン策定時 (平成29年度)	目標値 (令和6年度)	現状値 (令和6年度)	達成 状況
男性の肥満（40歳代、50歳代）	40歳代：32.1%	減少	40歳代：35.2%	▼
	50歳代：34.6%	減少	50歳代：37.8%	▼
大田区国民健康保険特定健康診査受診率	36.9%	43.0% (令和5年度)	38.8%	○
大田区国民健康保険特定保健指導実施率	11.0%	19.0% (令和5年度)	9.9%	▼
健康経営*認定事業所数	-	150 (令和7年度)	174 (令和6年度)	◎

#### ◆施策5 歯と口腔の健康

推進目標	プラン策定時 (平成29年度)	目標値 (令和6年度)	現状値 (令和6年度)	達成 状況
3歳児のむし歯のない子どもの割合	88.8%	増加	94.8%	◎
12歳児の一人平均むし歯数	0.88本	0.70本	0.44本	◎
進行した歯周病にかかっている人の割合	40歳：63.1%	減少	43.1%	◎
	50歳：66.2%	減少	44.7%	◎
	60歳：71.1%	減少	46.1%	◎
咀嚼良好者の割合（60歳代）	62.5%	70.0%	65.3%	○
口腔ケアが誤えん性肺炎を予防することを知っている区民の割合※	31.4%	増加	82.5%	-

\*「口腔ケアが誤えん性肺炎を予防することを知っている区民の割合」は第三次プラン策定時に実施したアンケート調査では全回答者を対象としていましたが、令和6年度に実施した健康に関するアンケートでは「オーラルフレイルを知っている人」を対象として実施したため、対象が異なります。

## ◆施策6 親と子の健康づくり「大田区母子保健計画」

推進目標	プラン策定時 (平成29年度)	目標値 (令和6年度)	現状値 (令和6年度)	達成 状況
妊婦面接実施率	72.3%	90.0%	94.9%	◎
すこやか赤ちゃん訪問実施率	96.0%	100.0%	93.2%	▼
妊娠22週以降妊娠届出割合	0.85%	減少	0.56%	◎
妊婦の喫煙率	1.7%	0.0%	0.7%	○
育てにくさを感じた時相談先を知っているなど解決する方法を知っている親の割合	1.6歳児:79.7% 3歳児:83.9%	増加	79.6% 82.6%	▼ ▼
午後10時までに就寝することの割合	1.6歳児:80.5% 3歳児:68.6%	増加	89.1% 72.0%	◎ ◎
朝食を欠食する中学生の割合*	6.6% ※中学生の実績	減少	3.7% ※小学6年生の実績	-
きずなメール(メール・LINE)の登録数	1,743件 (平成30年10月未現在)	12,000件	14,463件	◎

\*「朝食を欠食する人の割合(中学生)」、「食を大切に思う中学生の割合」は第三次プラン策定時に実施したアンケート調査では区内在住の中学生を対象としていましたが、令和6年度に実施した健康に関するアンケート(小学6年生)では区内在住の小学6年生を対象として実施したため、対象が異なります。

## ◆施策7 食育の推進「大田区食育推進計画」

推進目標	プラン策定時 (平成29年度)	目標値 (令和6年度)	現状値 (令和6年度)	達成 状況
朝食を欠食する人の割合* (20歳以上、中学生)	20歳以上:7.5%	減少	9.3%	▼
	中学生:6.6%	減少	3.7% ※小学6年生の実績	-
男性の肥満の割合	30歳代:19.8%	減少	27.1%	▼
	40歳代:32.1%	減少	35.2%	▼
適正体重*を維持している20歳代女性の割合	77.7%	増加	68.1%	▼
高齢者のやせの割合(80歳以上)	13.7%	減少	11.4%	◎

推進目標	プラン策定時 (平成 29 年度)	目標値 (令和 6 年度)	現状値 (令和 6 年度)	達成 状況
食を大切に思う中学生の割合※	90.0%	増加	92.5% ※小学 6 年生の実績	-
健康メニュー協力店数	25 店舗	58 店舗	64 店舗	◎

※「朝食を欠食する人の割合（中学生）」、「食を大切に思う中学生の割合」は第三次プラン策定時に実施したアンケート調査では区内在住の中学生を対象としていましたが、令和 6 年度に実施した健康に関するアンケート（小学 6 年生）では区内在住の小学 6 年生を対象として実施したため、対象が異なります。

#### ◆施策8 こころの健康づくりと自殺対策の推進「大田区自殺対策計画」

推進目標	プラン策定時 (平成 29 年度)	目標値 (令和 6 年度)	現状値 (令和 6 年度)	達成 状況
自殺死亡率*	15.0 (平成 27 年)	11.0 以下 (令和 6 年)	12.0	○
※自殺死亡率*は人口 10 万対				
自殺死亡者数	106 人	77 人以下	88 人	○
ストレスを感じている人の中で、何らかの方法でストレスを解消している人の割合	89.0%	増加	92.4%	◎
ゲートキーパー*基礎講座修了数（累積）	基本型:817 人  出前型:0 人	1,800 人  1,400 人	1,736 人  2,772 人	○  ◎
20 歳未満の自殺死亡率*	2.8 (平成 27 年)	2.0 以下 (令和 6 年)	3.0	▼
※自殺死亡率*は人口 10 万対				
80 歳以上の自殺死亡率*	22.9% (平成 27 年)	16.7 以下 (令和 6 年)	17.2	○
※自殺死亡率*は人口 10 万対				

## 基本目標2 健康に関する安全と安心を確保します

### ◆施策1 感染症対策の強化

推進目標	プラン策定時 (平成29年度)	目標値 (令和6年度)	現状値 (令和6年度)	達成 状況
結核り患率(人口10万対)	17.8	14.3 (令和4年)	8.2 (令和4年)	◎
結核についての正しい知識を持つている区民の割合(2週間以上続く咳、痰、息苦しさなどの症状があること)	68.2%	70.0%	47.7%	▼
HIV <sup>※1</sup> の保健所での無料検査の認知度	46.4%	50.0%	40.5%	▼
予防接種率の向上 (MRワクチン <sup>※2</sup> )	1期 93.6%	97.0%	95.7%	○
	2期 90.3%	97.0%	89.0%	▼

※1 Human Immunodeficiency Virus:ヒト免疫不全ウイルス

※2 麻しん・風しん混合ワクチン

### ◆施策2 災害時医療体制の整備

推進目標	プラン策定時 (平成29年度)	目標値 (令和6年度)	現状値 (令和6年度)	達成 状況
緊急医療救護所について知っている区民の割合	日本人:16.2%	60.0%	11.7%※ ※区民の実績値	-
	外国人:11.9%	30.0%		
災害時看護職ボランティアの登録数	21名	50名	37名	○

※「緊急医療救護所について知っている区民の割合」は第三次プラン策定時に実施したアンケート調査では日本人及び外国人を対象としていましたが、令和6年度に実施した健康に関するアンケートでは外国人を含む区民を対象として実施したため、対象が異なります。

### ◆施策3 安全な生活環境の確保

推進目標	プラン策定時 (平成29年度)	目標値 (令和6年度)	現状値 (令和6年度)	達成 状況
保健所メールの登録数	1,425件	2,800件 (令和7年度)	2,785件	○
肉の生食に注意している人の割合	59.0%	75.0%	72.6%	○
ねずみの対策指導が有効と感じた人の割合	68.0%	75.0% (令和7年度)	91.2%	◎

### 基本目標3 医療や特別な支援を必要とする人が安心して暮らせるまちをつくります

#### ◆施策1 地域医療体制の充実

推進目標	プラン策定時 (平成29年度)	目標値 (令和6年度)	現状値 (令和6年度)	達成 状況
在宅医療の制度や仕組みについて知っている区民の割合	-	30.0%	18.1%	▼
かかりつけ医がいる区民の割合	62.5%	65.0%	67.4%	◎
かかりつけ歯科医がいる区民の割合	67.5%	70.0%	70.8%	◎
かかりつけ薬局がある区民の割合	48.3%	52.0%	56.4%	◎

#### 施策2 精神障がい者、難病患者、ひきこもりの方への支援

推進目標	プラン策定時 (平成29年度)	目標値 (令和6年度)	現状値 (令和6年度)	達成 状況
精神疾患で1年以上入院している区民※	465人	減少	385人	◎

※大田区に元住所のある患者の、全国の精神科病院への入院数

## 6 数値目標一覧

### 基本目標1 生涯を通じた健康づくりを推進します

#### 区分1 生活習慣の改善

##### ◆施策1 栄養・食生活【大田区食育推進計画】

指標項目	現状値		目標値		出典
	数値	測定年度	数値	測定年度	
朝食を欠食する人の割合 (18歳以上)	9.3%	令和6年度	減少	令和12年度	健康に関するアンケート
主食・主菜・副菜を組み合わせた食事が1日2回以上の人がほぼ毎日の人の割合 (18歳以上)	41.9%	令和6年度	増加	令和12年度	健康に関するアンケート
適正体重*を維持している人の割合 ・18歳から64歳：BMI*18.5以上25未満 ・65歳以上：BMI*20を超える25未満	18歳から64歳： 66.6% 65歳以上： 52.2%	令和6年度	増加	令和12年度	健康に関するアンケート
減塩に気をつける人の割合	40.3%	令和6年度	増加	令和12年度	健康に関するアンケート
誰かと一緒に食べることを意識している人の割合	26.5%	令和6年度	増加	令和12年度	健康に関するアンケート
食品ロス削減に取り組む人の割合	96.5%	令和6年度	増加	令和12年度	区の施策検討等に向けた大田区区民意識調査

## ◆施策2 身体活動\*・運動

指標項目	現状値		目標値		出典
	数値	測定年度	数値	測定年度	
1日30分以上の軽く汗をかく運動を週2回以上している人の割合	45.0%	令和6年度	50.0%	令和12年度	健康に関するアンケート
1日の平均歩数 ・18歳から64歳：8,000歩以上の人割合 ・65歳以上：6,000歩以上の人割合	18歳から64歳： 19.4% 65歳以上： 18.2%	令和6年度	32.0%	令和12年度	健康に関するアンケート

## ◆施策3 休養・睡眠

指標項目	現状値		目標値		出典
	数値	測定年度	数値	測定年度	
・18歳から59歳：睡眠時間が6時間から9時間とれている人の割合 ・60歳以上：睡眠時間が6時間から8時間とれている人の割合	18歳から59歳： 58.3% 60歳以上： 51.5%	令和6年度	60.0%	令和12年度	健康に関するアンケート
睡眠で休養がとれている人の割合	68.6%	令和6年度	80.0%	令和12年度	健康に関するアンケート

## ◆施策4 飲酒・喫煙

指標項目	現状値		目標値		出典
	数値	測定年度	数値	測定年度	
生活習慣病のリスクを高める量を超えた飲酒をしている人の割合	男性：17.4% 女性：18.8%	令和6年度	10.0%	令和12年度	健康に関するアンケート
たばこを吸っている人の割合	9.3%	令和6年度	6.0%	令和12年度	健康に関するアンケート
受動喫煙*を経験した人の割合	路上：43.8% 飲食店：27.8%	令和6年度	減少	令和12年度	健康に関するアンケート
COPD*（慢性閉塞性肺疾患）の認知度	16.6%	令和6年度	40.0%	令和12年度	健康に関するアンケート

## ◆施策5 歯と口腔の健康

指標項目	現状値		目標値		出典
	数値	測定年度	数値	測定年度	
4本以上のむし歯のある人の割合 (3歳児)	1.3%	令和6年度	減少	令和12年度	保健衛生事業資料集
むし歯のない人の割合 (12歳児)	77.5%	令和6年度	80.0%	令和12年度	学校保健統計
進行した歯周病にかかっている人の割合 (40歳から49歳)	43.1%	令和6年度	減少	令和12年度	保健衛生事業資料集
咀嚼良好者の割合 (50歳から64歳)	78.8%	令和6年度	増加	令和12年度	健康に関するアンケート
8020*を達成した人の割合	77.2%	令和6年度	増加	令和12年度	保健衛生事業資料集

## 区分2 主な生活習慣病の発症予防と重症化予防

### ◆施策1 がん

指標項目	現状値		目標値		出典
	数値	測定年度	数値	測定年度	
75歳未満のがん死亡率*(年齢調整*)(人口10万対)	男性：74.5 女性：55.3	令和5年度	減少(54.8)	令和11年度	がん検診精度管理評価事業*
胃がん検診受診率	25.4%	令和6年度	増加	令和12年度	健康に関するアンケート
大腸がん検診受診率	24.9%	令和6年度	増加	令和12年度	健康に関するアンケート
肺がん検診受診率	17.9%	令和6年度	増加	令和12年度	健康に関するアンケート
子宮がん検診受診率	23.2%	令和6年度	増加	令和12年度	健康に関するアンケート
乳がん検診受診率	21.2%	令和6年度	増加	令和12年度	健康に関するアンケート
要精密検査者の受診率平均値 (区5がん)	88.7%	令和5年度	92.0%	令和11年度	実績

指標項目	現状値		目標値		出典
	数値	測定年度	数値	測定年度	
がんになっても地域で安心して暮らしていくと思う人の割合	40.2%	令和6年度	55.0%	令和12年度	健康に関するアンケート
生活習慣とがんの関連性を知っている人の割合	—	—	90.0%	令和12年度	健康に関するアンケート

## ◆施策2 糖尿病・循環器病

指標項目	現状値		目標値		出典
	数値	測定年度	数値	測定年度	
男性の肥満の割合 (30歳代、40歳代、50歳代、60歳代)	30歳代：27.1% 40歳代：35.2% 50歳代：37.8% 60歳代：35.5%	令和6年度	減少	令和12年度	健康に関するアンケート
HbA1cの値が6.5以上の人の割合	8.2%	令和5年度	減少	令和12年度	KDB* (国保データベース)
高血圧者の割合	23.3%	令和5年度	減少	令和12年度	KDB* (国保データベース)
健康診断(健康診査)の受診率	78.5%	令和6年度	80.0%	令和12年度	健康に関するアンケート
大田区国民健康保険特定健康診査受診率	38.8%	令和5年度	40.0%	令和12年度	法定報告数値
大田区国民健康保険特定保健指導実施率	9.9%	令和5年度	20.0%	令和12年度	法定報告数値

### 区分3 ライフコースアプローチを踏まえた健康づくり

#### ◆施策1 こどもの健康

指標項目	現状値		目標値		出典
	数値	測定年度	数値	測定年度	
朝食を欠食する子どもの割合 (小学6年生)	3.7%	令和6年度	減少	令和12年度	健康に関するアンケート (小学生)
肥満傾向児の割合 (小学6年生)	8.9%	令和6年度	減少	令和12年度	健康に関するアンケート (小学生)
1日60分以上、運動やスポーツをしている子どもの割合 (小学6年生)	48.9%	令和6年度	68.0%	令和12年度	健康に関するアンケート (小学生)
1日3食、栄養バランスよく食べるようになっている子どもの割合 (小学6年生)	81.7%	令和6年度	増加	令和12年度	健康に関するアンケート (小学生)
食べるときに、ゆっくり噛むようにしている子どもの割合 (小学6年生)	62.5%	令和6年度	増加	令和12年度	健康に関するアンケート (小学生)

#### ◆施策2 高齢者の健康

指標項目	現状値		目標値		出典
	数値	測定年度	数値	測定年度	
適正体重*(B M I *20 を超え25未満)の割合 (65歳以上)	52.2%	令和6年度	増加	令和12年度	健康に関するアンケート
1年間に自主的な活動に参加したことのある人の割合(65歳以上) (趣味、健康・スポーツ、地域行事、教育・文化、生産・就業、安全管理、福祉・保健、生活環境改善に関する活動)	45.5%	令和6年度	55.5%	令和12年度	健康に関するアンケート
何でもよく噛んで食べることができる人の割合 (65歳以上)	57.6%	令和6年度	増加	令和12年度	健康に関するアンケート

### ◆施策3 女性の健康

指標項目	現状値		目標値		出典
	数値	測定年度	数値	測定年度	
女性のやせ(BMI*18.5未満)の人の割合(20歳代以下)	22.1%	令和6年度	11.0%	令和12年度	健康に関するアンケート
骨粗しょう症検診受診者数	2,806人	令和6年度	増加	令和12年度	実績
生活習慣病リスクを高める量を飲酒している女性の割合	18.8%	令和6年度	減少	令和12年度	健康に関するアンケート

### 区分4 親と子の健康づくり【大田区母子保健計画】

指標項目	現状値		目標値		出典
	数値	測定年度	数値	測定年度	
乳幼児健康診査の受診率	4か月児健康診査：93.5% 1歳6か月児健康診査：97.6% 3歳児健康診査：98.5%	令和6年度	100%	令和9年度	実績
5歳児健康診査の実施	拡充	令和7年度	実施	令和9年度	実績
産後ケアの利用件数	3,325件	令和6年度	増加	令和9年度	実績
妊娠・出産・子育てについて相談できる人がいる、又は、相談先を知っている区民の割合	—	—	95.0%	令和14年度	健やか親子21アンケート(4か月健康診査時)

## 区分5 こころの健康づくりと自殺対策の推進

### ◆施策1 こころの健康づくり

指標項目	現状値		目標値		出典
	数値	測定年度	数値	測定年度	
ストレスを感じている人の中で、何らかの方法でストレスを解消している人の割合	92.4%	令和6年度	増加	令和12年度	健康に関するアンケート
こころの健康に関する訪問支援延べ数	2,706件	令和6年度	増加	令和12年度	保健衛生事業資料集

### ◆施策2 自殺対策の推進【大田区自殺対策計画】

指標項目	現状値		目標値		出典
	数値	測定年度	数値	測定年度	
自殺死亡率*（人口10万対） 自殺死亡者数	16.7 122人	5年平均 (令和2年から6年)	11.6 82人	5年平均 (令和7年から11年)	警察庁統計
こころの健康や自殺に関する相談先を知っている人の割合	70.3%	令和6年度	増加	令和12年度	健康に関するアンケート
身近な人から「死にたい」と打ち明けられた場合の正しい対処法を知っている人の割合 ①話をそらさずじっくり聞く ②相談窓口に相談するよう勧める	①77.3% ②43.6%	令和6年度	増加	令和12年度	健康に関するアンケート
身近な人から「死にたい」と打ち明けられた場合「どうしたうよいかわからない」と回答した人の割合	6.6%	令和6年度	減少	令和12年度	健康に関するアンケート

## 基本目標2 健康を支えるための環境をつくります

### ◆施策1 社会とのつながり

指標項目	現状値		目標値		出典
	数値	測定年度	数値	測定年度	
1年間に自主的な活動に参加したことのある人の割合 (趣味、健康・スポーツ、地域行事、教育・文化、生産・就業、安全管理、福祉・保健、生活環境改善に関する活動)	42.2%	令和6年度	55.0%	令和12年度	健康に関するアンケート
地域に愛着を感じている人の割合	男性：70.3%※ 女性：70.1%※	令和5年度	増加	令和12年度	健康に関するアンケート

※現状値は参考として「大田区キラリ☆健康調査 2023」の数値を記載

### ◆施策2 自然に健康になれる環境づくり

指標項目	現状値		目標値		出典
	数値	測定年度	数値	測定年度	
職場や身近で健康づくりの情報が得られたり、健康づくりができる場所があると思う人の割合	—	—	30.0%	令和12年度	健康に関するアンケート
受動喫煙*を経験した人の割合	路上：43.8% 飲食店：27.8%	令和6年度	減少	令和12年度	健康に関するアンケート
公衆喫煙所整備及び運用	4か所	令和6年度	10か所	令和9年度	実績

## 基本目標3 健康に関する安全と安心を確保します

### ◆施策1 感染症対策の強化

指標項目	現状値		目標値		出典
	数値	測定年度	数値	測定年度	
感染症予防対策を実践している人の割合	96.0%	令和6年度	増加	令和12年度	健康に関するアンケート
性感染症の予防方法の認知度	87.6%	令和6年度	増加	令和12年度	健康に関するアンケート
結核り患率(10万人対)	8.2	令和5年	f 6.0	令和11年	東京都における結核の概況
予防接種率 (MRワクチン)	第1期 95.7%  第2期 89.0%	令和6年度	第1期 増加  第2期 95.0%	令和12年度	保健衛生事業資料集

### ◆施策2 災害時医療体制の整備

指標項目	現状値		目標値		出典
	数値	測定年度	数値	測定年度	
緊急医療救護所及び軽症者救護所の開設・運営訓練回数	16回	令和6年度	19回	令和9年度	実績
緊急医療救護所について機能・役割を含めて知っている区民の割合	8.1%	令和6年度	20.0%	令和12年度	区の施策検討等に向けた大田区区民意識調査

### ◆施策3 安全な生活環境の確保

指標項目	現状値		目標値		出典
	数値	測定年度	数値	測定年度	
保健所メールの登録数	2,785	令和6年度	増加	令和12年度	保健衛生事業資料集
狂犬病予防注射接種を行った犬の割合	74.6%	令和6年度	70%以上を維持	令和12年度	保健衛生事業資料集

#### ◆施策4 地域医療の充実

指標項目	現状値		目標値		出典
	数値	測定年度	数値	測定年度	
かかりつけ医がいる区民の割合	66.3%	令和6年度	75.0%	令和12年度	区の施策検証等に向けた大田区区民意識調査
かかりつけ歯科医がいる区民の割合	57.5%	令和6年度	75.0%	令和12年度	区の施策検証等に向けた大田区区民意識調査
かかりつけ薬局がある区民の割合	41.9%	令和6年度	65.0%	令和12年度	区の施策検証等に向けた大田区区民意識調査
在宅医療の制度や仕組みについて知っている人の割合	18.1%	令和6年度	30.0%	令和12年度	健康に関するアンケート

## 7 関連事業一覧

### 基本目標1 生涯を通じた健康づくりを推進します

#### 区分1 生活習慣の改善

##### ◆施策1 栄養・食生活【大田区食育推進計画】

No.	事業名	所管課	重点事業
1	出張健康教育（栄養）	健康づくり課 地域健康課	○
2	食育フェア	健康づくり課	○
3	若者向け食育啓発	健康づくり課	○
4	保育園における食育指導	保育サービス課	○
5	児童館等における食育指導	子育ち支援課	○
6	区立小中学校における豊かな食育	学務課	○
7	食品ロス削減への行動変容	ごみ減量推進課	○
8	出産準備教室	地域健康課	
9	育児学級	地域健康課	
10	乳幼児健康診査 (4か月児、1歳6か月児、3歳児、5歳児)	健康づくり課 地域健康課	
11	栄養講習会（一般）	地域健康課	
12	栄養相談	地域健康課	
13	特定給食施設指導	健康づくり課 地域健康課	
14	朝食メニュー集の配布	健康づくり課 地域健康課	
15	外食栄養成分表示の推進・栄養成分の区民への普及	健康づくり課 地域健康課	
16	区ホームページ等による周知啓発	健康づくり課	
17	大田地域活動栄養士会による食育パネルシアター	地域健康課	
18	地域で活動する栄養士会や自主グループ等の支援・連携	健康づくり課 地域健康課	
19	朝食メニュー集の配布	健康づくり課 地域健康課	

No.	事業名	所管課	重点事業
20	特定給食施設指導	健康づくり課 地域健康課	
21	外食栄養成分表示の推進・栄養成分の区民への普及	健康づくり課 地域健康課	
22	地域で活動する栄養士会や自主グループ等の支援・連携	健康づくり課 地域健康課	
23	保健所メールの発信	生活衛生課	
24	安全・安心な食の確保についての周知啓発	生活衛生課	

#### ◆施策2 身体活動\*・運動

No.	事業名	所管課	重点事業
25	小学校への健康教育	健康づくり課	○
26	企業・事業所等への健康活動支援	健康づくり課	○
27	はねびよん健康ポイント事業	健康づくり課	○
28	ウォーキングイベントの開催	スポーツ推進課	○
29	区ホームページ等による周知啓発	健康づくり課	

#### ◆施策3 休養・睡眠

No.	事業名	所管課	重点事業
30	小学校への健康教育	健康づくり課	○
31	企業・事業所等への健康活動支援	健康づくり課	○
32	区ホームページ等による周知啓発	健康づくり課	

#### ◆施策4 飲酒・喫煙

No.	事業名	所管課	重点事業
33	健康への影響と適正量の周知啓発	健康づくり課 地域健康課	○
34	企業・事業所等への健康活動支援	健康づくり課	○
35	区立小中学校における各種健康教育	学務課 指導課	○
36	特定健康診査*・特定保健指導*等	健康づくり課	○
37	受動喫煙*防止対策	健康づくり課	○

No.	事業名	所管課	重点事業
38	COPD*に関する周知啓発	健康づくり課	○
39	区ホームページ等における周知啓発	健康づくり課 地域健康課	
40	保健師等による相談・指導	健康づくり課 地域健康課	

#### ◆施策5 歯と口腔の健康

No.	事業名	所管課	重点事業
41	歯と口の健康に関する普及啓発	健康づくり課 地域健康課	○
42	乳幼児歯科相談	地域健康課	○
43	歯科健康教育・相談	健康づくり課 地域健康課	○
44	企業・事業所等への健康活動支援	健康づくり課	○
45	成人歯科健康診査	健康づくり課	○
46	一般介護予防事業	地域福祉課	○
47	オーラルフレイルの周知啓発	健康づくり課 地域健康課	○
48	幼児歯科健康診査・フッ化物塗布事業	健康づくり課	
49	妊婦歯科健康診査	健康づくり課	
50	障がい者歯科相談	健康づくり課	
51	乳幼児健康診査 (4か月児、1歳6か月児、3歳児、5歳児)	健康づくり課 地域健康課	
52	育児学級	地域健康課	
53	出産準備教室	健康づくり課 地域健康課	
54	歯周病予防教室・歯周病健康相談	地域健康課	
55	歯と口の健康づくり講演会	地域健康課	

## 区分2 主な生活習慣病の発症予防と重症化予防

### ◆施策1 がん

No.	事業名	所管課	重点事業
56	がん検診の受診勧奨・周知啓発	健康づくり課 地域健康課	○
57	企業・事業所等への健康活動支援	健康づくり課	○
58	がん患者の相談支援	健康医療政策課 健康づくり課	○
59	がん知識の普及啓発	健康づくり課 地域健康課	
60	胃、肺、大腸、子宮（頸）、乳、喉頭、前立腺がん検診	健康づくり課	
61	女性の集団検診	健康づくり課	
62	B型・C型肝炎ウイルス、眼科（緑内障）、認知機能検診、20歳のピロリ菌検査	健康づくり課	
63	健康教育・健康相談	地域健康課	
64	乳がん自己触診パンフレットの配布	健康づくり課 地域健康課	

### ◆施策2 糖尿病・循環器病

No.	事業名	所管課	重点事業
65	生活習慣病に関する知識の普及啓発	健康づくり課 地域健康課	○
66	小学校への健康教育	健康づくり課	○
67	企業・事業所等への健康活動支援	健康づくり課	○
68	特定健康診査*の受診率向上に関する取組	健康づくり課	○
69	特定保健指導*初回面談の早期実施	健康づくり課	○
70	生活習慣病重症化予防における医療機関受診勧奨	健康づくり課	○
71	39歳以下基本健康診査（医師会委託）	健康づくり課	
72	大田区健康診査	健康づくり課	
73	大田区国民健康保険特定健康診査・特定保健指導	健康づくり課	
74	長寿健康診査	健康づくり課	

No.	事業名	所管課	重点事業
75	大田区国民健康保険人間ドック受診助成	健康づくり課	

### 区分3 ライフコースアプローチを踏まえた健康づくり

#### ◆施策1 こどもの健康

No.	事業名	所管課	重点事業
76	小学校への健康教育	健康づくり課	○
77	食育フェア	健康づくり課	○
78	楽しい運動習慣*の確立	指導課	○
79	みんなでよい歯のまちづくり	地域健康課	○
80	歯と口の健康に関する普及啓発	健康づくり課 地域健康課	○

#### ◆施策2 高齢者の健康

No.	事業名	所管課	重点事業
81	一般介護予防事業	高齢福祉課	○
82	高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業	健康づくり課	○
83	特定健康診査*・長寿健康診査・大田区健康診査	健康づくり課	○
84	成人歯科健康診査	健康づくり課	○

#### ◆施策3 女性の健康

No.	事業名	所管課	重点事業
85	若い世代からの健康づくり	健康づくり課	○
86	小学校への健康教育	健康づくり課	○
87	企業・事業所等への健康活動支援	健康づくり課	○
88	骨粗しょう症対策	健康づくり課	○
89	乳幼児健康診査時等の啓発	健康づくり課 地域健康課	○
90	女性の健康支援、総合相談	健康づくり課 地域健康課	
91	子宮（頸）、乳がん検診	健康づくり課	

#### 区分4 親と子の健康づくり【大田区母子保健計画】

No.	事業名	所管課	重点事業
92	乳幼児健康診査 (4か月児、1歳6か月児、3歳児、5歳児)	健康づくり課 地域健康課	○
93	妊婦面接	健康づくり課 地域健康課	○
94	すこやか赤ちゃん訪問事業	健康づくり課 地域健康課	○
95	産後ケア事業	健康づくり課 地域健康課	○
96	子育てに関する情報発信	健康づくり課	○
97	妊婦健康診査	健康づくり課	
98	各種乳幼児健康診査	地域健康課	
99	定期予防接種	感染症対策課 地域健康課	
100	出産準備教室	健康づくり課 地域健康課	
101	育児学級（子育てグループワークを含む）	地域健康課	
102	母子保健推進協議会	健康づくり課	
103	こども家庭センターとの連携	地域健康課	

#### 区分5 こころの健康づくりと自殺対策の推進

##### ◆施策1 こころの健康づくり

No.	事業名	所管課	重点事業
104	こころの健康づくりに関する普及啓発	健康づくり課	○
105	大田区精神障がい者アウトリーチ支援事業	健康づくり課 地域福祉課	○
106	大田区措置入院者等退院後支援事業	健康づくり課 地域福祉課	○
107	個別支援業務 (電話・面接・訪問相談)	健康づくり課 地域健康課 地域福祉課	○
108	精神保健福祉地域支援推進会議	健康づくり課	○
109	家族教室（精神保健福祉講座）	地域健康課	

No.	事業名	所管課	重点事業
110	精神保健福祉相談	健康づくり課	
111	依存症相談	地域健康課	
112	デイケア	地域健康課	
113	精神障害にも対応した地域包括ケアシステム*の構築	健康づくり課 障害福祉課 障がい者総合サポートセンター	

## ◆施策2 自殺対策の推進【大田区自殺対策計画】

No.	事業名	所管課	重点事業
114	ゲートキーパー*養成講座	健康づくり課	○
115	未遂者支援事業	健康づくり課 地域健康課 地域福祉課	○
116	生活再建・就労サポートセンターJ O B O T A	蒲田生活福祉課	○
117	区立小中学校における自殺予防教育	指導課	○
118	大田区自殺総合対策協議会	健康づくり課	○
119	インターネット検索連動広告機能を利用した相談事業	健康づくり課	
120	区ホームページ等における周知啓発	健康づくり課	
121	図書館でのメンタルヘルス展示	健康づくり課	
122	大学等との連携によるメンタルヘルス・ゲートキーパー*講座	健康づくり課	
123	健康経営*事業所認定・表彰事業	健康医療政策課	
124	すこやか赤ちゃん訪問事業	健康づくり課 地域健康課	
125	23条通報者の情報整理と活用	健康づくり課 地域健康課 地域福祉課	

## 基本目標2 健康を支えるための環境をつくります

### ◆施策1 社会とのつながり

No.	事業名	所管課	重点事業
126	総合型地域スポーツクラブとの連携・活動支援	スポーツ推進課	○
127	ランニング大会の開催	スポーツ推進課	○
128	区民スポーツまつり	スポーツ推進課	○
129	子育てひろば	子育ち支援課 保育サービス課 子ども家庭支援センター 教育総務課	○
130	区民活動支援事業	地域力推進課	○
131	デイケア	地域健康課	
132	育児学級（子育てグループワーク）	地域健康課	

### ◆施策2 自然に健康になれる環境づくり

No.	事業名	所管課	重点事業
133	健康メニュー協力店の拡充	健康づくり課 地域健康課	○
134	はねびょん健康ポイント事業	健康づくり課	○
135	散策路の整備	都市基盤管理課 公園課	○
136	いきいき健康公園づくり	公園課	○
137	健康経営*事業所認定・表彰事業	健康医療政策課	○
138	受動喫煙*防止対策	健康づくり課	○
139	屋外における喫煙対策の推進	環境政策課	○
140	特定給食施設指導	健康づくり課 地域健康課	

### 基本目標3 健康に関する安全と安心を確保します

#### ◆施策1 感染症対策の強化

No.	事業名	所管課	重点事業
141	感染症予防に向けた普及啓発	感染症対策課	○
142	感染症予防講演会	感染症対策課	○
143	性感染症の検査及び相談体制の充実	感染症対策課	○
144	性感染症予防教育の実施	感染症対策課	○
145	結核ハイリスク対象者への健康診断の実施	感染症対策課 健康づくり課	○
146	直接服薬確認療法（DOTS）	感染症対策課	○
147	疾病予防に向けた予防接種の促進	感染症対策課	○
148	結核に関する知識の普及啓発	感染症対策課	
149	感染症発生動向調査週報	感染症対策課	
150	結核患者の医療費助成	感染症対策課	
151	結核患者の接触者に対する健康診断の実施	感染症対策課	
152	感染症発生時の対応	感染症対策課	
153	新型インフルエンザ発生時の対応	感染症対策課	
154	「新型インフルエンザ等対策行動計画」の整備・運用	感染症対策課	
155	区医師会・薬剤師会等との連携	感染症対策課	
156	予防接種に関する正しい知識の周知	感染症対策課	

#### ◆施策2 災害時医療体制の整備

No.	事業名	所管課	重点事業
157	緊急医療救護所の体制整備	健康医療政策課	○
158	人材育成と訓練の充実	健康医療政策課	○
159	災害時医療体制に関する普及啓発	健康医療政策課	○
160	災害時医療職ボランティアの募集	健康医療政策課	

#### ◆施策3 安全な生活環境の確保

No.	事業名	所管課	重点事業
161	保健所メールの発信	生活衛生課	○

No.	事業名	所管課	重点事業
162	狂犬病の予防	生活衛生課	○
163	セルフメディケーション*支援	生活衛生課	
164	生活環境の衛生に関する助言と支援	生活衛生課	
165	感染症媒介蚊の発生抑制対策	生活衛生課	
166	日頃の食品衛生、環境衛生、医薬等の監視	生活衛生課	
167	健康危機が発生、又はその疑いがある場合における連絡体制の構築	生活衛生課	
168	安全・安心な食の確保についての周知啓発	生活衛生課	

#### ◆施策4 地域医療の充実

No.	事業名	所管課	重点事業
169	かかりつけ医等の周知啓発	健康医療政策課	○
170	在宅医療普及啓発	健康医療政策課	○
171	医療・保健・福祉の連携	健康医療政策課 健康づくり課	○
172	難病対策地域協議会	健康づくり課	○
173	看護職復職支援	健康医療政策課	○
174	休日や夜間の救急医療体制の確保	健康医療政策課	○
175	周産期医療への支援	健康医療政策課	
176	病院耐震化支援	健康医療政策課	
177	医療情報の発信	健康医療政策課	
178	地域医療連携の推進	健康医療政策課	
179	24時間AED設置補助事業	健康医療政策課	
180	東京都在宅難病患者一時入院事業	地域健康課	
181	ぜん息児日帰りキャンプ	健康医療政策課	
182	ぜん息児水泳健康教室	健康医療政策課	
183	東京都大気汚染医療費助成	健康医療政策課	
184	公害健康被害認定事務及び補償給付等	健康医療政策課	
185	公害医療手帳所持者に対する予防接種等費用助成	健康医療政策課	

	用語	説明	初出頁
あ行	I C T	Information and Communication Technology（情報通信技術）の略。情報技術に通信技術を加えたもので、通信を介して人やモノ、情報と情報が相互にやりとりする技術全般を意味する。生活やビジネス、教育等幅広い分野において、テレワーク、オンライン会議、クラウドサービス等がその活用例。	10
	A I D S（エイズ）	Acquired Immunodeficiency Syndrome（後天性免疫不全症候群）の略で、HIV（ヒト免疫不全ウイルス）に感染して免疫力が低下し、決められた様々な疾患を発症した状態。	112
か行	がん検診精度管理評価事業	区市町村が行うがん検診の実態を把握し、精度管理の評価を行うことにより、より精度の高い検診の実施に寄与することを目的としている。	161
	K D B	国保データベースシステム	21
	ゲートキーパー	自殺のリスクにつながるような悩みに気づき、声をかけ、話を聴き、必要な支援につなげ、見守ることで、特別な資格は不要。	98
	健康経営®	従業員等の健康管理を経営的な視点で考え、戦略的に実践することで、企業理念に基づき、従業員等への健康投資を行うことは、従業員の活力向上や生産性の向上等の組織の活性化をもたらし、結果的に業績向上や株価向上につながると期待されている。 ※健康経営®は、N P O 法人健康経営研究会の登録商標です。	106
	健康寿命	健康上の問題で日常生活が制限されことなく生活できる期間のことで、平均寿命の伸びを上回る健康寿命の延伸、即ち、健康寿命と平均寿命との差を縮小することが重要とされている。	3

	用語	説明	初出頁
か行	健康増進法	平成15年5月1日から施行された法律で、「国民の健康の増進の総合的な推進に関し基本的な事項を定めるとともに、栄養の改善その他の国民の健康の増進を図るための措置を講じ、もって国民保健の向上を図る」ことを目的としている。	3
	合計特殊出生率	1人の女性（15歳から49歳）が一生の間に出产することもの平均人数	16
	コーホート要因法	出生、死亡、移動等の人口の変動要因の動向を仮定して出生年が同じ人口集団毎に将来人口を推計する方法	15
さ行	COPD	Chronic Obstructive Pulmonary Disease（慢性閉塞性肺疾患）の略で、肺の生活習慣病とも言われ、肺気腫や慢性気管支炎も合わせた、慢性閉塞性肺疾患という病気のこと。気管支が炎症を起こしたり肺胞が破壊されて肺機能が低下し、悪化するとせき・たん・息切れが強くなり生活に支障をきたす。	45
	死亡率	一定期間内に死亡した人の割合。	17
	受動喫煙	本人が喫煙しなくても、他人の喫煙により発生した副流煙（たばこの先端から立ち上る煙）や呼出煙（喫煙者が吐き出す煙）を吸い込んでしまうこと。	45
	循環器病	健康寿命の延伸等を図るための脳卒中、心臓病その他の循環器病に係る対策に関する基本法（平成30年法律第105号）では、脳卒中、心臓病その他の循環器病を「循環器病」としています。循環器病には、虚血性脳卒中（脳梗塞）、出血性脳卒中（脳内出血、くも膜下出血など）、一過性脳虚血発作、虚血性心疾患（狭窄症、心筋梗塞など）、心不全、不整脈、弁膜症（大動脈弁狭窄症、僧帽弁逆流症など）、大動脈疾患（大動脈解離、大動脈瘤など）、末梢血管疾患、肺血栓塞栓症、肺高血圧症、心筋症、先天性心・脳血管疾患*、遺伝性疾患等多くの疾患が含まれます。	56

	用語	説明	初出頁
た行	心疾患	心臓に何らかの障害が起き、それにより血液の循環不全によって引き起こされる病気の総称で、心筋梗塞、狭心症等を指す。	3
	身体活動	安静にしている状態よりも多くのエネルギーを消費するすべての動作のことで、運動と生活活動とに大きく分けることができる。	31
	sucoyaca	KDBシステムを補完する外付システム。データを活用した統計分析をサポートするシステム	62
	セルフメディケーション	自分の健康は自分で守ることを意識し、軽度な身体の不調は自分で手当てすること	122
た行	地域包括ケアシステム	可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される仕組みのこと。	92
	DX（デジタル・トランスフォーメーション）	デジタル技術の浸透により、人々の生活があらゆる面でよりよいものに変化していくこと。デジタル・トランスフォーメーション（Digital Transformation）の略。	10
	データヘルス計画	国民健康保険等の医療保険者が加入者の健康データを活用して、効率的な保健事業を実施するための取組で、国が推進する「日本再興戦略」の一環として、健康寿命の延伸と国民の健康保持増進を目的としており、平成27年度からすべての健康保険組合に策定・実施が義務付けされている。	62
	適正体重	生活習慣病等になりにくく、健康でいられるとする体重のことで、BMIで評価され、その指標が22となる体重が、日本において最も病気にかかりにくいとされている。	34

	用語	説明	初出頁
な行	統合医療	<p>近代西洋医学を前提として、これに相補（補完）・代替療法や伝統医学等を組み合わせて更にQOL（Quality of Life：生活の質）を向上させる医療であり、医師主導で行うものであって、場合により多職種が協働して行うもの（厚生労働省の「『統合医療』情報発信サイト」より）。</p> <p>近代西洋医学だけでなく、漢方、健康食品、各種の民間療法が広く利用されているという実態があり、新しい医療の概念として「統合医療」の考え方が注目されてきたもの。</p> <p>統合医療には多種多様なものがあり、上記サイトでは、科学的根拠に基づいた情報を紹介している。</p>	126
	特定健康診査	生活習慣病の予防のために、40歳から74歳を対象とする、メタボリックシンドロームに着目した健康診査。	48
	特定保健指導*	特定健康診査の結果により、生活習慣病の発症リスクが高く、生活習慣の改善による生活習慣病の予防効果が多く期待できる人に対して、専門スタッフ（保健師、管理栄養士等）が生活習慣を見直すサポートのこと。	48
は行	年齢調整（死亡率）	年齢構成の異なる集団について死亡状況の比較ができるよう、年齢構成を調整した死亡率で、公衆衛生分野における評価や目標設定をする上での重要な指標。	57
	脳血管疾患	脳動脈に異常が起きることが原因でおこる病気の総称で、脳出血、クモ膜下出血、脳梗塞等を指す。	3
は行	HACCP	原材料の納入から最終製品の仕上がりまでをあらかじめ定めた管理計画に基づいて一貫して製造工程を管理するもので、国際機関のCODEX委員会でガイドラインが示されている世界で認められた衛生管理手法	125

	用語	説明	初出頁
	8050問題	「ハチ・マル・ゴー・マル」と読み、80代の親が50代の子どもの生活を支えるために経済的にも精神的にも強い負担を請け負うという社会問題のこと。主な背景には、子どもの引きこもりの長期化・高齢化がある。	90
	8020	「ハチ・マル・ニイ・マル」と読み、「80歳になっても20本以上自分の歯を保とう」という働きかけを「8020運動」とし、20本以上の歯があれば、食生活にほぼ満足することができると言われる。	50
	BMI	Body Mass Index（体格指数）の略で、肥満度を表す指標として国際的に用いられており、体重〈kg〉 ÷ (身長〈m〉 × 身長〈m〉) で求める。	23
	フレイル	高齢期に見られる心身の活力の低下した「虚弱」な状態を指し、要介護状態の中間に位置する。「身体的」「精神的・心理的」「社会的」の3つの側面があり、これらが互いに影響しあって進行するも、健康な状態に戻る可能性も十分にあり、早い段階での予防と対策が重要とされる。	53
	平均寿命	0歳における平均余命のこと	76
ら行	ライフコースアプローチ	国の健康日本21（第三次）では、胎児期から高齢期に至るまでの人の生涯を経時的に捉えた健康づくりのことをいいます。	10
	65歳健康寿命	65歳の人が何らかの障害のために日常生活動作が制限されるまでの年齢を平均的に表したもの。	9
	65歳平均余命	65歳の人が平均してあと何年生きられるかの期待値。	9



## 9 ライフステージ別区民の取組例

区分	施策	乳幼児期 (6歳以下)	学童 (7歳)
① 生活習慣の改善	1 栄養・食生活 【大田区食育推進計画】	◆規則正しい食習慣を身につける ◆家族や友人などと一緒に食事を楽しむ時間を持つ	◆1日3食、主菜・副菜をバランスよく摂る ◆適正体重を維持する ◆食材を「買い過ぎず」にする
	2 身体活動・運動	◆遊びを通して、身体を動かす楽しさを知る	◆普段から体を動かす
	3 休養・睡眠	◆早寝早起きの習慣をつける	◆趣味の活動等を通じてリラックスする ◆喫煙・受動喫煙や飲酒を控える
	4 飲酒・喫煙	◆保護者などは、子どもに受動喫煙させないよう配慮する	
	5 歯と口腔の健康	◆よく噛んで食べる ◆保護者が仕上げ磨きをする ◆定期的に歯科健診を受ける	
② 主な生活習慣病の発症予防と重症化予防	1 がん		◆がんに関する正しい知識を持つ
	2 糖尿病・循環器病	◆健康的な生活習慣を身につける	◆健康的な生活習慣に取り組む
③ ライフコースアプローチを踏まえた健康づくり	1 こどもの健康	◆保護者は健康的な生活習慣について理解し、こどもに実践を促す	◆健康的な生活習慣を実践する
	2 高齢者の健康		
	3 女性の健康	◆乳幼児健康診査等で健康に関する正しい情報を身につける(保護者)	◆女性の健康に関する知識を持つ
④ 親と子の健康づくり 【大田区母子保健計画】		◆定期的に健診、予防接種を受ける ◆親子で過ごす時間を大切にする(保護者) ◆保護者がともに協力し、主体的に育児に取り組む ◆相談先や支援内容を知り、一人で悩みを抱えない	
⑤ こころの健康づくりと自殺対策の推進	1 こころの健康づくり		◆自分に合ったストレッチャー
	2 自殺対策の推進 【大田区自殺対策計画】		◆困難に直面した際の対応方法

・思春期 から 19 歳	青年期・壮年期 (20 歳から 64 歳)	高齢期 (65 歳以上)
野菜をそろえてバランスの良い食事をとる		
う」「使い切る」「食べ切る」		◆フレイルを予防する
ことを意識し、運動習慣を身につける	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆日常生活の中で意識的に歩く</li> <li>◆睡眠の大切さと、質の良い睡眠のとり方を理解し実践する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆運動や社会参加で、筋力や体力を維持する</li> </ul>
うて、余暇時間を充実させる		
飲酒による健康への影響を理解する	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆COPDについて正しく理解し、自覚症状がある場合は、早期に医療機関を受診する</li> <li>◆生活習慣病のリスクを高める量の飲酒をしない</li> </ul>	
◆食後に必ず歯を磨くとともに、正しいセルフケアを実践する		◆オーラルフレイルを予防する
◆かかりつけ歯科医を決め、定期的に歯科健診や予防処置を受ける		
正しい知識とがんを予防する生活習慣を身につける		<ul style="list-style-type: none"> <li>◆定期的にがん検診を受診し、必要に応じて医療機関を受診する</li> </ul>
に関する理解を深め、習慣化する	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆定期的に健診を受診し、必要に応じて医療機関を受診する</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆運動機能・認知機能を維持するための健康づくりに取り組む</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆定期的に健診を受診する</li> </ul>
正しい知識を身につける	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆定期的に健診・検診を受診し、必要に応じて医療機関を受診する</li> </ul>	
◆妊娠・出産に関する正しい知識を身につける		
ノス解消方法を身につける		
◆こころの不調を感じた時に一人で抱え込まず、家族や友人、相談機関にためらわずに相談する		
◆精神疾患を正しく理解する		
SOS の出し方を学ぶ		
◆悩んでいる人を支えたいと考えている人は、ゲートキーパー養成講座を受講する		
◆こころの不調を感じた時に一人で抱え込まず、家族や友人、相談機関にためらわずに相談する		